

平成27年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

## 指宿市議会会議録目次

平成27年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月25日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び閉議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第65号～議案第72号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）	6
議案第86号～議案第89号一括上程	25
提案理由説明	25
議案第86号～議案第89号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	28
議案第90号～議案第101号一括上程	29
提案理由説明	29
議案第90号～議案第101号（質疑、委員会付託）	40
新たに受理した陳情3件上程（委員会付託）	40
散会	41
12月10日	
議事日程	42
本日の会議に付した事件	42
出席議員	42
欠席議員	42
地方自治法第121条の規定による出席者	42
職務のため出席した事務局職員	43
開議	44
会議録署名議員の指名	44
一般質問	44
松下喜久雄議員	44
1. 災害予報について	
2. レジャーセンターかいもんについて	
3. 県道岩本開闢線について	

井 元 伸 明 議員	58
1. 池田湖周辺の環境整備について	
2. 専門職員の配置状況について	
3. T P Pについて	
白 山 正 志 議員	71
1. 歩いて楽しいまちづくり事業について	
2. 学校環境について	
3. 指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
吉 村 重 則 議員	84
1. 農業問題について	
2. T P Pについて	
3. 福元地区内の里道について	
東 伸 行 議員	95
1. 山川港の整備状況について	
延 会	105

12月11日

議事日程	106
本日の会議に付した事件	106
出席議員	106
欠席議員	106
地方自治法第121条の規定による出席者	106
職務のため出席した事務局職員	107
開 議	108
会議録署名議員の指名	108
一般質問	108
新川床 金 春 議員	108
1. ごみ問題について	
2. 指宿市版地方人口ビジョンについて	
前之園 正 和 議員	120
1. マイナンバー施行に関連して	
2. 市長等の退職金について	
3. 子育て支援について	
木 原 繁 昭 議員	135
1. 元湯について	
2. なのはな館について	
3. 環境行政について	
高 田 チヨ子 議員	147
1. 安全・安心な生活のために	

2. ごみ問題について	
3. なのはな館について	
4. 人事異動について	
恒 吉 太 吾 議員	158
1. I C T (情報通信技術) を活用した取組について	
延 会	172

12月14日

議事日程	174
本日の会議に付した事件	174
出席議員	174
欠席議員	174
地方自治法第121条の規定による出席者	174
職務のため出席した事務局職員	175
開 議	176
会議録署名議員の指名	176
一般質問	176
西 森 三 義 議員	176
1. 農業振興策について	
2. 定住促進条例について	
3. リフォーム助成事業について	
外 蘭 幸 吉 議員	189
1. 市職員の保有する公的資格について	
散 会	197

12月18日

議事日程	198
本日の会議に付した事件	198
出席議員	199
欠席議員	199
地方自治法第121条の規定による出席者	199
職務のため出席した事務局職員	199
開 議	200
会議録署名議員の指名	200
議案第90号, 議案第92号及び議案第93号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	200
議案第91号, 議案第94号～議案第96号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	203
議案第97号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	208
議案第101号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	214
議案第98号～議案第100号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	215

審査を終了した陳情（陳情第9号、第10号、第11号）	217
議員派遣の件	219
市長発言申出	220
閉議及び閉会	220

# 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 議会

平成27年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会期 24日間（11月25日～12月18日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月25日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第65号～議案第72号 (決算特別委員長報告、質疑、討論、表決)</li> <li>・議案第86号～議案第89号一括上程（議案説明） (質疑、委員会付託省略、討論、表決)</li> <li>・議案第90号～議案第101号一括上程（議案説明） (質疑、委員会付託)</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
26日	木	休 会	一般質問の通告限（12時）
27日	金	〃	
28日	土	〃	
29日	日	〃	
30日	月	〃	
12月 1日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
2日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
3日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
4日	金	〃	
5日	土	〃	
6日	日	〃	
7日	月	〃	
8日	火	〃	
9日	水	〃	
10日	木	本会議	・一般質問
11日	金	〃	・一般質問
12日	土	休 会	
13日	日	〃	
14日	月	本会議	・一般質問
15日	火	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
16日	水	〃	
17日	木	〃	
18日	金	本会議	・議案第90号、議案第92号及び議案第93号

		(委員長報告，質疑，討論，表決) ・議案第91号，議案第94号～議案第96号 (委員長報告，質疑，討論，表決) ・議案第97号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・議案第101号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・議案第98号～議案第100号 (委員長報告，質疑，討論，表決) ・審査を終了した陳情（陳情第9号，第10号，第11号） ・議員派遣の件
--	--	---

## 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 11 月 25 日

(第 1 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成27年11月25日 午前10時 開議

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第65号 平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第66号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第67号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第68号 平成26年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第69号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第70号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第71号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第72号 平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第86号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めるについて
- 日程第12 議案第87号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について
- 日程第13 議案第88号 指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の変更について
- 日程第14 議案第89号 指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について
- 日程第15 議案第90号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第16 議案第91号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第92号 指宿市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第93号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番

- 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第94号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第95号 指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第96号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第22 議案第97号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第23 議案第98号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第99号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第100号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第101号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 新たに受理した陳情上程（陳情第9号～陳情第11号）
- 

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

#### 1. 出席議員

1 番議員	外 蘭 幸 吉	2 番議員	臼 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 德
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 德 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春
19番議員	下川床 泉	21番議員	新宮領 進

## 1. 欠席議員

な  
し

---

## 1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市長	豊留 悅男	副市長	渡瀬 貴久
副市長	佐藤 寛	教육長	西森 廣幸
総務部長	高野 重夫	市民生活部長	牟田 浩一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣森 敏幸
農政部長	新留 幸一	建設部長	山下 康彦
教育部長	浜島 勝義	山川支所長	馬場 久生
開聞支所長	川畑 徳廣	総務部参与	有留 茂人
建設部参与	光行 忠司	総務課長	岩下 勝美
財政課長	上田 薫	税務課長	中村 孝
水道課長	川口 光志		

---

## 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森 和美	次長兼調査管理係長	石坂 和昭
主幹兼議事係長	鮎川 富男	議事係主査	嶺元 和仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成27年第4回指宿市議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、森時徳議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間と決定いたしました。

### △ 議案第65号～議案第72号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第65号、平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（臼山正志） おはようございます。

決算特別委員会に付託されました議案第65号、平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月19日から10月23日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査に当たり議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、松原田2号団地外壁等改修工事、成川分団消防車庫新築工事、新潟口雨水ポンプ場施設工事など、5か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第66号から議案第68号

までの3議案については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第65号については、反対討論として、決算審査においては、単に予算どおりの執行かどうかということだけにとどまらず、市民本位の執行であるかどうかという視点が必要であります。つまり、予算と一体のものと考えます。メディポリスへの奨励金は今年で7年目になり、トータルでは2億5,425万2千円になっています。まちを明るくする街灯の設置については、地区を限定できるかどうかを主な指標として、安全灯、防犯灯と区別して、地区的安全灯は市からの補助はあるものの、設置責任は地区になっています。また、平成26年度は安全灯への設置補助は削減されており、安全灯の設置は本来行政の責任において設置すべきものと考えます。また、高校授業料は無料の制度から支援金制度に切り替え、8名が自己負担になっています。本来、授業料の無料化は生徒自身に対する制度であり、親の所得によって振り分けるべきものではありません。さらに平成26年度は、消費税が5%から8%に上がり、市の手数料等に転嫁するかどうかは自動的に判断できる中で転嫁をしております。また、款8消防費、項1消防費、目3消防施設費を巡っては、担当課の方からも不適切な予算執行だったという明確な答弁もあり、これも問題であります。以上のようなことから、市民本位の市政を望む立場から、また、適切な執行がなされたかどうかという視点に立っても問題がありますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

議案第69号については、反対討論として、温泉配給事業ですが、平成26年度は消費税の増税がなされました。市の使用料・手数料等に転嫁するかどうかは、市の裁量である下で、例外なく転嫁をしております。消費税に反対する立場から予算にも反対しましたが、決算においても値上げ初年度であり、本決算には政治的な立場を含めて反対をいたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

議案第70号については、反対討論として、そうめん流し事業ですが、議案第69号と同趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

議案第71号については、反対討論として、公共下水道事業ですが、議案第69号と同趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

議案第72号のうち、まず、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定については、反対討論として、水道事業会計の決算についてですが、議案第69号と同趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

次に、剰余金処分については、反対討論として、剰余金処分は決算を前提としたものでありますので、議案第69号と同趣旨にて反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。

議案第65号、平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。県議会議員選挙、衆議院の補欠選挙、衆議院選挙の委託料は、ポスターの掲示等の設置、撤去ということでしたが、金額に相当な開きがあるのはなぜですかとの質疑に対し、衆議院補欠選挙と衆議院選挙の場合は、平成26年度で設置と撤去を行っていますが、県議会議員の選挙は、26年度の予算において設置を行い、27年度で撤去を行ったためですとの答弁でした。

昨年、また分離機を1台購入されていますが、この分離機を購入したことによってどれくらいの時間的な短縮があったのですかとの質疑に対し、現在、増設ユニット3台で行っており、この増設ユニットを導入した効果として、開票時間が26年に行われた市長・市議選で2.2時間、鹿児島県第2区の補欠選挙で1時間半、12月の解散総選挙で1時間40分短縮されていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

産業医の報酬36万円は、年1回一括で払い、どのような仕事をするのですかとの質疑に対し、産業医の報酬は指宿庁舎分が月額1万5千円の12か月18万円、山川・開聞両庁舎を合わせて月額1万5千円の12か月18万円で、合計36万円です。業務内容は健康相談時の個人面接、安全衛生委員会への参加、長時間労働者への面接、その他、随時健康相談等を受けていただいているとの答弁でした。

一般管理費で弁護士等の費用という説明がありましたが、26年度で市が関わった係争中の案件は何件あったのか。また、弁護士費用としてどれだけの額を支払ったのかお願いしますとの質疑に対し、総務課で所管している分は、顧問弁護士に業務の方向性や起こった問題の改善の手続き方法などを聴く業務委託料43万2千円です。そういう相談が26年度は12件ありました。中身は、例えば夏期休業中のプール開放をPTA事業として実施して、もし事故があった場合、PTAにその責任が及ぶのかとか、市有林から飛來した枝によって個人のビニールハウスが破損した場合の対応の方法などの相談がありました。こういったことが仮に訴訟に発展した場合は、それぞれの担当課で別途予算を計上して当たることになっていますとの答弁でした。

指定管理者候補者選定委員会が3回開催されたということで、今回は指宿・山川図書館、指宿山川特産品市場活お海道、レイクグリーンパークですが、特にレイクグリーンパークは前の人人がやらないということで、どういう形で選定したのですかとの質疑に対し、レイクグリーンパークについては、当初、公募の条件として池田地区から一定の雇用が見込まれることなどを含めて公募を実施しましたが、1回目、その要件を満たす業者がなく、2回公募を行

って決定しましたとの答弁でした。

意見として、指定管理者候補者選定委員会でレイクグリーンパークの候補者を5年間契約ということで選んでおりますが、選定について我々が説明を受けたのは、本当に意欲のあるすばらしい方であるということでした。しかし、現状は地元の雇用もなく、いろんな形で行き詰まって大変苦しんでいると思われますので、しっかり指導していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

なのはな館について、当初、県が市に無償譲渡するという話があった時に、市としては後年度に負担があるようでは困るという基本的立場があり、県としては一括利用ということがあったと思います。その下で、市としては一括の利活用が難しいということで、民間に募集をかけたと思います。それが、現時点で解体する部分と存続する部分があるということは、一括じゃなくて部分的な活用ということになるので、部分的な利活用と方針転換したこと、改めて民間に募集をかけてもいいのではないかという気がしますが、その点はどうですかとの質疑に対し、今回、譲渡施設が本館、体育館、芝生広場になりますが、市の利活用構想で示した健幸のまちづくりと文化・芸術機能を中心になのはな館を市で活用していくということが前提で、県も本館、体育館を譲渡し、あとは解体をしますということで協議をさせていただいているところです。今後の管理運営の部分でどういった事業をやっていくのか、どういう行政機能が必要なのかということに加えて、民間やN P O、そういった団体との連携も視野に入れてイメージ図を掲げており、全てを全く違う用途で民間へというのは難しいと思います。今後は健幸のまちづくりや文化・芸術活動、そういったものを中心にしながら活用していく中での民間企業との連携はあり得ると思っていますので、そこは検討したいと考えていますとの答弁でした。

メディポリスへの奨励金について、固定資産税相当額を10年間ということで、おおむね7、8年続けてきましたわけですが、評価委員会や市民の中から非常に優遇し過ぎじゃないかとか、いろんな声が当時から聞かれましたが、これをやったことによる効果を現時点の中でどう捉えているのかとの質疑に対し、メディポリスの奨励金は10年間で、平成20年度から29年度までが補助金の交付年限になっています。市への貢献というところでは、現在、がん粒子線治療を受けた患者は、オープンしてから9月11日現在で1,573人が受診されています。内訳は、海外の方が22名、九州管内が85%，うち県内が45%という状況です。メディポリスがあることによって、指宿市民の方も先進治療を近くで受けられるというメリットもあります。また、建設に伴う立地協定に基づき、メディポリス粒子線治療研究センターでは81名、ベイテラスでは54名の方を地元から雇用していただいています。また、法人市民税や市県民税については、26年度の法人市民税が259万円、市県民税が概算で754万円、その他入湯税が358万円、合計で1,371万円が入っているようです。また、固定資産税額も償却資産も含め、

平成26年の課税総額が1億2,328万円程度です。このうち、新日本科学の課税分から旧グリーンピアの施設分の3,371万円を奨励金として支払っているため、市に入ってくるのは奨励金を除いて大体9,000万円ぐらいになりますとの答弁でした。

パブリック・コメントについて、制度自体は住民の声を聴くという点でいいと思いますが、実態として6案件で2名から17件というのは、なかなか声が吸収できたということにはならないような気がします。パブリック・コメントはやるにしても、ほかでトータル的に住民意思を把握するとか、パブリック・コメントの手法についても改善すべきところはないですかとの質疑に対し、確かに2名の方からしかパブリック・コメントがなかったことについては、もっと市民の方に制度そのものも含めてPRする必要があると思います。また、ホームページや広報誌等で広報の方法についても検討する余地があると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

新システム導入事業の5,114万4千円について、業務の効率を図るためにグループウェアネットワークの更新、パソコンの購入などを行ったとのことで、マイナンバーに備えてのことかと思いますが、詳しく説明してほしいとの質疑に対し、新システム導入事業の内訳は、委託料として、マイナンバーの制度へのシステム改修委託費が2,148万4千円、新電算システムへのデータ移行に1,416万7千円、ネットワークの再構築費用に938万5千円です。そのほか印刷製本費、グループウェアのシステム使用料、ネットワーク機器の使用料等への負担金等やデジタル複合機の使用料も含まれていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

昨今、いろんな防災関係のことが論議されている中で、26年度は防災会議を開かなかったというのは、何か理由があったのかどうかとの質疑に対し、防災会議の開催については、地域防災計画の大きな変更がまだ終わっていないため開催できなかつたところです。軽微ないろんな呼び名は変更していますが、基本的に平成26年3月に県が津波被害とか、地震想定、また、液状化等のシミュレーションを出したところです。市としては、平成26年度から現在の地域防災計画の見直しを図ってきているところですが、まだ、これが総体的に実を結んでいないというのが現状ですとの答弁でした。

成果説明の中で、成川分団の消防車庫新設工事の予算額が3,361万3千円で、決算額が3,692万5千円と300万円からの開きがあるのはどういうわけですかとの質疑に対し、外構に係る費用等が川の土手ということもありかなり掛かるということで、本来ならば議会の承認を得て補正するというのが筋ですが、期間もぎりぎりとなっていたことから流用させていただいて外構の工事をしたということですとの答弁でした。

なお、この成川分団の消防車庫新設工事に係る成果説明資料の予算額については、10月23日付けで錯誤によるということで、3,772万2千円に訂正がなされ、当日改めて質疑を行いました。

工事を始めたところが付属の用地に多額の費用を要する工事が発生し、そのために急きよ同じ節内で流用したという状況だったと思いますが、それを踏まえると同じ節内のほかの項目に何か影響が出たのではないかと思われますが、どうだったのですかとの質疑に対し、外構の方に不足の額があり、その予算を確保するため、防火水槽への補水バルブ等新設工事500万円の予算を節内で流用させていただいたところですとの答弁でした。

事業は執行されていないが、お金はなくなったということになりますが、次年度にまたバルブの新設工事を組むとすれば、二重に工事を組むということになるのではないかとの質疑に対し、今回、バルブに充てる工事費500万円分を成川分団車庫用地に充てたということは、不適切な予算執行ということあります。本来ならば、防火水槽のバルブに使わねばならなかつたものが、成川分団の車庫の用地整備費に利用させていただいたということになりますとの答弁でした。

意見として、区画線や反射鏡もだんだん予算を増やしていただいて、大分よくなってきてているのですが、これからも市民の生命や財産を守るという観点から、交通安全の向上のためにも力を入れていただきたいと思いますというものがありました。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

政務活動費について、交付額208万859円となっており、予算としては20名で240万なので返金があったと思いますが、何人が返金されたのか。また、返金額が多い人、少ない人、それぞれ幾らぐらいですかとの質疑に対し、4月に交付した分で政務活動費の返納が6名の方からありました。また、政務活動費を請求されなかつた方が1名おりました。返納額については19万9,141円でした。一番多い額が10万7,935円、一番少ない額が6,643円ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

小・中・高校の耐震工事を行っていますが、26年度で進捗率は何%ですかとの質疑に対し、26年度末の耐震化率は小学校で93.18%，中学校で100%，全体で96%となっており、指宿商業高等学校の校舎については終了していますとの答弁でした。

スクールソーシャルワーカー事業や心の教室相談員など、内容的には似ていますが資格者が違うということですか。また、全ての学校に配置されていない理由は何ですかとの質疑に対し、スクールカウンセラーは児童・生徒への相談活動などが主で2人の配置ですが、5中学校に行っています。スクールソーシャルワーカーは学校や関係機関を結ぶ、いわゆるコーディネーター的な役割を果たしており、3人の配置ですが、これは拠点校という形でしてお

り、要請があつたら拠点校からそれぞれの学校の方に行くという形を取っていますとの答弁でした。

不登校の現状と対策についてはとの質疑に対し、26年度の不登校は、小学校が7名、中学校が37名、計44名です。対応としては、まずは学校がチームで組織的に対応していくということになります。あとは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういう方々の相談活動ということもございますとの答弁でした。

子どもと親の相談員を配置する予算審査の時に、丹波小学校に置くが、ほかの学校からも要請があれば相談に乗りますということで、それなら問題ないとしたのですが、相談件数はどれぐらいあり、丹波小学校区内だけしか相談を受けていないのですかとの質疑に対し、相談件数は児童が延べ人数203名、職員、保護者が129名で、丹波小のみとなっています。他校についても依頼があればそこの運用の仕方については、今後、課内でも検討してまいりたいと考えていますとの答弁でした。

給食費の納入について、経済的理由で滞納になっているケースはありますかとの質疑に対し、給食費の納入については、経済的理由の方々には就学援助費等での対応というのもあります。山川給食センターについては、ここ3年、給食費は100%完納です。指宿給食センターも学校の協力により、現在、2校だけが未納です。全体的な徴収率、納付率としては26年度で99.8%となっています。学校が非常に力を入れてくださっており、26年度は過年度分を88万円ほど納付いただいておりますとの答弁でした。

準要保護の財源は市の持ち出しで、給食費の基礎額はそれぞれ自治体で違うと思いますが、本市では基礎額に対して7割としていますが、ほかの自治体はどのようになっていますかとの質疑に対し、県内で7割は垂水市が1市で、あとは8割、若しくは全額負担しているところもあります。平成28年度の予算要求において、教育委員会としては増額で要求をしたいと考えているところですとの答弁でした。

意見として、子どもと親の相談員配置事業並びにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、子どもが成長していく上でとっても大事だと思いますので、もっと人数を増やしていくべきだと思います。そうすることによって、親も子も安心して生活していくのではないかと思いますので、そのようにしてほしいと思いますというものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

元湯の借受人募集をした場合に、1件とか2件しか来ないということですが、経営状態が厳しいということであれば、今後、募集しても来ないことも考えられますが、そういう時の対策というのは考えているのですかとの質疑に対し、元湯温泉は指宿の大事な観光資源のうちの一つと思っていますので、元湯温泉を廃止するという考えは持っていないところです。今、幸いにも1名の応募がありますが、今後、ゼロということも考えられますので、元湯の

貸付条件を検討することも大事かなと思っていますし、砂むし温泉砂楽との一体管理ということも、今後、考えていかなければいけないと思っていますとの答弁でした。

緊急雇用創出事業のおじやったもんせ指宿人づくり事業の研修会は、何回ぐらいされたんですかとの質疑に対し、指宿駅のところに4人ほど雇用し、訪れる観光客、あるいはインバウンドの方々にいろいろおもてなしの部分を行う研修会は、インターネット・SNSの活用講座、あるいは簡易な外国語の講座、おもてなし・接遇研修、こういうものを雇用期間中に行い、その人のスキルアップを図り、来られるお客様に温かくおもてなしをするのがこの事業で、ある程度の成果はあったものと思っていますとの答弁でした。

意見として、古くからある元湯については、指宿温泉の一つの顔であろうかと思います。しかし、管理者が経営が厳しいということで、期間途中でおりた、やめたということですが、その一つの理由に湯温が高過ぎて水道代、下水道代の経費が多く掛かるということもあるようです。かかり湯等の燃料代の軽減と高過ぎる湯温の低下も兼ねて、タンク内に熱交換器の検討や、また、もっと魅力ある元湯にするためにリニューアル等も検討していただきたいと思いますというものがありました。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

藻場干潟保全活動支援推進事業について、人工魚礁、自然石沈設ですが、一昨年、岩本をやられた、その効果が、例えば1年ぐらいで出るものなのですかとの質疑に対し、25年度は岩本の指商沖で行い、26年度は休暇村指宿のテニスコート沖で行っております。まだ1年ではなかなか事業効果が出にくいというふうに考えております。毎年、モニタリングをしており、順調に生育はしていますが、まだその魚礁になって魚が住みつくところまではいっていないと感じていますとの答弁でした。

山川常設市場の活用海道について、以前と比べると大分改善されている部分はあるのかなと思うのですが、26年度の運用状況を市としてはどのように把握していますかとの質疑に対し、26年度は芙蓉商事が指定管理者3年目の最後でした。我々の想像以上に効率的に行ってくれまして、売上が伸びていると感じておりますとの答弁でした。

イッセーバスについて、路線ごとに最低必要なお客様は確保されているのかどうか。あるいは、路線によってはなかなか厳しいところがあるのですかとの質疑に対し、1便当たりの利用者は小牧・岩本・宮ヶ浜線が10.1人、池田・東方線が8.1人、尾下・鰐・成川線が6.1人、開聞・徳光・成川線が15.2人です。採算ラインは10人程度と聞いています。現在、平均9.9人ですが、若干低い路線もあるようとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

健康推進事業費の健幸のまちづくり地域環境整備について、補助を出した後は地域の方々の自主性にお任せするということでしょうが、この事業は今後ずっと続く健幸のまちづくり

という意味から言えば、非常に大きな部分だと思う。まだ、年数はそう経っていませんが、成果というか、何か目新しいものがあれば挙げていただきたいとの質疑に対し、当然、健康づくりですので、実際取り組んだ方の医療費分析やアンケート調査をやっています。単年度でそれを成果と言えるかということもあります、アンケートによると出て行ってみんなでやる楽しみがあるとか、歩きがきづくなってきたなどがあり、また、医療費については、ある程度の経過を経ないと成果が見えない部分もあります。ただ、健康づくりもですが、生きがいづくり、コミュニケーションの場としての補助制度なのかなということを感じていますとの答弁でした。

保健衛生総務費の中で、産科医の不足が問題ということで、九州大学の寄附講座を開設、26年から28年とありますが、26年度においては、人数的にどれくらいの方々がおられたのですかとの質疑に対し、医療センターの方で出産をされた人数は133名です。全体では指宿市で306名おり、大半が鹿児島市の方で出産をされているようですとの答弁でした。

健幸のまちづくり推進事業費のアプリについて、予算額700万円の根拠を教えていただきたいとの質疑に対し、700万円は26年度の予算要求をするときに健康ロードのマップを作るということで積算された金額で、700万円でできる内容を作ってもらうということで、プロポーザルにかけたというのが正直なところですとの答弁です。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

砂むし温泉入浴事業について、無料券は65歳以上の方に年24枚ということで、砂湯の方に利用された分を払う形になると思いますが、1回分がどのくらいの金額になるのですかとの質疑に対し、毎月の精算になりますが、砂湯の方から1枚514円の補助で、そのうちの3割を国保特会、7割を一般会計で支払っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

児童福祉施設費の中で説明いただいた内容は、利永保育所と開聞児童館が入っていたと思いますが、それぞれの費用と現在、園児がそれぞれ何人ぐらいいるのかお願いしますとの質疑に対し、利永保育所の総経費は1,805万8,116円で、現在の園児数は32名、開聞児童館の総経費は484万9,610円で、現在の常時登録者は3名となっていますとの答弁でした。

生活保護について、就労支援員は一般事務での採用になるのですか。それとも、経歴を含めて専門的な方の採用ということになっているのですかとの質疑に対し、一般事務ということで、臨時職員を充てていますとの答弁でした。

生活保護費の返還金が1,095万8,407円ありました。一見したところ、ちょっと多いのかなと思いますが、何か特別な事情があったのですかとの質疑に対し、生活保護費の返還金1,095万8千円については、年金の遡及受給や交通事故賠償金等に伴う扶助の減額が要因とな

る返還金が昨年が71件43人で、896万5,029円です。親類縁者からの仕送りや起業収入等の無届による不正受給等が要因となる返還金が118件で27人、199万3,378円でしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

渡瀬通り線整備事業費について、全体的な事業費は30数億と聞いていますが、市負担分といふのはどのくらいですか。また、今かなり出来つつありますが、進捗率はどれぐらいですかとの質疑に対し、県に聞いた事業費は約34億で、そのうち市の負担金は3億程度です。現在、道路築造工事と建物移転等は全て終わっており、平成28年度に植栽を20本程度、県の方で行うと聞いています。それについても、一部市の負担金がありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

未登記物件の整理事業費ということで、今回18件51筆の委託ということですが、今、市全体でどれくらい未登記物件があって、26年度でどのくらい進捗しているのか分かりますかとの質疑に対し、未登記物件は平成20年度当初には約3,000筆でしたが、平成26年度末までに464筆を処理しています。平成26年度末の未登記物件は2,562筆となっており、進捗率でいくと約16%ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について申し上げます。

公金総合保険は、保険料としてどのくらいで、どういうものに対応しているのか。また、その自治体の扱う金額や規模によって額が変わるのであるかとの質疑に対し、保険料は1人当たり2.3円で、外国人を含む指宿市の人口で計算して支払っています。対象となるものは、公金に該当するもので、一般会計、特別会計、地方公営企業に帰属する現金等が全て該当します。対象にならないものは、職員や集金者が第三者と共にして行った窃盗や強盗によるもの、又は紛失したり、置き忘れたり、地震や津波、噴火によるもの、また、故意又は重大な過失によるものも該当しません。支払いの限度額は一般会計歳入決算額の20%，又は100億円となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

市営住宅のくみ取り式トイレを洋式にする改修が進んでいますが、26年度において進捗率はどのくらいで、あとどれくらい残っていますかとの質疑に対し、市営住宅全体としては、現在約75%が水洗化されているところです。現段階で水洗化されていない住宅が201戸あります。内訳としては、今後水洗化を図っていくものが27戸、用途廃止等の計画があり、水洗化をしないとしているものが16戸、近い将来建替えるであろう団地が全部で152戸あります

との答弁でした。

外部へ設計委託をする場合、何かそのラインとか、金額等の決まりごとのようなものがあるのでしょうかとの質疑に対し、金額とかで明確なラインを引いているわけではありません。建築課の技師が4名しかおりませんが、現在、建築課所管分のボリューム以上にほかの部署からの依頼があります。教育委員会の学校関係、体育館もありますし、観光課の施設、その他、いろんな施設があって、とても自前で設計をしている時間が取れないのが実情ですということで、基本的には、ほかの部署から依頼がある分につきましては、前年度で設計委託料を必ず確保していただくようにお願いはしているところですとの答弁でした。

意見として、先日、指宿港海岸整備事業の着工式がありました。これを機に5年後、10年後、あるいは50年、100年後の指宿の都市計画、街並みも考えていこうという中で、市の建築課の立ち位置というのは、非常に重要になってくると思います。他市と比べたときも約半分の人員でやっているということですので、できれば複数名新規採用をしていただきたいと思いますというものがありました。

次に、土木課所管分について申し上げます。

細田西、山川大山区に里道の整備で補助金が80万円と125万円出ていますが、里道の整備というのは、例えば現物支給とか、住民がやるなど、いろいろありますが、この補助金の割合は、どのようになっていますかとの質疑に対し、現在、認定外道路については、原材料支給が主です。認定外道路整備要綱というのがあり、その中に原材料支給と補助金の交付によるものもできるとなっています。補助金については、事業費の50%を補助していますとの答弁でした。

市内全体で相当な市道があり、改良工事の要望が上がってきてていると思いますが、26年の時点で進捗率は何%で、あと何件ぐらい残っていますかとの質疑に対し、現在、市道等については平成22年からの過疎計画の中で路線等をしています。過疎計画で上げているのが、今222路線あり、現在のところ継続等も含めて63路線、進捗で30%ぐらい完了していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について申し上げます。

瀬崎の高潮対策の設計業務委託が実施されていますが、設計はいつまでに終わって、着手するのは大体いつ頃の予定ですかとの質疑に対し、瀬崎港の高潮対策事業の設計業務委託については、25年度の補正をいただき、26年度に着手しています。26年度分の予算も一部使い、26年3月に設計業務委託は終了しています。工事着手については、繰越しをさせていただき、27年度着手しました。現在、26年度分の工事も施工中ですし、27年度分も発注して、現在施工中ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

県農業会議の負担金について、権限移譲により農業会議の業務内容は随分と少なくなっていると思いますが、権限移譲前の負担金と権限移譲後の負担金に何か変化はあったんですかとの質疑に対し、負担金については、ここ2、3年ずっとそのままで、43市町中の20市町で権限移譲をされ、全市町が権限移譲されているということではありませんとの答弁でした。

農地中間管理事業について、26年度の意向調査対象件数4,609件に対し、利用権設定件数が1件という状況は、どのような理由があるのですかとの質疑に対し、農地中間管理事業は国の施策ですが、実際の業務は、県が県の公社に委託をして、県の公社が市町村に業務委託しています。いろんな業務を執るまでに結構時間が掛かり、意向調査は今年の1月ぐらいに出して3月末を締切りにして回収したため、26年度中の実績につなげるまでの時間が非常に少なかったということが最大の理由ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

共生・協働事業のコミュニティプラットホーム育成事業について、どのような内容の事業ですかとの質疑に対し、コミュニティプラットホーム事業は、従前から指宿市内の自治公民館連絡協議会と共同で、地域内の分権社会を目指しましょうということで、コミュニティ事業の先進地研修を行っています。この地域内分権は、地方分権の最前線の部分で、特に地方では単位自治会を母体とした取組になります。内容は、これまでの脆弱化した自治会活動を、今後の人口減少社会や少子高齢化社会に耐え得る新しいコミュニティの仕組みづくりをしようとするものです。現在、地域ごとの仕組みづくりということで、指宿市全体ではなく、例えば山川地域、開聞地域の中で、それぞれの区とか集落で従来からの地縁の仕組みがありますので、そういったスタイルに合ったコミュニティをもう一回見直しましょうということで、昨年度は山川地域の福元区、指宿地域の柳田校区、今和泉校区の自治公民館連絡協議会、3団体が取り組んでいますとの答弁でした。

自治会加入促進事業支援費が2万2千円と金額が小さいのですが、今、コミュニティや自治会の在り方というのが非常に呼ばれている中で、これはどのように支援を行われたのか説明をお願いしますとの質疑に対し、カツオパックの購入費で、例年、転入が多い時期に市役所のロビーにブースを設けて、自治公民館長さんを中心に行き交際をやっており、その時に差し上げるものとの答弁でした。

市民活動補償保険で、傷害・損害賠償の6件ということで出ており、傷害の方が金額が大きいと思いますが、どういった事案だったのかお尋ねしますとの質疑に対し、6件というのは26年度に保険が支給された件数で、6件の中には賠償保険が2件、傷害が4件ありました。特に大きかったのが、下吹越地区で地区の有線放送設備の撤去時に電柱から落下して後頭部から背中を打ったということで入院され、後遺症も残ったということで560万円支給されて

おります。賠償は草刈りの際に石が飛んでガラスを割って、賠償をするといったものがありましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

賦課徴収費の中で役務費、預貯金調査と聞こえたのですが、これは強制執行関連、差押えのための何か調査という意味でしょうかとの質疑に対し、預貯金調査は財産調査を行いますので、それに伴う支出になります。金融機関や生命保険会社に調査をかけるものですとの答弁でした。

強制執行は、何人に対して何件あったのですかとの質疑に対し、差押え件数は、26年度は246件で234人、金額にして1,511万3,882円となっておりますとの答弁でした。

同じ方がいろんなところで収入未済になっているのではないかと思いますが、そういう方が何人ぐらいいるのですかとの質疑に対し、26年度の滞納者で繰越しをした実人数が2,959名ですとの答弁でした。

その2,959人の中で一番多く滞納している方は、幾らぐらいになっているのでしょうかとの質疑に対し、高額滞納者の状況については、平成26年度の繰越決算時点で、本税額が100万以上の滞納者は167人おり、そのうち500万以上が5人、最高額は1,000万ほどです。ほとんどが市内の居住者ですが、市外転出者等もおり、いずれも滞納者に係る進行管理を徹底して、定期的な分納指導をしながら、滞納整理を行っているところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

生ごみ処理機の購入補助の執行残が結構多いということでしたが、これはかなり普及したことなのか。事業所はほとんどなかったとのことでしたがとの質疑に対し、生ごみ処理機については、交付は18件で、内訳は家庭用のみで電気式が6基、コンポストが15基です。事業所等に対しては、生ごみ処理機の購入ということで呼び掛けを文書で行いましたが、指定ごみ袋に入れて清掃センターに行った方が経費的に安いので、なかなか導入に踏み切れないということでした。3月の年度末をもって、事業所に出向いて購入を促しましたが、敷地が狭かったり、設備にお金が掛かったり、また、現状の収集運搬許可業者に頼んだ方が安いということで、結果として800万以上の執行残という状況ですとの答弁でした。

1日1人当たりのごみ量が550gで、これに事業系を入れると1kgぐらいになるということですが、これは家庭系での目標値があったのかとの質問に対し、平成18年10月に作成しました指宿市一般廃棄物処理基本計画によると、平成33年度までに平成17年度に比べて5%の排出量を削減することを目指すということで、燃えるごみを728g、燃えないごみを101g、資源ごみを233g、計1,062gにしようというのが現在の計画です。燃えるごみで言いますと、平成26年度において、家庭系が1日当たり548g、事業系が310g、合わせて858gです。基本計

画の中では、平成33年度の燃えるごみの全体量を728gにするということですので、858gから728gにするために10%の削減が必要となるということですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費ということで、2事業所に3,189万円の補助金が出ていますが、内容を詳しく教えていただきたいとの質疑に対し、この事業は緊急雇用関係の事業として市内の農業生産法人が事業の6次産業化に取り組むことで、農業法人の雇用を創出するということに対して、国から100%の補助をいただいている。内訳はいぶすき紬の方へ2,054万144円で雇用が5名、アグリスタイルの方へ1,183万5,927円で雇用が3名となっていますとの答弁でした。

この補助金は人件費だけに充てるものなのか、それとも事業を広げるに当たって使えるものなのですかとの質疑に対し、人件費もですが、それに係るいろいろな雇用保険料や需用費、研修関係の旅費等、6次産業に関わるものを見せておりますとの答弁でした。

畜産事務費で公害防止として、マイエンザを一生懸命奨励されていますが、指宿市の畜産業の中でどれくらいの農家が利用されているのかお示しいただきたいとの質疑に対し、26年度で畜産農家が購入されている件数は19件で、割合は13%になるようとの答弁でした。

環境政策課では公害という形で、26年度11件の苦情があったということでしたが、お互いにこの環境政策課との確認作業をされているのですかとの質疑に対し、環境政策課に苦情が来た段階で、畜産関係につきましては農政課の方にすぐ連絡が来て、お互いに連絡を取りながら対応しているところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

森林病害虫防除の防除事業について、予算としてもすごく多いんですが、年々多くなっているのですかとの質疑に対し、伐倒駆除は、松くい虫にやられて枯れた松を処分するということです。ここ数年、非常にこの松くい虫被害が発生をしており、県と相談をして補助金を付けてもらいながら伐倒をしている状況ですとの答弁でした。

シラス対策事業について、小牧地区と成川・福元地区で今現在、実施を行っておりますが、進捗率は今どのくらいで、あと何年ぐらい掛かるのですかとの質疑に対し、シラス対策事業の進捗について、小牧地区は平成25年から29年までの5か年で計画されており、現在の進捗率が39%です。成川・福元地区は平成24年から平成33年までの10か年事業で計画をしており、現在の進捗率は16%ですとの答弁でした。

耕地事業の中で、レイクグリーンパークの管理運営について、2、3回行きましたが、たまたま日が悪いのか、休業だったり、地元のいろんな地場産品というか、農産物がほとんど見られないという状況があったり、芝の管理がなかなか難しいという状況があつたりしました

が、今の状況はどのように把握されていますかとの質疑に対し、レイクグリーンパークは、指定管理者制度を導入しており、本年3月までで前任の指定管理者は終了し、4月からは新しい指定管理者となっています。当然、新しい指定管理者の運営に関しては、公募の段階での計画をどのような形で実行されているかという部分に関して注視しています。その都度、状況等を把握させていただきながら、公募で提案をしていただいた活動、経営に少しでも近づけるような形の努力をしていただくように打ち合わせをしております。今の段階でも問題点がある部分に関しては、その都度、指導なり、こちらからの情報提供なりをやっておりますので、少しずつは改善されている状況と認識しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、監査委員事務局については、質疑、意見ともにありませんでした。

次に、議案第66号、平成26年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

抑止効果を求めて頻回受診者の指導をしていると思いますが、受診回数が減った方がいますとかいう効果があるのですかとの質疑に対し、対象者は、基準が改正になって減ってきてますが、73名ぐらいが重複頻回ということで、26年度も実施しました。やはり、行って数か月は医療機関の頻回や調剤についても効果があるのですが、半年とかなれば、また元に戻ることもありますので、そういうものも重複頻回ということで訪問をしており、効果はあると思いますとの答弁でした。

医療費通知について、不必要的頻回受診は控えなければならないということになりますが、セカンドオピニオンというものもありますので、同じ病気で別なところに掛かるということも、一面では促進していますよね。そういう中で、医療費通知があるわけですが、これはどのような効果を期待し、また、実際にどのような効果があるのですかとの質疑に対し、効果は実際、自分が10割払った時にどれぐらいの医療費が掛かるのか知つてもらう目的もありますが、ほかにも医療費通知を見て、自分の診療した憶えのない診療はないか、確認してもらうのも目的の一つですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第68号、平成26年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

認定調査費と介護認定審査会費が出ていますので伺いますが、認定調査員は、現在何人ぐらいいるのですかとの質疑に対し、常勤の方が4名、非常勤の方が4名ですとの答弁でした。

調査は結構時間が掛かるものなので、この人数では足りないのではないかと思いますが、その点に関してはどうですかとの質疑に対し、大体1件当たり1時間前後、認知症等がない短い方であれば40分程度で終わりますが、時間の掛かる方については1時間半程度で、大体常勤が3件、非常勤が1日2件の割合で調査をしており、今のところは大体うまく稼働している

ような状況ですとの答弁でした。

高齢者世話付事業はどんなことをされるのですかとの質疑に対し、60歳以上の単身の方、又は夫婦のみの方の高齢者世帯で、いずれも自立して生活できる方を対象としており、社協の方に委託をしていますが、毎日午前中に見守りの派遣員が1軒1軒自宅を訪問するという制度です。部屋には緊急用のブザーが付いており、そのブザーを鳴らすと、この派遣員の方の携帯につながるという事業です。新田ふれあい団地に設置していますが、市営に15戸、県営に10戸、25世帯31名の方が入居されていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第69号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

現在、配湯件数は何世帯ぐらいになっていますかとの質疑に対し、27年3月31日現在で691戸です。平成26年度中に新規・廃止等の申請がありますが、途中で休んでいたものを開始、また新規で来たものが合わせて62件、うち全くの新規が3件です。貸家等で人がいなくなり、休止若しくは廃止したものが86件で、うち6件は完全に廃止で、20件ほど減っている状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第70号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

営業収入が補正を組むぐらい落ち込んでいますが、利用客等がかなり減少してきているんでしょうかとの質疑に対し、昨年は台風が7月から10月の間に4度来ております。その中で、3日臨時休業していますが、その3日も休日ということで、それが大分影響しているのではと思います。また、年間を通して、非常に天候が悪かったということが影響しているように感じられますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第71号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

26年度に関しては、徴収の結果をどのように考えていますかとの質疑に対し、26年度の不納欠損額については59万5,325円ということで、滞納者31名の内訳は生活保護の方が2名、生活困窮者が2名、事業失敗者が5名、所在不明者が10名などということで、催促してもなかなか難しいと考えていますが、使用料は収納業務を水道課に委託している関係で、上水道を含めて悪質な滞納者等については、給水停止を事前に通知しながら実施していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について申

し上げます。

25年度と比べ漏水が増えたということで、その対策とか考え方はどのようになっていますかとの質疑に対し、山川地域では配水管の布設年度が古いということで、今現在、重点的に管の入替えをしています。開闢地域の有収率が依然と低い状態で、26年度で開闢地域に3基の超音波流量計を設置しました。また、本年度、既存の流量計の精度を確認するために、現在、流量の調査中です。来年度の計画も開闢地域を重点的に漏水調査をやっていき、今後、有収率の向上に努めていきたいと考えておりますとの答弁でした。

水道料金滞納について未収金がありますが、平成26年の滞納というのはどれくらいあるんでしょうかとの質疑に対し、26年度分で700万ほどとなっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第67号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午前11時05分
再開	午前11時22分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） 生ごみの可燃ごみですね、可燃ごみの削減が858gから728gの10%削減ということで、委員長の説明でしたんですけれども、私は15%じゃなかったのかなということを思うんですけれども、そういうところの質疑がなかったのかをお伺いします。

○決算特別委員長（臼山正志） この件に関しては、まず、家庭系のごみ量について目標値があったかどうかということで質問しております。これに対して、10%の削減が必要だというような答弁がありました。また、この10%に関しては質疑等はございませんでした。以上です。

○議長（新宮領進） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 議案第65号並びに69号、70号、71号、72号の水道会計決算並びに

剰余金処分について、それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第65号についてであります。決算審査においては、単に予算どおりの執行かどうかということだけにとどまらず、市民本位の執行であるかどうかという視点が必要であります。つまり、予算と一体のものと考えます。メディポリスへの奨励金は、今年で7年目になり、トータルでは2億5,425万2千円になっています。まちを明るくする街灯の設置については、地区集落を限定できるかできないかを主な指標として安全灯、防犯灯を区別をして、地区内、集落内の安全灯は、市からの補助はあるものの、設置責任は地区、集落になっています。また、平成26年度には安全灯への設置補助は削減されております。安全灯の設置は、本来行政の責任において設置すべきものと考えます。高校授業料は、無料の制度から支援金制度に切り替え、8名が自己負担になっています。本来、授業料の無料化は、生徒自身に対する制度であり、親の所得によって振り分けるべきものではありません。さらに、平成26年度は消費税が5%から8%に上がりました。市の手数料等に転嫁をするかどうかは自主的に判断できる中で、例外なく転嫁をしております。また、決算委員会での審査において、成川分団消防車庫新設工事を巡って、所管の部署より不適切な予算執行だったとの答弁もありました。消防車庫新設に係る諸工事が必要なものであったとしても、適正な執行をしなければならないことに変わりはありません。平成26年度に関わるものとしては、生ごみ処理機への補助の削減や、副市長の二人制への移行もありました。

以上のようなことから、市民本位の市政を望む立場から議案第65号に反対をいたします。

以下、議案第69号、70号、71号、72号のうち水道会計決算並びに剰余金処分については、それぞれ同趣旨でありますので、一括して討論を行います。

平成26年度は消費税の増税がなされました。市の使用料、手数料等に転嫁するかどうかは市の裁量である下で、例外なく転嫁をしております。消費税増税に反対する立場から値上げ初年度である本決算には、それぞれ政治的立場を含めて反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第66号から議案第68号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は認定であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号までの3議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号、平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第65号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号、平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第69号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第70号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第71号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についてのうち、決算の認定について、を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第72号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告にご異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第72号のうち剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第86号～議案第89号一括上程

○議長（新宮領進） 次に、日程第11、議案第86号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めるについて、から、日程第14、議案第89号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、一部事務組合に関する案件1件、契約に関する案件2件、新市建設計画の一部変更に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件5件、補正予算に関する案件5件の計16件であります。

まず、議案第86号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めるについて、であります。

本案は、平成27年11月6日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第87号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更

に伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第88号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第89号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第86号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成27年度指宿市一般会計補正予算書（第8号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,579万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億3,228万3千円にしたものであります。第2条で地方債の補正をしたものであります。内容につきましては7ページの第2表、地方債補正でお示ししておりますが、土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債を増額したものです。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、15ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1,879万4千円の補正につきましては、地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用して、農産物生産に地熱を有効活用している先進地の研修に係る旅費及び農産物市場調査等に係る委託料等であります。

款6商工費、項1商工費、目3観光費2,549万9千円の補正につきましては、地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用して、観光事業に地熱を有効活用している先進地の研修に係る旅費及び観光施設整備基本構想策定に係る委託料であります。

款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目2現年補助災害復旧費7,150万円の補正につ

ましましては、山川漁港海岸護岸崩落復旧工事の災害査定結果に伴い、本工事に係る災害復旧費を増額したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款14国庫支出金9,090万6千円の補正につきましては、土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金及び地熱開発理解促進関連事業支援補助金であります。

款18繰入金8万7千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債2,480万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第87号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容は、平成28年4月1日から常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に垂水市を加え、また、地方公務員災害補償法第69条の規定による議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務に係る組合市町村に伊佐北姶良火葬場管理組合を加えるものであります。なお、この規約の施行期日は、平成28年4月1日となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（山下康彦） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

議案第88号、指宿市公共下水道指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本協定の変更につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の変更内容につきましては、指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事に係る協定金額の変更であります。変更の理由は、協定の相手方の日本下水道事業団が行いました工事の入札に係る執行残等により、協定金額の変更を行うものであります。

次は、提出議案の6ページをお開きください。

議案第89号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する

る協定の変更について、 であります。

本協定の変更につきましても、 指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、 議会の議決を求めるものであります。

協定の変更内容につきましては、 新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事に係る協定金額の変更であります。変更の理由は、 協定の相手方の日本下水道事業団が行いました（機械・電気）工事の入札に係る執行残等により、 協定金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午前1時43分
再開	午前1時43分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第86号～議案第89号（質疑、 委員会付託省略、 討論、 表決）

○議長（新宮領進） これより、 議案第86号から議案第89号までの4議案について、 質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第89号までの4議案は、 会議規則第37条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、 議案第86号から議案第89号までの4議案は、 委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、 討論に入れます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、 討論を終結いたします。

これより、 採決いたします。

まず、 議案第86号を採決いたします。

本案は、 承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第87号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第89号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩	午前	1	1時	46分
再開	午後	0時	59分	

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### △ 議案第90号～議案第101号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第15、議案第90号、新市建設計画の一部変更について、から、  
日程第26、議案第101号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの12議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第90号、新市建設計画の一部変更について、であります。

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴い、新市建設計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第91号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市体育施設の指定管理者として、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第92号、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、であります。

本案は、地方自治法第96条第2項の規定により、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第93号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る事務処理の連携の必要があることから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第94号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第95号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、及び減免申請の期限の取扱いを指宿市税条例の規定と同様とするため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第96号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,389万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億9,617万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第98号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を3,977万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第99号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,898万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第100号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,740万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,805万円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的支出から123万円を減額し、収益的支出額を6億5,661万2千円に、職員給与費から123万円を減額し、職員給与費額を1億1,728万4千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の7ページをお開きください。

議案第90号、新市建設設計画の一部変更について、であります。

新市建設設計画は、旧合併特例法である市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併特例債を活用しながら、同計画に基づく各種事業の取組を推進してきたところであります。本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を活用することができる期間が5年間延長されたことから、公共施設整備などの財源として、引き続き合併特例債を活用するため、同計画を変更しようとするものであります。

改正の主な内容は、一つ目に、計画期間を延長するものです。合併特例債を活用することができる期間が5年間延長されたことに伴い、これまで合併後おおむね10年程度、平成18年度から平成27年度としていた計画期間を、合併後おおむね15年間、平成18年度から平成32年度に変更するものです。二つ目に、公共的施設の統合整備の基本的考え方について、施設の解体のみの場合についても合併特例債が活用できるように、不用の施設は解体除却することを基本とすることを追記するものです。三つ目に、財政計画の変更として、各項目の算定基礎及び算定方法を見直すとともに、財政計画の期間についても計画期間の延長と併せて平成32年度まで延長するものです。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第92号、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、あります。

本案は、自治体の意思決定機関としての機能を有している議会に、市民生活に非常に關係が深く重要な事項について、議会で議決すべき事件として、地方自治法第96条第2項の規定により条例に定めようとするものであります。

制定の主な内容は、一つ目に、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想、いわゆる市の総合振興計画の策定、変更又は廃止することについて、議会の議決を経て定めようとするものであります。総合振興計画については、地方自治法において、議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、法改正により計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の判断に委ねられることとなりました。この計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、議会の議決を経ることとするものであります。二つ目に、定住自立圏構想推進要綱に規定されている定住自立圏形成方針を議会の議決を経て策定、変更又は廃止しようとするものです。定住自立圏構想は、地方において安心して暮らせる地域を形成し、地方から都市への人口流出を防ぐとともに、地方への人の流れを創出することを目的として推進していく施策で、本市においても1市圏域内で実施しようとするものであります。その基本となる方針は、定住自立圏構想推進要綱で議会の議決が必要であるとのことから、この条例に定めるものです。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第93号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号を市が独自で利用する事務及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、まず、第1条において、条例制定の趣旨を、第2条においては、用語の定義を規定しております。次に、第3条において、市は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために、必要な措置を講ずるとともに地域の特性に応じた施策を実施することとしております。次に、第4条において、番号法第9条第2項の規定に基づき、市が個人番号を独自で利用する事務、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための府内連携及び番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための府内連携を行う旨の規定を定めています。また、個人番号の独自利用を行う事務及び個人番号を利用して行う事務の処理のために、府内連携を行う事務について、別表第1及び別表第2に記載しております。次に、第5条において、番号法第19条第9号の規定に基づき、市内部のほかの執行機関への特定個人情報の提供について規定しています。次に、第6条において、条例の施行に関

する規則への委任を規定しております。なお、附則において、この条例は平成28年1月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の36ページをお開きください。

議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、あります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,389万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を238億9,617万6千円にしようとするものであります。第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて、ご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や10月1日に行いました人事異動による予算の整理及び被用者年金制度の一元化に伴う共済費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、27ページからの給与費明細書を参照していただきましますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、16ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金補助及び交付金5,000万円の補正につきましては、国の地域経済循環創造事業交付金の交付決定に伴うカツオのタタキ・ロインの加工工場整備に係る補助金であります。

次のページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節13委託料90万8千円の補正につきましては、公職選挙法の改正に伴う選挙システム改修委託料であります。

19ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節13委託料2,334万7千円の減額及び節20扶助費1億6,119万8千円の補正につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、委託料から扶助費への予算の組替え及び施設型給付費の実績見込みにより、扶助費が不足する見込みであるため、施設型給付費に係る扶助費を増額するものであります。目3母子等福祉費、節20扶助費351万円の補正につきましては、ひとり親家庭等医療費助成の対象件数増に伴い、扶助費が不足する見込みであることから扶助費を増額するものであります。目4児童福祉施設費、節4共済費の説明欄にある賃金に係る社会保険料16万7千円及び節7賃金180万7千円の補正につきましては、利永保育所の入所児童数増による保育士新規雇用に伴う社会保険料及び賃金を増額するものであります。

21ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節11需用費及び節15工事請負費の補正につきましては、夏の期間に基幹水利施設のポンプ稼働時間が少なかったため、補助対象事業の光

熱水費執行残が見込まれることから、補助対象事業である工事請負費へ予算を組み替えるものであります。項2林業費、目2林業振興費、節13委託料6,903万9千円の補正につきましては、松くい虫伐倒駆除事業及び南薩地域景勝林保全総合対策事業について、県から増額内示と対象地域及び対象本数の増に伴う委託料を増額するものであります。

22ページをお開きください。

項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金284万9千円の補正につきましては、種子島周辺漁業対策事業を活用して、山川町漁協が購入する備品に対する補助金であります。

次のページの款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節17公有財産購入費450万円の補正につきましては、市道開聞岳一周線の拡幅工事に伴う土地購入費であります。項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金13万1千円の補正につきましては、公共下水道事業特別会計の人件費の増額に伴う一般会計からの繰出金を増額するものであります。

24ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費210万円の補正につきましては、各小学校の施設修繕料の予算が不足する見込みであることから修繕料を増額するものであります。同じく節13委託料100万円の補正につきましては、各小学校の環境整備に係る委託料の予算が不足する見込みであることから、委託料を増額するものであります。目3学校教育振興費、節20扶助費234万9千円の補正につきましては、要保護・準要保護児童就学援助費の受給対象者の増に伴い、扶助費を増額するものであります。項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費180万円の補正につきましては、各中学校の施設修繕料の予算が不足する見込みであることから、修繕料を増額するものであります。同じく節18備品購入費34万2千円の補正につきましては、牛乳保冷庫が故障し、緊急に対応したことから、補充用机・いすの備品購入費が不足する見込みであることから、備品購入費を増額するものであります。

次のページの目3学校教育振興費、節11需用費432万7千円の補正につきましては、平成28年度改訂教科書及び教師用指導書の単価確定に伴い、消耗品費を増額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金41万7千円の補正につきましては、各中学校部活動の九州大会等の出場に伴う旅費に係る補助金を増額するものであります。同じく節20扶助費142万1千円の補正につきましては、要保護・準要保護生徒就学援助費の受給対象者増に伴い、扶助費を増額するものであります。項4高等学校費、目1学校管理費、節23償還金利子及び割引料50万6千円の補正につきましては、自動販売機電気料実費徴収分の二重納付に伴う還付金であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、14ページをお開きください。

款14国庫支出金8,974万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る

負担金及び補助金であります。

款15県支出金1億575万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金及び補助金、委託金であります。

款18繰入金6,839万6千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（牟田浩一） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第94号、指宿市税条例等の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、指宿市税条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げますので、次のページをお開きください。

第1条は、指宿市税条例の一部改正について、であります。改正の主な内容は、徴収又は換価の猶予に係る担保の基準などの一定の事項については、各市町村の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、条例にこれらの規定を追加するものであります。

第8条は、徴収の猶予に係る徴収金の分割納付の方法を規定するもので、猶予を受ける者の財産の状況、その他の状況から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させができるものとし、各納付期限及び各納付金額の定めや、やむを得ない場合における各納付期限及び各納付金額の変更、また各納付期限及び各納付金額を定めた場合の猶予を受けた者への通知について、それぞれ規定するものであります。

次のページをお開きください。

第9条は、徴収猶予の申請手続き等を規定するもので、申請書の記載事項及び添付書類の内容について、また申請書に不備があった場合の訂定期限について、それぞれ規定するものであります。

次のページをご覧ください。

第10条は、職権による換価の猶予の手続き等を規定するもので、分割納付及び納付方法については、徴収猶予の場合を準用し、換価の猶予を受ける場合に提供を求めることができる申請書の記載事項及び添付書類の内容について、それぞれ規定するものであります。

次のページをお開きください。

第11条は、申請による換価の猶予の手続き等を規定するもので、換価の猶予を申請できる期限、分割納付及び納付方法については徴収猶予の場合を準用し、申請書の記載事項、添付書類の内容及び申請書に不備があった場合の訂定期限について、それぞれ規定するものであ

ります。

次のページをご覧ください。

第12条は、徴収又は換価の猶予をする場合において、担保を徴収する必要がない場合の基準を規定するもので、担保を徴する必要がない猶予に係る金額や猶予の期間等を規定するものであります。

次のページをお開きください。

第2条は、指宿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、本年6月議会で議決いただきました指宿市条例第27号による法人番号の改正規定に、本年9月30日付けの地方税法施行規則の一部改正に伴い、法人番号の定義を加えるとともに、文言及び条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、この条例の施行日と経過措置を規定するものであります。

次は、提出議案の32ページをお開きください。

議案第95号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、及び減免申請の期限の取扱いを指宿市税条例の規定と同様とするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げますので、次のページをお開きください。

第1条は、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。国民健康保険税の減免について、申請の期限を指宿市税条例と同様の取扱いとするため、納期限前7日を納期限に変更し、また、申請書に個人番号の記載を行うことを追加する改正であります。

第2条は、指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。介護保険料の徴収猶予及び減免について、それぞれの申請書に個人番号を記載することを追加し、また、減免申請の期限を指宿市税条例と同様の取扱いとするため、納期限前7日を納期限に変更する改正であります。

なお、この条例の施行日は公布の日からとし、マイナンバー法に関する規定は平成28年1月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の34ページをお開きください。

議案第96号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、職業能力開発促進法の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするも

のであります。

改正の内容は、職業能力開発促進法第15条の6第3項が第15条の7第3項に繰り下げるため、この条例の引用する条項を改正するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（廣森敏幸） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の37ページをお開きください。

議案第98号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成27年度補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,977万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、42ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節3職員手当等の8万2千円の増額補正につきましては、職員の扶養親族出生に伴う扶養手当7千円と児童手当7万5千円であります。節4共済費の増額補正につきましては、被用者年金制度の一元化による増であります。整理後の人件費につきましては、次のページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について説明いたしますので41ページをお開きください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金9万1千円の増額補正につきましては、人件費の増に伴い、財政調整としまして財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

次は、提出議案の38ページをお開きください。

議案第99号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成27年度補正予算書の47ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,898万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、56ページをお開きください。

給料等の人件費の増額補正につきましては、10月1日の人事異動及び被用者年金一元化に

伴う増が8万8千円であります。整理後の人件費につきましては、次のページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、55ページをお開きください。

款6繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し施設等整備基金繰入金8万8千円の増額補正につきましては、人件費の増に伴い、財政調整としまして基金からの繰入れを行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の39ページをお開きください。

議案第100号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成27年度補正予算書の61ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,740万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,805万円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をしようとするものであります。内容につきましては、65ページの第2表、債務負担行為補正でお示しのとおり、新潟口雨水ポンプ場建設（機械・電気）事業についての債務負担行為の限度額を減額するものであります。

第3条で地方債の補正をしようとするものであります。内容につきましては、65ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、下水道整備事業に係る起債の限度額を減額するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、72ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、職員の扶養親族出生に伴う職員手当等の増額及び被用者年金制度の一元化に伴う共済費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、次のページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節13委託料4,752万円の補正につきましては、指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事に係る協定金額の変更により、委託料を減額するものであります。同じく節14使用料及び賃借料1万6千円の補正につきましては、使用料及び賃借料の不用見込額を減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、71ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業国庫補助金、節1公共下水道事業国庫補助金2,613万6千円の補正につきましては、指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事に係る国庫支出金を減額するものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金13万1千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源であります一般会計繰入金を増額するものであります。

款7事業債、項1事業債、目1事業債、節1事業債2,140万円の補正につきましては、指宿市浄水苑再構築（長寿命化）工事に係る事業債を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（浜島勝義） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第91号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市体育施設の指定管理の1期目3年間の指定期間が本年度で終了することに伴い、引き続き来年度以降につきましても特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定管理者として指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指宿市体育施設の指定管理者としまして、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定することにつきましては、国の示すスポーツ基本法に基づく基本計画において、地域スポーツの推進を図るため、体育施設の指定管理を含め、総合型地域スポーツクラブの育成支援の必要性がうたわれていること。また、市体育施設の管理運営に当たっては、事業運営や施設管理技術の蓄積、人材育成を図ることなど、継続的な運営を行うことが必要であること。これらのことと踏まえ、1期目の指定管理者の指定につきましても本法人が最適であると判断し、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、公募によらず本法人を選定した経緯がございます。これまでの3年間の指定管理期間において、委託した指定管理業務に関し、問題なく業務を遂行し、適切に管理運営が図られていることから、次期指定管理におきましても公募によらず、本法人を候補者として選定しようとするものであります。指定の期間につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（川口光志） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご

説明申し上げます。

提出議案の40ページをお開きください。

議案第101号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、あります。

別冊の平成27年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を123万円減額し、水道事業費用を6億5,661万2千円に、営業費用を5億7,184万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、職員共済費の算定基礎が従来の手当率制から標準報酬制へ移行することに伴う職員給与費の減額であります。

第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を123万円減額し、1億1,728万4千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付しておりますので、参照していただきまますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時43分
再開	午後	1時43分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第90号～議案第101号（質疑、委員会付託）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号を除く11議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第97号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情3件上程（委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第27、新たに受理した陳情を議題といたします。

陳情3件については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願ひいたします。

### △ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 森 時 徳

議 員 高 橋 三 樹

# 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 10 日

(第 2 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成27年12月10日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 薩 幸 吉 | 2番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 德 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悅 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長  | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 西 森 廣 幸 |
| 総務部長   | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 |
| 健康福祉部長 | 下 敷 領 正 | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 農政部長   | 新留幸一 | 建設部長   | 山下康彦  |
| 教育部長   | 浜島勝義 | 山川支所長  | 馬場久生  |
| 開聞支所長  | 川畑徳廣 | 総務部参与  | 有留茂人  |
| 建設部参与  | 光行忠司 | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長  | 川路潔  | 危機管理課長 | 園田猛志  |
| 財政課長   | 上田薰  | 市民協働課長 | 下吉一宏  |
| 税務課長   | 中村孝  | 長寿介護課長 | 西浩孝   |
| 商工水産課長 | 山元成之 | 観光課長   | 今柳田浩一 |
| 農政課長   | 松澤敏秀 | 土木課長   | 黒木六海  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において福永徳郎議員及び前原六則議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） おはようございます。14番、松下でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本年、合併後10年一区切りの最後の議会になるかと思いますが、来年度以降は、合併後特例的に多くの支援がございましたけれども、それも徐々に薄まっていくというような年を迎えてまいります。なお、加えて指宿市の人口減少による交付税の算定額も当然見直しがされるという中で、非常に厳しい財政状況の年を迎えるということになっていくと思います。本当に今後、なお一層の行財政改革はもちろんのこと、これまでに残された多くの宿題、これもまとめて整理をつけていかなければならない我々の任期2年間、非常に大事な年になるんだろうなというふうに、指宿市の将来を伺う大事な年になっていくなというふうには思っているところです。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきますが、3項目についてお答えをいただきます。まず始めに、災害予報についてであります。先月、11月14日早朝、薩摩半島西方沖地震が発生しました。久方振りに緊張を伴うような揺れを感じましたけれども、直接の被害がなかったことは幸いでございました。ただ、この西方沖地震発生直後に、津波注意報が発表されたにも関わらず、市民への広報が遅きに失したということで、市民の皆様からも指宿市の災害対策についての疑問が多く寄せられております。そこでまず、11月14日の津波注意報に対してどのような対応を取られたのかについてお尋ねをいたします。この項目におきましては、特に指宿市独自の災害予報に関する広報体制とその運用について万全なのかどうかを確認させていただきたいと考えておりますので、2問目以降はただいまの質問に対するお答えをいただいてから、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に2項目め、レジャーセンターかいもんについてであります。レジャーセンターかいもんはプールの屋根に大きな穴が空いたまま放置され、雨、風にさらされ何とも無惨としか言いうのない姿をさらけ出しております。利用者からは市は一体全体、今後、どういうふうにこのレジャーセンターを扱っていこうとされているのか、どういったことを考えているのか、そのことについて苛立つような言葉も聞かされるような状況になってきております。そこでまず、災害の調査結果について説明を求めるということでお尋ねをいたします。なお、この項目2問目以降につきましては、1問目の答弁をいただいた後に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、県道岩本開聞線についてでありますが、例え県道、更には国道と言いましても、市内の路線につきましては地元指宿市も状況把握に努め維持管理についての改善や改修、改良等について要請を行っていくということは、本市の所管の業務として捉えるべきであろうと考えております。その意味合いからの質問ということになりますので、よろしくご答弁をいただきたいと思います。まず、イッシー公園、小浜集落間の未整備区間について、市の要望活動は継続的に行われているのか、また、県の今後の取組について情報は得ていないのかについてお尋ねをいたします。この問題につきましては、合併以前にも開聞町外のこととは申しましても、開聞町議会としても県に直接要望すべきではないのかというような意見も出されることもございましたので、振り返ってみますればその時点から数えても、既にもう十数年が経過しているというようなことになっております。1日も早い解決へ一段と力を込めた要望で県を動かしていただきたい、そんな思いでお尋ねをしておりますので、ご答弁いただきたいと思います。

次に、小浜集落、仙田間の急カーブ、急坂区間については抜本的な災害防止対策も含めた改良を要請すべきと考えるが、見解を伺いたいという質問であります。ここはよう壁上部の法面崩壊が度々発生し、その度ごとに片側通行の交通規制がかけられ、その期間も長期に渡ることが多く、早期の対策が求められると思うところであります。今後、法面を安定的な勾配なりに切り取るなどの改良ができるものかと考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

次に、市道諫訪田京田線との交差点は事故防止対策としての改良が必要と考えるが、見解を求めるについてございます。この交差点の問題点は京田集落から県道へ出る際の安全確認が非常に取りづらいということであります。過去に事故等も発生しておりますので、是非とも改良をお願いしたいと考えております。この交差点につきましては、市道の取り付け部分が関わることになりますので、県との調整を進めながら解決していただきたいと願うところですが、ご答弁をいただきたいと思います。

以上、初めの質問、壇上での質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁いただきましますようにお願い申し上げます。

○市長（豊留悦男） 大きな項目、三つほど、そしてその中で五つほど質問をいただきました。

私の方からは災害予報についての1番目と、3番目の県道岩本開聞線についての1番目について答弁をさせていただきます。

11月14日の津波注意報については、午前5時51分、薩摩半島西方沖を震源とするマグニチュード7の地震により、本市におきましても1m未満の津波が予想されたことから、気象庁から発表があったところであります。本市におきましては、地震発生後、直ちに関係職員が連絡を取り合い、直接登庁する者、役場に来る者、海岸線等の巡視、見回りをした後登庁する者とに分かれて、様々な情報収集を行いました。また、指宿署や山川・開聞分遣所、消防分遣所に依頼をし、海岸線の巡視と広報をお願いいたしました。併せて、海岸線沿いの消防分団においても、海岸線に近づかないよう等の広報活動を行いながら、巡視を行っていただき、その後、集まった消防団長など、消防団の幹部とも連携を図り、海岸線巡視や国と県、テレビ等の情報収集を市として対応に当つてまいりました。防災行政無線による注意喚起の放送につきましては、海岸線巡視の職員の連絡を受けながら、追加情報により対応することとしておりましたが、津波注意報が継続して発表されていたことや、7時10分に十島村の口之島で20cmの津波観測があったとテレビで放映されたことから、指宿市全域において防災行政無線による注意喚起の放送を行ったところであります。

次に、県道岩本開聞線についてであります。県道岩本開聞線のイッシー公園から小浜集落間の道路整備についてのご質問をいただきました。本路線は指宿市岩本交差点から開聞地域を結ぶ県道で、観光地である池田湖を経由する南薩を巡る観光ルートとして、また、本市の一大イベントでもあります菜の花マラソンや菜の花マーチなど、観光振興にとっても重要な道路であります。ご質問の南薩土地改良区中央管理所付近の急カーブ等につきましては、カーブがきつく危険であることから、これまで拡幅、道路を広くする改良工事の要望を県に対し継続的に行っており、平成22年度から改良事業を行う計画がありましたが、事業用地の取得について同意が得られなかつたことから、未改良、まだ改良されていない区間となつてゐるところであります。県としましても用地が解決することで整備の検討は行うとの考えでありますので、解決策を探りながら、市としても県と一緒に整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、関係部長が答弁いたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） レジャーセンターかいもんの屋根部分の被災調査についてでございますけれども、本年8月25日襲来の台風15号により、天井の破損と強風による電柱の傾き、電線の断線などによる停電などの被害を受けたところでございます。再開に当たっては施設を利用される市民の皆さん的安全を確保することが最優先事項であります。このことから、どの程度まで修復作業を行えば安全面が確保されるかなどを調査するために、専門的知識を有する事業所に調査委託をしたところでございます。そして、11月30日付けで提出され

ました調査結果及び所見の内容によれば、経年劣化と温泉成分による腐食のため、今回の台風被害の箇所以外にも天井を支えているパイプトラスに錆の発生や断面欠損が見られ、部品交換や補強を一部でなく全体的にしなければ安全確保ができないという報告になっております。また、現在の屋根材は建築基準法の基準に基づいて構造計算をしておりまして、風速40mに耐えられる瓦棒葺でありますけれども、今回の台風被害を受けて、より強度のある折板葺に変更することで、風速60mに耐えられるようになるという報告もありました。そして、これらに掛かる費用は、設計委託料を含めて約1億円の経費が必要という報告を受けているところでございます。

○建設部長（山下康彦） 県道岩本開聞線の小浜集落から仙田間の急カーブ、急坂区間についてのご質問をいただきました。道路の東側が池田湖に面した急斜面であり、また、山手側の法面が高く、本年の梅雨時期には法面上部が一部被災し、片側通行を余儀なくされていたところでございます。この区間につきましては、2車線の道路幅員となっており、道路形態としては確保されている状況でございます。災害防止対策を含めた改良となりますと、地形的な制約もあり難しい、厳しい状況であるかと考えております。県によりますと法面の災害防止対策につきましては、山手側法面の調査を実施し、災害防除事業等による対策を検討していきたいとのことですので、市としましても災害の未然防止が早急に図られるよう、要望してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、市道諏訪田京田線から県道へ出る交差点についてのご質問ですが、県道のカーブの部分に市道が接続している関係で県道へ出る場合、注意が必要な箇所であると認識しているところでございます。これまで県に対し、県道側のスピード減速の対策をお願いし、一部減速マークを設置していただいた経緯がありますが、再度県へ現状を報告したところ、指宿警察署とも協議をしながら交差点内の路面表示等により安全対策が図られないか、検討したいとのことですので、早急に対策が図られるよう、県と協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○14番議員（松下喜久雄） それじゃ、災害予報から順次質問させていただきますけれども、津波注意報の発表というのが14日の午前5時56分でした。皆さん方の携帯にも当然、契約している会社からのエリアメールで届いたと思っているんですけども、しかも、5時58分には満潮時の時刻の発表というのも行われておりますよね。それから、指宿市はいろんな情報収集しながら、結局、最終的に7時15分に防災行政無線で広報が行われたわけです。隣の南九州市ですとかに比較しても随分遅いんです。この広報をすべきだという判断に至るまでの時間がですね。なぜ、こういうふうな広報しなければならないというような決断に至るような注意報について、これだけの時間が掛かったのか。今後の注意報に対しての対応を含めて、非常に気掛かりなところでございます。なぜ、こういうふうに判断が遅くなったのかということについて、まず、お尋ねをさせてください。

○総務部長（高野重夫） 先ほども市長が答弁いたしましたけれども、常備消防による海岸線の巡視や安全広報、また、海岸線巡視の職員からの情報や国や県からの追加情報により対応することと判断し、参考した消防団幹部、また、危機管理課職員により総合的な判断をする中で、津波注意報が継続して発表されていたことや、7時10分に十島村の口之島で実際に20cmの津波観測があったと報道されたことから、指宿市全域においても防災行政無線による注意喚起の放送を行ったところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） ですから、先ほど広報したのが7時15分でした。解除された時間というのが7時20分なんですよ。解除になる、もう直前の僅か5分前なんです。情報収集している間に、例えば1mの津波が来ているとすれば、もう広報する前に被害を受けてるんですよ。津波というのはそういう性質を持ったものだというふうに、まず考えていただかなければならないというふうに思ってるんです。ただ、津波注意報については、確かに警報だと、総務省のJアラート、直結で自動スイッチで放送がされるようになっていると聞いてます。津波予報というのは、僅か20cm未満ということで、被害が出る可能性はないよねというのは、処理の仕方がされておりますけれども、20cmから1m未満ということで、注意報については非常に、ある意味グレーゾーン的な範囲に入るのかなというような気がします。ですから、そこで地元の海岸線の地形的な問題ですか、満潮時における川からの侵入とか、いろんな特殊的な事情がそれぞれ異なるでしょうから、地元自治体に広報についても判断が委ねられているということにはなっているかと思うんです。今回、いよいよこれ放送しなければならないねって判断されたのは、一体全体どなたになるんでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 消防団幹部とも相談し、私の指示で放送させていただきました。

○14番議員（松下喜久雄） 総務部長の責任でもって判断がされる、注意報については。広報するしないについてはですね。総務部長の判断に委ねられるという、最終的にはですよ、個人的な判断に委ねられるということになると思います。そうすると、もしか、部長さん、高野さんでなかつたら、ほかの方だったらどういった反応になったのかなということも想像されるわけです。なぜか。マニュアルがないからですよ。こういった注意報に対して、こういう場合はどういった対応を取るというマニュアルがないからですよ。全く個人的な能力でもって判断がされるという状況なんですよ。消防団ですか、常備消防の方々の情報を入れてきて、自分の頭の中でどうすればいい、どうすればいい、迷いながら、最終的に判断する。全く個人の能力なんです。そういったことで、市民の生命を守る、一番基本中の基本ですよ、行政がやるべきことは。これに関わっている部分が総務部長個人の能力に委ねられている、これ非常に問題です。ですから、私は次に第2問目で広報マニュアル等は整備されているのかということをお尋ねしているんです。これ、どうなんですか。今の様子を聞けばなかったんだなというふうに、私は想像しているわけですけれどもね。

○総務部長（高野重夫） 防災行政無線につきましては、津波警報や火山の噴火警報、気象等の

特別警報など、国民の身体・生命に深刻な危険を及ぼす情報につきましては、全国瞬時警報システム、通称Jアラートに接続しておりますので、県や市を介さずに直接、市の防災行政無線で放送されることになっております。今回の津波注意報は警報ではなく、注意報ということでありまして、津波警報ではなかったため、このJアラートによる自動放送の項目には該当していないことから、それぞれの市町村の判断での放送項目がありました。例えば、近隣の鹿児島市・南さつま市・南九州市・枕崎市にマニュアル策定、注意報についてのマニュアル策定状況と今回の津波注意報の防災行政無線での放送状況の調査を行いましたが、広報のマニュアルにつきましては災害の多様性からマニュアル策定が困難とのことで策定していないということになりました。津波注意報の放送につきましては、課長の判断により鹿児島市においては市職員が収集してから放送し、他の3市につきましては消防署に放送依頼をし、放送したとのことありました。しかしながら今後は、津波については注意報であっても緊急性を要することから、素早く対応できるように検討してまいりたいと考えております。今回のことばいい教訓を得たというふうに考えております。

○14番議員（松下喜久雄） つまり、マニュアルを、決めごとを作りましょうねという話になるんでしょうか。検討といつても、中身がちょっと見えてこないんですけれども。マニュアルの作成をすべきだと私は言っているんです。必要ないんであれば必要ないというふうに申し上げても結構かと思いますが、その点についてはもちろん問題が生じるとは思いますけれども。どうなんですか。マニュアルを作成しますということで検討する、その中身について検討しますということなんですか、この検討というのは。

○総務部長（高野重夫） 津波については注意報であっても緊急性を要することから、素早く対応できるようにマニュアルを作つて対応するということでございます。

○14番議員（松下喜久雄） 速報できるように、注意報についても速報できるようにマニュアル作成をするということですので、それは1日も早く作成していただきたいというふうに思っております。

次に、災害予報の広報手段として、指宿市にはどのようなものが準備されているのかということでお伺いをさせていただきます。

○総務部長（高野重夫） 本市における災害予報等の広報手段としては、本年度で整備が完了します防災行政無線同報系を中心として、そのほかに災害警報時に市から地域内の携帯電話に一斉にメールを送信するエリアメールや市のホームページでの広報、消防署や消防団等の消防車による緊急広報、また、最近ではMBCテレビの協力によりデータ放送等があります。これはMBCテレビのデータ放送ボタンで指宿市を選んで押していただくと、指宿市の防災無線で流された内容が文字情報として見ることができます。これらを総合的に活用しているところであります。なお、気象の特別警報レベルの情報や国民保護法に係る武力攻撃については、国においてJアラートによる市の防災行政無線同報系を介しての緊急放

送と緊急速報メールの送信、県におきましても同じくNTTドコモ、au、それからソフトバンクなどを介してのその地域内にいる全ての住民や旅行者等に一斉に緊急速報メール、エリアメールを送信することとしており、国・県・市などの行政が相互に連携して、市民の皆さんや旅行者などへ防災情報の提供をすることとしております。犠牲者を出さない、増やさないためには同じ情報を複数の手段で、なるべく多くの手段で伝えることがとても重要であると認識しております。

○14番議員（松下喜久雄） エリアメールというのは非常に有効な手段なんだろうなというふうに思っているんです。ただ、今回はもう、指宿市独自のエリアメール送信について、必要性がもちろんなかったわけですけれども、この指宿市のエリアメールについては、どういった場合に送信をするというようなことになるんでしょうか。どういった災害ですか、災害予報、これについて指宿市のエリアメールが、独自のエリアメールが動くというのはどういう事態が想定されているんでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（高野重夫） 今回の地震等については、気象庁・県等からエリアメールが流されています。本市では災害時等における緊急情報の伝達に当たり、市域内の市民及び来訪者の携帯電話に対し、株式会社NTTドコモ、KDDI、auですけれども、ほかソフトバンクモバイルなどの協力を得て、事前の登録なく配信できる緊急速報メール、いわゆるエリアメールを導入しております。エリアメールとは緊急地震速報や災害情報、避難情報などを回線混雑の影響を受けずに配信できる携帯電話向けメールサービスで、指宿市内に設置されたアンテナから電波の受信が可能な携帯電話に対し自動的にメールが配信されます。また、事前登録が不要ですので、指宿市内の観光客等の来訪者にも配信されますし、月額使用料、通信料及び情報料は無料となっております。これまで本市においても平成24年6月27日の大雨に伴い、緊急速報エリアメールを利用し、土砂災害警報情報が発表されたことを配信した経緯があります。今後も有効な情報手段の一つとしてエリアメールを利用して情報発信を行ってまいりたいと思っております。避難情報や大雨による避難等、そういう部分において活用してまいりたいというふうに考えております。

○14番議員（松下喜久雄） 携帯電話ですか、防災行政無線ですか消防の直接の広報ですか、いろいろ手段を整えているということで安心はいたしましたけれども、今後ともこれらが補完的に有効的機能を果たすというような中で、指宿市内にいらっしゃる、観光客の皆さん方もいらっしゃるわけで、1人も漏れなく警報、注意報が行き渡るように万全に努めていただきたいというふうにお願いいたしたいと思っております。

次の質問に移らさせていただきますけれども、消防との連携など広報体制に関する具体的な構想があるんでしょうかということでお尋ねをします。消防の方でもデジタル無線の体制が、もうほぼ整ったということで、これうまく市の広報体制が重なつていけば非常に有効な手段に、瞬時に行き渡るような体制が取れるなというふうに期待してるんですけど

も、これらについてはどういった構想をお持ちなのか、お尋ねをさせていただきます。

○総務部長（高野重夫） 現在、常備消防においては消防無線デジタル化と高機能消防指令システムの構築が来年3月の完成予定で進められており、本市においては10月1日から消防団への緊急メール送信などの緊急時の連絡体制の仮運用を始めたところであります。防災行政無線につきましては、以前は火災等の緊急時の消防団員出動招集等については、指宿消防署や山川・開聞分遣所から緊急放送しておりましたが、現在は指宿南九州消防本部の市役所の隣にあります消防本部の4階にあります南薩3市指令センターから緊急放送することとなっております。今回、発表された津波注意報等の地震や津波、気象に関する注意報の放送についても、今後、消防本部といろいろ協議をしてJアラートが作動しない注意報クラスであっても、近海で発生した地震による津波注意報等についてはキーワード方式を定め、防災行政無線による放送を消防本部から放送するように協議をし、お願いしたところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） そのキーワード方式というのが、どういった仕組みになるのか、説明いただきたいということと、当然、市の方で、危機管理の方で24時間体制を常に取っておくというのは非常に厳しいものがあろうかというふうには思ってるんです。ですから、消防との連携ということでお尋ねをしているわけですけれども、危機管理の方と消防の方が連携を取っておれば、わざわざ職員が参集してうんぬんっていうようなこともする必要も、もちろんそれは参集しなければいけないことなんですけれども、参集して協議をしてというような、先ほどマニュアル作成の必要があるんじゃないですかという質問の中で答弁をいただきましたけれども、消防の24時間体制と組み合わせていけば、緊急広報、緊急的な広報についても、もう即応できるということになるかと思うんです。キーワード方式とかこのこととの説明と併せて、先ほどお願いしたマニュアル、これとのこの構想の関係性、このことについて説明いただきたいと思います。

○総務部長（高野重夫） キーワード方式と申しましたのは、津波注意報が発令されても地震が起こった場所及び深さにより到達時間や潮位等様々な津波がございます。例えば、津波注意報が発令された内容に津波の高さが30cmを超える、また、津波の到達時間が、到達の予報の時刻が1時間以内など、キーワードをいろいろ指定しまして、このキーワードとしてリストアップされている言葉が一つでも含まれていた場合、例えば、津波の高さが30cmを超えるとか、1時間以内に到達するとかいう、そういう場合については、もう機械的に防災行政無線により緊急放送を行うなど、瞬時に判断できる基準を予め設定するということでございます。危機管理課においても勤務時間が日中という形でありますて、深夜、時間外に発生した場合には市役所に参集してから放送する、協議するとなりますと非常に対応が遅れるということがありまして、議員が言われるように勤務時間以外については常備消防、指宿消防署の方で瞬時に対応して放送をするということでお願いをしているところでございます。そういう取り決めをさせていただきました。

○14番議員（松下喜久雄） 今回、津波注意報についての広報の仕方で、非常に敏感になった

のは、私のすぐ近くの海岸はサーファーの皆さんのが見えになります。波が立ちやすいところなんです。3. 11でございました、僅か4mの、僅かじゃなくて4mの警報が出た地域が特殊な地形であったがために10mを超えるような津波になってしまったとか、そういうことがあります。ですから、1m未満が1.5、2mになる可能性がある。まして、これが満潮時と重なれば、当然、川を逆流して、もう指宿の0m地帯もそうですけれども、川を遡ってきて浸水被害が与えるかもしれない。そのことを思うものですから、注意報たりとも、これは的確に市民に広報して市民の安全を守る、そういう体制を整えていただきたい、そんな思いから質問させていただいているわけです。市長、何かあれば。

○市長（豊留悦男） 市役所の仕事、そして、議会の役割として、何より市民の命を守るという

ことが第一であります。そして、市民が安心・安全で暮らせるような、そういうまちを作るために、今回の地震によって多くのことを学びました。やはり、海岸の近くにある集落の方々、そして、海岸の近くには学校もあります。この津波注意報をいつ出したら安全で安心して避難できるのか、今回はマグニチュード7という大きな地震でした。津波がくるかもしれない。じゃ早く避難、または注意してくださいという放送をいつ出したらいいのかということについても、今回、議員の質問の中でいろいろと教訓をいただきました。今後、このような災害があったときに、どのようにしてその連絡体制を取るのか、いつ、どのような方法で、誰がその責任をもってこのような防災無線で放送するのか、そういうのについては、今後、検討しその在り方については議員がおっしゃいましたこと等を参考にして作らせていただきたいと思います。

○14番議員（松下喜久雄） それじゃ、2項目めのレジャーセンターかいもんについて質問させていただきます。2項目めの質問につきましては、お互いがこう少し関連するような部分で質問自体もどこから進めていけばいいのかなっていうような部分があるわけですから、とりあえず通告に従って、順次質問させていただきます。先ほどの1問目に対する答弁ですと、修理代がざっと1億円掛かるというようなことでした。1億円というお金、どのような見積もりをされたのか分かりませんけれども、そういった1億円という数字がぱっと出てくると、すごい額だねっていうような印象を与えます。逆に言えばそういう印象を与るために1億円っていう数字を引っ張り出してきたのかとか、分かりませんけれども、実際、この補修しようという前向きな考え方にして、要するにプールとしての機能を果たせばいいですから、もちろん安全性を保ちながらということが前提になりますけれども、だとすれば見栄えは多少なりとも。例えば、学校の耐震工事ですけれども、無骨な感じですよ。見栄えとかじゃなくてまず安全第一ということで、ああいう形でプールの中に、これ必要なら中柱も2、3本建ててもいいんじゃないかなという、そんな形でのこう補修はできないのか、そうすれば1億円という数字がどうなのかなと。そこらについて考えたことはないんでしょ

うか。もう、ずっとその見積もりをされた方に言われて、1億円大変だねっていうような印象をお持ちなのか、そこはどうなんですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、レジャーセンターかいもんの屋根の葺き方ですけれども、先ほど申し上げましたように当時の建築基準法で40mということで、瓦棒葺という施工をしております。しかしながら、これまでかいもん荘が前面に建っていたために、その40mの風速でも耐えていたであろうというふうに想定されるわけですけれども、今現在はそれがなくて、先般のこの台風15号におきましても、40mという風速は指宿地域、特に開闊のある海岸地域におきましては十分に超える可能性はありますので、まずはその屋根を全面的に葺き替えなければいけない。折板葺というものに替えなきやいけないということが一つの問題になってくると思います。それと、今現在、先ほど議員がご指摘されました途中に中柱等を建ててということもですね、建築技師の方にも相談もしてみたわけですけれども、やはり現状ではあの形態が円、直線の建物ではなくて円形に近い、壁もそういう形になっていると。そうなると、やはり直線的な屋根というものは抜本的に壁から全て造り替えなければいけないために相当な、また経費が掛かってくると、そういうことで今のやつを補修するにしても、そういう中柱を建てて直線的な傾斜を持った屋根にするとしても、相当なる金額が、数千万は確実に掛かってくるだろうというような認識を持っております。

○14番議員（松下喜久雄） 今回、この質問をするに当たっては、結局、調査結果がどうなのかということで、質問の中身も大いに変わるんだろうなという、そういうふうに思っていたんです。ですから、もう既に2問目の被災部分の復旧をどのように考えているのかと、こういう質問を設定しておりますけれど、既にこの質問にも立ち入っているというようなことになるわけです。ですから、1億円というお金が掛かるから、もう、この補修は、復旧は考えられないですよねという表現になるのか、そういったするしないの話、これ、今の段階でどうなんですか。検討中で、まだ雨ざらし日ざらしにそのままずっとやっていくということなのか。検討期間が掛かりますからねというような話になってですね。そこ、どうなんですか。おおよそどういった方向で考えてらっしゃるんでしょうか。最後の、今後の運営みたいなことにも引っ掛かっていきますけれども、お尋ねをさせていただきます。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、今被災した部分の屋根につきましては、簡易的なブルーシート等で覆うという方法もあるとは思うんですけども、やはり、そうなると結構大規模な被災箇所になっておりますので、これから冬の強風等でまた飛ばされる可能性というのは非常に大きいということで、修理の方は一応やるとすれば全面的にやらなきやいけないですけれども、今、現状ではあのまんまの方が安全性も保てるということでそのようになっているところでございます。また、やはり今後の運営ということに関わってくるということでしたけれども、レジャーセンターかいもんは、これまでやはり川尻地区民の地域住民をはじめ、多くの市民の皆さんを利用をされておりますので、引き続き適正に維持管理をしてまい

りたいとは考えておりますけれども、プール部分に関して言わせてもらえれば、ほかにもう一つ温泉プールに使用されている浜井戸、これは川尻温泉のプールに利用するために温度を下げなきやいけないということで使っている浜井戸というのもあるんですけれども、そこにつきましても今年の8月に井戸が抜本的に、揚湯管が折れて、もう一遍掘り直さなきやならないというような状況になっておりますので、そこも新たに掘削をしなければならない、掘削しないにしろ上水道を使って薄めるということはできますけれども、やはりそこについても維持管理経費が掛かるということで、屋根並びにそういう井戸の問題、それとあと、やはり建設から23年経過して施設自体も相当老朽化が進んでいるということを考えれば、今後、様々な視点でこの施設をどのようにしていくかということは検討していかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） まず、それじゃ浜井戸の問題も今出ましたけれども、そこは置いておきまして、復旧の部分ですけれども、現状のままがむしろ適正管理なんだというふうに聞こえましたけれども、穴が空いたまんまの状態で潮風を受けて、どんどんどんどん鏽が進行していって、もしかすると台風以外の季節風でも飛ぶ可能性が、当然出てきますよね。そういった危険性のあるものを現状のまま置いておく方が適正な管理なんだという表現に結び付く、そこらが理解できません。説明していただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 最適な適正管理というものにつきましては、先ほど言うように全面的に屋根を修理をするというのが、これが適正な管理だというふうに考えられます。しかしながら、その一部分だけを修理しても他の部分も相当、屋根を支えているパイプトラス等に破断している箇所が見えますので、一部分の修理は適正な利用は、維持管理はできないということで、となると全面的にやるのか、若しくはそこに議員もおっしゃったように潮風等がくるのを防ぐ、ブルーシートを被してするのがいいのかということをした場合には、やはりブルーシート等で覆うことによって、破損箇所が結構大きな部分になっておりますので、逆に2次災害につながるということで、今、現状のままの方がこれ以上の被災というものは進まないだろうというような見地で先ほど申し上げたところでございます。

○14番議員（松下喜久雄） 要するに利用者にとってみれば使えるようにしていただけるんですか、どうなんですかということなんです。現状のまま放っておいて、例えばブルーシート、行政施設でブルーシートを延々に被せている施設っていうのはあるのかな、もう本当に想像もつかないような気持ちですけれども、そういった管理の中で、結局使えないわけですよ。傷みも進んでいくと。やっぱり時間がないんです、そんなに。あのまま放っておくということですよ。早い段階で、1日でも早く、どうするんですかということで、方針を示して進めていかなければならんというふうに思っているんです。その点と併せて、この浜井戸について、もう1回ここ整備し直すとすればどの程度の予算が必要なのか、そこ、先ほどはもう1億円というお金が出てきたわけですから、浜井戸が傷んでますよ、幾ら掛かりま

すよっていうような説明がないんですね。そこの説明もいただけますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、レジャーセンターを再開ということになれば、やはりあそこの施設の利用上、当然上半身は裸で利用しなければならないと。しかも屋根が非常に高い天井の構造だということを考えれば、先ほどから何回も言うようにパイプトラスがもし破断して落ちてくれれば命に関わる大きな災害が発生するということが想定されますので、営業再開するとなれば、全面的な安全確保をしない限りは難しいというふうに考えております。そういう意味で、それを全面的な補修をするとなれば、屋根の取り替えだけで、当時のこれは1億円という金額につきましては、レジャーセンターを当時建設したときの設計の方並びに施工をした会社等の複数の関係者の現地調査並びにその意見を基にして、積算、全面的な改修が一番望ましいだろうということと、積算すれば概算で1億程度掛かるという報告をもらったために1億というふうに答弁させていただきました。それとあと浜井戸につきましては、あそこはそう深くない浅井戸でございますので、実際、その試算について今、まだ見積もりはいただいておりませんけれども、これまでの井戸を掘削した経験から言えば、浅井戸ですので概ね300万から400万ぐらいでの掘削費用でいくのではなかろうかということは想像しております。

○14番議員（松下喜久雄） 再開するとすれば、我々も一番考えなければならないのは、もうこれはお金の話ですよ。費用の話。それがどの程度なのかということで、きっと算定していただけなければ、判断のしようもないということになります。何が何でも、それはもう2億も3億も掛かってもいいから再開せんかっていうような、そういったことはそれは私の立場でもそこまでの要求というのはどうなのかなという考え方を持っていましたから、正確に、丸形の施設だから元々のその設計通りに復旧しないと、それ以外の方法はないというような言われ方をするもんですから、私も先ほど中柱を建ててうんぬんというような、三角屋根で大判の波板を被せればというような、そういうもうちょっと安く上げる方法はないですかと。聞くのも、そこなんですよ。私はもう取りあえずはもう復旧して使えるようにしていただきたいということを前提にして、この質問は設定してありますから、そういったことでお尋ねをしているわけです。最低限このぐらいあればできるよねという数値を示していただいて、それが仮に1億だとか1億5,000万だとかなったときに、さあ議会の皆さん方にも説明して、ここは改めて投資していいですかというような協議をしていただくということになろうかと思うんです。ですから、ほかに補修の方法はないのか。それだと幾ら掛かるのかとか。浜井戸についても正確にこれくらい掛かりますよね、これ、浜井戸がなければ当然、上水道を使うということになります、水道代がまだ年間高く付くということになるわけですかね。そこらも全部計算をしていただいて、たたき台にして、今後どうしていくんですか。この検討をもう早く当然やっておかないといけないんですよ。もう何か月経ちましたでしょうか。ですから申し上げているわけです。今後、きっと再開に向けて動くとすれば、一体

全体どの程度の補修費が必要なのか、浜井戸も含めて、正確に調査をしていただきたいというふうに思っています。それ、どうですか、そのこと。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもいたしましては、まずはこの施設の現状を復旧するしたらどの程度のものが掛かるかということで、先ほど来、施工業者等に見積もりをお願いしたわけですけれども、確かに議員がおっしゃるとおり、それ以外にも安い修理方法がないかということについては、今後また設計業者等にご相談をしながら考えていきたいと。その中で、今回恵美寿温泉についても、揚湯管を小さくして元の泉源のところにやっておりますけれども、この恵美寿温泉につきましても、概ね10年スパンで泉源が駄目になって替掘りをすると。そのときにやはり、過去の実績からいえば6,000万とかいうような金額を掛けてやっているというような状況もあります。そういうところも含めまして、今後、今議員がご指摘したようなほかの様々な方法等も考慮しながら、施設を今後どういうふうにしていくかということにつきましては、検討を重ね、また、その結果につきましては議会の方にご報告をしていきたいというふうに考えております。

○14番議員（松下喜久雄） それじゃ、今、恵美寿温泉の話もございました。恵美寿温泉の泉質自体が非常に管理しにくい泉質だということも十分承知しております。現在の泉源の状況と、泉源確保について今後の方針を伺いたいということでお尋ねをさせていただきます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現在の泉源の状況と確保ということでございますけれども、本年2月に恵美寿温泉の温度低下並びに湯量不足という不具合が生じたために、恵美寿温泉を供給できなくなり、その代替策としまして川尻温泉をボイラーで加温をして利用してきたところでございます。そのことから新しい泉源を求めて、今年、掘削を計画しておりましたけれども、当初予算では約5,000万弱ということで計上しておりましたけれども、それについては実際やるとなつた場合にやはり1億円程度の経費が掛かるということが、また判明したために不具合となっていた恵美寿温泉を復旧する方針に変更したところでございます。そして、一応9月17日から10月22日に掛けまして恵美寿温泉の復旧工事、これ約620万ほど掛けて行つたんですけども、不具合になる前と同程度の湯量と湯温、これ54度の温泉源を確保できましたので、10月26日には恵美寿温泉の供給を再開したところでございます。しかしながら、掘削業者によりますと、本来、この揚湯管は1番最初200mmが入っていたわけですけれども、5年前にそこに詰まつたために150mmをまた入れたわけです。今回、更にこの150mmの中に80mmの揚湯管を挿入して、今温泉を汲み上げておりますので、通常よりも早く閉塞する可能性が高いということで、稼働時間が短くなるだろうというようなことも言われております。そういうことを踏まえまして、今後の温泉源の確保につきましては、近隣で来年度から民間事業者が計画しております地熱発電というものがありますけれども、この地熱発電事業に伴うカスケード対応ということで、排出温泉の活用とか、また新規に指宿市独自での泉源を確保ということも含めまして、今後、検討していく必要があるというふうに考えておりま

す。

○14番議員（松下喜久雄） 民間事業者のお湯を分けてもらうというのが公共施設にとってどうなのか、その安定性について、それはもう疑問が大いに残りますし、4,000万を超える予算をもう既に見切って、一切、新しい泉源について事業を行わなかつたと。なぜならば1億円掛かることになりました、については全然足りませんので止めさせていただきましたという話ですよ、先ほども1億円、今も1億円ですよ。1億円が妙に気に掛かつてしようがないんですけどね。そもそも、通常何かの事業を行うときに想定外の費用が掛かることになりましたので補正をお願いしますとか、補正がもうできるような状況でなければ次年度に残る部分の仕事をさせていただきますというような予算の組み方をするわけです。そもそもがもう泉源を求める気持ちがもう完全に萎えてしまっている。そういう状況でもって、そういう判断をされたんじゃないのかなというふうに、どうしても行き着くわけです。それでなければ、大体ですよ、県道を使わせていただくということについてどのような費用がいるのか、県土木としてどのような考え方があるのかということについては、精査をして当然予算化しなければならないもの。そこをせずに、非常に予算付けそのものがずさんであったというしかないわけです。ただ、その部分はずさんであったということで、もう整理を付けて、もう新しい泉源を求めるために民間のお湯をもらうとかでなくて、独自の泉源を求めなければいけない。そのことについてもお尋ねしたいわけですけれども、時間がございませんので、市長、一番肝心な今後のレジャーセンターについて、今後の運営をどのように考えているのかということですね、とりまとめて答弁いただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） 川尻のレジャーセンター、台風で屋根が吹き飛ばされてしまいました。地域の方々の、利用者の意見として早く修理をして使えるようになってほしいという、そういう地域の声を、今回、この一般質問でいただきました。やはり、利用者にとってどうしたらいいのかっていうのを第一に考えながら、市としても修理をしたらいいのか、修理をしたらどの程度の修理で、今後10年・20年使えるかについて様々な調査をして、どうしたらいいのかということを今考えております。議員が様々な視点から様々な考えをいただきました。やはり、この川尻の温泉というのは地域の方々が日常生活の中で楽しみにしている場所でもありますし、健康づくりでプールを利用しているという、そういう実態もあります。しかしながら、あの川尻海岸は台風が来ると大変強い風が吹きます。今のプールのあとをこのまま補修という形でそれらの災害に耐え得るのか、または全面的な改修をしないと駄目なのかということについて、今、検討しております。議員がおっしゃいましたとおり、ここにつきましてはできるだけ早くどうするのか、大改修をするのか一部改修、修理をするのか、又は温泉として、また別のところに温泉として地域住民の願いに叶えるようにするのか、そういうことについてできるだけ早急に、慎重に市としても対応してまいりたいと思います。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

|    |         |
|----|---------|
| 休憩 | 午前1時0分  |
| 再開 | 午前1時10分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元でございます。通告してございますので、3項目について順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目に池田湖周辺の環境整備についてでございますが、前回の一般質問の中でジオパーク認定についてお尋ねをいたしました。このジオパークとは、本市は火山の恵みによる豊かな自然環境や温泉に恵まれた魅力ある地域でございます。そこで、認定を受けてこれから指宿市の観光に帰する考えはないかとのお尋ねについて、日本ジオパーク認定を受けることによって観光客誘致には先進地の例を見てもあまり期待ができない。また、認定に向けては費用と人員の問題から、費用対効果が得られないとのことから、指宿市としてはまるごと博物館を推進しながら観光につなげていきたいとのことでございました。では、この指宿まるごと博物館とは指宿市全体を博物館と捉えて、文化財、自然、産業施設、伝統芸能、伝統行事、イベントなど全てを貴重な展示品と位置付けて、それらをまちづくりに生かしていく中で観光にもつなげていくとのことでございました。そこでお伺いいたしますが、現在、池田湖の売店前に指宿まるごと博物館周辺案内、池田湖あれこれと書かれた観光案内板が設置をされております。先日、この看板を見にまいりましたが、当日は天候もすばらしい天気でございましたために多くの観光客の方々がこの案内板をご覧になっておられたようでございます。このまるごと博物館案内板の中で紹介されている場所の中には、現在、指宿市が推進しているおもてなしの心の観点から見れば疑問を持ったところが、池田湖周辺の案内の中で何箇所かございましたのでお尋ねをさせていただきます。まず、刻み地蔵の案内についてでございますが、現地に行きましたところ駐車場は整備をされておりません。洞窟の入口の左手には指宿市の文化財として指定された経緯などが案内板に記載されておりましたが、刻み地蔵が彫られております洞窟は、現在、洞窟の中の岩と岩との真ん中に大木の根が入り込んで、崩れる危険性がある状態であることから、見学できない状態でございます。洞窟入口にはロープが張られて立ち入りできないようにしている状況でございます。こういう状況を見たときに、せめて池田湖で看板をご覧になられた観光客の方が現地に行かれたら本当に残念な思いがしておられると思います。せめて、入口付近に駐車場整備をしていただけたり、入口付近には観光に訪れた方々が納得して、説明案内あるいは写真等が準備されおられれば、わざわざ刻み地蔵まで行かれたお客様に不快な思いはさせないように済むと思いますが、このような現状をどのように認識されているのか、お尋ねをいたします。

2点目に、専門職員、技術職員とも言いますけれども、についてでございますが、この公的資格を取得している職員の配置状況についてお伺いをいたします。この専門職員、国家資

格としては主に医療、介護、福祉関係から建築、教育関係と幅広く各課に配置をされている状況がありますが、ここ2、3年において退職をされる職員の方もおられるようにお聞きをいたしております。現在、専門職員、公的資格を持った職員の方を各課にどのように配置をされているのか、また、年代構成はどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

3点目にT P P、環太平洋連携協定が12か国によって大筋合意がなされたことを受けて、部分的にではございますが、内容が明らかになってきてはおります。このような状況を受けまして、日本政府としても11月25日にはT P P対策大綱も決定され、公表されているようではございます。その内容といたしまして、関税の95%が撤廃され、中でも農産物の51%は即時撤廃となるようございます。農林水産物の2,328品目のうち約81%の関税が最終的に撤廃となり、既に無税のものも含め、協定発効で約51%の関税を即時撤廃するとしております。政府は関税撤廃の例外を目指し、聖域と位置付けた米や麦など農業の重要5品目では、全586品目中約3割の174品目の関税を撤廃するとしております。このような中で、本市における農業の現状を見たときには計り知れない不安を抱かざるにはいられません。そこでお尋ねをいたしますが、指宿市の農業、農家においての対応をどのように考えておられるのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し、活用することで組織全体の活力を高め、活性化させていかなければなりません。また、専門的知識や経験を必要とする部署への職員の配置につきましては、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、技師等の専門職を適切に配置しているところであります。本市における専門職の配置が必要な部署につきましては、建設部の建設監理課、土木課、指宿港海岸整備室、都市整備課、農政部耕地林務課及び水道課には土木技師、建築課には建築技師の配置が必要となります。また、農政部農政課には農業技師、健康福祉部の長寿介護課には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、健康増進課には保健師と管理栄養士、教育部社会教育課には学芸員等の配置が必要となります。なお、専門職として配置している平成27年4月1日の現在の年代ごと職員数につきましては、土木技師は20代が6名、30代が5名、40代が4名、50代が14名の計29人、建築技師は20代が2名、50歳代が3名の計5名、農業技術師及び農業に精通している職員は30代が1名、40代が3名、50代が3名の計7名、保健師は30歳代が2名、40歳代が5名、50歳代が4名の計11名、社会福祉士は20歳代が1名、主任介護支援専門員は40歳代が1名、50歳代が1名の計2名、管理栄養士は30歳代が1名、学芸員は20歳代が1名、40歳代が1名、50歳代が1名の計3名となっているところでございます。

次に、本市の農業、農家にとっての対応、T P Pに対する対応についての質問でございます。議員ご指摘のとおり、T P P大筋合意により、農産物の51%は即時撤廃となっているようであります。主な品目は豆類の野菜類で2.5%から3%の関税が同時に、畜産では牛肉の38.5%が16年目には9%に、豚肉においても高い価格帯の部位に係る4.3%が10年目には撤廃

される予定となっております。これによりまして、市の農業への影響が懸念されるところでございますが、今後具体的に示されます国の支援策等を十分に活用しながら、生産農家の不安を少しでも和らげるため、所得を補てんする制度の法制化による肉用牛肥育経営安定特別対策事業や養豚経営安定対策事業などの拡充、また、野菜価格安定制度の活用など、農業生産に意欲的に取り組める再生産の可能な単価となるよう、各種補助事業や政策を活用しながら努めてまいりたいと考えております。このため、農協の営農指導員や県農政普及課などで構成する指宿市農林技術協会を中心に、指宿市の特徴を生かした安心・安全・高品質な農畜産物の生産に努め、生産基盤の強化や更なる生産コストの引き下げや疾病等による事故率の低減を図ることにより、収益性を上げることが対策だと思いますので、各関係機関との緊密な連携を図りながら、農家への支援、指導を行っていきたいと思っております。

以下、いただきました質問等には関係部長等が答弁をいたします。

○教育部長（浜島勝義） 池田湖周辺の環境整備についてのお尋ねでございますが、池田湖湖畔に設置しております指宿まるごと博物館看板には九州最大の湖であります池田湖をはじめ、刻み地蔵などの文化財、景勝地や観光施設などのエリアマップとともに、それぞれの写真と説明を表示しております。看板を見られた観光客等の刻み地蔵の見学対応につきましては、現在、駐車場用地として個人所有地を借り上げ、乗用車2台が駐車できるようにしているところであります。駐車場の表示はしてありましたが、ご指摘のとおり分かりにくい点がございましたので、今回表示を大きくするなど分かりやすい看板を設置したところでございます。一方、刻み地蔵は溶結凝灰岩の岩陰の壁に彫られた磨崖仏であるため、現地では長い年月での風化や雨水の浸透等によって刻み地蔵の上部の岩にひびが生じ、斜面の岩の崩落が危ぶまれるだけでなく、近年は洞窟上の樹木も崩れ落ちたこともございました。崩落を防ぐ方法も調査いたしましたが、費用が相当高額となること、また工事により洞窟の現状維持ができなくなること、それから見学者の安全確保と危険回避を重視して手前の階段にロープを張り、立ち入りについてご遠慮いただいているところでございます。ご指摘がありましたとおり、指宿まるごと博物館の看板を見て刻み地蔵を訪れた見学者が実物をご覧いただけない状況でございますので、さっそく刻み地蔵の写真、その内容、現地の危険な状況を記した看板を作製して、駐車場とロープ手前に設置をしたところでございます。

○4番議員（井元伸明） 今、説明いただいたように、この環境整備って形で刻み地蔵を案内をしていただいておりますが、確かにやってみると、駐車場をきれいに草を刈られて、駐車場ですよということできれいに案内の看板も立てていただいておりました。そして、奥の方には、刻み地蔵の中に彫ってあります写真を撮ったのを丁寧に貼っていただいて、中に入れない説明もされているようでございましたので、こういうふうに指宿は観光に来られたお客様どなたに対しても、平等にやっぱりおもてなしの心ということを盛んに言っておりますけれども、こういう優しい心がなければ、突然いつ来るか分からないお客さんが行かれたとき

に、非常に戸惑うし、また行かれてそういう状態であればもう2度と指宿にはという形で、そういう方々はリピーターで来られるお客様がほとんどだろうと思うんですよ。今後とも、やっぱそういうのは注意していただいて、とにかく文化財の面からも、あるいはそういうのを観光に資するということありますので、いろんな形態の観光で訪れるお客様が多いかと思いますけど、あらゆる角度から、こういう整備には、万全を期していただきたいと思うんです。次に、池田湖の環境整備の中で、今、今年は特に大雨が続いたせいで池田湖の水位が非常に上がってきています。これについては、湖畔で生活をしている方々にとっては、本当に、真に深刻な問題でもあります。この池田湖の水位っていうのは、南薩地域約6,000町歩、指宿市・枕崎市・旧頬娃町・旧知覧町までの約6,000haへの水の供給という農業用水としての利水の立場から、下は62mから66mまでの水位を保てるようになっております。この66mというのが非常に問題であります。本年は梅雨時、降雨量が平年の3倍ほどあったということから、水位の上がり方が非常に激しかったために、66mを超えると池田湖湖畔に指宿市が分譲した住宅地がございますけども、そこの住宅の方々は、玄関に浸水が始まり、挙句の果ては合併浄化槽が完全に浸水して使えない状況、ということはもう生活できない状況が続くということで、この水が上がるたびに非常に心配な思いをして不安な日々を送っているのが現状でございます。併せて、池田湖の近くには66mを超えるともう川の水も流れません。止まって、防波堤を超えて道路まで全部水が入る状態でございます。そういう状況が続きますと、近くの干寄地区という田んぼ、畑がございますけど、約40haほど耕作をしておりますけれども、この方々も排水ができないために耕作ができない、植え付けができない、刈り取りができないということで、農業の営農体系はもう非常に崩れっぽなしさで、どうしたらしいか、種苗を植えるにも植えられないという状況が非常に続いております。こういう状況を何とか打破してほしいということで、平生からあらゆる関係機関の方にお願いをしておりますのが、池田湖の水位を1m程度下げられれば一番いいよねというのが住民の願いでもあるんですけども、この池田湖の水位を下げることについて、状況は、そういう状況にあるのかどうか、一つお尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 池田湖の水位についてのご質問でございます。ご承知のとおり、今年の梅雨時期には例年の3倍に当たる雨が降り、そして、池田湖の水位も議員ご指摘の66mを超える期間が続き、湖畔の住宅等をはじめ様々な生活を脅かすような影響があったところでございます。私も現場に行きました、厳しいところという現状を目の当たりにしております。池田湖の水位に関しては、議員ご指摘のとおりでございますけれども、農業用水としての利水の立場、それと防災としての治水の立場から考える必要がありまして、市といたしましても早く水位を下げられないか、関係機関に要請をしながら取り組んできたところでございます。現在の水位は生活に影響のないところまで下がってきておりますが、今後もこのような状況にならないよう引き続き関係機関に要請していきたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） 要請をしていただいているのは本当に分からないわけではありません。

これはやっぱり水利権とかいろいろな問題がありまして、池田湖自体が勝手に水が多いから出してほしいということで出せるような状況じゃないということはよく理解はしているつもりなんんですけど、現在の状況でも65m60cmぐらいが今続いている状況ではありますけど、これに大雨が降ると、たちまち66mを超えるのも、もう目に見えております。川尻の新川の方に放水をしておりましたけれども、最大に流した時期で1日、一生懸命流しても7cmがやっとということでありましたけれども、当時は池田湖には雨が降るわいっぽい地面は水分を吸っておりますので、それが湧き水とかいろんな出水で出てきて7cm以上の水がどんどん入ってくるもんですから、吐かしても吐かし切れない。南薩土地改良区にもお願ひしていろいろしましたら、集川の方に逆送水と言いますか、していただいてやりましたけれども、それも本当に1日1cm下がるかどうかの状況で、あの状況ではとてもじゃないけど減る状態ではないということでありました。そのような様々、この水位を下げることには問題があるようではありますけど、一番はいろいろ相談しますと新川の方に放流をするのが一番だろうということで流しておりましたけれども、今年の放流時期にこの新川にも一生懸命流している状況の中で、10か所ぐらいが河川の土砂崩れとかいろいろあって、一時は止めた時期もありました。そういう状況がありましたけど、これは県の河川管理でございますけど、この新川の河川は早く改修をしていただいて、常時安定して流せるような状況を保っていただきたいと思うんですが、指宿市の方から県に対していろんな要請をしていただいていると聞いておりますけれども、今、この改修の状況というのはどのようにになっているのか、一つお尋ねをいたしたいと思います。

○建設部長（山下康彦） 新川は池田湖から川尻海岸に流れる県管理の2級河川となっておりますが、本年の6月からの豪雨により池田湖が増水し、大雨の影響や放流に伴い、河川護岸の損傷が起こっております。県によると損傷した護岸等につきましては、現在、復旧作業を行っているところであります。年度内には全ての箇所について復旧を完了するというふうに伺っております。抜本的な河川改修につきましては、この河川改修を行い一気に放流し水位の調整を行う方法等も考えられますが、放流量が増えた場合、川尻海岸の漁獲にも影響を及ぼす可能性が指摘されているようでございます。県では増水対策としてのハード整備は相当の費用と期間を要することから、まず、管理水位の調整など、ソフト面の対策を含め関係機関と協議を行っているところでございますので、市としましても早急な解決が図られるようお願ひしてまいりたいというふうに考えております。

○4番議員（井元伸明） 今、2級河川の管理ということで、県の河川課の方で本年度中には改修が何とかめどが付くだろうと。しかし、あまり流し過ぎますと、今言われたように川尻港のところで定置網があるそうですが、非常に池田湖の水が冷たい関係で漁獲が10分の1ぐらいに何か減るという話を聞いておりますけれども、それも併せていければ、我々ばかり

が一生懸命言つても駄目だなとは思うんですけども、池田湖のこの水位については、水管理は県の河川課がやっておりますけど、併せてこの水を南薩台地に送り込んでいるのは南薩土地改良区などにもございます。それと、開闢地区の土地改良区とか、いろいろ水利権の問題は発生しておりますが、こういう、現在、池田湖を有する指宿市長がいろんな会合があるたびに、例えば県知事さんとの話し合いとか市長会でもそうでしょうけど、枕崎、それと南九州市の市長さんをはじめ、いろんな方々と、指宿市の市長がリーダーとなって、この水位をいかにして下げられる、50cmでも、そういう形で下げられるように、一つ、リーダーとして努力していただきたいと思うんですが、市長としての一つ、見解というか思いはどういうことをお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 今年も南薩地域の水利用対策検討委員会というのが開催されました。その中で3市の市長さん方とも池田湖の実態について、このような、今年のような災害が起きないようにどうしたらしいのかという、そのことについて話し合いをいたしました。やはり、平成9年だったと思いますけれども、大渇水が起きた。そのときの教訓、そのためにやはり水位は保たなければならないというような話もございました。そこで、私が提案をしたのが水位は保ってもいいけれども、例えば梅雨時期とか雨が予想される、そういう時期には水位を、いわゆる柔軟に対応して落としてもらえないか、そうすることで池田湖の周辺に今年のような生活に影響が出ないようにしてほしいというお願いをいたしました。県の河川課を含めて様々な部署には今年の様子をつぶさに報告し、このような事態が発生しないようどうすべきか検討してほしいと、そして、市、3市の首長の意見として、先ほど申し上げました雨季、つまり雨が多い時期、梅雨時期、台風襲来が予想されるときにはこの水位を決まりどおりするのじゃなくて、ある程度落とせるような、そういう柔軟な水位調整をさせていただきたいという申し入れをしてあります。このことは、来年度、今年の大変厳しいと言いますか、教訓を生かしながら、恐らくこの水位調整については前向きに検討していただくものであろうと思っております。ただ、ご案内のように農業関係者を含めた様々な関係機関との協議、調整も今後必要であろうと思っております。

○4番議員（井元伸明） この水位については、当初はあちこちに相談すると50cmかそこらは下げるのが当然だろうねということで、いろいろみんな話を聞いてたんですけど、いざ話をすると、やっぱり、農業用水という形で話がありましたけど、そういう形で立場からいければ、やっぱり66mというか、さっき市長からもありましたけど、平成9年の渇水時期は、県の方で市内各地にボーリングをして急場はしのいだ時期がありましたけど、今の営農体系があるのはこの池田湖の水が大いに寄与しているのは本当に事実でございますけれども、その農業用水としては本当大事なことかも分かりませんけれども、周辺で生活をされている方々の安心・安全を考えれば、どうしても、1mとは言いませんけれども、せめて50cm程度は下げられる方向で努力をしていただきたいと思います。

今の水位の件については各関係の方々が一つ、またいろんな会合のたびには、そういう形で努力をしていただきたいと思います。

時間の都合で次に行きますが、池田湖の環境整備の中で、池田湖のモーターボートの発着場の現状についてお尋ねをいたしますが、この場所は指宿市市有地でございます。3軒の事業者へ貸し付けている場所でもございます。現在、営業をされている状況ではありません。現状は事務所の入口にはロープが張られ、桟橋は壊れて周囲は草が生い茂っている状況でもございます。こういうのを見て9月の29日、南日本新聞の広場欄に投稿をされた方がおられました。一部ご紹介いたしますと、わくわくさせた池田湖畔どこに、という題でございました。鹿児島市の65歳の男性の方でございました。朽ち果てたボート小屋や雑草が生い茂るなど、観光パンフレットとのあまりのギャップに唖然とした。そんな中、他県ナンバーの車から降りた観光客が池を一目見て、怪訝そうな顔をし、そそくさと走り去っていったのはショックで恥ずかしかったとございました。これは指宿市は観光地、保養都市を掲げております。そういう場所で池田湖は高速道路、あるいは国道226号から入ってきても、入口、顔とも言われる場所でもあろうかと思うんですよ。こういう場所が、民間事業者に貸し付けている場所でもありますけれども、ここが来年の3月まで何か契約があるから今のうちにはどうこうと、市がする状況ではないので、業者の方と近々相談をするという話を聞きしましたけれども、やっぱり観光地としてそういう状況を放っておくというか、何かの手を入れたり早急な対応をしないと、1回来られて、リピーターで来られたお客様が見られた状況で見られると、指宿の観光はどうしたのということで、もう2度と来てくれないと思うんですよ。観光客を増やそう、増やそうとしても、こういう状況が続く限り、指宿の観光客は増えていかないと思うんですよ。幾ら宣伝を、宣伝料払ってもですね。こういう状況を踏まえて、これは指宿市が管理をしている土地ということですので、このような現状をどのように認識して、また、相談を進めているのか、一つお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 池田湖モーターボート発着場の現状についてですが、池田湖は九州最大の湖で本市の大切な観光資源でもあり、池田湖を訪れる観光客を温かくもてなす意味からも土産品店や池田湖を周遊できるモーターボートは重要な役割を果たしてきたところであります。しかし、現在はモーターボートを利用する観光客の減少や運営している方々の高齢化、体調不良などによって3名の方とも営業をしていない状況であり、今まで何度かお会いしてモーターボート営業について、続ける意思があるか確認をしてまいりましたけれども、廃業する1名を除く2名につきましては、営業する気持ちはあるということでありました。しかしながら、いまだ営業が再開されていない状況でございます。併せてモーターボート発着場の付近では3名の方が客寄せを図るために、池田湖観光の目玉でもある大鰻の展示を行つてまいりましたが、現在では展示もしておらず見ることができない状況となつてのことから、観光客も滞在時間が短くなり、池田湖全体の観光振興に悪影響を及ぼしているものと認

識しているところでございます。このモーター埠頭発着場の土地は、市の所有する普通財産として事業者に貸し付けをしている土地であります。この土地、賃貸借契約の期間がいずれも来年3月末となっていること、3年更新でございますけれども、平成28年3月末までとなっていることもあり、2名の方と再度お会いしてお話をさせていただく予定にしております。それでもなお現状の状況が続くようであれば、現在市の方で策定中でございます池田湖周辺観光地基本構想の中で検討する必要があることから、次回の契約の更新は難しいというふうに考えております。また、3か所ある埠頭基地の中央に位置する桟橋が先の台風による高波によりまして崩壊し、そのままの状況となっていることから、景観的にも見苦しい状況となっております。この中央の桟橋につきましては、河川管理者である鹿児島県が許可をしていることから、県と連携しながら所有者に建物を含め撤去していただく方向で、現在、協議を進めているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 県と協議をするのは大いに協議してほしいんですが、実際観光で来られるのは毎日来ているんです。いろんな方々が協議を進めていくのは本当にありがたいことでもあるし、こういう写真を見るにつけ、池田湖はどうなったのか、指宿が何か傾いているような錯覚を起こすぐらいの状況です。この状況はですね。昔は池田湖に遊覧船も走っていた時期があります。我々が小さい頃ですね。そういう状況もありましたので、市もせっかく市有地を貸し付けて、年間に幾らかもらっておりましたので、そういうのを一般財源に入れているんでしょうけれども、できたらこういうのを充てながら、1軒が廃業するのであれば、どこか1か所に発着できるようないいのを設置したり、それで利用料をいただくという形でもいいんじゃないかと思いますけれども、そういう形にしていかないと、この大鰐もここに大きな世界一鰐とか表示してありますけど、お客様が車から降りた途端に、あの看板だけよく見えるんですよ、まだ。そういう状況で、やっぱり池田湖のこの大鰐というのは、観光客にとって一つの大きな目玉でもありますし、この大きな鰐を我々も見て、こんだけ大きな鰐がいるんであれば、イッキーがまた出てくるんじゃないかとか、何かこう夢を掲げ立てるような、そういう状況があったんですけども、この大鰐も今言われるよう、モーター埠頭の1軒の方はロープを張っていますけど、中でまだ飼育をしていると。飼育と言うか、養っていて、中には人は入ませんけれども、行って餌を与えたりなんかしているようすけれども、この大鰐というような看板を書いたのはあちこちあります。何箇所かですね。これ、実際池田湖に来られたお客様が、来たはよかったですけれども、大鰐はどこにいるのということで見られなくて帰られるお客様も多いんじゃないかと思うんですけど、指宿市としてはこの大鰐は今どこで、何匹ぐらい飼われて、どういう展示の仕方をされているのか、御存じだったら一つ、教えていただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、観光客が見れる大鰐につきましては、埠頭基地の近くの民間事業者のお土産店のみになっているというふうに認識しております。

○4番議員（井元伸明） 先ほど総務部長の方から、今後、観光の面でいろんな整備をするということでありましたけど、そういうのもいつできるのか分からぬ状況でもありますので、早急な、さつき教育委員会の方で説明がありましたように刻み地蔵なんかはできる範囲内で早速できるところは対応していただいているんですよ。そういう形で、これはもう待ったなし、観光客が今は来てくれるなというわけにはいきません。相手の都合ですから、お客様のですね。だから、早急な対応をしていかないと、指宿はどんどん観光は、お客様減ってきた、増やそう増やそうとして一生懸命みんな頑張っているけど、一方ではこういう状態があれば指宿の観光というのはなかなか難しいなと、非常に心配な部分がありますので、早急な本当に対応をしていただくように、これも一つお願ひして、次にまいります。

また、環境のことについてですが、これはまた馬頭観音について一つお尋ねをいたしますが、ここもですね、馬頭観音は名馬池月で有名であります、これ、特に1月の18日になりますと、名馬池月が生まれたという場所でもあるということで、全国の畜産関係者を含め多くの方が参拝に見えている状況でもあります。ここを一つ指宿市が、このまるごと博物館の中でも紹介をしていただいたように、この馬頭観音を何か観光に生かせる方法は、まずは文化財にも指定をされてないからうんぬんという話は聞きますけど、しているから、したからじやなくして、こういうのを観光に生かしていくれば、池田湖に滞在する時間も長くなるだろうし、いい印象を持って帰っていただければまた行きたいと思ってくれるだろうと思いますので、この馬頭観音のところもやっぱり同じように駐車スペースもないし、ただ入口ということだけ、矢印だけを書いてもらっていたらあります、ここにも馬頭観音の由来とかいろんな形で、上の奥に行けば上の方に、もう古くなった看板が1枚だけ立っておりますけど、せめて入口辺りに何かできる方法を考えていないのかどうか、一つお尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 馬頭観音につきましては、議員もおっしゃったように名馬池月伝説もあり、地域の歴史や伝統を語る上で非常に大事な場所であるというふうに考えております。付近は私有地であり、1月18日の馬頭観音祭のときには地域住民の方々が草払いを行い、車が止められるよう、また、出店の方も出れるよう協力いただいておりますけれども、通常におきましては馬頭観音入口付近には駐車場はないところでございます。市としましては、少し離れた場所に、平成22年度に県の魅力ある観光地づくり事業で親水公園と駐車場ということが整備されましたので、そちらの方に駐車していただき、池田湖畔や松林を散策しながら馬頭観音をはじめ、周辺の道のりを楽しんでいただきたいというふうに考えているところでございます。今後、今年度末をめどに、池田湖の周辺の基本構想というものを策定していきたい。今、いっている状況でございますので、その構想の中で、この馬頭観音、議員がおっしゃった説明板、これは民有地のところに個人的に立てている看板がございますけれども、その辺も含めまして、この基本構想の中でどのような形で観光の一つのポイントとな

るかというのも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 早急な対応をしていただきたいんですが、同じように何箇所かありますんで、次にまいりたいと思います。

次に、この案内板にも書かれておりますが、新永吉の棚田の紹介をしていただいております。この棚田を守ろうと棚田音頭の歌を作ったりとか、非常にいろいろ頑張っている棚田でもございます。また、棚田の耕作道路の清掃作業等についてもいろいろな方が、ボランティアで参加をしていただいて、この地区の棚田を守ろうということで一生懸命やっております。この棚田は本当にすばらしい場所でもあります、地元の小学生なんかはここで餅つきを行ったりとか、いろんな活動をしている場所でもございます。現在、通常は県道寄りの入口があるんですが、ここ1か所しかないために、この入口が通行止めという形で看板がほとんど立っている状況があります。この途中も離合ができない状況であるためになかなか難しいのかなと思うんですが、せっかくこういう観光でご案内をしていただけるような場所であれば、入口にはNHKドラマの篤姫の撮影があった場所ですよというような看板も立っておりますので、もう少しここに自由に入りできるような、一つ、この出入り口の道路の整備が必要じゃないかと思うんですが、どのような状況なのか、認識をお持ちなのか、一つお尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 新永吉の棚田への道路に関しましては、勾配の厳しい山腹にあり、平成24年度にも土砂崩れが起き、災害復旧工事を行ってきたところでございます。今回の通行止めの原因といたしましては、梅雨時期に発生いたしました被災箇所の復旧工事を進めているためであり、安心・安全を最優先として通行止めをしている状況でございます。そのため、訪れる方々には不便をかけているところでございますが、現在、復旧工事を急いでおり、早めに通行止めの解除ができるものと考えております。そのため、しばしご協力をいただきたいと思っております。この道路に関しましては、棚田への唯一の道路であるため、市といたしましても改修の必要性を十分認識しております。防災、減災の立場から改修できる事業がないか検討しているところでございます。以上です。

○4番議員（井元伸明） 時間の都合がありますので、次にまいりますが、次もやっぱりまるごと博物館の中に書かれておりますが、鬼門平断層です。鬼門平とか西中の校歌には出てきますけれども。それと池田湖の成り立ちについて、紹介もしていただいております。それが小さい案内でございまして、小さい字でございますので、なかなか分かりにくいくらいですが、この鬼門平断層の高さが約200mから300m、奇岩でできた岩でございますけれども、そこ辺りから長さが約10kmあるんだそうです。これは約10万年前に大噴火でできた、阿多カルデラでできた場所であるということで、含めてですね、池田湖は約5500万年前の大噴火で陥没してできたと紹介をされておりますが、せっかく観光に来ていただいた方にいい紹介をしていただくんであれば、もうちょっと大きめの、分かりやすい表示というか案内をして、多くの方

に分かっていただければ、池田湖をよりよいファンにというか、また関心を持っていただいて、また行こうかという関心があると思うんですが、このような分かりやすい表示方法はできないのか、一つお尋ねいたします。

○教育部長（浜島勝義） 指宿まるごと博物館の看板には、鬼門平と池田湖の成り立ちが解説されております。鬼門平は今から約10万年前、阿多カルデラの破局的な大噴火に伴い、200mから300mほど陥没したカルデラ壁面であります。この阿多カルデラは指宿市のほぼ全域を含み、錦江湾を越えて大隅半島までを含む南北14km、東西24kmの国内最大級のカルデラの一つでございます。また、池田湖はこの阿多カルデラの中で起きた巨大噴火によりまして陥没したカルデラ湖で、巨大なカルデラの中にカルデラができている国内でも珍しい火山地形をしております。鬼門平や池田湖は江戸時代にまとめられました三国名勝図会にも記され、特に鬼門平は椋鳩十氏が屏風岩と称えたとおり、景観的にもすばらしいものと認識しているところでございます。郷土教育の素材であります阿多カルデラと池田湖を広く周知していくために、昨年度時遊館C O C C O はしむれで指宿まるごと博物館構想に基づいて、市内の火山と火山の恵みをテーマとしました企画展を開催しました。その折に作成しました資料等がありますので、それらを活用して新たな手作り説明板を設置していきたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） 今、聞いた中でも本当に興味深い歴史がある場所でもあります。だから私が先月申し上げましたように、ジオパークに申請して観光に生かしたらどうかということで、先月の11月ですか、霧島市で総会がございました、世界からたくさんの方が訪れて、大盛況であったようでございます。また、本市からも職員の方が1名は参加をいただいたということを聞いておりますけれども、このジオパークも近くのいろんな統計を見ると、観光にはなかなか無理ですよということでしたけれども、指宿市と人口比が似ている、もうずっといろいろ寄せ集めた中でどんぐらいの効果があるのかなと、観光にですね、ということを調べた資料がありましたのでちょっと紹介させていただきますと、阿蘇市では、年々観光客は減っていますけれども、ジオパークに申請したおかげで約7%の観光客が増えているというデータもあったりしますので、一つ、これからもジオパークについては頭っから否定するんじやなくして、いろんな形でまたご検討されて、観光につなげていただければと思います。

次にまいりますが、来年度は申年でもございますけども、このまるごと博物館の中に、池田地区で今、伝統芸能を継承しております猿の子踊りについて紹介がございました。この猿の子踊りについても、現在、下門地区が中心になってやっておりましたけれども、児童減少、少子化によって、非常に難しい時期がありまして、一時は池田校区外からの児童・生徒の参加、協力をいただいたりして継承してまいった時期もありましたけれども、現在は池田小学校の校長先生の理解もったりして、池田小学校全体の児童の中でできる児童が協力してくれということで、今2回、3回ほどですかね、披露をしていただいて、何とか続いている

状態で、子供たちがこういう踊りをすると、衣装もでしょし踊りもあって、なかなか面白いという形で、慣れない子供たちは慣れない子供たちで、見る側については子猿の何かはぐれたような雰囲気が非常にいいということで、非常に喜ばれている状況でもあるんですよ。これも市も文化財として、いろんな形で今後、応援をしていただけるということであろうかと思いますけれども、今後ですね、この猿の子踊りについてはどういうようなことを、支援というか、応援、継承をされていくのか、予定があるのか、お尋ねをさせていただきます。

○教育部長（浜島勝義） 指宿市指定文化財であります猿の子踊りは、天璋院篤姫の生家である

今和泉島津家の諸領地でありました下門地区に伝わる郷土芸能でございます。これまで下門地区の園児・児童のみで継承されてきましたが、近年の少子化で下門地区の園児・児童だけでは踊りを披露することが難しくなってきたとのことであります。このため、猿の子踊り保存会や下門公民館、池田小学校、PTAが連携し、小学校に通う児童に希望者を募り、校区の郷土芸能として継承されるようになりました。この成果は小学校の運動会や先日行われましたイッシー祭りで披露され、大好評だったと聞き及んでおります。現在、教育委員会では指宿まるごと博物館構想に基づき、平成26年度から文化庁補助事業を活用しまして、市内各地に伝わる郷土芸能と伝統行事の継承と後継者育成のために活動の様子等を撮影し、記録保存事業に取り組んでおりますが、猿の子踊りにつきましては、今年度池田小学校の児童たちが練習に取り組んでいる様子、また、本番での披露の様子をはじめ、踊りの由来、衣装や道具等の撮影を現在行っているところでございます。撮影しました記録映像はDVD化し、保存会や地域住民に次世代への継承と後継者育成の素材として活用をしていただくとともに、市内小学校や図書館、校区公民館等の公共施設等に配布し、多くの市民の方々に猿の子踊りの周知を図ってまいります。今後も指宿まるごと博物館構想を基に市内の郷土芸能の継承に努めていきたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） 次にまいります。これは2項目めの専門職員の配置についてをお尋ねいたしますが、先ほど答弁をいただきましたように、多くの資格を持った方、国家資格とか公的資格を持った方々が、各種配置をされているようでございます。見ますと大体150人ほどいらっしゃるんですかね。全序的に。こういう中で、特に土木とか建築の部分で、ここ2、3年で定年を迎えられると、あとが大分開きがありまして、若い人しかいないという部署があるようですが、こういう部署なんかはこれでいいのかなと思ったりもするんですけど、今、全国的に問題になっております設計のミスとかいろんな問題もありましたけど、これは市が発注する工事をただ業者任せじゃなくして、市の職員がある程度管理、見ながらしていかないと公共事業が大変なことになるのはもう目に見えておりますけれども、このような職員を採用するに当たっては、こういう途中で欠けた部分については、土木、建築についても、いろんな箇所に途中採用というか、そういうのは検討された経緯があるのかどうか、今、そういうのを進めていかれないのかどうか、併せて一つお尋ねいたします。

○総務部長（高野重夫） 土木技師や農業技師等の専門職については、定年退職等による欠員を補充するため、必要に応じて職員採用試験において専門職の採用試験を実施し、必要な職員を採用しているところであります。最近においては、平成24年度に保健師を2名、平成25年度に土木技師を2名、社会福祉士と学芸員をそれぞれ1名採用し、平成27年度には土木技師3名と農業技師1名を採用したところであります。平成28年度においては、保健師を2名、社会福祉士、学芸員、建築技師、農業技師をそれぞれ1名採用する予定であります。また、平成26年度と平成27年度の専門職の職員採用試験においては、優秀な人材の確保と現状の職員年齢構成を勘案し、受験年齢資格を一般職の29歳に対し、土木技師と農業技師については34歳まで引き上げて実施し、建築技師については建築士の有資格者を対象とし、年齢を45歳まで引き上げて実施したところであります。専門職の育成につきましては、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図る観点から、専門的知識や経験を必要とする部署につきましては、必要に応じて有資格者等を長期間配置し、職務の的確な遂行に必要な知識や技術等を具体的に学習し、同時に職務を通じて経験や知識の豊富な先輩職員が部下を育成するための職場内研修を推進するなど、専門職としての育成に努めているところであります。今後も専門職の適切な確保と育成に努めてまいりたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） T P P の2回目に入ります。指宿市の特産品、特徴を生かした安心・安全な高品質な生産に努められるように、各関係機関と綿密な連携を図りながら、農家への支援、指導をしていかれるということありましたけれども、現在の農家においては高齢化が進んでいる中で、若い方々の新規就農もある状態ではありますが、高齢者の多くのほとんどは現在のT P P の中身については理解に本当に分かりにくい部分が多くあります。このような中で、T P P が大筋合意をされて、徐々にでありますけどいろいろ出されてきてても、農家の高齢者がパソコンいじっていろいろなものを引き出すとか、なかなか難しい状況でもあります。あえて言いますと、いろんな情報が出てくるのを、農家がどういうふうに対応していけばいいのかなかなか分かりにくいのが現状だろうかと思うんですが、ここらですね、やっぱり農政課としてはいろんな形で今後の農家の育成、指導という形では専門的に各分野で立ち上げてやっていかないと、これは聞きますと一般工業は自由化になれば儲かるだらうということで、農業もこれから攻めの農業という形で盛んに言われますけれども、攻めの農業、6次産業と言われましても高齢者の農家においてはどういうふうにしていけばいいのか、あるいは国がまた株式会社に農地を持てるような方法を取ってみたり、いろんなことやっておりますけど、指宿のような零細企業の、零細の農業、農家はなかなか付いて行けないのが実情じゃないかと思うんですよ。こういうのを指導、育成するためにはプロジェクトチームをもうちょっとしっかりと持ちながら、情報をどんどん提供していっていただいて、農家が本当に元気になるような形でしていただければと思うんですが、この専門プロジェクトを作るような状況は考えられないのか、一つお尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 専門プロジェクトチームの設置ということですけども、先ほど来、答弁させていただいておりますが、本市におきましては農協や県農政普及課で構成しております指宿市農林技術協会が中心となって、現在、いろんな指導等を行っております。国・県の農業支援策を十分に理解し、そして検討しながら農家と直接話す機会を増やすことによつて、技術、経営等の課題等相談を行いながら、農家が安心して農業経営を行えるよう、指導体制の強化を図っていきたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） 一つお願いして、最後に手短にですね。今の現在の農産品でも、ソラマメ、オクラ、非常にいい作物でありますけど、これからも攻めの農業を通じてやっていくとなれば、新しい品種、品目も是非必要であろうと思いますけれども、この農産品の確保、育成についてはどのように考えていらっしゃるか、最後にお尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 新規作物につきましては、今年のような気象条件、長雨、暖冬に左右されやすいことにおきまして、路地主体から施設化による生産安定を進めながら、品質の優れた品種の導入、新たな品目の検討も生産農家や関係機関と連携しながら導入をしてまいりたいと考えております。

○4番議員（井元伸明） ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時11分 |
| 再開 | 午後 | 1時08分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は臼山正志議員。

○2番議員（臼山正志） 皆さん、こんにちは。2番、指宿大好き、臼山でございます。昼食のあとですので、皆さんが寝ないように元気よく一般質問をしたいと思います。

まず、質問の前に今回の一番伝えたい部分について触れさせていただきます。戦後、経済の再建と国民生活の安定は国家の重要な課題であり、その目標を達成するため、権限や財源、人、そして情報を中央に集中させた中央集権型行政システムにより日本の近代化は成し遂げられました。その中で、機関委任事務、補助、負担金などを手段とする国・都道府県・市町村に至る縦割りの体制といった、今日の大きな行政改革の課題もこの中央集権型行政システムの中で作り上げられてきました。一方で、地方はこうした中央集権型の体制に対し、何の疑問も感じず、夢の実現に向け、地域社会の工業化や行政施設の建設を求めて、補助金の獲得や各省庁の直轄事業、特殊法人の事業の誘致に奔走してきたのも事実であります。この中央集権型行政システムにおいては、地方は国の出先機関としての色合いが濃く、自ら地域の特性に応じた施策を展開することよりも、むしろ国から委託された事務を国の考え、方針に従って執行する事業執行機関としての役割が強くなってしまい、何をするにしても、まず国にお伺いを立て、指示を仰ごうとする意識と習慣が作られ、自らが考えて地方自治を行

うという意識が希薄になっていきました。その結果、本来、都道府県や市町村で行われるはずの住民自治や団体自治という機能を衰退させてしまいました。また、中央集権型行政システムの弊害として、東京一極集中のために地方では人口の流出が著しく、地場産業が衰退し、農林水産業の担い手不足が常態化し、国土の約半分に当たる地域が過疎法の保護なしでは自治行政が成り立たない、公共事業なくして生活なしという状況に陥ってしまい、気付けば限界集落や消滅自治体といった状況になってしまいました。しかしながら、様々な弊害があつたにせよ、我が国は高度経済成長により先進国の仲間入りを果たし、多くの分野で目標を達成し、平和で安全な社会を手に入れました。にも関わらず、多くの国民は日常生活の場で真の安らぎと豊かさを実感できていないでいます。成長時代からある意味成熟時代になると、これまでの長生きをすることや経済的に豊かになるといった共通の目標から、心の豊かさや地域特性の在り方などに国民の目が向き始め、住民のニーズは多種多様となり、こうした多様化した価値観に対して全国一律の価値基準を押し付けようすることは、もはや時代錯誤になってしまいました。また、他国に類を見ない急激に進行した少子高齢化社会の到来、今後の人ロ減少社会に対してこれまでの中央集権体制の中で設計し、運営してきた財政や福祉の制度が、今後、うまく機能しないのではないかという危惧が叫ばれるようになってきました。そのような背景の下、今から20年前の1995年に地方分権推進法が制定され、関連法の改正の後、地方分権一括法が2000年4月に施行され、国と地方の関係がこれまでの主従、上下の関係から対等、協力の関係へとなりました。都道府県で約8割、市町村で約4割であった国の出先機関としての機関委任事務も全廃され、法定受託事務と自治事務に変わり、制度的には地方分権が確立されました。そして昨年、地域間格差が起り得る、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。今後、ますます自分のまちは自分たちで守るといったことが強く求められるようになりました。時代は大きく変わったのです。私が改めてこのようなことを言わなくても、皆さんは十分に理解されていることと思います。しかし、頭では分かっていても、行動が伴っているか、現場で反映されているかというと、できていないことが多いのではないでしょうか。これまでの尺度や理屈では到底解決できない課題が山積しています。長々と話をしましたが、何が言いたいかと言いますと、一人ひとりの更なる意識改革が必要なのではないかということです。そして、覚悟を持って課題解決に向け本気で取り組まなければならぬと思っています。これは執行部の皆さんだけに言っているのではなく、我々議会も当然のことあります。以上の観点から、通告に従い1回目の質問をしたいと思います。

1点目、歩いて楽しいまちづくり事業についてであります。先日、中央通りを歩行者天国にして開催しておりましたが、事業の内容はどのようなものか。また、目的はどのようなものなのかお尋ねします。

2点目、学校環境についてでありますが、現在、指宿市の小・中学校の今後の在り方につ

いて、地域部会を結成し話し合いがされているようです。先日、開聞地域・山川地域・指宿地域においてそれぞれの地域部会の方からこれまでの協議内容についての報告、説明がありました。この学校のあり方を考える会地域部会の現状はどのようになっているか、お尋ねいたしました。

3点目、地方創生の目玉である指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略が10月に策定されました。策定に当たってまち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくために、住民、NPO、関係団体や民間事業者と、いわゆる産・官・学・金・労・言・NPOの参加協力が重要であることから、地方版総合戦略は幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要であるとありますが、今回、どのように策定されたかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 歩いて楽しいまちづくり事業についてでございます。指宿駅前中央通り歩いて楽しめるまちづくりモデル事業を実施いたしました。国交省による指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業が平成26年度に事業化され、本年10月に現地着工の運びとなっております。今年度は先行整備されます沖合の離岸堤の修景や砂浜などの海岸の環境づくりなどについて、地域住民の皆様と情報の共有、合意形成を図るため、ワークショップなどを開催して計画策定を進めてきたところであります。この海岸整備でございますが、一方では指宿の観光、まちづくりの起爆剤となり得るものと認識をしており、そのためには防災機能の向上を前提としつつも、指宿の景観に調和した美しく生き生きとして海岸づくり事業を目指していく必要がございます。そうした中、指宿駅前中央通りは本市の玄関口である指宿駅と指宿港海岸を結ぶ極めて重要な通りであると思っております。海岸整備と連携しながら、指宿らしい街並みや賑わいある空間を創出していくために、市民や観光客の誰もが歩いて楽しめるまちづくりを目指して、通りを疑似的に観葉植物や花々で装飾し、マルシェやマハロマーケットの店舗を出店していただき、このモデル事業を実施したところであります。

次に、指宿市版のまち・ひと・しごと総合戦略についてでございます。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれで住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が昨年末の臨時国会で成立したところであります。また、国においては我が国の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、及びこれを実現するため今後5年間の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、昨年12月27日閣議決定をしております。本市におきましても、指宿市版まち・ひと・しごと創生

総合戦略及び指宿市版地方人口ビジョンを本年10月26日に策定いたしました。策定に当たっては本年2月12日に指宿市地方創生本部を設置するとともに、関係課職員及び民間メンバーで構成する地方創生プロジェクトチームを編成し、本年4月27日の第1回地方創生プロジェクト会議を皮切りに、策定までの間、計7回の協議を重ね素案を取りまとめました。なお、総合戦略の素案につきましては、7月28日に指宿市総合振興計画審議会へ諮問し、10月15日付けて答申をいただいたところであります。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） 学校のあり方について考える会地域部会の現状についてのご質問をいただきました。学校のあり方について考える会は、昨年6月、指宿・山川・開聞の3地域に部会を設置し、地域や保護者、青年世代の代表及び学校長等の参画を得て、望ましい教育環境に関することや学校施設の整備計画に関することなどについて、2年間で6回の会議を開催し、協議いただきました。指宿地域部会では、昨年、各小学校区を中心に開催しました学校のあり方について語る会での意見交換やアンケート結果などを参考にして、本年度は保護者、地域住民に対して学校の現状や課題、課題緩和に向けた取組状況などを説明した方がよいのではないかなどの意見集約になり、検討会での説明事項をまとめ、本年11月中旬に指宿地域小・中学校のあり方検討会を開催して、意見交換やアンケート調査等を行ったところでございます。今後、今回の検討会での意見交換やアンケート調査結果を地域部会の委員に送付して、意見を再度伺うことになっているところでございます。また、開聞地域部会と山川地域部会につきましては、昨年のそれぞれの地域部会での協議が同じように進行したことから、27年度は合同で部会を開催して協議を重ねてきたところです。7月から8月にかけて、開聞・山川地域小・中学校再編等検討会を4回開催し、そこでの意見交換やアンケート調査結果等を基に今後の検討の在り方について、委員から意見を伺ったところでございます。

○2番議員（臼山正志） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。歩いて楽しいまちづくり事業についてであります。この事業は昨年度の恐らく2月かだったと思いますが、佐藤副市長が旗振りをして、1回目モデル事業ということで実施された経緯があったと思いますが、この事業は今、指宿の海岸整備事業の、その海岸に向けての通りということでの整備をしておられるのか。この間、私もそのモデル事業のときに参加させていただいたんですが、かなり、オール指宿、全庁を挙げて取り組んでいるようでしたが、その辺りはどうなっているんでしょうか。

○建設部参与（光行忠司） この通りのモデル事業につきましては、海岸整備と調和を図るという意味で事業を進めさせていただいております。それから、府内のワーキンググループの件ですけど、全庁を挙げてこの事業については、海岸までの通りについて、賑わいある空間の創出と歩行環境の向上を目的に実施させていただいているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 本当にオール指宿、全庁を挙げて取り組んでいるということで、すば

らしいことだと思っております。アンケート等を探っていると思いますが、その結果等、もし現時点で分かっているところがあればお示しをしていただきたいと思います。

○建設部参与（光行忠司） モデル事業で実施しましたアンケートの結果についてご報告させていただきます。中央通り歩いて楽しめるまちづくりモデル事業は、本年2月15日の豆・マメ・まめ祭り、10月17日の指宿港海岸直轄保全整備施設整備事業着工式に合わせ、都合2回実施させていただきました。結果について報告させていただきますと、第1回が延べ3,200人、第2回が延べ2,000人余りの通行数がございました。そのうち、アンケートには1回目308名、2回目301名の方に協力をいただいております。モデル通りを歩かれた感想といたしましては、第1回の満足、やや満足が244人、全体の79%、第2回の満足、やや満足が221人、全体の73%，いずれも植栽、花の種類、出店、スラローム状の歩道が高評価を得たようです。一方で、通りの先の海のイメージが見えない、お店の情報や案内板、会場のベンチや休憩スペースの確保、アーケードの改善、歩道の段差解消やスロープ等のバリアフリー化、駐車場の確保などを望む声が寄せられております。来訪者の意見など概ね高評価をいただいたと感じておりますが、これら課題等の解決に向けて、今後更なる向上方策について検討してまいりたいと思っております。

○2番議員（臼山正志） まだ、回数が少ないので、これからまたいろいろ事業を展開する中でいろんなアンケートを探っていただきたいと思います。指宿港海岸整備事業のワークショップの中で、鹿児島大学の木方先生という方が景観特性に関する調査結果報告及び説明についてという講話を、確か10回目のワークショップでだったと思いますが、されております。私、建築をやってまして、やはり普段から指宿の風景とか景色とか、どういうものだろうと考えている中で、この木方先生が景観、風景、そういうのを専門にされている先生なんですが、ゼミの学生に指宿全体を散策してもらって、そのデータ取りをして、集計した話をしてもらったんですが、最終的に木方先生がおっしゃったのが指宿の風景、景観というのは、いろいろ自然がたくさんある中で、山並みが一つ、その要素として考えられるんじゃないかなということを話をしておりました。この美しい稜線をいかに観光客に見せる仕組みづくりが必要じゃないかと、その中で、今この歩いて楽しめるまちづくり事業の対象となっております中央通り、中央通りの今いる入口と出口のところに、確か新幹線関係の歓迎看板があると思いますが、木方先生がその看板について指摘をされ、行政側としては観光客に喜んでもらいたいと、おもてなしの一環で、最近改修もされたと思うますが、やっぱりその景観、風景からという視点から立つと、せっかく指宿らしい山並み、稜線があるにも関わらず、あの看板が邪魔をして見えないというようなこともおっしゃっておりました。また、ガードレール一つにとっても、指宿は真っ白なガードレールがほとんどです。やはり、加世田とか歴史的景観の残っている町は、ガードレールはガードレールとしてあるんですが、やはり色を工夫をして、極力目立たないような工夫をしているというような話もされておりました。そういう

点で、今回、歩いて楽しいまちづくりモデル事業のいろんな冊子の中でも、やはり指宿らしい街並み、歩きたくなるような魅力あるまちづくり、そのような指宿らしいというところが至るところに出てくるんですが、今、行政側の考える指宿らしさとはどういうものか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○建設部参与（光行忠司） 指宿らしさとはどういうものかというご質問でございます。これに關しましては、今、まさにモデル事業の方でその指宿らしさをどういうものかというのを求める目的を以て、モデル事業を実施させていただいております。その中で得られました市民の皆様からのアンケートを基に、将来的な指宿らしい街並みっていうのはどういうものかっていうのを考えていきたいとこのように思っております。

○2番議員（臼山正志） なかなか指宿らしさという、すみません、難しいテーマで答弁いただいてありがとうございます。ついでと言いますか、光行参与、それから佐藤副市長、やはり2年、恐らく2年という任期でこちらに来られて、率直にお伺いいたします。まず、指宿に来られて、指宿は全国的にも温泉地で有名であります。と思っております。そういう指宿に来られる前に想像していた指宿の、いろんなその思いがあったと思うのですが、実際来られて、あるいはその指宿駅を降り立っての最初に思った感想を聞かせていただければ。お願ひします。

○副市長（佐藤寛） 私は昨年4月に指宿市の方に着任しております。そのときの感想を率直にお話しいたしますと、指宿駅から出てまず目に飛び込んでくるのが、今、臼山議員がおっしゃられました看板と中央通りでした。そこで感じたことは、この街は寂れている、あるいは殺風景だなというようなことを、まず第一感で感じたということです。それと、もう一つは仕事柄、この通り、いわゆる中央通りというのはシャッターが結構見えるんだけど、どういうようなシャッター通り街になっているんだろうかというのが、私が第一印象でここに降り立ったときに感じたことでございます。

○建設部参与（光行忠司） 私が昨年の4月に佐藤副市長と同じように着任させていただきました。そこで駅前通りを見たときに感じました感想といいたしましては、やはり、駅前の方は、広場の方はある程度装飾がされて、イメージ的にはきれいなイメージだというふうに感じさせていただきましたが、やはりそのほかのところについては、若干寂しいような気がしました。これが率直な感想です。

○2番議員（臼山正志） すみません、お答えにくい質問して、本当、ありがとうございます。これはですね、今2人がおっしゃったことは指宿市民であれば誰しも分かっていることであって、思っていることだと思います。私が冒頭に話をした、やはり意識を変えるというのはそういうことじゃないかなと思います。現実から目を背けずに、いろいろ難しい点は多々あると思います。ただ、そこをクリアしないと結果は付いてこないんじゃないかなと。昔から指宿駅を降りて、温泉街、風情のある街並み、本当に昔からなかったです。でも、欲しい

と、あつたらいいねという声は昔からありました。是非、佐藤副市長、光行参与、その新鮮な目で、またこの歩いて楽しいまちづくり事業はそういうのを解消しようということできている事業だと思いますので、頑張っていただきたいと思いますが、今後の展開についてですが、今後、またこのモデル事業を続けていくのかどうか、その点をお伺いいたします。

○副市長（佐藤寛） 指宿港の海岸整備事業が今年、着工されたわけでございますが、この姿が数年後には見えてくると思っております。そのとき、先ほど私が申し上げてました印象のように、指宿駅前に降り立った観光客の方々が受ける印象というのが、今まではどういったものなのかというのは、想像できるんではないのかなと思っているところです。中央通り商店街というのは、駅と海岸を直結するメインの通りだと思っております。ここに賑わいが出てきて、再生されてくる海岸につなげることができれば、市民、観光客が歩いて楽しめる駅前から海岸、そして、更にその先にある砂浜までの導線が形成されていくのではないかと思っているところです。また、この中央通りを中心とした導線から街中散策というのも、次のステップとして考えられるのではないかと思っているところでございます。賑わう軸を作つて、それを面として広げていき、商店街の活性化につなげていく、そういうためにも、会議所、あるいは観光協会、通り会、そして地元の経営者の方々などと一緒になつた取り組みを展開して、海岸整備と連携した指宿らしい街並みというものが、あるいはその賑わいのある空間の創出をこれからも目指していきたいと思っているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 今の商工会議所とか観光協会とか、通り会、それぞれと連携しながらという話がありましたが、この中央通りは行政として昔からいろいろ活性化するために取り組んできたと思っております。でも、なかなか折り合いがつかず現在に至っているんではないかなと思っているんですが、今この歩いて楽しいまちづくり事業をする上で、商店街の方々との連携というのは実際どのようになっているんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、商店街としましては海外の観光客が非常に増えているということで、店の前に英語や中国語の看板を立てたり、外国人向けのメニューを作つたりして、そしてまたベンチなんかも置いているようでございます。一方、市としましてもアーケード街が老朽化してきているということで、2年ほど前に国の方への補助金申請の手伝い並びに市の方としても商店街に対しての補助を出し、なるべく賑わいを取れるような形で協力をしているところでございます。そのほか、商工会議所の方へ商店街活性化事業ということで、毎年度一定額の補助金を出し、そして商工会議所の方からそれぞれの通り会等が実施するイベント等にも補助という形で、なるべくその商店街が賑わいを取り戻すような形で運営をしているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 議会も行政の皆さんも執行部の皆さんも、やはり通り会がこう、行政がやって活性化、お金を投入して活性化するのでは意味がないのではないかと思っていま

す。やはり、当事者である通り会だったら通り会の人たちが、やはり自分たちでこの通り会、どうにかしないといけないと、そういう中で自主的に、主体的に責任を持ってやる形が、やはり望ましいのかなと思っていますが、今の答弁で補助とかを付けているということがありましたが、やはり、要望があつて補助を出した経緯もあるかと思いますが、是非、ただ出すだけではなくて使われ方、またそれが通り会の財産であったとしても、指宿の財産であるという立場から、やはり踏み込んで、中身まで議論をしていただきたいと思います。その中で私、常日頃から思っているんですが、今、観光客がやはりホテル街に行くまで必ずと言っていいほど通る場所です。なので今、いろいろ話を聞くんですが、あの通りじゃなくてもいいんじゃないとか、渡瀬通りでもいいんじゃないとか、そこはもうやっせんなどというようなことも、私も聞きます。ただし、やはり大事な場所だということで、今されていると思いますが、そもそもホテル関係者だったり、もちろん通り会の皆さん、それから行政の皆さん、関係者が一堂に会して話し合いをする場というのが、今まで持ったことがあるんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） ホテル業界と中央通り商店街との話し合いにつきましては、一応中央通り商店街が主宰をしてホテル従業員、関係者、タクシーの運転手などと九州新幹線の全線開業を前に2回ほど開催したということでございます。その中で、観光客を街の中へどうやって引き寄せるかという課題に対して、率直な意見交換がなされ、非常にいい雰囲気であったということで、商店街としましてはこれからも機会があれば、是非いろいろな場で話し合いを持ちながら協力してやりたいというような話があったところだったんですけども、九州新幹線、当初非常に賑わいを、指宿の方も観光客が来まして賑わったということで互いの業務が非常に多忙になって、それ以後話し合いを持つような時間の余裕がなくて現在に至っているということですので、私どもとしましても、今後、指宿港海岸整備事業が進む中で、この二つの連携と、商店街とホテルですけども、連携は非常に大切だというふうに思っておりますので、商工会議所等々とも協力をしながらこういう協議の場が持てるように働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○2番議員（臼山正志） 是非、そのようにしていただきたいと思います。

それでは、学校環境についての2回目の質問に入りたいと思います。先ほど、学校のあり方を考える会地域部会の現状について答弁していただきました。この地域部会というのは恐らく2年ということで開催されていたと思いますが、結果的にそれぞれの地域部会でどのような意見集約になったのか、あれば教えていただきたいと思います。

○教育長（西森廣幸） 指宿地域部会では、指宿地域の小学校でそれぞれ各学校の抱える課題が異なることから、地域部会としての一定のまとめは難しい状況ということでございます。教育委員会としましては、今後も引き続き保護者や地域の方々と検討を重ねていくことが必要ではないかと考えております。開聞・山川地域部会では学校再編例を示して議論したことか

ら、保護者、地域住民の意向として、開聞・山川地域全体での小・中一貫校を望む声が多いので、今後の新しい学校づくりの検討の中心に小・中一貫教育を位置付けて、早急に取り組んでもらいたいといった意見が多くあったと考えております。

○2番議員（臼山正志） 指宿地域部会ではまとまらなかったと。また、山川・開聞地域部会の方では小・中一貫校に取り組んでいただきたいというようなことだったと思います。今後、この学校の在り方についての、この地域部会で出された意見というのを前提として、学校の在り方、再編について検討されていくのかどうか、お尋ねします。

○教育長（西森廣幸） 教育委員会では学校環境の望ましい整備計画を作成しております。それに併せて、今回、地域部会等で、又はそれぞれの地域で検討会等を開催してご意見をいただいたことやアンケート調査結果等も参考にしながら、新しい時代の学校づくりに生かしていくと考えております。

○2番議員（臼山正志） この小・中一貫校、多くのところで今、再編等でなっていますが、是非、様々な角度からの参考になるような資料、あるいは小・中一貫校になったときの利点とか、デメリット、そういうところも含めて語られてほしいなと思います。私もこの学校のあり方を考える会、地域部会の報告会とか出させていただきました。なんかですね、教育委員会として市としてのビジョンが示されないので、ほとんど今の感じだと住民の皆さんどう思いますが、この少子化どうにかなりませんか、みたいな感じに聞こえてなりません。私、その中でも質問させていただきましたが、そもそも住民は保護者を含めて素人です。やはり、私以外の人の意見にもありますが、教育委員会としての、市としてのやはり方向性も出してほしいということがありましたが、今後、そのような方向で市として、教育委員会としての学校の在り方について語るようなことがあるんでしょうか。

○教育長（西森廣幸） この2年間、それぞれ地域部会等で、又は校区等で市民の皆さん方のご意見をお聴かせいただく機会を持ってまいりました。新年度に向けましては、ある程度具体的な内容等も含めながら検討をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 是非、そのときにはですね。今回、文教厚生委員会で学校の視察をさせていただきました。校長先生方、それから担当の先生方と話をする機会もありました。私も機会があればこの学校問題についてはお会いした先生と必ず話をするようにしております。その中で現場にいる先生方の思いというものがたくさんあります。是非、指宿ならではの、指宿にふさわしい学校再編をするんであれば、やはり現場の先生方の意見もどんどんですね、拾っていただきたいと思います。

次に、少子化における学校の在り方をどう考えているかということで、少子化ということで今のこの再編の流れでいきますと、ある程度少ないのはあまりよくないと、ある程度集団の中での多様性、表現力を付けることが大事じゃないかということで話がなっているよう

ですが、少子化における、そもそも学校の在り方をどう考えているのか、手短によろしくお願ひします。

○**教育長（西森廣幸）** 教育委員会では児童・生徒の人間性や社会性は、集団生活の中で最も培われるものであると捉えております。そのためには、多くの級友と触れ合い、切磋琢磨できる学校規模の教育環境を構築することが必要と考えております。小規模の学校ではきめ細かい指導ができるなどの利点がある一方で、単学級のまま進級し、児童・生徒間の人間関係が固定されることで、社会性や協調性が育成されにくいなどの課題があると一般的には言われています。また、学校施設の老朽化の進行も大きな課題となっているところでございます。このような課題があることから、小学校においてはクラス替えも可能な1学年2学級以上、中学校においては教科担任制の教員配置が可能となる1学年3学級以上が望ましいとこれまで説明してまいりました。来年度からは学校教育法の改正により、これまでの小・中学校制度とは別に、小・中学校期の9年間を同じ学校で教育を行う義務教育学校が制度化されますので、教育委員会としましてもこのような社会の変化に対応できるように、新しい時代に即した教育環境を構築することが大事ではないかと考えているところでございます。

○**2番議員（臼山正志）** 私もこの質問は何回かさせていただいておりますので、同じような答弁でしたが、今、財政という話もありましたので、この学校再編、学校の在り方についてということで、やはり大きく二つ、少子化による児童数の減、それから学校施設の老朽化に伴う財政負担が掛かってくるということが挙げられると思いますが、やはり子供たちに好ましい、望ましい学校環境をつくるということをおっしゃるんですが、少ない、少子化、小規模校を中規模校にすることが本当に望ましいかどうかということは、恐らく誰も分からだと思います。はっきりしているのは、財政ですよね。このままいくと、建物は古くなっているし、少ない子供たちのところにたくさん学校を造らないといけない。それにはお金が掛かるということですが、やはりそこが一番私たちの頭を使わないといけないところじゃないかなと思います。今日の一番最初の松下議員の質問の中でもありました、建物にお金が掛かると、何か聞いていると漠然としてますね。しかも、これ教育です。指宿を今後支えていく、また、私たちは何のためにしているかというと、この子供たちの未来のためにしていると思います。その子供たちの教育に私はどんどん、どんどんと言いますか、できる限りの手厚いその財政的な支援もあっていいんじゃないかなと思います。もし、本当に財政的なことで、準備不十分のままで再編をするんであれば、それこそ、私たちも含め皆さんの給料を減らさないといけないんじゃないかなと思います。給料を回してまでも、私は教育に掛けるべきじゃないかなと思うのですが、市長、この点はどうお考えでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 学校の在り方につきましては、地域が学校経営に参画するという、コミュニティスクールという、一つの方法としての在り方も検討されておりまし、小・中一貫教育、その他様々な観点で、しかし、その観点の中軸に置くべきは子供の教育をどうするかと

いうことが最も重要視されなければなりません。財政的な問題というよりも、子供たちが未来を担う、やがて不透明な社会に生きて、生き抜く子供たちにどのような教育をさせるのが行政の責任かと、その観点で考えるべきであろうと思っております。やはり、子供たちがどのような特性、そして、子供たちが伸びていく、その子供たちにどのような環境を整えるかという、そういう観点が大切だという意味でもございます。私たちが小・中学校時代を思い起こしていただきたいと思います。学級編成があるときには、次は誰と同じ学級になるだろうか。運動会のときには、この組は速い子供たちばかり、友達ばかりだったけど、次の年はまた違った友達と徒歩の競争をして、2番になったり3番になったり、競争性というものが、やはり子供達には意欲を高め、そして頑張ろうという、そういう気持ちで学校が楽しく過ごせる場所であったはずであります。学校再編については、恐らく避けて通れない、そういうときがあります。そういう意味で、今、地域の方々の意見を集約をして、そして地域とともに学校の在り方を考えて、コミュニティの在り方とともに学校の在り方を考えていく、そのときが今であろうと思っているところであります。ですから、校舎の問題、様々な財政的な問題もありましょうけれども、先ほど申し上げましたように、一義的には子供たちの教育をどう保障していくのか、可能性をどう伸ばしていくのか、そのために学校がどうあるべきかという、そういう視点で私は考えたいと思っております。

○2番議員（臼山正志） 恐らくこれはすぐ来年、再来年というようなスピード感ではできない話でしょうから、今後の来るときが来たらそういうこともあり得るということもあるんだろうかと思います。確かに、将来的な対策も大事だと思いますので、やはりこの議論もこれからも続けていってほしいと思いますが、現状を考えたときにですね、今の学校がどうなのか。今日、質問の中で複式学級の課題をどう捉えるか、それから学校の抱える課題はどのようなものか。似たような感じです。先ほど、少子化における学校の在り方の中で答弁をいたいたいたような内容かと思われます。ですので、今の学校の現状を踏まえて、その課題があるとすれば、その課題に向けた対策をどのような取り組み、行っているか、お願ひします。

○教育長（西森廣幸） 市内の小規模校及び複式学級を有する過小規模校では、そのよさを生かすために他の学年や他の学校との交流活動を実施するなど、学校の創意工夫による課題を補う努力を行っております。例えば、小学校では学校内での取組として、体育や音楽、総合的な学習の時間などにおいて、合同学習を実施しており、またほかの学校と連携した取組としては、近隣の小学校と宿泊学習や社会科見学の期日を揃え、一部の活動プログラムと一緒に多人数で学習を行っているところ、また、修学旅行を小学校3校で実施するなどしております。中学校入学説明会では、合同の模擬授業を行い、中学校生活を共にする児童同士が交流を深め、新しい生活への意識付けを行う取組も実施しているところでございます。また、毎時の事業等においては、表現力を高めるために、児童一人ひとりの発表機会を増やし、発表に慣れさせ自信を持たせたり、全校児童・生徒の前での発表機会をできるだけ多く作ったり

しているところです。また、中学校では部活動において人数不足により試合への出場ができない生徒たちのために、近隣の学校と合同チームを編成することで、生徒たちに達成感や満足感を与えることができるような配慮も行っているところです。しかしながら、市内小・中学校の児童・生徒数は少子化の進行で年々減少しており、今後も徐々に学校規模の縮小が進行するものと予想されることから、教育委員会としましてはある程度の学習集団で学ぶことのできる教育環境を構築する必要があるものと考えております。

○2番議員（臼山正志） いろいろな今の課題に向けての取組をやっているようですが、先ほども言いました文教厚生委員会で学校視察をした折に、開聞小学校でした。開聞小学校はまだそんなに人数少ないというわけではありませんが、校長先生の方で何か課題がありませんかという質問に対して、物袋地区それから上野地区の子供たちがちょっと距離が遠いと。やはり通学が心配だということがありました。私、その話を聞いたときに、上野は恐らく昔、利永地区と一緒にいた時期があったかなと思いますが、利永小学校はやはり過小規模校で児童数減で苦慮しております。なかなか住民の方々が協力してくれるかどうかは分かりませんが、ただ、この学校区を再編するということで、もしこの上野地区の子供たちが、10人近くいたと思います、利永小学校に来てくれれば通学問題も解消されます。ある程度の利永小学校の児童数も回復します。それはやはり、働き掛けとして行政、教育委員会としてやる価値もあると言いますが、やるべきではないかなと私は思っております。また、以前の質問でもさせていただきました特認校制度。やはり、これからの時代は多様化、子供たちも多様化していると思います。やはり、小さな学校が自分の肌に合う子供たち、大きな学校が好きな子供たち、たくさんいると思います。できれば、希望でも学校に通える、選択ができるというような、そういうようなものがあってもいいんじゃないかなと。その一つが鹿児島県でもいろんなところで実施されております特認校制度、これはそんなにお金の掛かる事ではないと思います。是非、取り組んでほしいと思います。その開聞小学校を視察をしたときに、一番最初の印象が汚い、校舎が。古かったですね。古いというか、手入れがされてない。耐震化とか構造的な問題ではなくて、壁なんかの表面、もう塗装が剥がれて床も何か凸凹なって、一部めくれている。これ、子供たちが掃除して、掃除したのが分かるような状態なのかな。カーテンを見たらカーテンもぼろぼろでした。この、年2回教育委員会の学校訪問というのがありますが、これはどのように実施されていて、どのように生かされているのか、ご答弁をお願いいたします。

○教育長（西森廣幸） 学校の訪問につきましては、小・中学校及び指宿商業高等学校を教育委員会と教育委員会事務局で合同で学校訪問をして、本市の教育行政の重点や県の重点等についての学校の推進状況を把握するとともに、当面する学校経営上の諸問題の解決を探り、一緒になってその解決を図っているところでございます。また、南薩教育事務所との合同訪問もありますので、各学校、2年に1回はこのような学校訪問をして、学校の実情把握に努めて

いるところでございますが、議員ご指摘のあったとおり、開聞小学校においては築59年という年を迎えておりまして、校舎自体としてはそういう外景になっていたのではないかと思っております。教室等のカーテン設営等につきましては、学校に配当された予算の範囲内で年々、年次計画に沿って新しく取り付けたりしているようございます。私も昨日、夢教室がございましたので、その折に教室等のカーテンを見て回りましたら、新しいカーテンが取り付けられているところ、またこれから、今後の計画で取り付けていくということも教頭の方からお聞きしたところでございます。

○2番議員（臼山正志） 是非、学校長にお任せだけではなくて、市として、教育委員会としても子供たちにとっての学校の環境、ふさわしい環境づくりをしていただきたいと思います。

すみません、もう時間がなくなってきましたが、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略についての2回目の質問をいたします。この策定については答弁いただきましたが、広く関係者の意見、地域を挙げての計画が必要だということで、そのようにされたと思うが、間違いないでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） 地方創生に向けたプロジェクトチームを作つて検討してまいりました。このプロジェクトチームのメンバーは、市の課長職20名と民間メンバー16名をもつて構成をしております。総合戦略の策定後においても市民の方々と一体となって、地方創生の取組を進めていく必要があることから、農林水産業、金融機関、製造業をはじめとした各方面で活躍されている方、市民の方やIターン移住者の方も交えたプロジェクトチームを設置をして策定をしたという経緯がございます。

○2番議員（臼山正志） ありがとうございます。今後も広くですね、意見集約していただきたいと思います。一つ残念なのは、その策定に当たって、その中に議会が入つてなかつたということです。今後、また議会もですね、積極的に関わつていかないといけないと思っております。

最後に、総合振興計画との違いがどのようにになっているか、お願ひいたします。

○総務部参与（有留茂人） 指宿市総合振興計画につきましては、今後の指宿市の未来を指し示す羅針盤というふうなことになっております。一方、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、地方が成長する力を取り戻し、人口減少を克服することを目指して制定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、指宿市版地方人口ビジョンとともに策定をしております。本市の総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっておりますが、総合振興計画の前期基本計画の期間とほぼ重なり、地方創生の実現に向けては市全体で取り組まなければならないことから、この総合戦略は総合振興計画の中核をなすものであり、重点アクションプランと位置付けをしておりまして、総合振興計画とともに一体的に取り組むこととしておるところでございます。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時11分 |
| 再開 | 午後 | 2時19分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） こんにちは。私は日本共産党の議員の一人として、憲法の特に平和主義を尊重し、憲法を政治に生かし市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づいて質問いたします。

農業問題について質問いたします。合併前の降灰事業についてですが、合併して年が明けたら10年になりますが、降灰事業を導入した当初、農家は将来に展望を持ち取り組んでいるところに、農家の意向など聽かず一方的に合併協議会で協議した結果、償却資産税を取るようになったことを伝えております。特に硬質ハウスを導入した農家では、借り入れをして払う人、少し払う人、払ってない人それぞれですが、今では農産物も価格が暴落しているものもありますが、償却資産税が重くのしかかり、農家は将来に展望を持てず、マンゴー農家では指宿市管内で2名、JAいぶすき農協管内では7名の方が廃業しております。県にも確認いたしましたが、計画の段階では償却資産税は対象になかったことを認めております。降灰事業の硬質ハウスを導入した農家は、農業経営に展望を持てずに苦しんでいます。降灰事業の導入時の農業振興をどのように受け止めているのか伺います。また、この合併10年間を検証する必要があるのではないかどうか。検証する気はないか伺います。

次に、償却資産税について伺います。裁判の結果後、農家と納税についての話し合いをしていると思うが、どのような内容だったのか伺います。

次に、暖冬による農産物への影響について伺います。レタスについては暖冬のせいで、タコ足状態で商品にならず、破棄し、キャベツは前倒しになり豊作で価格が暴落、豆類は芯が止まり細くなり、農家は回復のために取り組んでおります。どのような対策がとられているのか。

次に、市内では熱帯果樹を含め多くの農産物が栽培されていますが、自然現象により商品にならないもの、価格の暴落などで廃棄するものがたくさんあります。指宿の基幹産業である観光と農業を支えるために、市が出資した6次産業化は検討されていないか伺います。

TPPについて伺います。政府は大筋合意の概要を明らかにしていますが、市場開放分野では全品目の95%で関税を最終的に撤廃し、国会決議が交渉対象にしないよう求めた農産物重要5項目でも586品目の約30%で関税が撤廃します。農業関係者からは農業の将来を懸念する意見が相次いでいます。JA鹿児島県中央会は米など重要5項目について合意内容を検証した上で、状況によっては今後協定の国会承認に反対していく可能性を示しております。日本国民の利益をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、決して容認できません。そこで伺います。大筋合意をどのように受け止めているのか伺います。

次に、福元地区内の里道について質問いたします。県単事業の治山事業の資材の搬入道路として、里道と民有地を借用していますが、工事が終わったら放置して、雨で土砂が流出してから土のう袋で何重にもせきを造っており、利用者は非常に困っている状態です。対策をどのように考えているのか伺って、これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰対策事業についてでございますが、この事業は桜島の火山活動が活発化した昭和47年以降、周辺地域の農産物が大きな被害を受けたことから、降灰被害を防止、軽減するために、被覆施設や洗浄施設の整備を行い、農業者の経営安定、地域農業の健全な発展を図ることを目的として実施されているところでございます。本事業につきましては、合併前の平成17年度においては、補助率が70%以内、現在では補助率が若干下がりまして、65%以内となっておりますが、他事業と比較しても依然補助率が高く、生産者にとっても有利な事業となっており、合併以前から現在まで変わらず、引き続き多くの農家の皆さんにご活用いただいているところでございます。また、その事業効果につきましては、降灰の防止効果に加え、施設化、品質や収益性の向上が見られ、価格の安定に伴う農家所得向上や経営安定に一定の事業効果が得られていると思っているところであります。

次に、TPPでございます。本年10月5日、環太平洋連携協定、いわゆるTPPについてオーストラリアや米国、カナダなど交渉参加12か国による閣僚会合で大筋合意いたしました。TPPは世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏で21世紀型のメガFTAと呼ばれております。物品関税だけでなくサービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、国有企業などTPP協定は前文に加え30章で構成され、幅広い分野で高度なルールを12か国で約束する協定となっております。今回の大筋合意では関税撤廃率が日本95%に対し、他国ではほぼ100%近くとなっており、日本においては農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しながら、全体では高いレベルの自由化となっております。今回の大筋合意をどのように受け止めているかについてでございますが、TPPには様々なメリット、デメリットがありますので、国内の専門家においても様々な意見があると認識しております。いずれにいたしましても、TPPは大筋合意され実施に向けて動き出しております。TPPの影響試算が本年12月下旬に公表されることになっておりますので、今後、これらを注視してまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問については、関係部長等が答弁をいたします。

○農政部長（新留幸一） 降灰事業の合併10年になるが、検証が必要ではないかというご質疑でございます。合併前の平成11年から平成17年以前を10年に換算した数字と、合併後の平成18年から平成27年までの10年を対象とした施設整備状況を比較いたしますと、オクラを中心とする野菜類に関しましては、約8haに対しまして、約22haと約3倍になっております。一方、菊類を中心とする花き類に関しましては、約7haに対しまして約4haと、約4割減、また、熱

帶果樹に関しては約2.6haに対しまして、約1haと6割減となっているところでございます。野菜が増加し、花き、果樹類が減少している要因といたしましては、花き類や果樹類では野菜類で導入されている施設と比較して施設費が高いこと、また、以前と比較して単価が安くなっていることが要因と考えられます。

次に、6次産業化の検討はされているかのご質問でございます。本市における6次産業化の振興策といたしまして、平成25年度からがんばる農業者起業支援事業に取り組み、6次産業化に関する講演会やセミナーを開催してまいりました。本年度におきましては、新たにいぶすき6次産業起業塾を設置いたしまして、7月30日に事業説明会とオープンセミナーを開催し、その後4回にわたって商品開発やマーケティングに関する講座を開き、延べで約100人の生産者等に参加していただいているところでございます。また、起業塾と併せて、市の農畜産物を利用した新製品の開発に取り組む農業者や農業者と連携して事業に取り組む商工業者等に対する商品開発経費の助成と、新たに販路開拓を目的とする研修活動等への研修費助成を行っておりますが、本年度につきましては、現在のところ商品開発で5件、研修費助成で2件の申請を受けております。6次産業化を進めていくに当たっては、農業者に限らず市や県、農協等の関係機関をはじめ、商工業や観光業、地元高校等も含めた他業種間の連携が必要であり、相互の連携を深め販路拡大や商品開発を進める、もうかる指宿ネットワークとも一体となった取組を推進しているところでございます。

続きまして、観光と一体となった取組はできないかということでございますが、市では農業のみならず観光面でも既存温泉等観光施設の魅力向上の検討や海外から観光客の積極的な誘致を図っており、今後は東京オリンピックや国民体育祭の開催決定も相まって、更なる観光客の増加を見込んでいるところでございます。このことから、今後、食文化や農業体験をテーマにした観光ツアーや需要も高まると考えておりますが、更に地元ホテルや飲食店、学校給食等への地元農産物の使用など、地産地消への取組も進め、これらを通じた一層の農業振興と農家の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福元地区内の里道についてのご質問でございます。山川福元辺田地区復旧治山事業の作業用道路として使用している里道の維持管理に関するご質問でございます。当該復旧治山事業は山川造船所の南側にある急傾斜地の崩壊による災害や地滑り等の恐れがあるため、鹿児島県が事業主体として平成25年度から5か年の計画で実施しております。そのため、工事の資材等の運搬につきましては、山手側、つまり山川水産加工組合冷凍庫の前の里道や民有地を利用し、工事用仮設道路を開設しているところであります。平成27年度分の工事は既に完了し、使用していない里道、つまり仮設道路から長雨の影響により土砂が自宅付近に流入していると連絡を受け、県南薩地域振興局が受け、9月上旬、土砂流出防止策として土のうを設置するなどして、被害の拡大防止を図ったところであります。その後、里道を利用される住民から里道上に土のうを置いていることで、畑や山林への行き来に支障を来た

している。また、付近の畠へ土砂や雨水が流入する危険性があるという連絡を受けまして、現地確認を行うとともに通報者と直接面接し、併せて事業実施主体である振興局に適切な対応を取れないか要請したところであります。その結果、速やかに対策を講じるとの返事をいただいております。以上です。

○市民生活部長（牟田浩一） 債却資産税の納税についての農家への通知はどのような内容になっているかというようなご質問でございました。市町村合併後における硬質プラスチックハウスに対する固定資産税が未納となっておりました8団体の26人のうち、完納者9人を除く未納者17人に対して、納税相談を目的とした納付催告書を本年の8月21日付で送付したところでございます。その内容でございますが、市税が滞納となっております債務資産、固定資産税については、平成27年7月16日最高裁判所において賦課決定処分取り消しについては上告審として受理しないとの判決がなされました。納税の義務及び税負担の公平性という観点からも、別紙、これはまたあるんですけれども、別紙未納金額明細書の滞納額について納付の催告をいたします。また、全額納付ができないときは今後の納付計画について、平成27年9月4日金曜日までに税務課収納対策室まで納付の相談にご来庁くださいというような内容のものでございました。なお、この納付催告書の内容は最高裁判所の裁判結果の文言以外は通常の市税未納者に対して送付している納付催告書の内容とほぼ同様となっているところでございます。以上でございます。

○5番議員（吉村重則） それではこの補助事業の振興策としてどう捉えているかと、補助事業は経営安定のため、また、施設であれば商品がよくなつて価格もそれなりにいいと。安定させるために事業を導入してくるんだという説明だったと思うんですけど、合併する前、旧開聞町・旧山川町では降灰事業の施設導入において債務資産税については、条例として免除としてはなつてないんですけど、農業振興の立場から免除とする形になっていたと思うんですよ。計画の段階では債務資産税が含まれてないんで、農業経営としてちゃんと振興されて安定するんだということなわけですが、計画の段階でそうして農業振興として取り組まれていたということについては、認めますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 合併のことからお話ししますと、硬質プラスチックハウスに係る債務資産税については、旧山川町や旧開聞町の農業振興と、旧指宿市の農業振興についても、新市としての農業振興を同じ方向で進めるためには課税を統一する必要があるという考え方のもとから、合併協議会の中でいろいろと議論がなされ、慎重に協議した結果、地方税法第383条の規定に基づきまして、合併後は遡及することもなく耐用年数を勘案して、税の公平性と透明性を確保したものと認識しております。これについては大部分の対象となっている方々から理解をいただきましたが、一部の方々は理解が得られずにこの問題については、司法の場に委ねられたものでございます。その司法の判断の結果、最高裁では賦課決定処分及び滞納処分は適法であるとの判決がなされまして、本年9月の議員懇談会でも報告し、議

員もご承知のとおりであると思います。従いまして、地方税法の規定及び今回の裁判結果に基づきまして、地方税として課税、徵収すべきであると考えております。また、本年8月21日以降に行った未納者17人との納税相談においても、納税に対する意思が確認され、ご理解していただいているところでございます。以上です。

○5番議員（吉村重則） 市長が農業安定のために補助事業は導入するという答弁があつたわけですよ。この償却資産税そのものが課税されるんだったら導入しなかつたと農家が言っているわけですよね。合併協議会で慎重に審議がされたという答弁があつたわけですが、なぜ農家の声が、聞き取りとか、そういう農家の声が反映されてないのに、何が慎重な議論されてるんですか。マンゴー農家の場合、苗から植えた場合には4年から5年しなければお金にはならないんですよ。5年間の償却資産税というのは、かなりの多額ですよ。空から降ってくるわけではないんですよ。施設を造ったから農業が安定するということにはならないわけですよ。市長がさつき答弁した中では農業安定のために補助事業を導入するんですという答弁がされているんです。4年から5年、収入がないのに何がどうしたら安定なるんですか。答弁してくださいよ。収入が何が安定するのか、そこを教えてください。それを取り入れますので。

○農政部長（新留幸一） 降灰事業につきまして、農政部の方で合併前の平成17年度から23年度まで補助率70%ということで、ほかにもない補助事業ということで導入をさせていただいたところです。そしてまた、平成20年度以降については若干下がっておりますけれども、やはりまだ高い補助率で65%ということになっております。まだまだほかの事業と比較しても補助率も高く、導入された生産農家の方々にとっても、初期投資という意味で、やはりほかの事業と比べて、比較して農家にとっては安定したものだということでおります。そして、その補助残につきましても、80%についてなんですか近代化資金等といった有利な資金を借りることができることによって、生産組合に最も有利な事業と認識しておりますので、我々農政サイドといたしましても、この事業をまた進めていって、生産農家の所得向上に努めていただければと思っているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 税の徵収で平等性を答弁しますけど、まず、農業が生産のために一生懸命やって、利益の範囲内だったらまだ分かるんですよ、これが。農家が導入するときには償却資産税については触れずに、導入して合併と同時に取るようになった。これは完全に農家をだましてるんじゃないですか。税金の取り方は平等だと言いながら、導入するときは触れずに、合併と同時に合併協議会で慎重に審議をしましたと言われるんですけど、農家がどんなに苦しんでいるか、その実態はどこで把握したんですか。把握して、そんだけの莫大な税金を平等に取るという方向に決めたんですか。答えてください。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員がおっしゃいますようなことを、一部の方々もそういった理解が得られておりませんでした。しかしながら、先ほど来申し上げますように、この件につ

いては最高裁の賦課決定処分及び滞納処分は適法であるとの判決が出されまして、これについてはその理解されてない方々も理解するということで、今年の8月21日以降に行ったその未納の方々17人の方々と納税相談を行いまして、納税に対する意思がはっきりと確認されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 裁判がどうのこうのと言いますけど、なんで農家をだましたことを反省しないんですか。計画の段階では償却資産税については何も言わずに、合併と同時に慎重な審議って言うけど農家の意向なんか全然決めてないじゃないですか。だから、農家が生産活動する中で利益の範囲内だったら言わないですよ。全然収入が入ってこない中に莫大な借金を負わせる、これが行政の仕事なんですか。宮崎なんかでもマンゴーハウスがありますよ。この実態調査したことありますか。農家のそういう償却資産税とか行政の支援の在り方について、どのように調査されてるんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど来申し上げますとおり、合併協議会の中でいろいろと議論がなされて、慎重に協議した結果、地方税法に基づくということで、合併後はもう遡及することなく耐用年数を考えて、それは考慮しております。それに基づいて、税の公平性と透明性を確保してきたものだというふうに考えております。

○5番議員（吉村重則） 私が聞いているのは、計画の段階で償却資産税については触れずに合併と同時に農家の意向は聽かず決めてしまってるんじゃないですか。そこが問題だと言つてるんですよ。全然、裁判がどうのこうのじゃない、行政は農家をだましてるんですよ。これが行政のする仕事なんですか。とんでもないことですよ。農家には将来が有望視される、そういうことで導入させていながら、農家には黙って合併協議会で取るように決めました。こんなことが行政ができるんですか。宮崎とかほかの自治体では、農協とか行政がハウスを導入してリース事業、例えばちゃんと私自身も金額については調べてないんですけど、農家に貸し出しをして、数年後は農家が引き取ると。だから、償却資産税も出てきてない。マンゴーの場合は特に、3年・5年しなければ商品化できないから、行政の方がそういうのを導入して、それで安定して、5年したら償却資産税も減ってきますよ、半減しますよ、それから取る分だったら何も文句はないと思うんです、農家も。だから、一方的に行政が農家をだましている、計画の段階では取らない、それで農家には黙って協議会で決めて、合併と同時に取るようにしたと。完全に農家をだましてるんですよ。私は裁判がどうのこうのを言ってるんじゃないです。そこに対する支援はしないのかっていうところなんですよ。問題は農家をだましている、そこをどう答えるんですか。

○市長（豊留悦男） 償却資産については、合併当時からこの議場の中でも様々な質問がございました。やはり、旧1市2町で農業政策に対する支援というのは、やはり温度差がありました。合併後はそのままにして農業政策を進めるわけにはいかない。そういう意味で、合併協議の中でこの件についても慎重に協議をされたと思っております。議員がおっしゃるのは山

川・開聞・指宿を含めて、その時々のこの事業の導入のときには説明をしなかったということだろうと思います。それぞれの町の考えがありまして、この事業は導入されているだろうと思います。ただ、この降灰事業における償却資産については、旧町の中でも償却資産を払っている事業者もいるわけであります。合併した中で、やはり、指宿はじゃ払いましょう、旧山川町の一部はこうするけれどもというような、そういう不公平感というような、税においてそういうのがあったらいけないということで、恐らく時の山川・開聞の農政の関係者がそれぞれの町の農業の実態を把握しながらも慎重に協議をして、そして合併後、償却資産については課税するようにしたいと。しかし、旧町、遡っての課税はしないという、それがやはり合併のときの基本的な農業政策のルールといいますか、それを作るためには必要であったと思います。だましてとかそういうことは新市になってあったことは1回もございません。やはり、協議のそのルールに従って、この償却資産というのも課税するようにしたということだけはご理解をいただきたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 平等性、指宿は取っていて山川・開聞は取ってなかった。合併後、取っていく。これは当然だと思います。その中でちゃんと決めていってるわけですから。だけど、農家の利益の中で払えるんだったら、それでもいけるかもしれません。5・600万というお金を28年度末までに納めなければ延滞金も付けますよと、こんなやり方あるんですか。だから、私が言っているのはその合併当時、本当に償却資産税の納税の関係が出るんだったら、こういうハウスは導入しなかったと。これは皆さん言ってます。それで、その協議会の中で農家の実態ですよね、3年、5年しなければ収入が生まれてこない中で何百万という税金を掛けられる、どっからそのお金は出てくるんですか。このまま強硬的に徴税をしてしまえば、特にマンゴー農家は潰れてしまいますよ。潰れても、さっき市長が最初の時点では農業安定のために補助事業は導入しますよと、農家が将来に展望を持って農業ができる方向で補助事業を出しますよという答弁だったですよ。だけど、今はとにかく税金を取りさえすれば、あとはどうなろうが構わないと、こういうことでよろしいんですか。

○市長（豊留悦男） やはり、議員がおっしゃるような一方的な観点をしていただいては答弁は非常に困るわけですけれども、私が市長に就任したときに、確か2か月ぐらいだったと思います。マンゴー農家の方々の研修会がありました。そこに私は自ら足を運んで、償却資産税のことについて説明をいたしました。100円、例えばこういう例えで話をしました。100円税が課せられていて、その経営状況というのが苦しいのであれば、10円でも構いません。税の趣旨を考えて、払うというその基本的な線を守っていただきたい。それが揃った段階で様々な農業支援の策は考えますという、そういう話をいたしました。研修会の場であります。研修会の場で税の話をするのはいささかどうかと思いましたけれども、私はまいりました。次に、それぞれの家庭で、農家で様々な思いのある農家については、私自らそこに足を運んで、償却資産税のことについては事細かくお願ひをし、そしてこの償却資産と農業支

援についての考え方も、私の考えを述べました。それでも、なかなか様々な問題が、議員が言われるように、旧町ではそうではなかったではないか。スタートの段階でスタートラインが違うわけとして、それを調整するのに大変長い時間が掛かりました。私は市長に就任したときに、合併後4年で恐らくこれは解決しているだろうという、そういう気持ちでおりましたけれども、合併10年になっても、議員のようなそういう質問が出るということについては、非常にじくじたる思いをしております。要は農業をどうするか、指宿の農業を守るというのは基本線であります。そのために、税を含めて、まず税の公平性、透明性を担保した上で、次にそれで大変であれば様々な農業支援策を考えてほしいと、そういうふうに農政には伝えてあるところであります。

○5番議員（吉村重則） 税の公平性、本当、今滞納している額を納められない人もいます。年金をそのまま納めていますよ。これはもう分かってますよね、実際。そのぐらい大変なんですね。だから、さっき私は他の自治体の話をいたしました。そういう実態調査をして、やっぱりこの10年間を検証してみて、何らかの対応を取らなければならないんじゃないかなと。その辺ではどうでしょうか。ほかの自治体も調査する中で、これからそういう何らかの検討する方向では考えられないですか、市長。

○市長（豊留悦男） 償却資産税というそういう方面と同時に、やはり償却資産税を支払っている方につきましては、降灰事業等を活用していない方もいらっしゃいますので、事業導入者に限定した補助は公平性という観点からは難しいのではないかと思っております。支援策につきましては、補助事業に取り組む方だけでなく、ほかの農家の皆さんもご利用できる事業を活用していただきたいと考えておりますが、施設園芸農家の方に対しましてはハウスの共済掛金を助成する園芸施設共済支援事業を今年度からスタートさせ、施設園芸農家の経営負担の軽減を図っているところであります。また、農業振興基金の充実を図り、農業用施設や機械の導入が行いやすい環境を整えているところでもございます。市といたしましても、今後も国や県の補助事業を最大限活用しつつ、地域農業の振興と農家の経営安定を図ってまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

○5番議員（吉村重則） 私が質問したのは、今の硬質ハウスの納税、多い人は1,000万、5・600万から滞納金も入れれば本税で5・600万が800万ぐらいになるとか、そういう話も聞いたりしております。そのお金を本当に農業経営の利益の中で払える額だったらしいんですよ。もう借入れもできない、どうしようもないところもあるわけなんです。だから、合併する前に計画の段階で償却資産税は加味されなかったわけですから、合併と同時になるようになって、この10年間で600万ぐらいのお金に溜まっているわけですよ。ですから、ほかの自治体のそういうリース事業とか、そういう実態も調査して、市長だからできる権限があるんじゃないですか。そういう支援を検討する意思があるかどうか、ここを確認しているんです。

○市長（豊留悦男） 農業支援というのはTPP問題、農業を巡る環境が著しく変化しておりますので、やはり市としては農業経営者の視点に立った支援というものについては、可能な限りやらなければならないと思っております。それと償却資産税の問題とは切り離して考えていただいた方が、今後の農業政策はより明らかになるだろうと思っております。償却資産については、先ほど申し上げましたように、その問題、合併後10年になつてもまだこういう問題が噴出するという、そういうことについて、やはりこの税の在り方を含めてご理解をいただいたと思っております。その前提のもとで、次の施策をどう打つか、今、その段階であると私は思っているところであります。議員がご質問いただいたように、農業者にとっての厳しい農業環境の中での支援というものは、国と県と一緒になりながら支援をしてまいりたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 私の質問に対して答えてないんですね。つまり、もうそういうほかの自治体の実態調査、リース事業とか、そういうものについてはもう調査もしないし、償却資産税については、マンゴー農家なんか4、5年しなければやお金になってなくて、その間に何100万って溜まっているわけですよ。滞納しているわけですよ。これはもう、仕方ないと。つまり、もう破産しても構わないという捉えた方でよろしいんですか。

○農政部長（新留幸一） ただ今、議員からの先進地域というか、宮崎の方の関係につきましては、農政の方でもちょっと調べさせていただきたいと思います。その結果ということでよろしいでしょうか。

○5番議員（吉村重則） あと、その納税の説明の中で、今回、農家と懇談する中で22年度までの滞納分については永久に延滞金は取らないという説明を受けてるということなんですか、これは事実ですか。

○税務課長（中村孝） 22年度までの延滞金については、裁判が始まっている段階でございましたので、延滞金についてはそれが解決するまでは免除するというような話をさせていただいたことはあります。

○5番議員（吉村重則） つまり、この納税誓約書の中に28年度末までに26年度までの課税分を完納した場合には延滞金は付けないけど、完納しなかった場合にはもう延滞金をどんどんかけていくと。22年度までの分とかそういう区別はないわけですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 延滞金の免除の取扱いについては、免除申請を提出していただけて、申請者の資力等を調査した上で、市税条例施行規則第4条に定める延滞金の免除要件に該当するかどうかを判断することになります。従いまして、硬質プラスチックハウスに係る固定資産税の未納分の延滞金についても、このような同様な取扱いとして、完納した時点で延滞金の免除申請をしていただいて、判断することになります。

○5番議員（吉村重則） つまり、農家の説明の中で、農家は18年から22年度分については認められるときに納めればいいと、滞納金については課さないという説明を受けてるという話

なんですよ。ですから、この辺ではどうですか。もう1回、さっきではその裁判との兼ね合いでの話でしたけど、農家に対する説明が不十分じゃないですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先日、納税相談を行ったわけですが、その納税相談の内容といいますのが、どのような納付方法でいつ頃までに納付が可能なのかとか、例えば一括納付ができるのかとか、分納で納付しなければ困難であるのかとか、また、本人の収入状況や将来見込みも参考にしながら、完納に向けてお互いにその状況を確認しながら今後の納付計画を立てて、管理していくことなどについて納付相談を行ったところで、そこについては皆様方ご理解をしていただいて、今後の納付計画を立てていくというような形になっております。

○5番議員（吉村重則） 私が質問したことに対して答弁してください。22年度までの分はこれから先ずっと延滞金は取らないと、農家はそう認識してますよ。それでよろしいんですか。説明不十分じゃないですかということを聞いてるんですよ。そこについて答弁してくださいよ。余計なことは要らないです。

○市民生活部長（牟田浩一） 市税における徴収金としまして、本税のほか督促手数料や延滞金というのもありますけど、これについては納付が困難な場合には納税誓約書を提出していただいて、まずは本税と督促手数料から納付をお願いしております。これについては通常の市税と同じでございますけれども、延滞金についてはその本税を完納した時点でその申請を出してくださいて、それに基づいてこちらの方が判断するということになるかと思います。

○5番議員（吉村重則） 農家自身が22年度まではもう永久に延滞金は取らんという認識をしていますので、その辺ではちゃんと説明を行うべきだと思います。これについてはもう要望しておきます。あと、市長がさっきマンゴー農家と懇談をしているという答弁もあったわけですけど、この中で納税をしたらそれ以上の支援をするということを市長は2回も答弁してるんだと。だからどういう支援をしてくれるのか。そこを確認してくれということなんですが、納税、農家が償却資産税を納めた、それ以上の支援しますと2回もはっきりと市長は言っていると。これは事実ですか。

○市長（豊留悦男） それはちょっと違うと思います。私は税の趣旨を考えて払っていただきたいと。そのあとで農業支援策は考えたいという、そういう話をしております。

○5番議員（吉村重則） この点についても、市長がはっきりと納税した額以上にしますということで受けてるんだということで言ってましたので、農家へのちゃんとした説明も必要ではないかと思います。

もう時間の関係で、あと、今年暖冬の関係で。レタスの場合は品種がすごくあるんですよ。やっぱりこう暑いときの品種を導入はしてるんですけど、タコ足になってしまってもう全然商品化ならないと、畑ごと破棄している状態です。それと同時にキャベツについてはもう前倒しになって、価格が暴落して、かなりの人が畑にかき込んでると、廃棄している状態なんですね。本当にこの暖冬に対する、豆については芯止まりで、もう今年は資材費も取

されないと、どうしたらいいんだろうということで農家は非常に苦しんでおります。そういう意味で、やっぱりこの暖冬に対する今後の対策ですよね。どのような話し合っていって、がされているのか。

○農政部長（新留幸一） 暖冬による農産物についての影響ということで、先日、農協の職員とも協議をいたしました。技連会を通じましていろいろ対策を講じてるところなんですが、今年の秋冬作で栽培されている豆類、レタス、キャベツ、グリーンポール等々については例年に比べると議員がご指摘のとおり、収穫が早くなっているのが現状でございます。そして、品質については品が悪く、量も多い。ソラマメにつきましては下位節の下部、下の部分のさやの汚れなどが目立っているということあります。また、スナップエンドウにつきましては、指宿市管内において、さやのなり疲れによる成長点の芯止まりなどが発生し、さやにつきましては病害によるゴマシオ等の発生が目立っております。豆類につきましては病害虫の発生により花が5段飛び、ひどい株になっている。たまには10段ぐらいの花飛びがあるということあります。この対策といたしまして、樹勢回復を行うため、施肥、液肥ですね、液肥による葉面散布や株本のかん水などを進めているところでございます。また、出荷につきましては、豆類で12月中旬を皮切りに収量は激減の見込みとなっているところでございます。以上です。

○5番議員（吉村重則） 鹿児島市が大きな水害を受けたときに、50年とか100年に1回の大震だということが言われたわけですね。今年の暖冬については、本当、今までとは全然違うと。これが日常的になる可能性もあるわけですね、今後。そういう意味では、さつき同僚議員も質問したわけですけど、新しい品種、やっぱりそういう対応策も今後検討すべきだと思います。そういう面では是非検討していただきたいと。

あと、6次産業化については一応やる気のある農家、やる気塾でしたっけ、それによってやっているような状況ですけど、指宿市が出資をして指商の生徒、山川高校の生徒なんかの若い生徒の発想を取り入れた、そういう意味での6次産業化などは考えられないものかどうか。

○農政課長（松澤敏秀） 暖冬における新しい作物の導入の検討のことなんですが、議員ご承知のとおり、非常に今年は高温が続いております。そういったことで安定した生産を行うために施肥設計の見直し、あるいは栽培技術の検討を行いながら気象変動に合った新しい品種や品目の検討を進めていきたいと考えております。また、県の農業開発総合センターとしましても、温暖化に向けた低コスト栽培技術等の確立に向けての研究、実証などを行っておりますので、そういった関係機関とも十分連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えています。

それと、6次産業化の件の高校との連携なんですが、6次産業化を進めていくに当たりましては、農業者に限らず市や県、農協等の関係機関、それと商工業や観光業、あるいは地元高

校等も含めた多種、他業種間の連携が必要であり、相互の連携を深め販路拡大や商品開発を進め、もうかる指宿ネットワークとも連携を取りながら取り組みを進めていきたいと考えております。

○5番議員（吉村重則） あと、福元区内の里道の問題についてなんですが、本当、民有地を3mぐらい下げて搬入道路を造って、この雨で洗い流されていると。これはもう本当、地主にしてみればとんでもないと。県に工事のために貸したのにこんなことはあり得るのかということなんですね。成川地区内でも、成川トンネルからの雨水が成川の方に側溝で下りてきて、竹やぶのところに柵を造ってそのまま放置している部分があったんですよ。大雨時に田んぼの土手を崩壊させるという問題もあって、県に対して側溝を付けさせてるんですけど、本当、来年も再来年も同じ工事をするんだったら、ちゃんとした対応が必要だと思うんですけど、これについてはやっぱり、雨が降って道路を洗い流されていく、こういう状況だけは避けなきやならないと思うんで、その辺の対応について県への要請なんかを強くしてもらいたいんですけど、もう1回答弁をお願いします。

○農政部長（新留幸一） 里道につきましては、先ほど答弁させていただいたところなんですが、土のうにつきましては、長雨の影響により土砂が自宅付近に流入しているということで県の職員が土のうを積んだところでございます。ただ、今回のケースにつきましても、今後もありますので、工事の実施に起因しているものと我々も認識しているところでございます。今後も県に対しまして、完成に至るまで里道の通行に支障のないよう措置あるいは土砂流入防止策を含めた雨水対策を行うことにつきまして、引き続き県の方へ要請してまいりたいと考えております。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時20分 |
| 再開 | 午後 | 3時30分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） 8番、東伸行です。本日最後的一般質問であります。今日は市内の小学生の皆さんのが傍聴に来ていただきましたが、残念なことに時間が合わなかつたのか、今は小学生の姿も誰も見えませんが、小学生の皆さんがどのように感じられたか感想を機会があつたら聞きたいなという思いであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

山川港の整備状況について、昨年12月議会で一般質問した項目の進ちょく状況についてお聞きします。まず、1番目の外港水揚げ岸壁の延伸と浚渫及び航路筋の浚渫でありますが、昨年の答弁では岸壁延伸は100m、浚渫については岸壁、航路筋ともマイナス9mということで県に要望をするという回答をいただきましたが、その後、どういう結果になっているの

か、決定しているのであればその状況と、それから工事日程についてもお分かりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、観光との融合を図るための施設、衛生管理型市場、それとクルーズ船を着岸するための岸壁の整備についてお伺いします。衛生管理型市場については、山川港が第3種漁港であることがネックであるとのことでした。ただ、27年度で状況が変わってきたとのことですが、どのような状況になっておるかをお聞きいたします。クルーズ船の着岸、岸壁については国・県とも相談しながら前向きに検討したいとの答弁をもらいましたが、現時点ではどのような状況になっているでしょうか。

3番目に、無線検疫港開始後の船舶の入港状況について伺います。平成25年12月27日、この指定を受けてから2年余りが経ちましたが、船舶の入港状況はどのようになっているかお聞きいたします。本開港に向けて一歩前進ということで、その時点では期待がされたわけですが、現時点の状況はどうでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 山川港外港の岸壁の延伸と航路筋等の浚渫につきましては、海外まき網船が輸入運搬船の大型化に伴い、現在の200m岸壁では2隻同時の停泊が限界であり、またマイナス8mの水深では安心・安全な入港等に支障を来たすことから、平成26年6月に県知事に対し岸壁の延伸と浚渫の要望を行ってきたところであります。これを受け、県としては少しでも要望に沿えるよう、今年度も海砂採取の許可を出し、航路の水深確保に努めていただいております。現在の状況といたしましては、県が水産庁に対し漁港整備に関する手続きを行っている段階であり、このまま順調にまいりますと、平成28年度からの3年計画で、岸壁の90m延伸工事とマイナス9mの泊地や航路筋の浚渫工事が始まり、平成30年度末には760t型の海外まき網船を3隻同時に停泊できる290mの岸壁と安心して入港が可能なマイナス9mの航路筋が整備される予定となっているところであります。

以下、担当部長に答弁をいたさせます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 高度衛生管理型市場につきましては、鰹節の3大産地である枕崎漁港は平成27年度に完成予定であり、また、焼津漁港は平成28年度に完成予定と聞いております。山川港につきましては、平成28年度から始まる漁港整備終了後、国の2分の1の補助申請を行い、直ちに着工工期は1年程度を予定しているところでございます。それにおきまして、本年11月に高度衛生管理型市場建設協議会設立のための準備委員会を開催し、来年2月には山川町漁協を中心とする山川港高度衛生管理型荷捌施設建設協議会が設立される予定でございます。その協議会の中で具体的な構想が協議されていくわけでございますけれども、高度な衛生基準に即した市場計画はもちろんのこと、観光客や教育旅行など見学施設の機能も兼ね備えた設備も検討していくものと考えているところでございます。

それと一方、クルーズ船の入港につきましては、外国クルーズ船の入港は山川漁港が水産

物に限っての許可された条件付き開港であるため、現在の状況では直接入港はできない状況です。しかし、国内クルーズ船につきましては、県の漁港漁場課に問い合わせたところ、乗客に対する安全面での必要な手続きがあるということでしたけれども、それらの問題をクリアすれば可能と思われます。また、場所につきましては、外港北側、これは横浜冷凍の前ですけど、外港北側にある水深マイナス6mで300mの護岸の補強や浚渫工事などを行えば、小型の国内クルーズ船を対象として使用は可能ではあると考えます。ただ、県内にまだ漁港を利用した事例がないため、この件につきましては県と協議の場を設ける必要があると思われますが、まずは平成28年度から計画しております漁港整備と市場建設を最優先に考えていきたいと思っているところでございます。

次に、無線検疫港のあの入港状況でございますけれども、山川漁港が無線検疫港として、それと水産物の取扱いに限られた条件付き開港として指定を受け、2年が経過しようとしております。昨年は海外まき網船が70隻入港し、過去最多となりましたが、このうち無線検疫の対象となった船舶は32隻ありました。今年は11月末までに海外まき網船の入港が54隻と昨年に比べて少なく、無線検疫の対象となる船舶も15隻と減少しております。海外まき網船によるカツオ水揚げ量を昨年と同月で比較いたしますと、入港隻数は5隻少なく、水揚げ量につきましては昨年の約4万1,800tに対し、今年は約3万7,300tであり、約1割減となっております。しかし、水揚げ金額につきましては、昨年が約71億2,000万円であったのに対して、今年は73億8,000万円と若干増えております。これは今年のカツオ単価が昨年と比べて高かったことを意味しております。市としましても来年1月に海外まき網船の主要港である石巻や焼津、境港などの漁港において、市長や漁協組合長、加工組合長によるトップセールスを計画しております。これらの誘致活動を通して、海外まき網船や輸入運搬船の入港促進を図り、入港隻数の増加に努めてまいりたいと思います。

○8番議員（東伸行） それでは順次質問をしてまいります。水揚げ岸壁と航路筋については、延伸は90mと、浚渫についてもマイナス9mが確保できそうであるというお話をしたが、昨年の答弁では市長でしたか、100mという数字を出されたと思うんですが、10mの違いではありますが、それなりの理由があったのか、予算的なものだけなのか、その辺についてまずお聞かせいただきます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 私どもとしましては、昨年6月に県知事に対して要望したときは100mの延伸ということでお願いをしたところでございます。ただ、県といたしましては、現在の760t級の船舶が同時に3隻停泊できるというものを計算し、なおかつ一定の余裕度というものをした結果、90mになったものというふうに理解しております。これにつきましては、m800万円程度の費用が掛かるということで、県としても極力、無駄ということはおかしいですけれども、私どもが要望をした3隻同時の入港ということを考慮した数字だというふうに理解しております。

○8番議員（東伸行） m800万円ということの予算の都合が一番大きいのかなという思いもしますが、その後、この延伸をした前の岸壁っていうか、スペースが今後出てくる衛生管理型市場の候補地というふうに、今なっているわけですね。ですから、我々地元としてはできるだけここは長くしてほしいということもあったわけです。ですから、当初の予定としては100m以上ということが要望であったと思うんですが、予算等の都合もあってこういうことになったということであれば致し方ないかなと思いもするんですが、ただ、今後衛生管理型市場ができたりすると、165m奥があったわけですので、まだ7・80m奥が残っているというような形態になりますので、できれば今回、またそこに継ぎ足して何10mかっていうことはもうなかなか難しい状況かなというふうにも思いますが、今後についてもまた検討していただければというふうに思います。

それから、漁港整備について、先般、12月の答弁の中で県の漁港漁場整備長期計画に基づいて沖防波堤の延伸や護岸の改良、道路改良等を毎年順次整備していくというお答えをいただいたわけですが、今年度それに取り組んでいることがあるか、また、進行中とか計画中のものがあればお答え願いたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） これまで山川漁港に対しまして、過去3年間、県事業でこの事業を行いますので、市の方として年平均大体2,000万から3,000万弱の負担金を出して、いろいろ整備をしてもらっています。その中で平成27年度で申し上げますと、道路改良につきまして2,500万円程度の事業を今実施しております。沖防波堤につきましては、1億3,500万円程度、そして少し離れた、くりやの近くの今回崩落した、あれから成川浜の方ですね、あそこの物揚げ場で3,000万円、係船護岸が2,000万円ということで、概ね本年度は1億9,000万円程度の事業を実施している状況でございます。

○8番議員（東伸行） 順次、そうやって整備をしていただいていることには感謝を申し上げたいと思います。また、隨時進めていっていただきたいと、そのように思っております。

次に、衛生管理型市場についてですが、先ほどの部長の答弁で言いますと、あくまでも事業主体は漁協というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在の国の補助事業の要綱でいきますと、漁協が事業主体ということになります。

○8番議員（東伸行） 私がちょっと入手しました資料でですね、平成27年度の水産基盤整備事業概算要求っていうのが、これは多分去年の年末か、その辺のことだろうと思うんですが、その中で水産物流通機能高度化対策事業が、これが俗にいわれるその高度衛生管理型市場の整備を推進するための施策だろうと思うんですが、これが拡充されるってことで、これまで特定3種漁港に限定していた補助対象としてきた衛生管理設備について、大規模な流通拠点港にも対象を拡大するという事業が確定をされているように私は認識しております。その中で水産物流通機能高度化対策事業（拡充）っていうことで、もろもろ趣旨、事業内容ってい

うのがあるんですが、その中に事業実施主体で国・地方公共団体等となっておるんですね。これはもちろん、だから県とかそういうところがやれということではないと思うんですが、もちろん協議をした上で県とかそれにお願いをして、県が主体でという、枕崎が県が主体のと思うんですが、だから、そういう意味からすると、県とかそういうのの事業主体で、県に要望して協議の上でやっていけば、枕崎と同じような形態ができるのではないかというふうに私は思ってるんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 高度衛生管理市場建設につきましては、確かに今、議員がおっしゃるように水産物流通機能高度化対策事業で取り組むということになると思います。この事業につきましては、平成20年度から全ての漁港を対象に2分の1補助を行ってきてているという、これ、20年度からもう変わっておりません。ただ、平成23年度より特定第3種漁港のみが国から3分の2補助をいただけるというふうに改正されております。そういう中において、私どもの認識としましては、特定第3種である、地方公共団体等というふうになっているのは、この水産物流通機能高度化対策事業で特定第3種で行うときには県が事業主体となって国の補助を3分の2もらい、県は全体分の30分の6ですね、そして枕崎の場合は市が30分の4出しておりますけれども、そういう形で特定第3種につきましては県の方が事業主体となり得ると。ただ、山川港の場合には第3種漁港ですので、事業主体は一応漁協というふうになるというふうに認識をしているところでございます。

○8番議員（東伸行） 私はこれを見せていただいたときに、もちろんその2分の1の国の補助というのは変わらないわけですが、漁協が主体ということになれば、あの50%は漁協、市としてもその内の10分の1とか、その辺の通常の補助率はありますので、それをやるにしてもかなりの額を漁協自身が負担をしなきゃならないというような状況だろうなという思いだつたんですが、これを見たときから漁協の負担も大分減るだろうなと、3分の2程度の補助が出ていくことになると、これはいいなという思いをしたわけです。いろいろこの資料を取り寄せてみましたが、私としてはいろいろ色も塗って検討しましたが、これまで特定第3種漁港に限定して整備対象としていた荷捌き所の付帯設備である衛生管理設備を大規模な流通拠点漁港、年間水揚げ取扱量8,000t以上かつ取扱い金額14億円以上を対象とするところにも適用するというふうに、今、文が出ておりますので、もちろんこの年間8,000t、金額14億以上っていうのはもう全然、山川漁港としてはクリアしているわけですので、その事業が今まで特定第3種しか適応されなかつたその事業の対象には十分なり得るなという思いで、それなら漁協自身の負担も大分減るなという思いで、これで大分実現に近づいたかなという思いをしたんですが、その辺のところはどうですか。もう、私はそういうふうに受け取っているんですが、もう1回部長、お願ひします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 先ほどもちょっと答弁させていただいたんですけども、議員がおっしゃる水産物流通機能高度化対策事業、これにつきましては平成20年度から第3種漁港

も特定第3種漁港も全て2分の1補助で対象となっているということを県の方から確認を取っております。そして、平成23年度より特定第3種漁港のみが2分の1から3分の2に補助率が引き上げられたという経緯があります。その中で、今議員おっしゃるように、事業主体が市になれば漁協の負担というものが軽くなるということも考えてのご質問だと思うんですけれども、枕崎で申し上げますと、今年度出来上がったこの市場は18億円でできております。その中で国が12億円、そして県が3億6,000万円の負担をしております。従って、事業主体が県でございますので、その荷捌き施設についての所有権は県にございます。それを枕崎漁協が使用するわけですので、当然県が負担したこの3億6,000万円というものにつきましては、使用料の中で漁協の方に負担をしていかなければならぬという考え方を県の方は持っております。この18億円というものが適正な価格だったのかということで、山川町漁協の方ともいろいろ、設備準備会の中でこれまで協議もしておりますけれども、あまりにも県とかそういうところがしますと高度衛生の過備な施設になってしまふ。今現在、山川の方で考えているのは約半分の9億円程度を考えているようでございます。そういう意味で、漁協としてもその9億円程度で市場ができるのであれば、事業主体となつてもできるというような判断をして、県の方にもお願いをしていると。そしてまた、市としましても今回、岸壁の延伸並びに9m浚渫、それにつきましてこれまで山川港につきましては、合併から約平均、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、2,000万から3,000万円の市の負担金で整備を行ってきてるわけですけれども、来年度の28年度から予定どおり県の方が浚渫工事と岸壁延伸をするということになれば、これまでの、本年度が3,000万の負担金でけれども、これが来年度8,000万、その次は1億と、その次も約1億ちょっとということで、非常に市としても山川港の整備に向けて多額の財政支出をして、山川町漁協の要するに経営安定並びに鰹節の加工組合等の経営安定に向けた努力ということをやっていかなきやいけないということをやっておりますので、今の段階では荷捌き場という高度管理、高度の衛生は漁協自身がやりたいということですので、それについての県へのお手伝いということを、市の方としてはやっている状況でございます。

○8番議員（東伸行） その辺のこの水産物流通機能高度化対策事業の私と執行部側の捉え方がちょっと違ったかなという思いはしておりますが、ただ、ちょっとこの点については私の方もまたもう1回きっちり精査をしてみたいなというふうには思います。また、執行部側の方もできればもう1回その辺は確認していただいて、きっちりとしたその、私のこう思っている中にはその23年度からうんぬんというのは全然、1行も出てきてないもんですから、だからその辺のところが、これはいいのがあったという思いでしたんですが、その辺のところが明記されているんであればもうそういうことに従ってやっていかなきやいけないという思いはあります。あとその実施時期についてですが、県の方からちょっと聞いたら、30年度以降だよと。要は30年度でその岸壁の延伸とか浚渫をきっちり終わらせて、30年度以降にその衛生

管理型市場については考えていきましょうよというような話もちらっと聞いたことがあるんですが、いやいやもう30年度から始めてくださいよというような話もそのときにはあったんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 一応、予定としましては28、29、30年度、要するに平成31年3月までかけて90m延伸とマイナス9mを実施します。今度、この高度衛生の管理型市場を建てるのが90m延伸をしたところに、今のカツオトイレですね、の要するに今既存の荷捌き場と冷蔵庫の間のスペースに建てるという予定をしておりますので、やはり岸壁が整備されたあとの方が整備は望ましいだろうということで、整備が終わった31年度に1年計画で整備をしようということで、漁協の方もそれに合わせたタイムスケジュールで準備をしているというような状況でございます。

○8番議員（東伸行） それを伺って安心しましたが、私の受けた印象としては、それが終わってから考えましょうよということなので、それが35年度になつたりもっと延びていったりする可能性もあるんではなかろうかなという思いもしたんですから、今、こういう聞き方をしたわけでして、きっとそういうふうに随時進んでいくということであれば、そういうふうに進めていってもらいたいという思いであります。衛生管理型市場が、全国的に漁港がみんなそっちの方向に今動いて行っているのはもう御存じのとおりなんですが、それを造つて、それがどうその経済効果が出てくるかというような部分も懸念はする部分もあるんでしょうけども、ただ、今後の漁港を考えていく上では、この衛生管理型市場ということが前提条件というようなこともありますので、是非、県の方とも常に協議をしていただいて、早急に進んでいくようにお願いをしたいと思います。

次にクルーズ船の岸壁整備については先ほどの答弁をいただいたわけですが、今ちょうどその横浜冷凍の前のあの岸壁四つの話もあったわけですが、以前旧山川町時代だったんですが、あそこの岸壁自体が大きくても2,000tクラスまでだというような話もありました。今回、その改修を検討していく中で、どの程度の規模を考えておられるのか、その辺が分かっていればちょっとお知らせ願います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今回の整備につきましては、先ほど申し上げました横浜冷凍の前のところについては、計画はしておりません。

○8番議員（東伸行） さっきちょっと答弁を聞き間違えたか分かりませんが、クルーズ船については今のところ、検討箇所とか計画とかその辺は全然ないというようなことですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今回の整備につきましては、今現在、海まき船が着岸しているところの護岸が、今マイナス8mでございますので、そこをマイナス9m用の護岸補修をして、90m延伸をして、泊地と航路筋をマイナス9mに水深を下げるというのが、今回県の方にお願いした状況でございます。そして、横浜冷凍の前は、今現在マイナス6mで、先ほど申し上げましたけれども、マイナス6mとなればなかなかクルーズ船というものは小型のもの

しかならない。しかし、やはり漁船とクルーズ船の一番の違いは総t数が格段に、喫水は同じマイナス6mであっても、漁船の場合には大きくとも500tぐらい。しかしながら、クルーズ船については喫水6mでも2,000t以上のやつもございます。そうなると、係留施設がそもそもあそこは漁港用にして整備をされておりますので、係船施設等のアンカー等がそのような大きなものについては設計をされておりませんので、そうなるとまたそこの方も修理をしていかなきやいけないと。となれば、やはり市としましては、まずはクルーズ船も将来的にはそういう整備をしていかなきやならないとは思っておりますけれども、地場産業育成である漁協並びに加工組合のためのカツオの安定確保ということを念頭に置いた港の整備が先であろうというふうに考えておりますので、今の段階では横浜冷凍の前を県の方に対しましてそういうふうに改修をしてくれということはまだ時期尚早ではないかというふうに考えているところでございます。

○8番議員（東伸行） 分かりました。ただ、以前その検討したときに、多分あそこのその係留施設等を考えると2,000tぐらいまでだらうと思います。係留できるのはですね。おっしゃるように2,000tクラスのクルーズ船っていうのはもう大したことありませんので、少なくともやはり3,000t、4,000tというものが小型クルーズ船ということになりますので、できればその辺を着けられるような状況にでもらいたいと。もちろん、その漁港ですのでおっしゃるようにその水産業のための整備が優先ということは当然その通りなんですが、このあとまたお聞きします開港の問題も含めて、今のところは条件付きでありますけれども、本開港ということになれば客船とかクルーズ船とかその辺も十分検討に入れていかないと、今後のその開港に向けて、なかなか難しいかなという思いもしているところであります。ですから、そういう思いも含めてできるだけそういう漁船以外の船も着けられるような港の整備ということをやっていただきたいなと思うところであります。いろんな意味で、もちろん、港はいろいろあるわけですけども、日本の南の玄関口として、やはり一番いい位置に位置している漁港ですので、最大限にその辺を生かせることを考えていかなきやいけないかなという思いでこのような質問をさせていただいているところであります。ですから、是非その辺も含めて、検討を今後していただきたいとそのように思うところであります。

次に、無線検疫開始後の船舶の入港状況ですが、答弁にもありました今年は対象船が現時点では少ないという状況であります。この状況では、なかなか本開港という部分に進んでいくのには、非常に難しい状況かなという思いもしているところであります。そこで、山川漁港開港促進協議会で、これは会長は豊留市長であります、先般、長崎税関に市長も行かれたかどうかはちょっと確認しておりませんが、この協議会で長崎税関に行ったというお話を聞きましたが、そのときの内容等をもしあれでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 10月の多分税関訪問の件だと思います。その時点では山川町漁協

組合長並びに加工組合長、そして山川町漁協職員並びに市の方としまして私の方が帶同しまして税関の方に赴いております。目的につきましては、一応条件付き開港というものが20隻以上を確保するということで、昨年はちょうど12月の末で20隻を確保しましたので、12月の末に長崎税関の方に赴いて何とかできましたという報告をしたわけですけれども、本年度はその時点で11隻でした。なかなかこれはもう今年中に20隻を超えることは難しいだろうということで、一応先手を打って、今年は少し入港数が少なかったけれども、今後に向けても、例えばその中でロイン工場を誘致し、原材料のいろいろな、様々な加工とかいうことも含めて、入港しやすい条件等も市としても一生懸命頑張るから、今年は申し訳ないですけれども、来年も引き続き開港をよろしくお願ひしますという趣旨で一応お願ひに行ったところ、私どもの感覚としましては、今年20隻を超えたから即条件付き開港を取り消すというようなイメージではなかったというふうに認識しております。

○8番議員（東伸行） 20隻を確保できないということで、どうだろうなという思いはしておりましたけども、今年は何とかそれで、来年頑張ってくださいというような意味合いのことだったかなというふうに受け取っているわけですが、入港数を増やすための検討をっていうことをこの協議会として、それは市長以下入港のお願いに全国各地の港に組合長と行ったりというのもうやられているわけですが、この促進協議会としてその入港数を増やすためにはどういうことをしたらいいのかというような、そういう協議というものをされたことがありますか。何回されたとか、どういうことを話し合ったとかっていうことがあればお聞かせください。

○産業振興部長（廣森敏幸） そういう税関対象船の入港数を増加させる手段といたしまして、例えば近隣の漁港、鹿屋漁協とか垂水漁協等にカンパチの稚魚とか養殖の餌を海外から輸入をしているようでございます。そういう輸入船は必ず税関を通らなきゃいけないので、一応山川町漁協の方から是非うちの山川に寄って税関を受けて、そして、どのみち行く途中ですので、錦江湾に入った中での、そういうことを昨年も行い、今年もその要請をし、なるべくそういうところでカウントを増やしていくという努力は今のところ行っております。そのほかにも、やはり、その先ほど申し上げましたけどトップセールスということで、開港促進協議会の面々と行って、なるべく山川港の方に直接水揚げをしてくださいというお願ひもしているところでございます。

○8番議員（東伸行） この次の質疑で言おうかなと思ってたのですが、カンパチ等のシェアが国内の7割を鹿児島県でやっている状況であります。ですから、部長がおっしゃるようにその稚魚は全て近隣の国から輸入ということをしているのがもう事実です。ですから、そのようなところも含めて、早く降ろした方がいい部分もありますので、例えば山川港でも稚魚を降ろしてもらって陸送するなり、1回生けすでちょっと期間を置いて、それから各地にまた持つて行くというようなこともできるというようなことも、漁協関係者からも聞いており

ますので、できるだけその辺のところももっと強力に進めていただいて、年間それが何隻あるかちょっと分かりませんが、少なくともそれで数隻は確保できるんじゃないかなというふうに思います。今現在、先ほどの話で15隻ということありますので、あと5隻あれば、とりあえずその20隻という隻数はクリアできるということですので、その辺のところでは是非今後も進めていっていただければなというふうに思います。是非、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ今、いろんなことを聞いてお願いをして答えていただきましたが、この無線検疫港に指定されて、条件付きではありますけども開港という部分がなったと、これはもう本当、旧山川町の時代から20年来の思いだったわけです。やっとここでその辺ができるような状況になってきたなという思いで私としてはいるんですが、またこういう対象船が減ってきて、もうそれは取り消しましょうというような話が出てくると、また、もう今までの努力が無駄になってしまふというような状況があります。ですからその辺のところも含めて、最後に市長には是非、思いを述べていただきたいと思うんですが、この辺のところを是非含んだ整備の進め方、もちろん、次から次といろんな整備が出てきて、県とか国とか、また指宿さんですかというようなこともあるかもしれません、是非粘り強く陳情活動等もやっていただいて、いろんな意味で進んでいけるようにしていっていただきたいと思いますが、最後にその辺の思いを述べていただきたいなと思います。

○市長（豊留悦男） やはり、開港にしきり、無線検疫港の指定にしてもしきりであります。漁協関係者、加工組合の関係者の熱意が伝わって、このような無線検疫港指定、開港指定ができました。開港に当たっては財務省に、無線検疫港については厚労省に、そして、海まき船には農水省海まき協会に、クルーズ船については国交省に、入管等については法務省にという、まさしく多岐にわたるところとの話し合い、陳情が必要であります。やはり、ここをどんどん山川町漁協を中心にして、ここ数年いろんな陳情にまいりました。まさしく私が行ったのは地域の力であり、漁協、加工組合の皆さん之力であると感謝をしております。やはり、岸壁が安心して入れるような港として整備されないと、今年2隻、焼津漁協と境漁協の所属の海まき船が建造されました。安心して入れる状態では、まだ決してありません。そういう意味で、まず漁港の整備、浚渫を含めてやるというのが第一であります。その後に、高度衛生型管理型荷捌き場、これも早い段階に完成していただくようにお願いをしたいと思っております。それと、来年1月に焼津、石巻、そして境漁協、そして海まき協会等、また一緒に陳情に行く予定でございますけれども、やはり1隻でも多くのカツオ船が山川に入っていただきたいという、そういう願いは地域と一緒にあって私も頑張ってまいりたいと思います。やはり、港をどうするかということが一番の課題でありますので、まず山川の元気は港からと私は常々話しておりますので、この港の整備については一緒になって頑張っていきたいと思います。議員の皆さんもやはり山川という、全国に誇るカツオの産地であり漁

港でありますので、一緒になって、皆さんとまた一緒になって山川港の整備については頑張ってまいりたいと思っております。

### △ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会  
議 長 新宮領 進

議 員 福 永 徳 郎

議 員 前 原 六 則

## 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 11 日

(第 3 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成27年12月11日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

1番議員	外 薩 幸 吉	2番議員	臼 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 德 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春
19番議員	下川床 泉	21番議員	新宮領 進

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悅 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	西 森 廣 幸
総務部長	高 野 重 夫	市民生活部長	牟 田 浩 一
健康福祉部長	下 敷 領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸

農政部長	新留幸一	建設部長	山下康彦
教育部長	浜島勝義	山川支所長	馬場久生
開聞支所長	川畠徳廣	総務部参与	有留茂人
建設部参与	光行忠司	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	市民協働課長	下吉一宏
環境政策課長	井手久成	長寿介護課長	西浩孝
地域福祉課長	山口保	健康増進課長	前園千秋
観光課長	今柳田浩一	建設監理課長	田之上辰浩

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び前之園正和議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） おはようございます。18番、新川床、通告に従い一般質問をさせていただきます。

現在の指宿清掃センターの新焼却炉は、平成10年に30t、稼働時間8時間炉で建設され、旧炉30tと2炉体制で稼働していました。平成14年12月、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、旧炉改修計画を立てたが改修費が莫大であったため、前市長が新焼却炉一炉体制でいくと決め、ごみの減量化と資源化が始まったのが現状であります。当時、ごみ資源化の説明会を各公民館で実施したが、ごみの減量化が計画どおり進まず、新炉が平成15年5月頃、酷使により県内の市町村に焼却支援をお願いした経緯があります。当時を知る議員として、ごみ問題で市民に多大な負担を掛けたので、二度と市民にそんな思いをさせたくないという思いから、1番目にごみの問題について質問します。

全国的に少子高齢化が進む中、指宿市の子育て支援を中心に、2番目に指宿市版地方人口ビジョンについて順次お伺いします。

1番目の可燃ごみの減量目標についてですが、平成15年に指宿清掃センター新炉が故障してから、指宿のごみ処理の取組に危機感を抱き、早い段階から、ごみ減量化について提言しています。ごみの水分が炉に負担を掛けているので、ごみの堆肥化や水分を除去するため、戸別収集はできないかとか、これまで何回も前市長をはじめ、担当部長に提言し、南薩地区を対象とした広域の清掃センターの建設を積極的に取り組み、現在、南九州市穎娃町と指宿市との広域で建設されております。本当にうれしいことです。ただし、ちょっと私が思うことがあります。現在の可燃ごみの量は指宿・山川・開聞地区合わせて、年間1万3,764t焼却していると、平成26年度決算書類で報告しています。指宿市清掃センター、穎娃ごみ処理場合合わせて、1日の焼却量について伺います。

ごみの減量化目標が平成27年9月の議員懇談会では、15%と説明があり、平成27年10月の平成26年度決算特別委員会の説明では10%となっていますが、ごみの減量化目標はどちらなのか、市長、お伺いいたします。

過去5年間の可燃ごみの処理状況についてですが、指宿市は平成14年度から資源ごみの収集運搬を行ってきています。ごみの減量化が進んでいると思っています。指宿地区では事業系の可燃ごみが全体の3割強を占めていると伺っていますが、過去5年間の可燃ごみの処理状況についてお伺いします。

3番目に、可燃ごみの減量化期限について。指宿市清掃センター施設の現状を考えたときに、可燃ごみの減量化は喫緊の課題として、これまで多くの議員がいろいろな提案をしてきました。平成33年度末で10%削減の計画で大丈夫なのか。間違いないのかお伺いします。

4番目に、1日の可燃ごみ排出量40tにというのは、29年度末に完成する新ごみ処理施設が54tしか能力がないからであります。新ごみ処理場は、リサイクルセンター1日3t処理する計画になっております。29年度末に計画どおり、可燃ごみ排出量54tで稼働できることを願っていますが、大丈夫なのか伺います。

5番目に、可燃ごみの分析結果について。指宿市清掃センター、穎娃ごみ処理場のごみ質分析は、毎年4回実施しているようです。ごみ質分析結果について、市長、副市長はどのように受け止めているかお伺いします。

6番目に、生ごみの処理について。私をはじめ、多くの議員が県内、県外問わずごみ減量化について視察に出向き、いろいろな提言をしてきました。いまだに提言が生かされず、指宿では、生ごみは可燃ごみとして焼却処分しております。市長に伺いますが、生ごみを資源として活用している自治体が、県内ではごみの先進地志布志市、大崎町、垂水市、屋久島町が取り組んでおります。また、国内では実施中、モデル事業段階、検討中を含めて71自治体が取り組んでおります。生ごみの減量化、ごみの減量化のための生ごみの堆肥化について庁議で協議したことがあるのかお伺いします。

次に、大項目2番目の指宿市版地方人口ビジョンについてお伺いします。地方創生総合戦略の目標について、どのような取組をいつまでに達成する計画なのか伺います。

2番目に、将来推移人口について。2040年、2万9,635人、2060年、2万1,379人と推計されています。2060年度、人口2万5千人に指宿市は設定していますが、人口減少対策として若者が魅力を持てず、施策がないと定住は進まないと思いますが、子育て世代にどのような施策を取り組んでいくのか伺います。

3番目に、2030年特殊出生率1.8の取組について伺います。赤ちゃんが増えない地域は衰退していくとよくいわれてますが、日本創生会議の将来推移、人口説明で県都である鹿児島市の20歳から39歳の女性の人口は、2010年から2040年にかけて6割程度減少するとなっております。指宿の出生率1.8に向けた取組の内容についてお伺いいたします。

4番目に、子育て世代の移住受入について。新聞を見たときびっくりしましたが、年間5世帯計画しているが、指宿市は家族の中に1人でも指宿市に住民登録した人がいたら、定住促進支援を受けられない条例となっております。このような条例は、県内の自治体で指宿市だけです。指宿市人口ビジョン策定会議で定住促進条例について審議したのか伺います。

5番目に、子育て支援策について。アベノミクス効果が指宿には届かず、子供を産み、育てる家庭については、税金がかさみ大変だと伺っております。平成27年度から学童保育事業が1年生から6年生まで拡充をされました、施設が足りず支援を受けられず困っている世帯が出ていると伺い、平成27年第1回定例会で小学校の空き教室の活用はできないかと伺ったら、空き教室はないとの教育長から答弁をいただきました。平成27年も私が一般質問してから9ヶ月経過しております。校区公民館や市の施設を活用した学童保育事業について、庁議の場で協議がなされたのかお伺いします。

6番目に、子ども医療費助成制度の現物支給についてお伺いします。27年度から子ども医療費助成制度が中学3年生まで拡充されたことは大変評価します。ありがとうございます。

しかし、母子家庭や生活困窮者世帯では、病院の窓口負担が生活を圧迫することから、病院での受診ができないことがあると伺っております。このような状況を把握しているのか、担当課としてどのように捉えているのか。また、現物支給窓口負担軽減すると、国民健康保険組合から医療給付が1,000万円ほど減額される。今の段階では、現物支給することは考えてないとの答弁でした。そのとき、鹿児島県に市長会として要望していると平成27年3月定例会で答弁いただきましたが、その後、知事への要望活動はどうなっているのか伺います。また、現物支給をしている自治体が県内にあると伺ってますが、現物支給している自治体が県内で何件あるのかお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。答弁は簡潔によろしくお願いします。

○市長（豊留悦男） ごみの問題についての質問をいただきました。いろいろなところで市やまちでごみが多いのではないかと言われ、特に小学校、中学校の子供たちは、私たちの住んでいるまちのごみの現状はどうなのか、減らすためにどうしたらいいのか、その工夫について勉強もしております。もちろん、ごみ問題は、子供からお年寄りまで一緒に考えて考える問題もあります。指宿市においても、可燃ごみ、燃やせるごみの減量の目標等を立てて、指宿市と南九州市穎娃町のごみを合わせた1年間のごみ量等を調べております。新しいごみ処理施設整備計画によりますと、災害減免ごみを含めて平成27年度が1万5,457t、平成28年度が1万5,201t、平成29年度1万4,941tとなっております。この目標により計画は立てているところであります。1日当たりの燃やせるごみ、可燃ごみの処理量に換算しますと、平成27年度が56t、平成28年度が55t、平成29年が54tとなりますので、26年度実績の62tと比較しますと、平成29年度までに約13%の可燃ごみの減量化が必要となっているところであります。

次に、指宿市版の地方人口ビジョン、地方創生戦略等についての質問であります。45年後、今の小学生が50歳を過ぎる頃になると、指宿市の人口は、約半分になるといわれております。2万1,379人と推計をされています。この人口問題の克服に向けて、平成26年11月28日に作られたまち・ひと・しごと創生法という法律、これに基づき、本年10月26日に指宿市においては、指宿市版の地方人口ビジョンと指宿市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。まず、指宿版地方人口ビジョンにおける人口目標についてでございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所による推計によりますと、先ほど申し上げましたように指宿市の人口は、半分ぐらいになるのではないかと推計をされています。この抑制策として、これを抑えるために1人の女性が一生に産む子供の平均数であります合計特殊出生率の向上や移住者、指宿においてくださる方々の受け入れ、地元高校生の就職時における、よそに出て行って仕事をすることがないような対策などを展開することで、2万5千人を超える人口を維持する指宿市独自の人口目標を立てているところであります。

次に、平成31年度までの5か年の具体的な取組を定めた指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標は、国と同じ四つの基本目標を作っております。一つ目の目標、それは地方における、つまり指宿市における安定した雇用をつくっていく、創出するということについては、市民税の納税義務者のうち給与所得者、営業所得者、農業所得者の合計を平成26年度の1万5,248人に対し、平成31年度には1万4,486人とする数値目標を立てております。二つ目の基本目標であります、地方への新しい人の流れをつくるについては、入込観光客数を5年後の平成31年度を平成26年度と比較して6%ほど増加させるとともに、定住促進対策事業を活用した移住件数を年に5件とする数値的な目標を立てております。三つ目の基本目標、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるについては、平成26年度における合計特殊出生率を、出生率1.44を平成31年に1.55まで向上させる数値目標としております。これは15年後の平成42年までに国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値1.80まで段階的に引き上げる目標設定となっております。四つ目の基本目標、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と、地域と地域が連携するについては、指宿市のまちづくりアンケートと男女共同参画社会についての市民意識調査に基づく地域コミュニティ活動への支援に関する満足度を平成26年度の63.6%に対し、平成31年度は70%まで引き上げ、地域のために役立ちたいと思ってると回答した市民の割合を、平成26年度の76.2%に対し、平成31年度を80%まで引き上げる数値目標としているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○副市長（渡瀬貴久）** 可燃ごみの分析結果についてどうなっているのか、その結果を市長、副市长は知った上で指示を出しているのかというご質問でした。可燃ごみの分析結果につきましては、指宿市清掃センター、穎娃ごみ処理施設において年に4回、搬入される可燃ごみの分析化を実施しております。その結果を申しますと、平成26年度の平均値で申し上げます

が、指宿市清掃センターが紙・布類45.6%，ビニール・プラスチック類19.9%，木・竹類4.4%，生ごみ類27.6%，不燃物類1.6%，その他0.9%となっております。更に可燃分が39.7%，水分が56.2%，灰分が4.1%となっております。一方、頬娃ごみ処理施設では紙・布類52%，ビニール・プラスチック類20.2%，木・竹類9.8%，生ごみ類15.5%，不燃物類0.1%，その他2.4%となっており、可燃物が38.1%，水分が57.9%，灰分が4%となっております。可燃ごみの中に多くの水分が含まれているということは、十分に認識しているところでございます。可燃ごみに含まれる水分を減量することが一つの減量化で非常に大切なことだと思っておりますので、市民の皆さんや事業所に対しましても、生ごみを出す際には一絞りの運動を、また網でこすよう、実践するようにお願いしているところでございますし、現在、生ごみ処理機やコンポスターを購入した際の補助を実施し、また事業系に対しても30・10運動や事業所の巡回指導、展開検査を実施し、事業所系における生ごみ処理機の補助も実施しているところでございます。

○市民生活部長（牟田浩一） 過去5年間の可燃ごみの処理状況についてのご質問をいただいております。指宿市・南九州市の指宿広域市町村圏組合内で処理している可燃ごみ量は、平成22年度が1万7,285t，23年度が1万7,371t，24年度が1万7,213t，25年度が1万7,389t，そして26年度が1万7,202tとなっており、ほぼ横ばいの状況となっております。

続きまして、可燃ごみ減量化の期限というご質問でしたけど、新ごみ処理施設整備基本計画にもありますように、先ほど市長の答弁にもありましたように、平成29年3月までに新ごみ処理施設で処理される可燃ごみの処理量が、1日54tになるように減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、1日の可燃ごみ排出量54tについて、その計画どおりに54tでいいのかというご質問だったと思います。新ごみ処理施設整備基本計画では、施設規模を1日当たり54tという計画は先ほどお話したとおりです。これを減量化するためには、これまでと同様に三つの方法が必要であると考えております。一つ目はですね、可燃ごみ自体を減量する方法として、指宿庁舎資源ごみ常設収集所において、本年11月から古着等の回収モデル事業を始めております。二つ目ですが、生ごみを減量する方法として、事業系の生ごみについては各事業所を巡回しまして、ごみの減量化のお願いや、ごみ処理施設において許可業者が持ち込むごみの展開検査を実施しております。また、ホテルや飲食店における30・10運動を推進するために、ポスターとリーフレットを今年の9月に配布を行ったところでございます。家庭用の生ごみについては、指宿庁舎内の常設収集所におきまして、今年の11月から生ごみリサイクルモデル事業としてこれを始めております。三つ目の可燃ごみ内の資源ごみを資源化へ誘導する方法としまして、ごみ出し指導員、市の管理職及び環境衛生協力会によるごみステーションでのごみ出しアドバイス、学校や公民館等での出前講座、そして市役所職員への説明会、各事業所の巡回指導、ごみ処理施設での事業系ごみの展開検査などを実施しております

す。計画ごみ量まで減量できますよう、今後も引き続きこれらの減量化対策を実施してまいりたいと考えておりますが、しかしながらこのような施策を行っても、可燃ごみ袋内に混入している資源ごみが資源化へ誘導されないような状況や、ごみ減量が図られない場合は、指定ごみ袋価格改定も減量化施策の選択肢の一つとして、再度検討する必要もあるかと考えております。

最後に、生ごみ処理について、堆肥化することは考えていないのかというご質問でした。生ごみ処理の堆肥化については、平成24年8月に指宿広域市町村圏組合が新ごみ処理施設整備基本計画を策定しておりますが、この計画を策定するに当たりまして、ごみ処理方式も検討しております。処理方式を検討する中で、可燃ごみのうち、生ごみだけを分別して堆肥化する方式も検討いたしております。本市と南九州市の一般廃棄物処理基本計画におきましては、生ごみについては、発生源における発生抑制や資源化を強化していくという方針となっております。生ごみを発生源で抑制するために、電気式生ごみ処理機やコンポスターを購入した際に、生ごみ処理機器購入補助を実施して、事業系においては30・10運動、先ほど言いました、それと事業所の巡回指導、展開検査を実施しております。27年度11月からは先ほども申し上げましたとおり、その生ごみのモデル事業を実施しております。今後は生ごみモデル事業の結果を検証した上で、更に指宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を検討していく必要があるかと考えております。以上でございます。

○環境政策課長（井手久成） ごみ減量化目標の15%と13%についてのご質問ですけれども、今年9月議会での文教厚生委員会におきましては、委員の質問に対しまして、15%ほど処理能力を上回っているというふうに答弁いたしておりますが、これは平成26年度の実績62tが処理能力54tを上回っているという意味合いで申し上げました。計算いたしますと62t割る54t掛ける100で約115%になります、15%上回っているというようなことでございます。また、本会議の一般質問の答弁では、指宿広域圏内で発生する可燃ごみは1日62t、新ごみ処理施設の能力は1日54tであるため、平成29年3月頃までに約13%のごみを減量する必要があると答弁いたしております。これは計算いたしますと54割る62掛ける100で87%，つまり13%の削減が必要だということで答弁いたしているところです。

○総務部参与（有留茂人） 指宿市版地方人口ビジョンについての中で、将来推移人口について目標を達成するための条件等はどうなっているのかというご質問でございます。指宿市版地方人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して、45年度まで推計をした結果、2060年、平成72年ですけれども、この平成72年には約半減の2万1,379人まで減少するという独自推計結果が出たところでございます。平成32年には、これまで増え続けてきた老人人口さえも減少に転じ、人口減少に更に拍車がかかる結果となっております。この推計に対し、指宿市版地方人口ビジョンにおいて、目標推計を達成するための三つの前提条件を設定をいたしております。一つ目が合計特殊出生率で、15年後の平成42年までに国の

長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値1.80まで段階的に引き上げるとしております。二つ目が移住者の受入で、毎年度10世帯が戦略に掲げる事業展開で移住、そのうち5世帯は各世帯1.5人の子供を有するという条件にしております。三つ目が地元の高校の卒業生の就職者のうち、地元就職率を平成26年度35%に対し、55%まで向上させるとしております。今回、策定をしました戦略を展開することで、この三つの前提条件を達成した場合、45年後の2060年、平成72年には人口2万5千人を超える達成ができる目標推計となっているところでございます。

次に、2030年特殊出生率1.8の取組についてということでございます。どのような事業展開をしていくのかということですが、本市では2030年の特殊出生率、合計特殊出生率を1.8とする目標を掲げております。この目標達成に向け、指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるで施策展開をしていくこととしております。具体的には出逢いの場の創出などを支援する団体等のネットワーク化を図り、若い世代が結婚しやすい環境を整えるとともに、不妊治療費の市の上乗せ補助創設や子育てへの援助をしてほしい依頼会員と、子育てを援助できる協力会員をつなぐファミリーサポートセンター事業の創設などを検討することで、出逢いから子育てまでを一貫して支援する計画としております。また、合計特殊出生率につきましては、特に市の取組だけではなく、国の政策も併せて展開し、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。なお、総合戦略については策定後においても、総合振興計画審議会において、効果、検証をして、毎年度見直すこととしており、合計特殊出生率1.8の目標に向け効果のある事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、子育て世代、世帯の移住受入についてということでございます。本市の定住促進制度は、本市以外に居住していたIターン者が床面積50m<sup>2</sup>以上の住宅を新築、又は中古住宅を購入した場合に助成金を交付することにより、本市における定住を促進し、人口の増加を図るとともに、豊かで活力あるふるさとづくりに寄与することを目的にしております。平成27年度からの地方創生における事業展開に併せ、対象地域をこれまでの旧山川町・旧開聞町・池田小学校区・今和泉小学校から市内全域に、対象年齢を60歳から65歳までに引き上げて、制度拡充をしているところです。この現在の制度におきましては、Uターン者を対象としていないというふうなことでございます。プロジェクトチームでどういう議論をされたのかというご質問ですけれども、総合戦略の素案策定に当たっては、プロジェクトチームや総合振興計画審議会で様々な議論が交わされております。定住促進制度に関しましては、指宿の地で生活するための雇用の場がなければ、この制度があるからといって指宿には来ないといった意見や、定住促進に向けた情報発信のためには必要な制度であると思うが、独身世帯にも目を向けるべきではないかなどの意見が出されたところでございます。

○教育長（西森廣幸） 学童保育等の公民館利用について、庁議の場で協議を行ったかとのお尋

ねでございますが、協議を現在行っていないところでございます。具体的な要望等があった場合は、関係部署と協議し、検討していきたいと考えているところでございます。

○**健康福祉部長（下敷領正）** 子ども医療費助成制度の現物支給についてご質問いただきました。本市の子ども医療費の給付方式につきましては、病院の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日指定口座に入金する自動償還払い方式となっております。県内他市の18市においても、同じく自動償還払い方式となっていることから、給付方法につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進するため、利便性が高く窓口での負担軽減につながる現物給付方式の導入が図れるよう、これまで県市長会から県へ要望しているところでございまして、直近におきましては、平成27年7月に市長会から要望しているところでございます。引き続き、県内他市と連携を図り、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○**18番議員（新川床金春）** ちょっと時間の関係で、今日は山川小学校の子供さんたちが来ているので、子育て支援とか現物支給の問題について、やっていきたいと思います。国の方で今年から、1年生から6年生まで学童保育ができるようにということで、空き教室はないかということで先ほども言いましたけど、しかし、9月定例会で同僚議員の質問に対して、学童保育の実施については具体的な要望があった場合は、学校施設の空きスペースなど各学校によって実情が異なるから、学校教育上支障がない範囲において、その学校の関係者と協議して検討してまいりたいという、前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。子供たちが学童保育に、要するに施設が足りなくて入れないという現状があるというふうに聞いてます。来年のアンケートがきて、3年生の子が今、入ってるんだけど、来年は無理だと、1・2年生がいるから、もうあなたは駄目よというような状況があると。私の子供が通っている施設でそういうふうに聞きました。やっぱり、その施設に入っていた人が、違う施設に入っていかないといけない、この現状が指宿の現状であります。どうにか指宿の将来を担う子供たちの学童教育が充実するようにお願いしたいなと思います。あまり言いますと時間取られますので、要望に代えておきます。よろしくお願ひします。

次に、子ども医療費助成制度の現物支給について、県内で取り組んでいる市町村があるというふうに私は聞いております。実際、指宿市版人口ビジョンの策定の中で少子化、児童・生徒の減少問題がある中で庁議でこの問題をどうするかとか、実行はできないけど、どうしたらいいかとかいうふうな会議があったか、なかつたか、はい、いいえでいいですので、教えてください。

○**健康福祉部長（下敷領正）** 子ども医療費助成制度につきましては、本年10月から中学3年生まで拡充をさせていただいたところでございます。その中で、子ども医療費の現物支給につきましても、庁議という形じゃなく、様々な形で協議をさせていただいた経緯はございます。

○18番議員（新川床金春） 未来の宝応援プロジェクトで子供の医療費助成制度の充実に努めるということをうたってあります。今年の3月に0歳から中学校3年生まで医療費助成はするということで決まっています。充実するということになりますので、その担当課、担当部署だけで協議したのか、やっぱり、これは庁議でするべきだと思うんですけど、部長に聞きます。この問題は財政が掛かりますよね。ですから、一部のメンバーで協議する問題なのかどうなのか、それだけ教えてください。

○健康福祉部長（下敷領正） 一般質問の答弁を作成する場合におきましても、庁議というところで、様々な形で協議をし、もんでいるところでございますが、そういう中で協議はさせていただいているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 庁議をする場じゃなくて、一般質問のための庁議じゃなくて、ほかのときにしたのかと聞きたかったんですけど、やっぱり指宿の子供たちが20年・30年して、また指宿に帰って子育てしてみたい、しようかなと思うような魅力ある子育て支援をしていただきたいと思っております。部長、どうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 指宿市が独自で現物給付方式を導入する場合、各医療機関等が自己負担分の徴収や医療費の請求を指宿市分とそれ以外に区分するなど、新たな事務処理が発生するため、各医療機関等にご協力をいただく必要があると考えております。しかしながら、少子化が急速に進行し、国を挙げて少子化対策に取り組んでいる今日、全国的に子供の医療費助成制度は子育て支援の大きな柱と位置付けられており、その拡充が強く求められるという具合に感じております。このようなことから、安心して子供を産み育てるこことできる環境を整え、少子化対策を一層推進していくこうとする思いは、県内各自治体の共通する願いであると思いますので、利便性が高く窓口での負担軽減につながる現物給付方式の導入が図れるよう、県内各市と連携し、引き続き県市長会から県へ強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 私は、南大隅の町議さんとこの前会いまして、南大隅町はしているということを伺いました、すばらしいなと思いました。県内でしている市町村があるんですよ。今日、見えている子供たちがいますよね。この人たちが安心して病院に通えるように、南大隅町ができたわけですから、指宿市ができないということはないと思います。どうにか、また庁議で諮っていただきたいと要望しておきます。お願ひします。

次に、ごみ問題について伺います。ごみ問題についての説明をいただいた結果、時間がないので、端折ってやっていきたいと思います。県内の先進地、志布志・垂水の堆肥センターを見に行きました。そして、山形県の長井市のレインボープランも視察してきました。どこも市民と共生・協働で取り組み、生ごみを堆肥化することで3割以上、軽減しておきました。これが志布志市の方からもらった書類ですけど、平成16年に一杯になる予定の焼却した安定型処分場が、今10年経つますと。あと30年以上もりますよという書類を、私の

会議資料でもらいました。ですから、燃やすものを減らすと、指宿の炉の酷使にもならないし、灰の排出量も減ります。安定型処分場の延命もできます。ですから、私は生ごみの堆肥化が指宿の喫緊の課題かなと思っているところです。赤が指宿の市民のごみの排出量です。この黒は何か分かれますか。事業系のごみです。要するに、ごみの3分の1は事業系のごみでなってるんですよ。ですから、このごみの問題をどうにかしない限り、どうにもできない。安定型処分場は15年しかもたないといわれております。この15年しかもたないものを、20年・30年もたすために、私は堆肥化しているところを何箇所も調査してきました。以前は、畜産農家がたくさんいるので大変だよということも聞いてました。今年の10月あった決算特別委員会の中でも、4社ほど養豚農家とタイアップしながら堆肥化しているところがあるということで、すばらしいなと思いました。事業系で出る生ごみ、ごみ類は、産廃なのか一廃なのか、お伺いします。

○市民生活部長（牟田浩一） 事業系の生ごみの件ですけど、ホテル・旅館や飲食店から出る事業系のごみというものは、廃棄物処理法上、事業系一般廃棄物に位置付けられております。これは事業者自ら処分するのが原則でございますが、現在のところ、指宿市や南九州市は、その処分先がないために、現ごみ処理施設で引き受けているところでございます。以上です。

○18番議員（新川床金春） ですから、指宿の新ごみ処理場は54tなんですよ。減量化の目標は29年の54tということで聞いてびっくりしました。炉の能力が54tしかないんですよ。それを運転するっていうことは、毎日100mダッシュをしているのと一緒にのことになりますよ。要するに、そのキャパのとおり動くことで、余裕がないわけですよ。ですから私は30%減量ができるんじゃないかなと思って、生ごみの堆肥化を調査してまいりました。やっぱり、延命が一番なんですよ。そして、焼却灰の排出量も削減するのが一番なんですよ。先ほど、ごみ質の問題について答弁もありました。指宿のごみ質の問題について、青が水分なんですね。真ん中が灰分、赤が可燃分なんですよ。このような状況がですね、これが7年分ですよ。そして、平均したのがこの問題であります。指宿の炉には、ごみと一緒に水分が5割以上あるんですよ。5割のものを燃やそうとしたら、重油とかいろいろ使って燃やさない限り、800度以上の火力は出ないと思います。水分があるということは、焼却炉の負担がどんどんきます。新しい炉が48億掛かっていますけれども、指宿の今使っている清掃センターの新炉と同じように、5年・10年もつかないかな、故障するんじゃないかなと危惧しております。ですから、私はですね、生ごみを市民も出し、だけど事業系のごみを、先ほど堆肥化の機械をですね、いろいろとやっているというような話もありましたけど、生ごみ処理機の普及を、今まで2分の1だったから、自分たちの手出しが大きいからできないというようなことでした。炉を守るために、もう今まで併せ産廃とか、指宿の清掃センターで焼却したもの急にできないというのは失礼なことですので、一番出る会社から年次的に2・3台ずつ設置

していって、もう指宿の炉には持つて来ないでくださいよというような取組はできないのか、どうでしょうか。そうしないと、生ごみの量は減りません。この黒の部分の7割・8割は生ごみです。どうしますか。部長、答弁をお願いします。

○市民生活部長（牟田浩一） 指宿市と南九州市が、先ほど言いましたように事業所系から出る生ごみについては、ごみ焼却施設で引き受けていると。これにつきましても、新ごみ処理施設整備計画では、事業系のごみを受け入れるという前提で処理能力54tという計画をしております。議員が今、ご指摘したその生ごみ処理機の拡充というようなご質問でしたけど、事業系の生ごみ処理機の購入補助制度が始まったのが25年度です。27年度は40%補助としておりますけども、なかなか設置がない状況で、これについては設置場所の問題とか、あと購入後の維持管理費の負担などがありまして、なかなか普及していないような状況でございます。今後は、この購入補助制度にも含めまして、事業系の減量化施策として、先ほど言いましたホテル・旅館等の30・10運動、そしてごみ処理施設での収集運搬許可業者が搬入するごみの展開検査とか、そういう巡回指導とかいうものをやりまして、生ごみの減量化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） 指宿は広域組合で管理型最終処分場、新ごみ処理場を建設を今計画しております。管理型最終処分場の総事業費は29億7,613万円、建設中の新ごみ処理場は48億8,300万掛かってるんですよ。78億以上掛けた施設をどうにか延命しないと、今、今日ここに見えている子供たちが指宿に住んでくれるかな、20年・30年後には莫大なまたお金が出ていくんだなと思うような取組を今してます。ですから、子や孫のために私たちは、なるべく延命できるような施策をしないといけないのかなと思っております。ですから、各事業所に出すのが、当初は大きな金額かもしれません。だけど、3分の1のごみが指宿の清掃センターに来なくなれば、私は47・8tになって7割・8割の運転ができるのかなと。そうするとジョギングをしているような感じで安定するのかなと思いますが。やっぱり、事業系ですね、本当、失礼なことですよね。今までやっていたことを、ごめんなさい、自分のところで処分してくださいというのは失礼かもしれません。だけど、市民の負担を軽減するために、私は100%補助でもいいんじゃないかなと思いますけど、できないのか、部長、伺います。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほども申し上げましたとおり、この制度を25年度からしておりますが、なかなか普及していない状況が続いていることもあります。そのようなことから、制度存続についても考えないといけないということと、あとさつき言いましたように、事業系のごみについては、別なまた施策もあります。それとあと、生ごみに限らず、62tを54tに減らす、13%減らすというこの手段としましては、生ごみに限らず、可燃ごみの全体を減らすと、これについては今も常設収集所で古着の回収が行われております。これも順調に来ているところなんんですけど、こういったもの、当然、議員がおっしゃるように生ご

みの減量化も必要かと思います。それと一番大事なのは、可燃ごみ袋の中にある15%の資源ごみ、これを資源化へ誘導する、この三つの施策をやるということが13%の削減につながると思います。したがいまして、私どもとしては、先ほど申し上げた生ごみの減量化も含めまして、この三つの方法を取って減量化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 指宿の業務は一般廃棄物を処理することですね。可燃ごみ、不燃ごみを収集し、資源ごみ収集運搬、中間処理、保管業務など、事業委託しておりますが、市民が大変な思いをして分別し、収集所に持ち込んだごみの売り上げ収入、26年度は3,000万ほどあります。これを行行政が各地区に報奨金としてやるんじやなくて、自公連とか環境衛生協力会がこの中に入って、市民にごみの分別をお願いしますよという周知もお願いし、そして指導もしていただければ、市民は行政から、上から言われるよりも地域の公民館長さん、役員の方から言われれば、少しでも取り組んでくれるんじゃないかなと思います。やっぱりこの問題は、私が資源ごみの収集運搬業者を1社随契したときに述べております。4千何百万も払っているのに、2社以上の競争入札をするべきだと。その結果、60.3%以上の委託料の軽減がありました。金額で言いますと4,185万が1,452万になったんですよ。ですから、逆に今度は資源化、ごみの減量化は、今日いろいろ来ていただいているんですけど、地域の代表の方にお願いし、そして行政と議会と市民と一緒にになって取り組んでいかなければ、指宿市のごみは減りません。10年間で5gしか減ってないのが現状であります。これは決算特別委員会の中で執行部が答弁していることあります。10年間で5gしか減ってないのに、あと3年で15%できると思いますか。ですから、もう市民全員でごみの分別、そして生ごみの処理、これを取り組んでいかなければ、指宿の炉は3年後に54tじゃなくて59t来て大変な思いをすると私は思いますので、どうにか府議をしながら、そして自公連、環境衛生協力会の皆さんと執行部の方で調整して、本当に指宿の後年度負担を軽減するために皆さんにお願いしますと。要するに上から目線じゃなくてお願いしますというような取組をしない限り、ごみは減ってきません。私が行った3地区は、市民と協働、要するに職員が上から目線じゃなくて、ありがとうございますというような取組をしておりましたので、私は指宿もそうすることで軽減ができるんじゃないかなと。要するに先進地ができたものを私たち指宿市民ができないとは私は思いません。市民は本当に頑張ろうと思えばしてくれると思います。どうか、執行部の方では、前向きな検討をしていただきたいと私は思います。どうでしょうか、市長。

○副市長（渡瀬貴久） 今、新しい施設を造っている中において、ごみの減量化を進める、これは本当に大事なことであります。そうしないと、我々市民、執行部、議員の皆さん方もみな同じ気持ちだろうというふうに思っているところでございます。そういう中において、これまでごみ減量化推進協議会、事業者、それから環衛協、公民館の代表の方々、一緒になって

どういうふうにしたらごみの減量化が進められるんだろうということを、ここ数年間、真剣に協議をしてまいりました。その途中の中で出た考え方としても、事業者は事業系一般廃棄物であるから、自らが処理すべきであるということで、指定ごみ袋の改定の考え方についても、家庭系と事業系は、相当な差を設けていくべきではないのかというのが、意見として出されたことでもございます。そうすることによって、各種の生ごみ処理機の補助の財源も生まれ出したりできるんじゃないのかというような話も出てきました。みんなで本当、一生懸命にこのごみの減量化というものについては、真剣に考えている途中でございます。私ども執行部としてもいろんな新しい施策、今現在、指宿庁舎の方でも一つのモデル事業として衣類の収集、それから生ごみの堆肥化を進めるに当たっての試みというのも始めております。しかし、全てにおいては財源というのも伴うわけでございます。各種事業の中に財源は振り分けていかないといけません。そういう中において、お互いに知恵を出し合って、一歩一歩実現に向けて進めなければなりませんが、ただ、新しい焼却炉には、もう平成29年に稼働するというふうに。

○議長（新宮領進） 簡潔に願います。

○副市長（渡瀬貴久） なっておりますので、これは喫緊の課題として、今後も一緒になって取組をさせていただきたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 喫緊の課題として取り組んでください。よろしくお願ひします。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩	午前11時02分
再開	午前11時13分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次は前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 私は日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、マイナンバー制度の施行に関連してであります。政府広報によれば、マイナンバーは住民票を有する全ての人に一つ、一人一つの12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤だとしています。期待される効果として、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや不正に受け取ることを防止できる。添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される。行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されるなど、行政の効率化が図られるなどとしています。しかし、少し見方を変えれば、国民の利便性を向上させる、行政の効率化を図るとしていますが、最大の目的は公正な給付と負担の確保の名の下に、国が国民の監視、管理を強め、所得だけではなく資産を調査し、税金や社会保険料を確

実際に徴収するとともに、社会保障の給付のチェックをするなどするもので、利用範囲も当初の3分野だけではなく、どんどん広げていくことをもくろんでいることは明らかですし、国民の間からいろいろな不安や疑問の声が起きるのは当然であります。現在、各世帯に通知カードが発送されております。受け取りがなされたもの、受け取り拒否されたもの、不在で郵便局に持ち帰ったもの、郵便局に受け取りに来るか、再配達がなされたもの、取りに来ずに市役所に返ってきたもの、通知カードが受け取られても個人番号カードを申請につながるもの、申請されないものといろいろなケースが考えられます。中には通知カードの郵送がなされる前に引っ越し、その他の理由で行き先を失ったものもあるでしょう。番号そのものは個人の意思に関わらず付与されますが、通知カードを通じて、自分の番号を知った人と自らの番号を知らない人が出てくることになります。年を越せば、諸書類に個人番号の記載を求められるケースが出てきます。番号を知らなければ書けません。事業者に対して、従業員本人はもとより、家族のマイナンバーも提示するようになってます。提示がなければ事業者はどうなるのかという問題もあります。マイナンバー関連の詐欺も既に報告されています。これらのことから幾つか伺います。

まず、指宿市内における通知状況、発送状況はどうなっているのか。発送済みのもの、郵便局預かりのもの、市役所に返送されてきたものなど、分かる範囲で詳しく答弁願いたいと思います。

次に、個人番号カードを取得しないことで、市民に不利益が生じるかどうか。

次に、個人番号を記載しないことで、罰則だとか不利益が生じるのか。また、書類を受け取ってもらえないなど、手続きが完了しないことがあるのかどうか。従業員から本人、及び家族の個人番号を事業者が提示してもらえなかつた場合に、事業者に不利益や事務的障害が生じるのかどうか。また、マイナンバー関連詐欺については、どのようなケースが考えられ、対策はどのようにするのか伺います。

次に、市長などの退職金についてです。市長など、特別職の退職金について廃止する考えはないか、これまでも提起してまいりました。重要で責任ある職務であることは承知していますが、だからこそ月々の給料は条例本則で、市長が81万2千円、副市長が63万5千円、教育長が59万5千円と一定の額になってます。それに期末手当も支給され、更に退職金が支給されるようになります。しかも、民間企業では退職金が出ないところも多い中で、一般公務員と比べても勤続年数を考慮に入れれば、破格の額となってます。市の財政難が言われ久しい中で、市民感情として特別職の退職金の廃止を求める声が多くなるのは当然の流れであります。これまで、一般質問で市長等の退職金廃止を求めたときに答弁してきた主な点は二つです。一つは、地方自治法第204条において支給することができるとなっている。もう一つは、鹿児島県市町村総合事務組合に加入しており、組合規定に基づいての支給であり、指宿市だけが廃止など、別の仕組みにすることはできないというものです。一朝一夕にいかない

としても、廃止という立場に立てば、次にどのような手続きを取るかということについて、研究課題になると思います。出発点は廃止する考えがあるかどうかです。改めて伺います。まず、市長、副市長、教育長の1期退職金は、それぞれ幾らか伺います。次に、退職金を廃止する考えはないか伺います。

子育て支援についてあります。この問題に関しては、文教厚生委員会での2012年相生市、2014年北広島市の調査視察の結果も踏まえて、同様の質問をしてきました。そして、答弁は自治体として子育て支援、あるいは応援のための宣言をするということについては、その意義は認めながらも費用がどれくらい掛かるか見極めてからだというのが趣旨でした。これに対して、私はまず宣言をするのが先決であり、その後に何ができるかできないのかを検討すべきではないかと指摘してきました。そして、市長自らの言葉で、相生市のことについてもう少し勉強させていただき、本当に子育てしやすい指宿にするためにどのような事業がなされるべきか検討させていただきたいと答弁したところであります。そのような経過を踏まえて、子育て支援都市宣言をする考えはないかどうか、支援施策を具体的に充実する考えはないかどうか伺って1回目といたします。

○市長（豊留悦男） マイナンバー制度についてでございます。個人番号の通知カードにつきましては、本年10月5日現在、本市に住民票を有する市民を対象に、全国の自治体が事務委託しております。地方公共団体情報システム機構から世帯ごとに転送不要の簡易書留で郵送されているものであります。本市におきましては、郵便局において11月の16日から19日にかけて、2万785通が引き受けられ、11月18日から30日にかけて、初回の配達がなされてきたところでございます。12月10日現在の状況でございますが、配達完了分が1万8,182通、全体の87.5%になっているようであります。郵便局保管分が12通、全体の0.1%、受取人不在などで配達できずに市役所へ返還されたものが2,591通、全体の12.4%でございます。

次に、子育て支援についてでございます。子育て支援都市宣言をする考えはないかというご質問でございます。子育て支援都市宣言については、全国の幾つかの自治体で少子化対策や定住促進等のため、宣言を行っているところは承知しております。本市においては、本年3月に策定いたしました、平成31年度までの5年間を1期とする、指宿市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、安心して子供を産み、育てることのできる環境づくりを目指し、関係機関や関係部署と連携を取りながら、現在実施している子育て支援策を継続するとともに、計画的に制度の充実を図り、切れ目のない子育て支援に努めているところであります。このようなことから、まず、全ての子供の健やかな成長と幸せ、地域で子育て応援指宿を基本計画とした、指宿市子ども・子育て支援事業計画に基づき、具体的な事業を推進していくながら、行政だけでなく、地域や家庭の機運が高まった段階での子育て支援都市宣言につきましては、研究をしていきたいと考えております。

以下、いただきました質問については部長等が答弁いたします。

○総務部長（高野重夫） マイナンバー施行に関連して、個人番号カードを取得しないことで市民に不利益が生じるかということでございます。通知カードの受取を拒否しても罰則はなく、個人番号カードにつきましては、申請により市長村長が交付することとしておりますが、申請は任意であり、強制とはなっておりません。また、通知カードを受け取らなかったり個人番号カードを作成しないことで、通常の日常生活や公的サービスを受ける場合などにおいて、特に不利益を被ることはないとと思われます。しかしながら、マイナンバーを記載した書類を提出する際に、個人番号カードであれば顔写真が掲載されておりますので、個人番号カード1枚で本人確認ができますが、通知カードの場合や通知カードもない場合は、運転免許証やパスポートなどの書類の提出が必要となり、手続きに関して時間を要するなど利便性が低下することになります。さらに、運転免許証等をお持ちでない方につきましては、個人番号カードを作成することにより、様々な場面で身元確認の書類として利用できるようになります。また、税の申告等において、電子申請が行えるなど、市民の皆様の利便性が図られると考えております。

次に、諸書類に個人番号を記載しない場合に、罰則や不利益が生じるかということでございます。社会保障や税などの定められた書類への個人番号の記載は、法律で定められた義務但是在りますが、国が示したガイドラインにおいては、個人番号が記載されていない場合でも書類は受理することとしているとともに、法律上、罰則規定はありません。したがいまして、定められた書類に個人番号を記載しないことで、公的サービスを受けられないなど、特に不利益を被ることはないとと思われます。しかしながら、定められた書類への個人番号の記載は、法律で定められた義務であることから、記載していただくよう市民の皆様のご理解をいただきたいと考えております。

次に、個人番号の記載がないことで、事業者に不利益や事務的障害が生じるかということでございます。国が示しているガイドラインでは、源泉徴収票や支払調書等の策定について、従業員等から個人番号の提供が受けられない場合においても、安易に個人番号を記載しないで書類を提出することなく、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを従業員等に伝え、提供を求めるとともに、それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するようになっております。その結果、個人番号の提供が受けられず、定められた書類に個人番号が記載されていなくても、書類は受理することとしております。このことから、定められた書類等に個人番号等が記載されていないことで、事業所に不利益や事務的な障害が生じることがありません。しかしながら、マイナンバー制度においては、国や地方公共団体がそれぞれ分散管理するいろいろな情報を個人番号で連携することにより、公平、公正な社会の実現と国民の利便性の向上、及び行政の効率化を目指していることから、制度が円滑に運用されるよう、最大限の努力を行う必要があると考えております。

次に、マイナンバー関連詐欺防止について、どのようなケースが考えられ、対策はどうす

るのかということでございます。内閣府の発表では、マイナンバー専用コールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話やメール、手紙、訪問などに関する情報が寄せられているとのことでございます。実際にあった事例としては、家族構成や資産、保険の契約状況、口座番号などの個人情報を聞き取ろうとする事例や、お金を支払えば通知カードを宅配で送ると持ち掛けたり、個人番号カードの登録手数料を名目にお金を騙し取られたなどの事例が発生しております。また、鹿児島県内においても、本年10月16日にマイナンバー制度に関する嘘の電話と思われる事案が発生しております。具体的にはマイナンバーのことにおいて、県からの調査ですという不審電話があったとのことであります。こういった状況を受け、市としましても不審な電話やメールなどはすぐに切るか、無視してマイナンバー専用コールセンターや消費生活センター、警察の相談窓口に連絡、相談していただくようチラシやホームページ等で周知、広報を図っております。

次に、市長等の退職金について。市長、副市長、教育長の1期の退職金は、それぞれ幾らかということでございます。退職手当は一般職と同じく、鹿児島県市町村総合事務組合の組合規程に基づき支給されることとなっております。なお、1期の退職手当は、市長が約1,550万円、副市長が約910万円、教育長が約850万円となるところでございます。

次に、廃止する考えはないかということでございます。本市の退職手当につきましては、特別職、一般職ともに平成18年1月1日の合併時に、鹿児島県市町村職員退職手当組合に加入しております。現在では事務の統合等によりまして、鹿児島県市町村総合事務組合となつております。また、特別職の退職手当につきましては、地方自治法第204条において支給することができるとした規定が設けられておりますので、その職責を全うし、それに基づいた給与や退職手当がその対価として支給されるものと考えております。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子育て支援について、支援策を具体的に充実する考えはないかとのお尋ねでございます。子育て支援策は、少子高齢化が進む中、本市にとりましても非常に大切なことだと認識しております。これまで家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において、子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置や病気の回復期で集団保育が困難な期間に病院の専用施設で一時的に保育する病後児保育事業、生後2か月から3か月の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う乳児家庭全戸訪問事業、子供の医療費助成制度の中学生までの拡充のほか、託児付きの子育てママ・パパの運動教室等の実施や日本サッカー協会の事業であります夢の教室の開催、地域に暮らす人たちが安心して子供を産める環境を整備し、整備するという観点から関係機関のご理解、ご協力をいただき、産科医の確保を図

るなど、様々な形での子育て支援に取り組んできたところでございます。今後におきましても、若い世代が安心して出産や子育てができるよう、また、子供たちがすくすくと成長できるように、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（前之園正和） マイナンバーのことについてですが、2万785通配達をされ、市に返送された分が2,591通、12.4%だということでありましたが、これは指宿市内もう全てに、一通りと言いますか、1回は郵送され、郵便局が配達を行ったと、まだ配達に行ってない分はないという、全部1回は行ったということでおろしいんですか。つまり、この返送分の2,591というのは、今後増えないのかということとも関連しますけど、一通りはもう配達事務を行ったということでよろしいんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 市役所に返戻されたものが2,591通で、ただ、まだ郵便局に保管しているのが12通ございます。これについては、本人の希望により郵便局に保管してくださりということのお願いがあつて保管したもので、そういったことで、全て配達されたというふうに思っても間違ひはないかと思います。

○15番議員（前之園正和） 郵便局に保管の分も12通あるということですが、一通りは配達事務を行つて、受け取つていただいた分、それから郵便局に預かつた分、それを更に市役所に返ってきた分が今の数字ということで、一通り配達されたというふうに理解をします。それから、いずれにしても2,591通が市役所に返送されてきたということですが、12.4%，これは市民、国民でありますけど、1人に至るまで配達をすると。番号自体はもう振られるわけですから、ということからすれば、相当大きな数字ですね。ですから、今後取りに来ていただくもの、市役所に来たものについては、昼間仕事をしていて取りに行けなかつたものとかいうものもありましょうし、本人の意思で取りに行かなかつたものも含まれていると思うんですね。そういうことを考えたときに、この通知事務が、この数字を使えば12.4%には今の時点でなされていないということは、その制度上成立するのかつて、こういうことで、という気がするんですけど、その点はどのように考えますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 返戻分が2,591通ありますけど、今現在、これをその方々に周知するための作業を行つております。制度としましては、十分、国民、市民に必要な制度だというふうに認識しております。

○15番議員（前之園正和） 重要だっていうことで国は言つてゐるわけですが、周知ができないということじゃないかなと思うんですね。それから、現在市役所に返ってきた分についての周知ということでしたが、この市役所に来たものについては、取りに来ればお渡ししますよということを一般的に周知するのか、それとも例えばその来た個人というか世帯主に対して、あなたのところは返ってきてるから取りに来てくださいというふうにやるんですか。どちらですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 昨日の夕方、返戻分が全て届きましたので、防災行政無線で取り

に来ていただきたいという旨の放送をしております。それは、昨日の夕方と今朝、これは山川と開聞の地域だけですけど、そういった放送をしました。それとあと、本日その通知の葉書、文書を発送する予定にしております。さらに来週の14日の月曜日ですけども、この日に広報誌のお知らせ版を発行しまして、通知を図っているところでございます。その後、予定としましては、12月20日と27日の日曜日に窓口を開庁しまして、通知カードの受け渡しを実施する予定にしているところでございます。

○15番議員（前之園正和） 各世帯にも送るってことですか。一般的な周知のほかに。

○市民生活部長（牟田浩一） これにつきましては、世帯主宛に文書が郵送されることになります。

○15番議員（前之園正和） この制度をどう思うかはともかく、国がやっている制度ですので、この制度はこういうものだということで一般的に周知することはあるといふと思うんですが、その世帯主のところに個別に周知、取りに来なさいというのはどうかと思うんですね。やるのであれば、先ほど1回目の答弁でありましたように、個人番号カードを取得しなくても不利益はない、番号を書かなくても不利益はない、そういうもろもろのことも併せて周知をする必要があるんじやないかと。個人に対してはですよ。そうじやないと、強制じやないと、それは個人カード申請については、ここは任意だということになっているわけですが、それに一連につながっているわけですので、一般的に周知する分には窓口に来ればお渡ししますと、来てくださいと、それはいいと思うんですけど、世帯主に個別にやることについては、初めそういうカードを持たなくとも、あるいはこう、通知カードがなくても不利益はないということを併せてやるんだったらやるべきだと思うんですが、その点はどうですか。

○市民協働課長（下吉一宏） 各世帯に通知をするのがどうかというご意見でございますが、これにつきましては、27年の10月5日の国からの通知がございまして、都道府県知事を通じて私どもに通知がまいっております。通知カードが市町村に返戻されたときの対応に関する留意事項についてということで通知がございました。その中におきまして、住民に確実に通知カードを受け取ってもらうための取組の実施ということでございまして、その中に転送ができる普通の郵便により、本人又はその代理人に市町村の窓口に来庁することを促すなど、当該市町村の住民に確実に通知カードを受け取ってもらうための措置を講じていただきたいと、そういった文書がまいっておりますので、この文書に基づいた処理でございます。

○15番議員（前之園正和） それから、個人番号カードまで申請に基づいて所有すれば写真が載っているので身分証明書として使えるということでしたが、この身分証明書としての効力を持たせるかどうかは、その法律で例えば、個人番号カードは身分証明書となりますよということが決まるんではなくて、そこの事業所の判断によるわけですよね。ですから、最終的には事業者の判断なので、場合によっては、一部の事業所では個人番号カードといえども身

分証明書として利用できないケースも発生すると思うんですが、それはそれでよろしいですか。

○総務部長（高野重夫） 身分証明書として、官公庁、公的な機関が発行した書類でございますので、広くは身分証明書として通用するものと考えておりますし、その民間の事業者において、使う使わないという判断はそれぞれあろうかとは思います。

○15番議員（前之園正和） 民間では使えないケースがあるであろうということをお認めになったわけですよね。これは総務省自体がそのように言ってますから、最終的には事業者の判断なので一部の事業所では身分証明書として利用できないケースは発生すると、それはそういうものだと総務省自体が言っていますので、それも一つ確認をしておきたい。それから、これまで個人番号カードになれば写真が付くので、個人番号カードだけで本人確認ができるので便利ですよと。そうでなければ面倒ですよというわけですよね。果たしてそうなんでしょうかね。確かに、個人番号カードを持てば、それで一般的には本人確認、身分証明書になります。これまでも、いわゆるこの制度ができる前は、本人確認をする際には免許証でよかったです。場合によっては、写真のない健康保険証を持って行けば身分確認ができたわけですね。保険証で身分確認できた、あるいは運転免許証で身分確認できた。ところが、この個人番号カードという制度になってから、カードを持てば確かにそれ1通でいいけれども、持たない人、番号を把握できていない人については面倒になったんです。2通なり3通なり、証明が必要だっていうんでしょ。これは個人番号カードが便利になったんじゃなくて、個人番号カードになって一部の人が不便になったということではないですか。

○総務部長（高野重夫） 一応、運転免許証と同様に公的機関の発行したカードということで、いろいろな場面で身分証明書として使えるようになるということでございます。免許証については、運転免許の資格のない人については持っておりませんので、それらを持たない人にとっては、公的機関の発行する顔写真の付いた本人確認できる確かな書類ということになります。確かに、保険証とかその他の顔写真のない書類でもできる場合がありますけれども、最近は特になりすましとかそういう不正の防止のために、本人確認が厳しくなっておりますので、一つの安心できる本人確認書類としてできるものというふうに認識しております。

○15番議員（前之園正和） 個人番号カードがあれば身分証明書一発でできますよということは承知してるんですよ。個人番号カードを持たない、あるいは個人番号を本人が認識していない人については、これまで免許証なり保険証なりで済んでいたのが、そういう人については、この個人番号カード制度になってからはですね、そういう人については2通要る3通要るということになるですから、個人番号カードを持っている人は、それだけでいいことは分かってますよ。だから、このマイナンバー制度になってからね、一部の人については便利じゃなくて不便になったというのは事実じゃないですか。そのなりすましとかなんかがあるからですね、個人確認をしっかりしたものにしなきゃいけないというのは別の論点の問題

ですよ。マイナンバーカード制度になってから、カードまで持てば今までどおり保険証でよかったです、免許証でよかったですというふうにマイナンバーカード1通でいいけれども、そこまで至らない人は2通・3通要るっていうんだから、一部の人には不便になったんじゃないですか。全然、そうでないですか。そこを確認します。

○総務部長（高野重夫） これまでも例えば、市民課の窓口等で戸籍等を取る場合についても、顔写真の付いてないものについては一つではなくて、二つ以上求めるというケースがありますし、パスポート申請などの場合についても、運転免許証であれば一つでいいものが、顔写真の付いてないものについては、なりすましを防ぐために2種類以上の確認書類が必要ということありますので、そんなにこれまでと変わらないというふうに考えております。

○15番議員（前之園正和） 時間が減ってきますので、次にどんどんいきますが、今度は事業所の場合、従業員の番号を集める、家族も含めて集めるわけですけれども、これが取得できない場合には、取得できなかつたという旨の記載をすれば、あるいは添付をすれば書類としては受け付けてもらえると。事業所に何の不利益もないということは、答弁の中にもありますけれども、それはそれでよろしいわけですね。再度、確認します。

○総務部長（高野重夫） はい、そのとおりでございます。

○15番議員（前之園正和） 事業者についてはそういうことだと思うんですが、今、事業者は各ルートでこのことについての説明を、事務方の方が受けているのではないかというふうに思うんですけども、そういうことについては何ら説明がされてないんじゃないですか。従業員のマイナンバーを集めてくださいと、家族も集めてくださいという、今度こういうふうになりますという説明はいいんですけど、番号が取得できない場合にはどうなると、それでもいいですよということは、何ら説明を受けてないというふうに聞いております。そしてまた、制度が1月1日からなんんですけど、もう、今年の時点でよかれと思ってでしょうけど、年末調整とか源泉とかありますから、だとは思うんですが、1月1日になってないのに、もう求められているというケースもあるようです。そういう意味では本来全てにおいて、その記載がなくてもいい、こうすれば受理すべきですよというそちらも含めて、説明がしっかりとなされてないと思うんですけど、その辺は把握していますか。

○総務部長（高野重夫） 事業所においては、法定調書の提出など、個人番号を記載した書類を行政機関に提出するまでに取得する必要がありますが、将来、個人番号を使用することが想定される場合には、予め取得しておくことも認められております。それから、各事業所への説明については、例えば年末調整、源泉徴収であれば税務署の方から、社会保険の書類であれば社会保険事務所の方からそれぞれ説明がなされているものと考えております。

○15番議員（前之園正和） ですから、そういう種々の説明、あるいは商工団体を通じてもあるかもしれません。そういう場において求めなさいと、それはそうなってます、それはそれで、それを否定してるんじゃないんですよ。番号を従業員から取得できなかつた場合にどう

するかと。そのときはこういうふうにすればそれでも受理すべきですよというようなことは、一切説明なされていないではないかと。その辺を承知してかどうかと伺っています。

○総務部長（高野重夫） 事業所への広報についてでございますけれども、市としては広報誌への掲載、事業所説明会、商工会議所、商工会へのリーフレット配布、ポスター、チラシ設置等を行ってきます。また、商工会議所や商工会独自でマイナンバー制度に関する研修会を実施したり、指宿税務署による法人会、関税会、それから青色申告会など各種団体への説明会の実施、各個人の税理士さんの顧客に対する制度説明の実施を行っているというふうに聞いております。

○15番議員（前之園正和） ですから、説明はしてるっていうのはいいんですよ。説明の中で細部にわたって、番号を集められない場合にはどうするのかと。そうでなければ、従業員の家族の番号を取得してくださいと言えば、最後の1人に至るまで集めよう集めようとするんじゃないですか。任意だと言いながら、そこは強制力が働いてしまうんですよ。それは事業者の責任じゃないですよね。そういうふうに説明を受けるわけですから。ですから、番号を取得できない場合には、こうすればそれでいい、事務的にはこういうふうになりますということの説明がなされてないのではないかということを私は言っているわけです。先ほども言いましたけど、このマイナンバーカードを取得するかしないか、あるいは番号を記載するかしないか、それはもちろん、制度が始まったんだからしてほしいというふうにして行政が動くのは当たり前ですよ。しかし、それがない場合にも本人に不利益は発生しない、罰則はない、カードの取得については任意だと、また、事業所についてはこうだと、細部についてまで、周知するならそこまでやっぱりやるべきだと。持ってください、番号を把握してください、書いてくださいという一方的、一方的っていうのは1側面という意味ですけど、そこだけを言うのではなくて、もしなくてもやってほしいと、しかしながら書かない場合にはこうなります、不利益はありませんということまで含めて、事業者も含めてです、周知するのはここまでやるべきだというふうに思うんですが、今後、広報誌などで更に、これはすぐ決着ということじゃなくて、しばらくはこの問題、かかっていくと思うわけですので、広報誌なんかを利用するケースが出てくると思うんですけど、その際にもそこまで含めて周知をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（高野重夫） チラシ、ホームページなどを利用して市民への周知に努めてまいりたいと考えておりますし、市としましてもいろいろ事業者からの相談があった場合には、丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番議員（前之園正和） 私がここで一般質問をして、番号を記載しない場合はどうなりますかって言うと、不利益は生じませんというふうに答えるんですよ。しかし、広報の段階ではそういうことは一切ないんです。私は書いてあるんだったら示していただきたいと思うんですが、私が見た範囲では、一切ないです。ですから、その促進のことで書くのはいいん

ですけど、どこかにやはり、番号記載がなくても受理はされますぐらいのこととか、そういうことも併せて周知すべきじゃないかということなんです。周知するしないじゃなくて、そういうこと併せてすべきじゃないかということについてはどうですか。

○総務部長（高野重夫） 総務省の方のマイナンバーのQ&Aとか、そういうところに詳しく、そういうときはどうするのかという部分についても事例が詳しく載っておりますので、そういうQ&A等の問合せ、見方等についても広報誌等でお知らせしたいというふうに考えております。

○15番議員（前之園正和） 私が質問したことについてはどう答える、どう思うかを聞いてるんですよ。そういう1側面ではなくて、全体的な、もし番号を書いてほしいと、取りに来てほしいということはいいです。そして、番号はなくても受理はされますという、そこまで含めてやるべきではないかということを私は質問しているので、答えてくださいよ。私の声は聴かないで、政府のQ&Aに基づいてやってますということなんですか。

○総務部長（高野重夫） 広報誌等についても限られた紙面でありますので、詳しくしますとかなかなかかゆいところまで手の届く説明が難しいというところもありますので、そういういろいろ、個々の事例についてはQ&Aで詳しく載っていますので、そういうのも参考にしていただくように、Q&Aの載っているページの紹介とかそういうのを含めて、広く市民の皆様に分かっていただけるように努力をしてまいりますということでございます。

○15番議員（前之園正和） 番号記載がなくても不利益はありません。書類は受理されます。たったこれだけ書くスペースもないんですか。

○総務部長（高野重夫） 市民の中にも事業所なり一般の市民なり、非常に多くのいろいろな方がおられますので、特定の分野に絞ったような広報というのはなかなか難しいのではないかという、そういうこともありますので、いろいろな事例が詳しく載っているQ&Aを参照していただけるようにお知らせをしたいということでございます。

○市長（豊留悦男） やはり、行政としてはこのマイナンバー制というのは、行政の事務の効率化、一方、市民にとっては様々な書類の手続きがこの番号取得によって便利になるという側面があります。そういう意味で、行政はこのマイナンバーというその趣旨を市民に分かっていただいて取得してほしいという、そういう側面があります。一方では、不利益が生じないでというと、いわゆる取らなくてもいいですよというような側面も、その通知にあるわけです。葉書の中に取ってくださいという反面、取らなくても何もないですからいいですよという、行政として果たしてそれでいいのだろうか。やはり、マイナンバー制に対する考え方一人ひとり、それぞれの考えをお持ちだろうと思思いますけれども、行政としてはやっぱり、是非取っていただきたいと。その方がこれから、様々な事務、行政事務を含めて市民にとってもこのナンバー制というのは、いわゆる様々な場所で役に立ちますよ。それが行政ではないかと私は思っています。

○15番議員（前之園正和） 人それぞれだと言いますから、人それぞれだから、カードを作ろうという人も作らない人もいると思うんですよね。ですから、そのことを含めて、行政の方は当然制度だから周知はするんだけど、人それぞれの中の一定の人については、その選択肢を奪うことになるということを言いたいわけです。

それから次に行きますが、市長等の退職金についてですが、これまでも退職金については1回目でも言ったんですけど、地方自治法で支給できること、それから総合事務組合で計算式はあるというふうに、これまでも言ってきたし、今日もそういうことでした。総合事務組合でやっているということは、幾らにするかをこの指宿市議会で決められないというだけあって、総合事務組合の議会で変更すればできるわけなんですね。ですから、廃止すべきかどうかということを、廃止についてどう思うかと、廃止すべきだと思えば、この議会では決まらないけれども、総合事務組合の議会では決まるわけですので、そこに働き掛けるとかいう次の手法が出てくるわけですよ。そういう意味において、廃止する気があるのかないのかと聞いたんですが、答弁全体を含めれば廃止する気はないということではないかというふうに解するわけであります。それから、退職アシストという退職及び退職金などに関する情報サイトがありました。そこには退職金は、全ての事業主において、必ずしも支給されるわけではないわけですが、支給されるところの計算方法としては、基本的に退職金は、給料月額に勤続年数を掛けて、更に給付率を乗じるというふうになっておりまして、給付率の違いはあっても一般的にそうだというふうに思うんですね。この市長等の退職金についても、総合事務組合の定めを見ますとそのようになっておりますね。市町村長にあっては、勤続期間1年について何々となっていますから、4年間だとこれに4を掛ければいいわけですので。また、この退職アシストというのでは、勤続年数、市長は4年ですけど、その一般的なのは5年という欄がありましたので、5年の欄を見ると、自己都合退職の時には給付率は平均で36%，会社都合で51%となっておりました。市長等の退職手当については、総合事務組合で決まっているわけですが、退職手当に関する条例の第3条並びに経過措置のところで決まっているわけですけれども、それぞれ市長、副市長、教育長ですね、この第3条において、あるいは経過措置において、その給付率は幾つということになりますか。

○総務課長（岩下勝美） 総合事務組合の附則において定められている率は、市長が100分の480、それから副市長、教育長がともに100分の360というふうになっております。

○15番議員（前之園正和） 条例の3条では100分の500とか、100分の280、250なっておって、指宿市については、経過措置として100分の480、100分の360、100分の360と今答弁のあったとおりであります。つまり給付率ということで言えば、市長が480%，副市長と教育長が360%ということになります。先ほど言ったように一般的には給付率というのは会社都合、自己都合ありますけれども、30%から50%ぐらいということになっているわけであります。つまり、一般的な計算式から言うと約10倍ですね。給料月額は別にして、計算式がですよ、

一般的なものと比べて10倍ですね。それは間違いないですかね。ざっくり言って、先ほど言うように、大体普通の会社でも勤続年数に応じて、つまり100%というのがあんまり聞かないですよね。あっても100%じゃないかと。ところが、市長等については480、360ということですので、先ほど言った一般的な平均値、自己都合で36%，会社都合で51%ということからすれば、ざっくり言えばその10倍の計算式になっているということで確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 特別職の退職手当につきましては、その任期における職責を全うすることで、その対価として支給されるものというふうに考えております。県内の自治体においても現在19市中、鹿児島市・垂水市の2市を除く17市が加入しておりますし、垂水市においても来年4月から加入する予定であります。ですから、その特別職の部分と一般の民間の部分と比較することについては、いかがなものかというふうに考えております。やはり、その職責に応じてそれなりの報酬、対価になっているものだろうというふうに考えております。

○15番議員（前之園正和） 重責だということは理解しますよ。だからこそ市長、条例額で81万2千円、副市長63万5千円、教育長59万5千円、これはもう条例本則でそのようになっているわけで、私は今、ここを問題にしてるわけじゃなくて、計算式の給付率を言っているわけですよ。給付率の計算式が、通り相場という言葉は妥当じゃないかもしれませんけれども、10倍になっていると。元々の給料の差を、今ここでは問題にしてないんです。数値としては間違いないんですよね。それについて正当なんだということは言っているようでありますけど、数値としては間違いないわけですよね。10倍程度あるということは。計算式が、給付率。

○総務部長（高野重夫） 支給率につきましては、本則では市長は100分の500、副市長は100の280、教育長が100分の250となっておりまして、指宿市の場合は、附則におきまして経過措置として、合併後は、市長は100分の480、副市長は100分の360、教育長は100分の360ということになっております。

○15番議員（前之園正和） 質問したことに対して正面からの答弁になってないですよね。今、言った答弁との関連で、逆にこちらが関連付けるとすれば、本則で100分の500になっているのが、経過措置で480になっていると。それは合併との関係もあるでしょうけれども、経過措置として、薩摩川内・霧島・南さつま・鹿屋・指宿・奄美・阿久根・出水などが本則とはちょっと違う数値になっているわけですが、経過措置という形で本則と違うものができるのであれば、先ほどはほかのところもそうだからと、総合事務組合で決まっているからというふうにおっしゃいましたけれども、指宿市だけが場合によっては変えられるっていうことも含むんじゃないですか。いずれにしても、今ここで給料、それも月額そのものを問題にするわけではなくて、退職金の計算式を言っているわけで、その給付率は一般的なものと比べても10倍程度あるということを申し上げておきたいと思います。これについては否定はさ

れませんで、それについての括弧付きであります、正当性を述べられたということであつて、数値自体についての否定はありません。

それから、最後に子育て支援のことについてですが、これもいろいろやっておりますし、特に中学校を卒業するまで、子供の医療費を無料にしていただいたというのは大いに感謝をしておりますし、また大きな流れでもあるというふうに思うんですが、あと、先ほども出ました現物支給の問題とかありますけど、いろいろできるところからやっているということについては、それは否定するものではありませんが、だからこそ、子ども・子育て支援事業の中でいろいろやっているというのはいいんですが、やはり、その看板を、子ども・子育て支援の都市宣言をすると、そして指宿市は、そこに力を入れてますよということでですね、やはり子育てしやすいまち指宿ということをアピールし、そこで人口の減少を食い止める一策とするということなどもあるわけですから、やはり、私はここで今、何と何と何をやれということを、提起はしたいんですが、そこに触れているわけではないんですね。やはり、子ども・子育て支援の都市だという宣言をまずして、その中においてできることはやるという、常にそういう目線で市政を運営するということが必要なんじゃないかということを言っているわけです。子ども・子育て支援事業の中でやっていくっていうのであれば、大きな流れの中では否定をされてないわけですから、この支援都市宣言をするということについては、それがあつていいんじゃないですか。

○健康福祉部長（下敷領正） 本市におきましては、平成24年8月に成立了しました子ども・子育て関連3法を受けまして、子ども・子育て支援法に基づきまして、先ほど来、お話が出ております子ども・子育て支援計画を策定をいたしました。この中にも様々な事業計画を出しておりますし、また、先ほど議員の方からも話がありましたように、子育て支援策につきましては、精一杯取り組んできているところでございます。こういった事業を更に充実、進展させながら、そして、地元の企業、あるいは地域、あるいは家庭の中でそういう子育て支援に対する機運というものが高まってきた段階で、宣言について研究をさせていただきたいという具合に先ほど市長の方から答弁させていただいたとおりでございます。

○15番議員（前之園正和） 担当部課としてはですね、この分野について力を入れていくということは、部長の答弁からもそれはそれで受け止めたいというふうに思うんですが、やはり応援都市宣言として、看板を立てるということについては、やっぱり市長の決断だというふうに思うんですよ。再度、市長、その考えについて伺います。

○市長（豊留悦男） 本市におきましては、子育て支援を宣言する都市、宣言をしていかから、そういう意味でこの事業を充実させる、又は充実していないということは考えておりません。やはり、この宣言をするしないに関わらず、子育ての重要性については、議員の皆さんもでしょうけれども十分認識をしておりますので、今後とも、この子育てについての支援は充実させていく、そのことに変わりはございません。

○15番議員（前之園正和） もう宣言をしてないから力を入れてないということでは、もちろんそういう解釈を私はしているわけではありません。むしろ、宣言を提起をされて、そこにイエスと言わないところを問題に、言わばしてはいるわけですね。相生市については、いろいろ市長自身も研究されているということですが、相生市の宣言はどうなっているか、そう長くありませんのでちょっと読みたいと思うんですが、子供は次代を、次の代ですね、次代を担うかけがえのない存在であり、子供たちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは私たちの願いです。子供を産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てるることは、私たちの使命です。私たち相生市民は、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに子育て応援都市を宣言します、というものです。地名の相生という言葉はありましたけれども、ここを指宿に例えれば、変えたとした場合に、ここは問題だとか否定すべきだというものは一切ないというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。これをそっくり同じものを作れって言っているんじゃないですよ。精神としてまさにそうだと、合意できる内容だけじゃないかということを言いたいわけです。

○健康福祉部長（下敷領正） ただいま議員の方から相生市の子育て応援都市宣言につきまして、ご紹介がありました。本市がやっていることも正しく一緒のことだという具合に思っております。これを見据えながらというよりも、これまで相生市にありますような子育て、子供が笑顔で輝く、そういう子供を地域で、学校で、行政みんなで子育て支援を応援していくという姿勢につきましては、指宿市もどこも変わらないところでございます。そういう観点から、これまで答弁させていただきましたとおり、子育て支援につきましては、今後も引き続き充実、発展をさせていかなければならぬという姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますし、その段階で指宿市内の企業、あるいは学校、地域、そういうものを機運が高まった段階で、支援都市宣言については検討させていただきたいと答弁をしているところでございます。

○15番議員（前之園正和） 精神は一緒だということですが、やはりその宣言をするということについては、市長のこの決断の問題だというふうに思うんですね。そういう点では、重ねてになりますけど、市長、この相生の文書を見て、この前のそっくり指宿だけ入れ替えることではありませんけれども、同意できる内容であるならば、まず宣言をすべきじゃないかというもので、同じ質問をさせていただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） 先ほども答弁させていただきましたけれども、本市の子育て支援についてはほかの市と同じような、そしてそれ以上に、やはり産科の、いわゆる九大の寄附講座をし、産み育てやすい環境をつくるとか、ほかの市にないような取組もしております。そういう意味でこの宣言という、このことについては、宣言をしていないけれども、それ以上の取組をしていると。また、様々な支援策を考えておりますので、そのことを踏まえながら、今

後考えたいという、そういう意味で部長は答弁をしたところでございます。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	0時14分
再開	午後	1時18分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○16番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。16番、木原繁昭です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、摺ヶ浜の元湯についてです。昔は元湯の屋根が道路の高さより低い位置にあったと記憶しております。階段を2、30段下りた、掘り下げられたような低地にありました。私たちが子供の頃は、今のように各家庭に風呂のある時代ではなかったので、夕方はそれこそ芋の子を洗うように人がいるという表現がぴったりなくらいのにぎわいでした。利用も多いので料金も割安だったと思います。今は社会情勢も大きく変わっているので、昔のような利用状況はなかなか望むべくもありませんが、分かる範囲で利用状況の数などの移り変わりをお伺いします。

2番目に元湯の現在の施設状況の認識、例えばどこが良い、悪い、改善が必要などお伺いいたします。

三つ目に、近々に市として施設改善等、どのように対応してきたのかお伺いします。

続きまして、なのはな館について伺います。市として9.3haを埋め立て、整地という形で約14億円を投資し、県が69億円という巨費を投じて施設が完成し、高齢者交流センターとして平成10年9月にオープンしました。しかしながら、運営経費等の関係もあり、県議会より指摘を受け、県は平成23年4月、休館といたしました。体育館と南側広場は、今も県の運営をもちまして、市民、県民に利用されてきました。その間、何とかもっと有効利用できないかということで、民間活力を視野に入れて運営者を公募いたしましたが見つかりませんで、このままではいけないだろうとの声もあり、市としての利活用ということで、昨年、利活用検討委員会を立ち上げ協議してまいり、今年3月、全館利用の利活用構想が示されました。議員等からもいろいろな意見があり、その一つに全館利用は運営費、ランニングコスト的にも厳しいのではという意見も出たりしました。そのようなこともあったためか分かりませんが、一部利用という形での利活用構想改訂版が9月に出され、多分それを基に今回10月6日のふれあいプラザなのはな館の譲渡に関する覚書の鹿児島県との締結ではないかと想像するわけですが、その辺の経緯をお伺いします。

二つ目、仮にこの覚書どおり決議した場合のタイムスケジュールについてお伺いします。

三つ目に、我々は利活用構想改訂版をいただき、拝見させてはいただいておりますが、改めてどのようなことにこの施設を利用するのか、その要点をお伺いいたします。

三つ目、環境行政について伺います。まず、JR沿線の美化についてですが、昔は保線員の方が除草や枕木の敷石等の管理をよく行っていたようで、大変きれいだったように記憶しています。しかし、現在は草木が生い茂っていて、市民よりきれいにしてほしいという声をいただきました。どのように考え、対策を取っているか伺います。

9月議会で可燃ごみ袋の2倍への値上げ、資源ごみ袋3分の1への引下げの議案を出し、それによって資源ごみの分別を推進し、ごみ減量化を図ることを重要骨子とした議案を提出したのですが、議会の理解を得られなかつたという認識のようですが、この焼却ごみ、資源ごみを含む減量について、現在どのように考え、これからの方針性はどのように考えているのかお伺いします。

二つ目、資源ごみを焼却させない取組も重要ですが、生ごみの堆肥化に強力に取り組む考えはないのか、以上をお伺いして、壇上の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** なのはな館について答弁をさせていただきます。昨年度、市では、なのはな館の全ての施設を利活用することを前提に、なのはな館利活用構想を策定し、財政支援を含めて県と協議を行ってまいりました。利活用構想では、全ての施設を市直営で運営するとなると、多額の維持管理費が見込まれることから、後年度の市の財政負担を少しでも軽減するために、健康増進施設については民間活力ゾーンと位置付け、屋内ゲートボールについては倉庫とするなど、維持管理費を軽減できる利用形態を検討し、策定した経緯がございます。県と協議を重ねる中で、利活用構想で検討された事業の実現を考慮しながら、市が必要とする建物だけを残し、維持管理費が掛かる部分については建物ごとに再検討し、調整していく方向性を県と確認をいたしました。こうした協議を踏まえて、市では今後の利活用の方針性や維持補修費の懸念、そして、将来発生する解体費の負担等を考慮し、将来にわたって利活用できる施設はどこかということで、様々な角度から検討を行い、利活用構想の改訂版を作成したところでございます。そして、改訂版の内容に沿って、更に県と協議を重ねていく中で、譲渡に当たっては予算編成や条例の廃止など、県・市双方で事務手続きが必要であることから、譲渡時期や譲渡する施設、費用負担の考え方など、県と市で合意した内容について覚書を締結するところであります。今回、譲渡施設と解体施設の内訳、譲渡施設の補修工事は平成27年度に県が計上している補修費の範囲内で交付する交付金で市が行うこと、解体工事は原則として、平成28年度内で県の負担で県が行うこと等で一定の合意に至りましたので、覚書を取り交わした次第でございます。

以下、いただきました質問は関係部長が答弁いたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 元湯温泉の利用状況の変遷についてのご質問でございますけれども、元湯温泉は昭和23年8月に指宿町営の温泉として開設され、観光振興と利用者の利便性を高めるために、平成3年10月1日に今現在の建物にリニューアルオープンしております。資料によりますと、昭和44年4月以降、近くで商店を営む野村氏と貸付契約を締結し、平成20

年まで管理をしていただいたところです。この契約としましては、平成20年度を例に取りますと、年額79万3,800円の貸付料を借受人が市に支払い、上下水道料金や修繕料などの全ての経費を市が支払う内容となっていました。平成20年、野村氏から高齢により契約更新の辞退申出があったために、借受人の公募を行うとともに、その段階で施設の貸付料を年額18万9千円に減額した上で、修繕料や保険料は市の負担、上下水道料金などは借受人の負担とする見直しを行っております。また、平成21年度からは公募により借受人が運営を行っております。1人目が2年間、2人目の方は4年間、3人目の方は7か月間の営業をいただいておりましたけど、県外での再就職、それとか個人的な問題、そして親の介護というような様々な理由で3人の方が借受人を辞退しております。現在の借受人は4人目となっているところでございます。

次に、利用者の推移でございますけれども、統計の残っているところで申し上げますと、平成8年は年間1万9,277人おりましたけど、年々減少が続いていき、平成20年には1万1,677人まで落ち込んでおります。その後、借受人の努力により、月間フリーパス券とかそのようなものを導入して、平成24年度には2万1,483人、平成25年度は2万5,120人、そして26年度は2万1,385人と2万人台を復活しております。

続いて、元湯温泉の現状の認識についてのご質問でございますけれども、この温泉施設はあえて近代的な設備は設けず、昔の風情を漂わせた飾り気のない温泉施設というものをコンセプトに平成3年リニューアルオープンして以来、24年が経過して一応経年劣化が進んでいるところでございます。また、温泉施設ということで湿気がこもりやすく、温泉の塩害による腐食も進み、これまで多くの箇所の修繕等を行っております。近年ではガス給湯器の取り換え、洗い場の床タイルの張り替え、水道蛇口部分からの漏水、男子更衣室の雨漏りなどの修繕を行っております。そして、27年度におきましては屋根の雨漏りの修繕も行っているところでございます。

続いて、環境行政についてのJR沿線等の美化についてでございますけれども、JR沿線の景観整備につきましては、これまでも四季折々の花を篤姫コース沿いや二月田駅前、あるいは沿線の地区や市民にご協力をいただきまして、花の植栽や草払いをお願いするなど、乗客の方が安らぎを感じる車窓の景観整備に努めてきたところでございます。また、JR指宿枕崎線の線路敷きの草刈り等につきましても、随時、JR九州鹿児島支社にお願いをしているところでございます。特に地域住民らが手振りをするポイントは、車窓越しに観光客との触れ合いのポイントでありますので、定期的な除草等に努めていただくようお願いをしているところでございます。指宿駅より以南の線路沿いにも雑草が繁茂しているという状況が見受けられるということでありましたので、JR九州鹿児島支社に情報を提供するとともに、関係者等にもご協力をいただき、指宿枕崎線を利用される一人ひとりをおもてなしの心で温かく迎えるよう、沿線の景観の維持に努めてまいりたいと考えております。

○総務部参与（有留茂人）　なのはな館について、今後のスケジュールについてでございます。

ふれあいプラザなのはな館の無償譲渡に関する覚書の中では、譲渡の時期を28年4月1日、譲渡契約を今年度内に締結することとしております。なお、なのはな館の維持管理に掛かる予算を28年3月議会でご審議いただく予定としているところでございます。次年度以降におきましては、県がまず、解体工事設計を行った後、秋までをめどに解体工事に入り、来年度内に工事を終了させる予定と聞いております。補修工事につきましては、市でまず、補修工事設計を行ったのち、補修工事に入ることになりますが、その時期につきましては、解体工事の工程にもよりますので、県と調整をしていくことになろうかと思います。

続きまして、利活用構想についてということでございます。なのはな館利活用構想の改訂版では、みんなの集う健康交流広場を利活用のコンセプトとしております。幅広い世代の方々に向けた健康づくり支援事業、それから文化活動支援事業、それから市民活動や市民交流と地域活力の支援に関する事業の実施を想定しているところでございます。また、併せて子育て支援や次世代育成支援に係る事業の実施も検討しているところです。今後、この構想に基づき地域団体やN P O 法人、民間等との連携も含めて新たな管理運営体制を検討してまいりたいと考えております。

○市民生活部長（牟田浩一）　焼却ごみの現状の認識と方向性というご質問ですけれども、まず

現在、指宿広域圏内で発生する可燃ごみは1日約62 t でございます。一方、建設中の新ごみ処理施設の能力は1日54 t であるため、平成29年3月までに約13%の可燃ごみを減量する必要があると現状認識をしております。今後のごみ減量化の方向性でございますが、これまでと同様に、可燃ごみ量を削減するためには三つの方法があると午前中にも申し上げましたが、一つ目が可燃ごみ自体をなるべく出さない。二つ目が生ごみを減量する。三つ目が可燃ごみ袋内の資源ごみを資源化へ誘導するという方法でございます。一つ目の可燃ごみ自体をなるべく出さない方法として、先ほども申し上げましたけれども、指宿庁舎資源ごみ常設収集所において、11月から古着等の回収モデル事業を始めております。二つ目の生ごみを減量する方法として、事業系の生ごみについては、各事業所を巡回してのごみ減量化のお願いや、ごみ処理施設において許可業者が持ち込むごみの展開検査を実施しております。また、ホテルや飲食店等における30・10運動を推進するため、ポスターとリーフレットを9月に配布したところでございます。一方、家庭用の生ごみについては、指宿庁舎資源ごみ常設収集所において、11月から生ごみリサイクルモデル事業を始めております。三つ目の可燃ごみ袋の資源ごみを資源化へ誘導する方法の一つとしては、資源ごみ袋の価格改定を考えておりましたが、価格改定に係る補正予算に対して修正案が可決される結果となりました。これ以外の施策としまして、ごみ出し指導員や市の管理職、環境衛生協力会などによるごみステーションのごみ出しアドバイス、学校や公民館等での出前講座、市の職員への説明会などが挙げられますが、今後も引き続き、この施策を実施してまいります。また、このほか、ごみの分別辞

典の改訂版や学校教材、ワークブックも作成する計画としておりまして、これらを含めたごみ減量化施策を今後も推進してまいりたいと考えております。ただし、このような取組を行っても可燃ごみ袋内に混入している資源ごみが資源化に誘導されない状況や、ごみ減量が図られない場合は、指定ごみ袋価格改定も減量化施策の選択肢の一つとして、再度検討する必要もあると考えておりますが、まずは可燃ごみ量を削減するために三つの方法を継続して実施してまいりたいと考えております。

それと、もう一つありました。生ごみの堆肥化推進についてということで、どう考えているかということでございましたが、先ほど申し上げたとおり、11月から指宿庁舎資源ごみ常設収集所において、リサイクルモデル事業を開始してることでございます。市民への周知及び利用の促進を図るため、生ごみと古着等の回収モデル事業についてのチラシを先日、全世帯に配布しております。常設収集所には、年末年始を除く毎日朝8時から夜7時まで持ち込むことができますので、持ち込む人数やごみ量を検証した上で、成功と判断できれば山川及び開聞庁舎の常設収集所にも事業を拡大していきたいと考えております。しかしながら、常設収集所までの距離が遠いなど、生ごみの持ち込みが困難な住民の方もいらっしゃると考えられますので、今後は日置市の生ごみ回収事業の良い点を参考にしながら、指宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○16番議員（木原繁昭）** 時間が足りなくなつたらいけないので、最初にJR沿線の美化についてご回答いただきましたことについて、ちょっと申し上げさせていただきます。早速ですね、市道部分と言いますが、JR沿線に付いています市道部分について、早速刈っていただきまして、土木課の方にすぐやる課がありましたかどうか分かりませんけれども、きれいになっております。市民の方からもきれいになったということで、大変喜びの声をいただきました。是非、そういう声もあったということでお礼を申し述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。お礼を忘れてはいけないと思って先にさせていただきました。

あと、このJRの件ですが、ショッピング申入れをしていただいているという話でした。年が明けて、3月より山川駅も無人駅になるとの説明もありましたが、利用者減で採算面も厳しい状態であると察するわけでありますが、観光地美化のために少しでも、これからも美化に努めていただきたい。また、センダングサ等中に生えていますと、農業関係の病害虫の発生源とも関係がございます。改めて、あまり廃止になつても困るんですが、やんわりと市民からの要望ということで申入れていただきたいと思います。それから、線路の敷石等もなかなか保線ができないのか、枕木がもうめり込んだ状態で、多分空洞があつたりするんでしょうか、住民よりちょっと音がうるさくなつたんじゃないかなという声も聞いておりますので、その辺も含めて、ご要望の中でお伝え願えればと思います。ここはもうこれで、ご回答

はよろしいです。よろしくお願ひします。

それでは、元湯について。今、新しい管理者、11月1日からしてます管理者は、元湯を何とか良くしようと一生懸命であります。入り口に自分で作成したんだと思いますが、のぼり旗を立てたり、クリスマス風の点滅ライトを、そんなに予算もありませんでどうから大きなものではありませんが、点けたり、女性の方は特に髪を乾かすのに必要だったということは聞いておりましたが、自前のドライヤーを男女それぞれ更衣室の洗面所において、また血圧計を用意したり、また場合によっては、血圧計が自分なりにこう腕に巻くのだったから、差し込むのがないかということで電気屋さんに宣伝をいっぱいしますので提供していただけないかとか、そういうことも掛け合ったりしていたという話を聞いております。また、更衣室の鏡の位置が、私はなかなか気付かないんですけども、女子更衣室ですが、小柄な人には高過ぎるということで、二つある一つの鏡を20cmほど下にずらし、取り付け直したりしております。そして、自ら洗浄機を買い、元湯を何とかきれいにして皆さんに喜んでもらいたい、来てもらいたいと頑張っております。昨日の質問の中に、余そから来たから見えるという方がございますけども、余そ者、若者、馬鹿者ですか、順番はどうだったか分かりませんけど、そういうこともあります。指宿、元湯に来て元湯の今を何とかしたいというところも見えるところがあります。この気持ちの新しいときに、是非対処していただきたいと思います。

若宮神社を別名子宝神社と言いまして、付近の通りは子宝ロードと命名しております。一部レンガも配し、きれいな通りとなりました。もう大分前になりますけれども一般質問させていただきまして、改善いただきまして本当にありがとうございます。元湯は昔から体が芯から温まるということで、神経痛や関節痛、筋肉痛、多くの病、痛みの進行に有効で、不妊にも効能があると聞いております。塩化物泉という熱の湯と言われて保温が高いんだそうでございます。ほかには切り傷、火傷、慢性皮膚病、虚弱児童の改善、慢性婦人病の改善、飲用としては、これは鹿児島の温泉というのに、図書館にありますのでちょっと拾わさせていただいたんですが、慢性消化器病、慢性便秘などに効くということが書いてございました。砂風呂も含めて、湯治の客が多く、温泉宿も数多く昔は栄えていたということです。ある意味、子宝の地としてパワースポット的存在でもあります。まだ見捨てるには早いと思います。一工夫も二工夫も指宿市の名所の一つとして復活させる価値があると思っております。元湯を徹底的に見直し、改造してみたらと思っております。11月1日より始めた元湯の管理者に10日ほど前にお聞きし、改善していただきたいところを書き出していただきましたが、ちょっとたくさんあり過ぎて、一応主なものだけここでちょっと申し述べさせていただきます。先ほど雨漏りの修繕もいたしましたという言葉がございましたけれども、まだ脱衣棚の上部の剥がれ、それから女子のところの入り口のベニヤの剥がれですね、その点も一緒にお願ひしたつもりだったんですけど、そこも直っていないですので、是非、これは

早めに直していただきたいと思います。また、このちょっと私らはなかなか気付きにくいんですが、和式トイレを洋式にしてほしい。足の悪い方や高齢者には不向きだっていうことで、今、障害者にも誰にでも優しい造りにしていただきたいということもございますので、是非その辺も検討していただきたいと思います。特に主なものだけ、拾い出させていただきます。それから、できればすぐ直してほしいと思っていたんですが、さっきの沿線の美化じゃないけど、私が一般質問する頃には直ってくれればいいなという気もあったぐらいですが、流し台の鏡の曇り、外して一生懸命洗ったそうですが、もう、中が黒くなっているようなのは、多分あれは銀膜になっているんですが、間に水とか入って酸化しているんじゃないかと思いますので、拭いたところで取れるものではございませんので、是非、もうそれほど掛からないから、何かの予算を回していただいて、取り替えていただいたらと思います。それから、すごく急いでほしい、あとからもっときれいにしてほしいということを言われています。現在の管理者がもうとにかく早く、シャワーが男女それぞれ一つずつでいいので欲しいと、髪の毛を洗ったり流したり。元湯は塩分が強いものですから、お湯と水道の水を混ぜてもかなり塩分が強いものですから、泡立たなくて髪を洗うと、きちきちなるんです。是非、このことは早めにやっていただきたいと私も思っております。これをしたら廃止できるのか分かりませんが、各浴室にかかり湯という形で上がり湯みたいなのがあるわけですけれど、すぐ冷めるんだそうでございます。そういう意味でもシャワーを取り付けていただきたい、まずは一つ取り付けていただきたいというのがございました。それから、温泉成分表ですね。新しいものを作成できないのか、どこかの調査機関とか大学とかその辺に成分分析をお願いして、昔は書いてあったような気がしますけれども。一応この辺を改善していただきたいと思います。元湯は古いところがいいんだという考え方もありますけれども、元湯だから古い感じ、レトロがいいとかいう考えもありますでしょうけど、今の若い人、新しい客にはうけないのではと思っております。今、来る人は静かでいいという人もおりますが、イコール流行らない、繁盛しない、採算が合わないということでもあるかと思います。風呂をよみがえらせるそういうののプロとかいるかもしれません、スペシャリストに改善、流行る風呂への相談とか、庁舎内の皆さんで考える、また、そういうほかからの意見をもらうとか、いろんな形で検討していただきたいと思います。私も幾つも拾い上げたんで、是非、早めにやっていただきたいと思うのが、各脱衣場に、男子女子ですね、鍵が全然付いてないんです。余所から来た人なんかは特に、我々は例えば、車で来たとすれば車の中にでも入れときやいいかもしれませんけれども、鍵付きのですね、全部でなくても、上段部分だけでもいいかと思いますけれど、今は貴重品として財布、携帯電話、腕時計、腕輪、ネックレス等、携帯電話はほとんど持っていますので、そういう物も含めて入れるところがないと、知らない、あまり行かない人やら、歩いて来る人、観光客とかそのまま置くのはかなり不安だと思います。それから、これも今度の新しい管理者の方からも言われたんですが、湯船の縁石の

ですね。見ていただいたかと思います。それで間からお湯が漏れて変色等しております。各、洗面台を一つずつですね、私はもういっそ全部新しいのに取り替えて、シャワー付きの洗い場にしてほしいと考えております。真水の出る形のですね。それから、できれば電球の交換とか。それから、シャワー用お湯の熱交換器、委員会でもちょっと述べさせていたいたいんですが、中に熱すぎて、本体のお湯を冷ますのに水道水がたくさん要るということも聞いております。その中に熱交換器を入れると、その入れた部分のお湯も、シャワーを付けた場合にそれを灯油等で温めるとちょっとそれなりに燃料代が掛かるんですけど、今の熱過ぎるお湯の中に熱交換器を通して、源泉は塩分が強いです、それなりのステンレス製の熱交換器みたいなのでなければいけないんじゃないかなと思います。それなりのを付けて、真水を温めて洗面所の方で使うという方法は、また環境にも非常に優しい形になるんじゃないかなと思います。燃料を使わないという意味ですね。しかも風呂は、温度が下がって水をあんまり足さなくて済むので、源泉に近くなっていくんじゃないかなと思います。今、その辺のところ、どうしたら改善できる、こう是非何とかしなければいけないなとか、する気持ちがあるかちょっとお伺いいたします。大分一度に言ったから、一つずつでもいいです。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在の借受人につきましては、先ほどから議員もおっしゃるように、11月1日からということで、私どもとしましては、この施設を公募する段階で、現状の施設をこのまま利用するという形の中で応募をとっております。そういうことで、先ほど言った鏡の曇りとかそういう施設上の不具合というものにつきましては、借受人との契約の中で1万円以上経費が掛かる分については市の方で負担をする。1万円未満の場合には、借受人が対応するということも取り交わしております。そういうことからすれば、今の現段階で例えばトイレの和式から洋式へ換えるとか、シャワーを設置するとか、熱交換器の設置というものについては、非常に経費が掛かるということで、しないというわけではないですけれども、早急にはそれは対応は難しいものと思われます。ただ、先ほど見て、鏡の曇り等がある、私どもも現場は一応見に行きましたけれども、2, 3, やはりはっきり見えない鏡もありましたので、そこは今の予算の中で対応したいということで、今、担当の方にも指示を出しております。それとあと、レトロ的な奴ではなくて近代的な施設にリニューアルできないかというふうに提案があったわけですけども、ここにつきましても、先ほども答弁させていただきましたけども、あえて近代的な設備は設けず、昔の風情を漂わせた飾り気のない温泉施設ということをコンセプトにやっております。やはり、近代的なものを望むということであれば、近くに砂漬という、また市の温泉施設があります。当然、この砂漬は砂むしだけではなくて、温泉入浴だけというのも対応ができますので、やはり、そこはすみ分けをしながら運営をやっていった方がいいのじゃなかろうかというふうに思っております。それとあと、脱衣かごの鍵というものについては、これはやはり施設上、財布とかスマートフォン、そういう貴重品があるということを考えれば、何らかの対応はしなきやいけないというふうには

考えておりますので、その対応方法としましては、例えば常に番台に管理の方がいらっしゃるわけで、紙封筒等に密封をして番台の方に預けるとかいうような形でも対応ができると思いますので、そのようなところも検討しながら快適で安心な施設というものになっていくように、私どもの方としても、現管理者、借受人と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○16番議員（木原繁昭） 全然納得のいく回答ではないんですが、現状、1万円以上は市が、1万円未満はということで、その1万円、たくさんあると思いますけど、今渡した状態が既にすごく老朽化していると思うんですよね。現状でうんぬんって言っても。やっぱり、今若い人たち、例えば入ってください、元湯に来てくださいと言って来ても、次は行くかっていうとかなり厳しい面があると思います。レトロ、確かに今の状態は、もう見捨てる形に近いと思います。観光客はほとんどおりません。滅多なことではまいりません。地元の人も入ってもらいたいという気持ちがあるんですけど、たくさん、地元の人が一番入ってもらわないと当然採算も合わないとは思っております。ヘルシーランドの資料をいただいたんですけど、26年度、休みの期間があって、普通の期間でしたら約2,000万円ほど、指定管理料はですね。ヘルシーランド、たまたま箱温泉も含むんですかね、露天風呂ですね。それで、昨年の26年度はいろんな施設、床改修、遊具施設等がありまして、2,700万円、ほかに掛かっているということを聞いております。利用者が20万人ですので、2,000万円指定管理料を払って、やつていただいているということですけれども、そういう意味ではもう、その援助という意味でも一人当たり使用料からすると100円プラスされて運営されている形になるかと思います。その辺も含めて、元湯の方は、その辺は、施設は別ですよ。お互いに施設は別ですので。そういう意味でも元湯にももう少し、元湯の今の状態は、今300円、回数券でなければ300円という状態ですので、サウナもない、ジットバスもないとかいうような状態ですので、なかなかに入る人も少ないんじゃないかなと思いますが、その辺も含めて、是非、改善をこれから考えていただきたいと思います。時間がないので、もうこれで要望みたいな形で終わらせていただきます。

なのはな館についてお伺いいたします。6月議会の同僚議員の答弁で補修工事の内容や将来発生する解体費の問題等含め、譲渡を受ける場合、後年度市に大きな財政負担があつてはならないという市の考え方を重ねて説明させていただきました。協議の中で県からは維持管理も踏まえた利活用等について、今後県の考え方も示しながら協議をしていきたいとの説明がなされております。平成26年3月議会での答弁では、県が支援する根拠の提示という文言もございました。今後、県の考え方も示しながら協議をしていきたいという説明を市長はなされ、県が言ったって形で説明をされたんですが、このときは県は既にこの考え方は県として運営や維持管理、将来の解体は面倒見ない、指宿市独自でやってくれというようなことが、指宿市にしっかりと伝える形になっていたのか。それを市はしっかりと受け取っていたのか伺

います。

○総務部参与（有留茂人） 昨年度の状況につきましては、全施設を利活用するというふうな形での市への提示でありまして、それに基づいて昨年、利活用構想を策定をしたというふうな流れになっております。ただ、今年度に入りまして、やはり維持管理費が掛かる部分については利活用構想を策定した中で、それを達成していける、利活用構想でうたった支援事業について達成していける施設について、今後協議をしようというふうなことで、今年度に入って協議を進めていったところです。今、近年指宿市が抱える課題、健幸のまちづくり、そのようなものについて利活用ができる部分について、今後市の方でやっていきたいというふうなことで、今回の覚書に至ったというふうな状況です。

○16番議員（木原繁昭） 今回の覚書は、市の運営補助等はないわけですが、これまでグラウンドゴルフ場は県民や県外の人々にも広く利用してもらっていると思いますが、体験型観光や宿泊を伴ういろいろなイベント等を行おうとするならば、本土の端であります指宿市に入込客が増えるということは、鹿児島県としても当然指宿に来るには鹿児島市も通って来ますし、JRだったり飛行機を使ったりするわけですが、経済的にも大きなメリットになるはずだと思います。協議の中で、運営負担費を県に求めることや、できれば県の持ち物のまま指宿市が指定管理者的に代理運営をする、指宿市が多く使う分は指宿市も運営費を負担するというような、そういう話し合い等はなかったんでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） 県の施設のままで市が委託を受けて、利活用するというふうな考え方ではなかったかというふうなことだろうと思います。県では、平成22年3月の行財政改革特別委員会でなのはな館の一部の機能について、利用者が所在地、周辺市町に偏っていると、それから多くの市町村が同種の種類のサービスを提供しているというふうな実態や高齢者の生きがいづくり、社会参加等の全県的な取組の在り方を考慮すると、今後も引き続き県で設置する必要性は低いと考えざるを得ないとの結論が出されたところです。なのはな館についてはこの結論に基づいて、県から市、又は民間への譲渡という方針が出されたところですが、民間事業者の決定に至らなかつたというふうなことでございます。その後、市への譲渡の意向が示され、これまで協議をしてまいつたということでございます。県の施設のままで市が使用するという方法についても、県と協議をした経緯はございますが、県は県の施設としての設置は考えていないということでしたので、その後も協議を重ね、利活用構想で検討された事業の実現を考慮しながら、市が必要とする建物だけを残し、市で利活用していくこと、健康増進施設、中央施設、宿泊棟、屋内ゲートボール場等、維持管理費が心配される施設は、平成28年度内に県の負担で解体するということで、そのような議論はされてきたところです。

○16番議員（木原繁昭） 解体費用についてお伺いしたいんですけれども、県が今度解体しようとしている部分、それから市に残す部分、それぞれ解体費用は、将来ですね、市が受け取

った場合、どのぐらい掛かるのか。

○総務部参与（有留茂人） 平成22年に県から解体工事の概算額というふうなことで示された額が、全体で解体をしますと工事費が約8億円というふうなのが示されております。今回、解体する施設の解体費については、約その63%程度の5億程度が掛かるのではないかと思っておりまして、残る施設の解体費については約3億円程度、その22年度の解体工事の概算からいくとですね、そういうふうになろうかと思います。

○16番議員（木原繁昭） 部分的にする部分、付け足す部分っていうかな、その外した部分、修理するものを入れると3億じゃ済まないんじやないかと思います。4億掛かるとして、どつちみち指宿が受け取れないとしたら、県としてはそれを壊すはずですので、その4億円を解体の基金としてもらうような交渉はできないんでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） 今回の覚書に至った経緯ですけど、その一部分は解体をして、残った部分について市で今後活用していくというふうなことですので、その解体費用については、解体は県の方で実施をするというふうなことですので、その解体について市への積立てというふうなのは考えられないのではないかと思います。

○16番議員（木原繁昭） 将来の指宿市の部分の解体の交渉はできませんか。

○総務部参与（有留茂人） 今後、残る施設についての解体費については、市の方で今後利活用していくわけですので、これについては将来解体するとなった場合については、市の責任でというような形になろうかと思います。

○16番議員（木原繁昭） だから、そこを県と交渉できないかと聞いたんです。そこを、どつちみち指宿市が使わないとなれば、県としては壊さなければいけないということですね。

○総務部参与（有留茂人） 今回その費用の負担について、県と協議をしてまいったわけだけれども、その残った施設については市の方でというふうなことで、その将来の解体費用については、県の方では負担をしないというふうなことでの覚書になっているところでございます。それについて、今後、その解体についての協議というふうなものはできないかということですけれども、ある一定の協議がなされてきたわけですので、この覚書を尊重して今後は進めていきたいと思います。

○16番議員（木原繁昭） 覚書についても、ちょっと心配なところあります。解体等の振動等であれしたときの、それも覚書の中には第4条として、前条に定める交付金並びに解体費用以外は譲渡後において、解体施設の解体を原因とする補修及び譲渡施設に関する補修、解体費用が発生しても一切負担をしないと。切り離す際の杭抜き等での振動で建物になんかあっても1億2,000万、何がしのでしかしないということになっているかと思いますけど、この辺はまた検討していただきたいと思います。

時間がありませんので、これ、完全に市が運営する形になったときの、1年目は芝生とか何とかあれでしょうけど、本格的に運営するとなった場合、2年目以降ランニングコスト

はどれぐらい掛かるんでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） 県が施設全体を運営した際には、人件費や事業費を含めて2億円程度掛かっていたようでございます。今回、健康増進施設、中央ホール、宿泊棟、屋内ゲートボール場等、維持管理費が心配される施設は、全て県の方で解体されますので、事業費を除了いた本館と体育館の再開部の維持管理費につきましては、3,000万円から4,000万円ぐらい削減できるのではないかと見込んでいるところでございます。なお、来年度については解体工事もあり、本館は休館となりますので、それより低い金額になるものと見込んでいるところです。光熱水費等の維持管理費については、なのはな館で行われる様々な事業運営によって増減することから、なのはな館再開後の事業費を含む全体の運営費につきましては、なのはな館の管理運営体制、そこで行われる今後の事業の内容等を具体的に検討する中で、今後、試算をしてまいりたいと考えているところです。

○16番議員（木原繁昭） ちょっと時間がございませんので、堆肥化について伺います。前、環衛協と公民館代表の方々との議員と語る会ですね、ごみの堆肥化のことについてちょっと意見を述べさせていただきましたら、指宿は堆肥がすごく余ってるんだということでしたが、その辺の事情はどうなのでしょうか、お伺いいたします。

○農政部長（新留幸一） 堆肥の生産量というか、堆肥が余っているという状況なんですけども、本市における家畜の飼養頭数につきましては、平成27年1月1日現在で乳用牛で57頭、肉用牛で2万4,730頭であります。これを換算いたしますと、堆肥の生産量につきましては、推定となりますけども、年間で約10万tが生産されるところであります。次に、市内の耕種農家における堆肥の利用状況につきましては、県の施肥基準によりますと施肥量は作物によって異なりますが、10a当たり2tから3t、施肥量の目安となり、これを平成26年度市内における農作物の作付け面積から必要量を積算いたしますと、約6万tが必要となるところでございます。それで、約4万tが残る計算となっているところです。ただ、畜産農家によりましては、直接耕種農家へ販売するだけでなく、ホームセンター用として袋詰めを行い販売している方もおられますので、確実な残量算出は難しいところであります。

○16番議員（木原繁昭） これ、どんどん残りつつあるんですかね。どんどん溜まっていくってるのは、これだったら。もう、溜まっている溜まってないでいいです。

○農政部長（新留幸一） 溜まっている堆肥というより、良質な堆肥につきましては、今の畜産農家の堆肥で良質の堆肥を作っている畜産農家は、需要に追いつかない農家もおられるようございますので、堆肥の処分につきましては、我々も法に従ってその事業活動に生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理するよう定められておるところでございます。

○16番議員（木原繁昭） 最後に、コンポストを市民に無料なり、超低価格で提供する考えはないか。コンポストで生ごみを減らすということですね。一番金も掛からないと思いますので。よろしくお願ひします。

○議長（新宮領進） 市民生活部長、簡潔に願います。

○市民生活部長（牟田浩一） 平成26年度の家庭ごみの年間量というのは8,633tで、おおよそこれの20%生ごみとしますと、年間1,700t余りです。これにつきましては、私どもその処分の分散化を考えております。基本的にはそのごみ処理施設で焼却するんですけども、先ほど来から申し上げてますように生ごみのリサイクルモデル事業で3庁舎で堆肥化を図ると。あと、指宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクルモデル事業として、そういうもので、地域内でコンポスト化もやってもいいんじゃないかと考えますが、今の生ごみ処理機のコンポスト、これについては補助金制度もありますので、これについて、また再度研究はしてもいいのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	2時20分
再開	午後	2時30分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。12月になったというのに、昼間は暖かい日が続いております。今年は長雨、台風、そして異常気象と農家の方々はオクラやスナップ、キャベツなど大変な被害を被ったと聞いております。心よりお見舞い申し上げます。ただ、人的災害がなかったことが何よりだったのかなと思っているところです。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

はじめに、安心・安全な生活のために在宅介護に対する支援についてお伺いいたします。今、国ではなるべく在宅で介護をするように仕向けてきております。しかし、在宅で介護するというのは大きなリスクが伴ってきます。家族が在宅で介護できる状況にあるのか、介護に携わる方が仕事を続けられるのか、老老介護になるのではないか、また、独居の方はどうなるかなど、いろんな問題点が出てまいります。そこでお伺いいたします。本市の在宅介護に対する取組はどうなっているのか、お伺いいたします。

2番目に、ごみ問題について伺います。去年12月に30・10運動について質問いたしました。早速、市長率先で取り組んでいただき、本当にありがとうございました。そこで、1年経った今、この30・10運動の成果についてお伺いいたします。

3番目になるのはな館について伺います。宿泊棟や中央ホールなど、解体することが決まりました。しかし、11月に国民文化祭があり、中央ホールでも行われました。とてもすばらしい文化交流会でした。演技がすばらしかったのはもちろんのこと、会場が何といつてもとてもすばらしいでした。この中央ホールを解体するのは何とももったいないと思ったところです。雨漏りがすることでしたが、どこが雨漏りしてるんだろうと思うぐらい、見た目で

は全然分からぬような状況でした。天井が1か所、ちょっと剥がれていますかなっていうところがあつただけで、あとはどうもないように見えました。また、空調が効かないとのことでしたが、何とか方法はないものか。このすばらしいホールを壊すにはあまりにももったいないと思ったのです。その場に来ていた市民の方々ももったいないよねっていう声がとても多かったです。そこで、お伺いいたします。県との協議で解体することになってはいるが、この中央ホールについてはもう一度検討する考えはないか、お伺いいたします。

4番目に人事異動についてお伺いいたします。専門職の人事異動については、もう少し長期間在職した方がいいのではないかと思うのですが、これまで本市としては、この件についてどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

以上、4項目についてお伺いいたします。これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 高田議員からは四つの項目について質問をいただきました。私の方からは2番目と3番目、ごみ問題となのはな館について回答をいたします。1番目と4番目は関係の部長に答弁をいたさせます。

まず、ごみ問題についてでございます。とき、忘年会シーズンであります。いろいろな旅館や飲食店で忘年会がたくさん開かれております。もったいないことに、このおいしい料理や最後に出るお菓子やデザートがたくさん余って、それがごみとして出される現状がありました。そこで、昨年度議員からの提案をいただき、30・10運動、つまり始まってから30分はみんなで出された料理をおいしく食べましょうという、そして最後10分はデザートや果物も食べて、そして会を終えましょうという、そういう運動を進めてきました。これらの生ごみを減量する取組、これが今、ホテルや飲食店で、ポスター等を配って、みんなで取り組むようにしております。市内のホテル・旅館にはポスター・リーフレットも置いてあります。また、住民説明会でも地域で宴会をする場合は、30・10運動を勧めてくださいとお願いをし、生ごみを少なくするようにお願いをしております。市役所、市の職員でも懇親会においても率先して運動を展開するように努力をしてあります。30・10運動の目的であります生ごみ減量の成果については、ホテルや飲食店の方々にお聴きをすると、この運動が始まつてから生ごみの出る量というのは大変少なくなっていると聞いております。やはり、食べ物を大切にする、そして生ごみを出さない取組というのは、30・10運動もですけれども、学校でも、学校給食は残さないように食べましょう、そして家庭でも、出された食事はおいしく食べるようにならうという、その取組にもつながっているものだと思っております。今後も、この30・10運動については市民みんなで取り組んでいくべき運動だと思っております。

なのはな館についてであります。なのはな館、使えなくなつてから5年が経過いたしました。やはり、なのはな館を使いたいという人もおります。そして、県の施設ですけれども、市と話をしながら市で活用できる、つまり使える場所があつたら使ってほしいという、そういう話をしてまいりました。今年に入って、県と協議を重ねる中で、市が必要とする、これ

から使いたい建物だけを残し、維持管理にたくさんのお金が掛かる部分については、それぞれの建物ごとに検討していく必要性があるということで、県と話し合いをし、確認をしました。こうした協議を踏まえ、市では今後の活用の方向性や活用した場合の今後の補修、修理をしたりする、その問題点、そして将来発生する解体しなければならないときのお金等を考慮し、長い将来にわたって市民が利用、活用できる施設について、様々な角度から検討を行いました。その結果、利活用構想、今後どのように利用するかという、そういう資料改訂版を作成してまいりました。県と協議を重ね、先月、ふれあいプラザなのはな館の無償譲渡に関する覚書、市と県で約束事を交わしたところでございます。中央ホールにつきましては、雨漏りがあり特異な形をしておりますので、どこから雨が漏るのか、またその雨漏りの修繕をどうしたらしいのか、足場を組むときには形が普通のものと違うのでたくさんの補修費が見込まれるのではないか、様々なことを考えてまいりました。やはり、維持補修に掛かる不安な要素が大きいと判断したために、中央ホールについては解体をしたいという県との約束をいたしました。しかし、今議員がご指摘のとおり、国民文化祭で利用した中央ホール、市民の中ではもったいないな、すばらしいな、今後利用できるのではないかという大きな、たくさんの意見もいただきました。やはり、これからこのなのはな館をどうしたらしいのか、中央ホールについてもほかの安く済むような維持管理費ができるものかどうか、考えなければならないと思っておりますが、県と覚書をしたそのことも大切にしなければなりません。今後、この地域創生という、そして地域活力創造支援事業という、文化活動、そして健康づくり、スポーツ活動、様々な観点から利用できる場所でありますので、今後、いろいろな意見を聴きながら考えていきたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、関係する部長が答弁をいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 在宅介護に対する支援、本市の取組状況についてのご質問でございます。介護保険で利用可能なサービスは認定区分によって異なってまいります。要介護認定を受けた方は、ケアプランに基づき介護サービスを、要支援認定を受けた方は、介護予防ケアプランに基づき介護予防サービスをそれぞれ利用できるようになっています。この在宅サービスにつきましては、介護職員や看護職員等に居宅を訪問してもらいます訪問系サービスや施設に通つて受ける通所系サービスなどがございます。このほか、日常生活の自立を助けるための福祉用具貸与サービス事業や、住み慣れた家を暮らしやすい環境にするための住宅改修費支給サービスなどがございます。さらには市の事業といたしまして、訪問給食事業として実施しております食の自立支援事業、在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業、訪問理容・美容助成事業、紙おむつ等支給事業などを実施いたしているところでございます。これらのサービスや事業を利用いただき、住み慣れた自宅や地域で自分らしく楽しく自立した生活が送れるように、これまでの生活スタイルをできるだけ維持できるよう、在宅生活の安全確保及び在宅福祉の増進並びに在宅介護者の負担軽減に努めているところでござ

ざいます。

○総務部長（高野重夫） 私の方からは人事異動について。専門職の人事異動については、もう少し長期間在職した方がよいのではないかということについてお答えいたします。人事異動につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し、活用することで組織全体の活力を高め、活性化させていく必要があることから、適材適所を念頭に人事異動等に係る自己申告による本人の意欲、希望等も勘案しながら、全庁的に適切な職員配置に努めているところであります。併せて重要施策の積極的な推進等に対処するため、職員の職務遂行能力の向上や意識改革、多様な業務経験を推し進めるために3年から4年を目安にジョブローテーションによる職員配置も行っているところであります。一方で専門的知識や経験を必要とする部署への職員配置については、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、必要に応じて有資格者等を長期間配置しているところであります。現在、建設部門においては、入庁以来通算20年以上、設計業務等の専門的業務に従事している職員は、土木技師が15名、建築技師が2名、農政部門においては、入庁以来通算20年以上、農政部門で、野菜・花き園芸等や畜産関係の専門的業務に従事している職員が4名おり、また、保健師や学芸員についても、入庁以来長期間にわたり、専門職として配置するなど、それぞれ専門職としての能力等を業務に生かしているところであります。今後も専門的知識を持つ職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは最初の在宅介護についてからご質問いたします。今、いろいろな市の取組についてお伺いしましたが、それでは今後、市はどのような取組をしていくこうとお考えになっているのか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 平成29年度から取り組むこととしております、介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等の保険給付相当のサービスのほかに、市町村独自に国の基準を緩和したサービスを設定できるようになっております。このことはサービス利用の選択範囲が広がり、単価の安いサービスで足りる方にとっては経済的負担が軽減されるものと考えております。また、在宅介護を推進するために、第6期高齢者福祉・介護保険事業計画では、現在市内に3か所あります小規模多機能型居宅介護事業所を平成29年度に1か所増設する計画であります。この小規模多機能型居宅支援事業所は、デイサービスとヘルパー、ショートステイを一つの事業所で一体的にサービスを提供できる施設でございますので、家族介護の負担軽減につながっていくものと思っております。なお、在宅で介護をされている多くの方がそれぞれのケースにおいて、地域包括センターやケアマネージャーを活用しながら、よりよい在宅介護が実現できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、小規模多機能型施設についてご説明いただきました。今後、あと1か所増えるということですので、とてもよかったですと思ってるんですけど、今、この小規模多機能型施設、家族にとっても、独居の方はもちろん、利用しやすい施設だなって思っ

ております。ところで、本市には老人ホーム等の施設がどれぐらいあるのでしょうか。また、その施設に入れない待機者が何人ぐらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（下敷領正）** 市内にあります施設数と入所者数ですが、特別養護老人ホームが6か所で256名、介護老人保健施設が3か所で285名、介護療養型医療施設が1か所で16名、グループホームが12か所で144名、有料老人ホーム等が11か所で206名となっており、合わせますと31の施設に907名の方が入所をされておられます。待機者の数は、平成25年4月末で特別養護老人ホームが199名、介護老人保健施設が92名、介護療養型医療施設が4名、グループホームが97名、有料老人ホーム等が41名となっております。合わせますと何らかの施設へ入所を希望されている待機者は443名おられますが、この待機者の中には既に入所や入院をされている方で、別の施設に入所を希望されている方が308名含まれておりますので、在宅で待機をされている方は残りの126名となっているところでございます。

○**9番議員（高田チヨ子）** 今、老人ホームとかそこの入居者の数とか教えていただきました。

今現在、待っている方は126名、この待機者の方々がこれからこの在宅介護につながっていくのではないかって、そういうふうに思います。実は、以前から何回かお話をしておりますけれども、日置市にふきあげタウンという、国民年金だけの低所得者でも入れる、入居できる施設があります。このようなシステムの施設が完備されると、本市の高齢者も料金の心配をせずに入居できるようになると思います。医療機関と連携してこのようなシステムを作る考えはないか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（下敷領正）** 日置市にあります医療法人が運営されるふきあげタウンは医療、介護、生活支援サービスの施設が近隣に整備されており、その中に低所得の高齢者でも入居できるサービス付き高齢者向け住宅があることは存じているところであります。この施設は、医療法人が独自に所得に応じた家賃の減免制度を導入しているもので、国・県や市の助成を受けることなく、法人経営収益を原資として運営していると聞いています。したがいまして、低所得の高齢者でも安心して生活ができる住宅の提供は現状では経営者の経営理念に頼るところが大きいものと考えております。今後ますます高齢化が進展する中で、国では自助・互助・共助・公助の組み合わせにより、高齢者を地域で包括的に支援するため、住まい、医療、介護、予防、生活支援の五つが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。本市といたしましてもこの構築に向け、様々な取組をしていく中で一人ひとりの高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活ができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○**9番議員（高田チヨ子）** 今後、高齢者の方がますます増えていくのではないかと思いますので、安心して生活できるように、是非検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、30・10運動についてお伺いいたします。1年間が経過して、今市長からもお話

がありましたとおり、ホテルとか旅館等では30・10運動を率先して行ってくださっているところです。そちらの業者さんの方から感想等はお聴きしているのでしょうか。また、どのような声が挙がってきているのか、お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほども市長が申し上げましたとおり、ホテル・旅館等には30・10運動は喜ばれています。市内のホテル・旅館にポスター、リーフレットを配布したときの感想でございますが、食べ残しも減って、生ごみも減る大変よい取組であるとか、丹精込めた料理をきれいに食べてもらえば、作った者でも喜びを感じるというような意見に加えまして、今後、生ごみ減量に向けて積極的に取り組んでいきたいなどの協力的な意見もいただいているところでございます。今後は事業所から運び込まれるごみ量の変化だけではなくて、配布後、ホテル・旅館の生ごみが減った印象があるかなども調べまして、30・10運動の効果を検証してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 事業者の生ごみは30・10運動によって大分減ってきていると私は思っております。今から検証するということですけれども、随分減っているのではないかなって、そういうふうに思います。それでも、まだ残った生ごみっていうのはありますよね。その残った生ごみについては、水切りの問題が出てくるのではないかと思います。本日の同僚議員の質問の中にもありましたとおり、水分が生ごみの中には50%ぐらい入っているとのことでした。実は、先月でしたか、テレビをたまたま見ていたら、そのテレビの放映の中に海ぶどうを作っているところの放映がありました。その海ぶどうを出荷する際の水切りがどうすればうまくいくのかなっていうことで検討をした結果、考案されたのが海ぶどう専用の洗濯機、もう使われてない洗濯機を海ぶどう専用にして、その洗濯機で脱水をする。そうすることで海ぶどうの水分が飛んで出しやすくなったというテレビ放映がありました。私はこのテレビ番組を見ていて、これは本当にいい方法じゃないかなって思ったところです。洗濯機っていうのは衣類を洗濯して脱水するものではあるけれども、生ごみ残菜を脱水するのにも使えるのではないかなって、使われなくなった網とか、そういう何かいろんなものを中に入れて、そしてそこに残飯とか残菜を入れて脱水をかける。そうすることによって、この生ごみに残っている水分が随分と飛ばされて、軽くなるのではないかな、そういうふうに思ったんですけども、このことについてはいかがお考えでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 今の議員がおっしゃいましたその海ぶどう専用の洗濯機という存在自体を私存じ上げておりませんので、何とも答弁しようがないんですけれども、今、頭にイメージとして浮かぶのが、恐らくその事業所から出る生ごみの水分を取らないといけないと。例えばその汎用品の家庭用の洗濯機に脱水機が付いてますので、それにネットかなんかでその生ごみを入れて脱水機にかけて水分を取ることじゃなかろうかと思うんですけど、確かにそういう方法というのは手軽で一絞りというよりも二絞りも三つ絞りもできるようなことになるのかなという、そういった手軽な方法であるとするならば今後研究していく

価値は十分あるのかなというふうに考えるところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 是非、研究してほしいと思います。それと、家庭の生ごみなんんですけど、家庭の生ごみもやっぱし水切りをする必要がある。みなさん家庭ではネットに入れて、それを絞って出すという方法を取っていると思うんですが、実は日置市の方に行ったときに、生ごみ絞り器っていうのがあったんです。その絞り器でぎゅっと絞って、その生ごみを出すよっていうのもお聞きしました。それは、確か100均で売っているようなことを、日置市の方は言ってました。私も実際に確かめてないので、確かではないんですが、この家庭用の生ごみを絞るための絞り器、すごく簡単なものでした。その絞り器がどこに売っているのかを日置市の方に聞いてみるお考えはありませんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 私ども、家庭から出る生ごみの一絞り運動というのを進めている立場上、やはり議員がおっしゃったようにそういうものもどのぐらいの価格であるのか、そういうものが、ここでははっきり言えませんけど、利活用ができるかっていうのはちょっと研究してまいりたいと思います。以上です。

○9番議員（高田チヨ子） よろしくお願ひします。燃えるごみの中にまだ資源ごみが多く入っているということが問題になってきています。確かに分別ができずに何でも燃えるごみの中に入れて捨てている、そういう方も多いし、特に高齢者の方が多いように思っております。この分別できない方に対しての指導とか、本当に施設で、収集所で指導していくとかそういうことが必要になってくるのかなと思うんですが、その燃えるごみの中から生ごみだけを別に収集するということが大事ではないかなって思っているんです。ですので、この生ごみだけを別に収集するということについては、どのように思われているでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 生ごみだけを可燃ごみから分けて分別収集する考えはないかというご質問だと思うんですけど、平成26年度の家庭から出る可燃ごみというのは、年間8,633t、先ほども申し上げたんですけど、そのうちの20%が生ごみだとしますと、1,700t余りが年間の生ごみ量となりまして、1回の収集当たり約6.6tの生ごみを処理する必要があります。まずはその、生ごみを分別収集する前に、この約6.6tの生ごみの処分先の確保が必要となります。また、生ごみだけをごみステーションで収集するとなると、新たな収集運搬経費も必要となって、悪臭も懸念されますので、ごみステーションを管理する地区の理解や協力が必要となります。このようなことから、本市としましては先ほど来から申し上げますように、生ごみの一絞り運動の推進はもちろんのこと、まずは生ごみリサイクルモデル事業を実施しまして、この結果を検証しまして成功と判断できるようであれば、山川・開聞地域の常設収集所にも事業を拡大していきたいと考えております。しかしながら、常設収集所までは距離が遠いなど、その生ごみの持ち込みが困難な住民の方もいらっしゃいますので、別途に対策が必要ではないかと考えております。このようなことから、今後は他自治体のその生ごみ回収事業のよい点を参考にしながら、指宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ご

みリサイクル事業を検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 先ほど、同僚議員の質問の中で、部長が答弁されてました日置市のごみ処理も検討するというご答弁がありました。本当にこの生ごみ問題、大事なことですので、取り組んでいかないといけないことだと思っております。まずは生ごみを減らす。燃えるごみの中からその生ごみだけを減らすだけでも、燃えるごみの量が減ると思うんですけど、そのことについてはどうでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員がおっしゃいますとおり、可燃ごみ袋の中には、これまで古着が入っていたりとか生ごみも入っています。それ以外に資源ごみも25%というものがありますので、これをいかに引き出すかということにつきましては、古着については今もやっておりますし、生ごみのリサイクルモデル事業にもやっております。そして、今後更にまた進めないといけないのは、可燃ごみ内にある資源ごみの25%をいかに抜き出すかという、こういう大事なものもありますので、それもひっくるめて三つの方法でやはり進めていくべきではないのかなというふうに考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 今、市役所の方の常設収集所に11月から生ごみ処理機も稼働するようになったとのことがありました。でも、これは近隣の方だけしか利用できないと思いますけれども、現在、持ち込み人数並びに搬入量とか分かっていましたら教えていただきたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 今現在、指宿市の市役所内の常設収集所で古着と生ごみを集めておりますけども、古着については今年の11月4日から12月9日まで集めた集計が、約1か月なんですが4.8tの古着を集めています。ただ、生ごみがですね、残念ながら27年の11月9日に開始して、12月9日までの現在が延べ149人、わずか205kgなんですけども、これについてはちょっと少ないので、これからもチラシを配るなどして普及をさせていきたいというふうに考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 新しくできるこのごみ焼却所の延命化のためにも、生ごみの問題を真剣に取り組んでいく必要があると思っております。その上で資源ごみの分別を進めること、そして生ごみをきちんと分別して、燃えるごみは燃えるごみとして出す。そして、今部長からお話がありましたとおり、古着も集めているということですので、よかったですなと思うことなんですけども、とにかく何が必要かと言えば、生ごみと資源ごみと確実に分けるということが大事になってくるんだと思っております。それで、市長にこのことは答弁していただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） ごみの問題については、先ほども質問がありましたけれども、みんなでごみを少なくする、そして、分別をしてリサイクル、資源ごみとして出せるものは出せるようになん市民頑張りましょうというのが、指宿市の考え方であります。そうすることで、焼却炉、今造っておりますけれども、新しい焼却炉、そしてそこで燃やした灰を運ぶ、いわゆ

る最終処分場等も長く使える、そういういいことがたくさんあります。ですから、議員の皆様方から質問をいただいたこのごみ問題については、一緒になって解決をしていきたいと思っております。特に生ごみ、食べ残しとか家庭で台所から出るごみの問題については、水をしっかり切って出すとか、そして宴会等では残さず食べましょうとか、そういうかねての努力によって必ず生ごみも減量できるし、そして資源ごみとしてリサイクルできるものを利用することによって、地球環境に優しい、そういう取組にもなります。小学校の子供たちも地球に優しい環境を守るために、ごみをどうするかという勉強もしているかと思います。家庭、地域、そして役所、議員の先生方、そして子供たち、一緒になってごみの減量に取り組むべきだと思っているところであります。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。それでは、私たちも真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なのはな館についてお伺いいたします。この中央ホールを壊すのはもったいないという観点から、この中央ホール、特異な体型をしてるので、この屋根だけを壊して、又は屋根を壊さずとも屋根は残して中になんかこう蓋をするというか、雨漏りがしないように、何か円形の屋根を造るとか、そうすると空調の問題も雨漏りの問題も解決するのではないかかなって、そういうふうに思っているのですが、そのことは考えられないかお伺いいたします。

○総務部参与（有留茂人） 現在の形状を変えて使用するということになりますと、補修工事ではなく改修工事ということになります。改修工事については市の予算で行うことになり、その分の財政的負担も新たに発生することから、利活用構想で想定した事業の実現性、維持管理費や改修費、将来発生する解体費等の問題を総合的に考えて、今回はそのような判断に至ったという次第でございます。

○9番議員（高田チヨ子） 改修工事をするとなれば、どれぐらい掛かるのかお分かりになりますか。

○総務部参与（有留茂人） 正式なと言いますか、その設計を委託をして最終的には計算をしないとはっきりとは言えませんけれども、今の現在で補修をするとなると、中央ホールについては数1,000万円掛かるというふうなことになろうかと思います。また、その改修についても数1,000万円の単位で掛かるというふうなことを聞いております。

○9番議員（高田チヨ子） 関連しての質問になりますけれども、解体工事が始まるときグラウンドゴルフ場とか体育館とか、解体しないということになってますので、そこの利用はどうなっていくのでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） 芝生広場の利用につきましては、解体工事が始まる前までは現在とおりご利用いただけたと考えております。ただ、解体工事が始まりますと、安全対策上、やむを得ず敷地内への立入りが制限される可能性も考えられます。しかし、できるだけ現在利用しておりますので、利用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは市長、この中央ホール、どのようにしたらいいか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（豊留悦男） 先ほど、議員の方からもありましたように、市民の中からももったいないな、残して今後使ったらしいのにという、多くの声も寄せられております。しかし、一方では雨漏りがしたり、今後修理をするとなるとたくさんのお金がいるから、仕方がないなどいう、両方の声があります。やはり、これらのこと総合的に考えて、県とは覚書という約束事としてここは壊しましょうという約束はいたしました。やはり、雨漏りの状況として、今後の利用の仕方を含めていろいろ考えた結果、出した結論でありますけれども、やはり指宿はいろいろなイベントがあります。それで活用できないかとかいろいろ検討してまいりましたけれども、先ほど担当の参与が答えましたように、今のところは、現状では覚書では壊すことになっているところであります。また、今後更にこの覚書を変更するとなると、県とのまた話し合いが必要だろうと思っております。どれだけ掛かるのか、残した場合にどういう利用の仕方ができるのか、その方が市民にとっていいことなのか、様々な観点から考えていくべきことでもございます。やはり、市民にとっていい場所だとして、芝生広場、体育館、そして解体しない場所を本当に喜んで、残してよかったですなのはな館をという、そういう施設にする、それが市の仕事であろうと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 是非、今後なのはな館が残ってよかったです、ここを残してよかったです、残った場所が全てそういうふうに市民から言われるような場所になっていったらいいかなって、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、人事異動についてお伺いいたします。先ほど専門職とか有資格者とかいうご答弁をいただきました。20年以上勤めている方もいるっていうこともお聞きしました。ただ、私たちが見る感じでは、市役所の方ってよっちょゅ変わっているなっていうのが、正直な意見、私の意見です。11月の4、5日で農業委員会で宮崎県の日向市と串間市の方に研修視察に行ってまいりました。そのとき、串間市では農政課の方が対応してくださいました。そして、この農政課の方が中山間利用のことについてお話をしてくれましたが、農家の現状とか農地の状況とか、事細かに全て把握しておりました。すごいなって、こんなにここ農家の方のことを御存じなんだろうか、また、この農地をこういうふうにすればいいとか、ここまで詳しく把握できるってすばらしいなって思ったんです。あとから、その農政課の方にお聞きしました。何年ぐらいこの農政課にいるんですかって聞いたら、実は17年農政課に携わっていますって。15年間、最初農政課にいて、2・3年別の部署に行きました。その後、また農政課に戻ってきて、今2年になります。それで合わせて17年になるんですねって。だから農家の方のことは何でも分かりますよっておっしゃったんです。なるほどなって思いました。あ、こんな方だったら誰が質問に行っても全て答えられるんだろうなって、そんなふうに思ったところでした。昨日も同僚議員の方が専門職員の配置状況ということで質問を

していました。その中で指宿にも専門職の方が150名ぐらいいるっていう答弁もいただきました。やはり、市民が安心して尋ねることができ、納得できるように配置することが大事ではないかなって、そういうふうに思います。それで、もう1回、先ほどもありましたけれども、この専門職の方の異動はできるだけしないように、そして、誰から尋ねられてもすぐ答えられるようにした方がいいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 職員の人事異動等につきましては、特に一般の事務職等については、いろいろ広く経験を積ませるために、20代については、3年ぐらいで幅広く経験をしていたこうと。30代、40代については、じっくり仕事をしていただこうということで4年、5年という形で考えております。そのような中で、専門職については、特に専門的な事項が多いでするので、例えば農政部門の例がありましたけれども、農政部門においては、入庁以来通算20年以上、農政部門で野菜・花き園芸や畜産関係の専門職の専門的な業務に従事している職員が指宿でも4名おります。入庁以来長期にわたり土木技師等についても、建設部の中で道路を担当したり河川を担当したり下水道を担当したりという、そういうような技術部門で技師については配置を考えておりまし、やはり市民が役所に来たときに安心していろいろ尋ねられて、相談に乗れるような職員を育てていくということが必要でありますので、研修等もそういう中で充実させて専門的知識を持つ職員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 市長のお考えも聴かせていただけますか。

○市長（豊留悦男） 市役所にはやはり専門的な知識や技能を持った人と、一般的な事務、いわゆる一般職として働く、様々な人たちが市役所で働いております。特に議員からご指摘のありました、農業や土木や健康や、そういうところには技師とか免許を持った専門的な人が働いておりますので、できるだけ市民の幸せのために、又は市の発展のために長くその場所で自分の得意な専門性を生かした仕事をしていただく、そういう努力はしているところであります。ただし、専門職の方が例えば税務を担当したり、市民生活の心配事を相談したり、企画のところに行って仕事をしたりすることによって、また違った意味で市役所の職員として頑張ってくれるのではないかと思います。しかし、やはり専門職としての仕事は本来、様々な、農業は農業の、土木は土木のことについて、専門的な知識や技術を持っておりますので、そこで市民の幸せのために頑張っていただくような、そういう取組をしなければならないと感じております。

○9番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。市民の皆様が安心して相談ができるよう市役所に行ったら何でも相談できるし、何でも気軽に話せるよって、みんながそういうふうに思うようになったらいいな、そんなふうに思います。どうかよろしくお願ひします。

大村教授が昨日、受賞を受けました。定時制の工業高校に勤務する青年教師が試験用紙を配っていると、一人の生徒の指先に油が付いていた。昼間は町工場で汗し、夜学に通う真摯

な姿に胸を打たれた教師は、自分も真剣に学び直そうと大学院に進んだ。このかつての青年教師が、昨日ノーベル医学賞の授賞式に臨んだ大村智さん、小さなきっかけが人生を大きく変える。地道な微生物の研究を重ね、何億人の命を救う成果を生んだ大村さんの人生がそうであった。あの出会い、あの言葉が私を変えた。そう言える努力を積み重ねる中に、人生の幸福と勝利がある。そういうふうに私も思います。以上で終わります。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	3時22分
再開	午後	3時32分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。2日目一番最後になりました。1項目しかありませんが、1時間たっぷり使いたいと思います。今日は、見ていると小学校の生徒さんがいらっしゃいますが、私も議員になったときに、子供たちが夢を描き、夢をかなえられるような指宿をつくりたいという思いで、政治家を目指して議員になりました。また、みんなが笑顔で過ごせるような指宿をつくっていくように、ここにいらっしゃる皆さんと共に頑張っていきたいと思います。今回の質問とも少し関連してるんですが、社会環境の変化によって子供たちを取り巻く教育環境というのも大きく変わっていると思います。私は1995年、もう20年前ですが、大学に入学したときにWindows 95というものが開発されまして、大学の授業の中でもホームページを作ったりとかパソコンの授業が始まった一番最初の方の年じゃないかなというふうに思っております。それから、20年経ちました。今、普段の生活の中でもITであったりネットですね、そういうものも必要不可欠なものとなっております。また、私には皆さんと同じように小学校に通っている息子が1人います。聞くところによると、もう1年生でパソコンの授業が始まったり、国際理解という科目で英語がもう授業が入っているというふうに伺っております。このように、小さいときから英語、ITに関わるというのは、子供たちの将来のためにもとても大切なことだというふうに思っております。このIT教育、この中でもアプリを作ったりとかプログラミングの教育というのは必須になってくると思います。そうすることで、わざわざ大都市に就職に出掛けない、自分でそういう技術、能力を使って地元で起業をする、そういうこともできるんじやないかというふうに思っております。本市においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で安定した雇用を創出するというところがありますが、この中、高校生の地元就職率のところは取り上げていらっしゃったと思うが、そういうところだけではなく、地元で自分で頑張って起業する、そういう起業率のところも目標として挙げていただきたいというふうに思います。すいません、ちょっと話がずれましたが、子供たちの真剣な姿を見て、ちょっとそいつたところに話がいきました。このIT教育に関しては、次回しっかりと質問をさせてい

ただきたいと思います。

それでは、本題の今回の質問に入らせていただきたいというふうに思います。人口減少や高齢化に直面する自治体において、インターネットに代表されるＩＣＴ、情報通信技術を活用した情報発信が進んでいます。地域活性化をどう進めていけばよいか、ＩＣＴを活用したまちづくりを推進するため、国では総務省のＩＣＴふるさと元気事業をはじめとして、様々なスマートフォンを活用した公共サービスの向上とＩＣＴ人材の育成を推進しています。これはスマートフォンによる多彩なアプリケーション機能により、ＩＣＴプロジェクトを推進し、雇用の創出・拡大及び地域公共サービスの向上を目指しているものです。総務省が行った全国125地点のサンプリング調査によると、スマートフォンの利用率は全年代で62%ですが、20代は94%，30代は82%と若年層では圧倒的に多数を占めています。更に、通信利用動向調査によるインターネット利用状況も、平成23年度は9,610万人で利用率79.1%，平成26年度には1億18万人で82.8%の利用率となっており、この背景にはスマートフォンによる利用の増加が要因として挙げられます。昨年6月の定例会でも質問しましたが、指宿の魅力発信のためのネットワーク環境の充実は必要不可欠であり、情報発信による効果として観光客の誘客、誘致も挙げられます。先月には政府観光局から平成27年度の1月から10月の訪日外国人旅行者が推計1,631万人となり、既に昨年1年間の旅行者数である1,341万人を超えて、数年で1,900万人に達する見通しであると発表されました。2020年までに2,000万人達成という政府目標も現実味を帯び、早期達成の可能性が高まっています。本市においても、平成26年度、海外からの宿泊者数は4万3,711人、前年比で118.8%，観光消費額においても、平成25年度は33億5,000万円に上るという試算も出ています。天災や風評もあり、国内旅行者数が伸び悩み、市内旅館、ホテルへの宿泊者数が減少する中で、海外旅行者が本市に与える影響もますます大きくなりつつあります。こうした中、インバウンド対策の一つとして、公衆無線LAN、Wi-Fiスポットの整備が挙げられます。訪日外国人が日本旅行の際、不便を感じた点に関するアンケートを行うと、この点が必ず上位に挙がっています。訪日外国人旅行者が増加する中で、スマートフォンやタブレット端末を介した観光情報の入手が進み、ウェアラブル端末も普及しています。今後、ますます情報入手環境の充実や普及の重要性は高まると見込まれています。このような中で、本市としても情報発信戦略にもっと積極的に取り組んでいかなければならぬというふうに思います。以上のような点を踏まえまして、今回は本市のＩＣＴ活用について、現状とどのような取組が行われているのかについてお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男）　ＩＣＴ活用、情報通信技術と言いますけれども、その取組についての質問をいただきました。11月14日、マグニチュード7.0の地震が起きました。そのときに、私のスマートフォンには地震発生です、津波に注意してくださいというそういう連絡が入りました。正しく、こういう防災面、安心して暮らせる、国民の命を守る、そして市民の命を守る

という観点からも、すごいなと、地震があったらこんなにして連絡があつて注意してほしいという、そういうのはやはり情報通信技術の発達だろうと思ってありがたく思うことありました。指宿駅前、外国からの観光客がたくさんおります。よく見てみるとタブレット端末、パソコンの小さいものとかスマートフォンを操作しながら、指宿はどこが楽しいのだろう、観光スポットとしてどこがあるのだろう、そういう情報の検索をしている姿をよく目になります。やはり、これからはICT社会、情報や通信技術をうまく生かした生活が必要になってくる。そのために市も努力をしなければならないと思っております。やはり、ICT、コンピューターやインターネットに関する情報処理及び情報通信に関する取組は、積極的にやっていかなければならないと思っております。市ではICT利用として昨年度、県の地域振興推進事業、この南薩地域、薩摩半島の地域を元気にしていこうという、そういう事業を活用して市内の主要観光地10か所に無料でインターネット高速通信が可能となるWi-Fiスポットを整備いたしました。この整備により、指宿市の観光地としての情報を外国の方も日本の方も気軽に入手できるようになったほか、フェイスブックやツイッターなどのSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスと言いますが、これらを通して指宿の良さ、観光地としてこんなにすばらしいところですよという魅力を多角的に発信していただくこともできるようになりました。このほか、スマートフォンやタブレット端末で広報誌、指宿市のPRをする広報誌も読めるようになるように、無料アプリ、i広報誌と言いますけれども、それを導入したり、指宿での暮らしや旅をスマートフォンで楽しむ健幸という、指宿は健幸のまちを目指しておりますので、健康をコンセプトにしたいぶすきアプリという、そのアプリの開発に取り組んできたところであります。訪れた方々に指宿の良さを十分楽しんでいただく、そして災害があったときに市民の命を守り、安全を確保するという観点からも、Wi-Fi等のネットワーク環境の整備は大変大切だと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。今、Wi-Fiの設置についてのお話がありました。県の事業を使って10か所、これは県内の中でもこのWi-Fiの整備、とても早かった方だつていうふうに思っておりますが、約1年経ちます。10か所設置してからですね。その後の新しいスポットの増設はあったかどうか、教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 平成26年度に市内主要観光地10か所にWi-Fi機器を設置しまして、観光情報の収集やSNS等の情報発信などが行えるように整備したところでございます。これにつきましては、設置費が297万円、維持費が年間86万円でございます。主要観光地は接続できる環境になったため、現在のところ、増設の予定はございません。しかしながら、Wi-Fi設置は、インバウンドや情報発信において重要な課題と考えておりますので、主要観光地以外の、例えば商店街とか観光施設などが設置をする際に国の補助事業等もございますので、そのようなもので市全体にこういうWi-Fiが広がりますよう、通り会とか商工会議所等と連携を図りながら、推し進めていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○3番議員（恒吉太吾） 市としては今後増やす考えはないというところでいいんでしょうか。

その、いろんな商店街であったり商店に対すること、援助はしても市として増やすという考えは、観光面でないという認識でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今のところ、市内主要10か所に設置し、この設置箇所ということ

については、他の市町村のWi-Fiの設置箇所よりも、例えば隣の南九州市に比較しても、鹿児島市に比較しても、設置箇所数につきましては充実しているものというふうに思っております。今後、新たな設置要望箇所、必要箇所等が出てきました場合には、またその時点で検討を進めていきたいというふうに思っております。

○3番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。10か所、確かに県内の中でもたくさん

ある方だと思うんですが、海外から来られる方、今ここで、さつきありましたSNSを通じていろんなことを発信したいという気持ちが強い方が多いように思います。10か所が20か所になれば、それぞれの施設が点であったものが線になる、線が面になる、これってすごい環境の整備にとって重要なことだと思いますので、今後市としても、10か所でもう十分足りてるんだということではなく、もっとどんどん、維持費の問題は確かにあるかもしれません、それを上回るほどの、また観光客の方に来ていただけるような、是非ネット環境の整備をしていただきたいと思います。

ついででっていうわけではないですが、今、人数の問題を言ったんですけど、Wi-Fi設置前ですね、観光客が、海外からのお客さんですね、どれくらい変化があるのか、もし分かる数値があったら教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 一応、平成26年度事業でしたけど、設置は平成27年3月にWi-Fi

を設置しております。そういう関係で、これがWi-Fi設置によって観光客が増えたという確たるバックデータはございませんけれども、単純に今年1月から9月までの外国人宿泊者数を比較してみると、平成26年1月から9月までが2万9,000人程度、そして平成27年が4万1,700人程度ということで、143%の対前年度になっております。この数字を見てみると、これは平成19年度からのデータでいきますと、その年によっていろいろな増減はありますけれども、概ねこれまで120・30%が平均値だったということからしても、高い伸び率を示しているものというふうに認識しております。

○3番議員（恒吉太吾） はい、ありがとうございます。今、あったようにWi-Fiができた

からって、全てその目当てのお客さん来ているわけでは、当然ないと思います。ただ、こういった数値がありまして、実際4万数1,000人ですね、すごい伸び率を見せているわけですで、そういうスポットが増えれば指宿に滞在する時間も長くなる。長くなればそれだけこの地域にたくさんの消費をしていただける可能性、泊まっていただける可能性っていうのも増えてきますので、なかなか日本国内の旅行者数が伸び悩む中でこういった海外からのお客

様っていうのは大事になってくると思いますので、今後もしっかりと整備をしていただきたいと思います。10か所、今Wi-Fiスポットありますけれども、確かに優れたすばらしい観光地、観光施設ですが、それ以外にも指宿には、住んでいる私たちが気付かないような資源であったり、観光資源があると思いますので、そういうスポットがたくさんあればあるほど、気付かない資源を発見していただけると思いますので、是非今後もたくさんの整備を進めていただきたいというふうに思います。

先ほどから申しますように、なかなか人口が減少する中で、インバウンド対策、海外からの含めてですね、交流人口を増やしていくっていうのが、この指宿、生き残る一つの術のかなというふうに思っておりますので、しっかりと整備する。ただし、どこでもこのインバウンドに対しては、今言います、もうインバウンドインバウンド、言葉はよく聞きますが、しっかりと目標、ニーズを持って、どんな人がどういったニーズを持っているのか、そういう見極めをしながら、今後も進めていっていただきたいというふうに思っております。

観光の方のWi-Fiスポット整備については以上になりますが、先ほど市長の方からもあった、11月14日、枕崎沖西南西を震源とするマグニチュード7の地震がありました。この指宿においても震度3を観測しまして、幸いなことに大きな被害というのはなかったのですが、こういったこと、90数年振りだったと思いますが、これはもう想定外ではなく想定内、いつ地震、天災っていうのは起こるか分かりません。そういう中で、こういった災害が起ったときに自分の安全を家族に知らせたい、友人に知らせたいっていう気持ちは誰もが持っているものだというふうに思っております。東日本大震災がありました。あのときも固定電話や携帯電話がつながらない、つながりにくい状況という中でこのWi-Fiを使ったアクセスは比較的つながりやすかったというふうに聞いております。適切にスポットをこれから増やしていくことで想定外を作らずに対応できる、災害に強いインフラ構築ができると思います。そこで質問になります。防災面から考えて、Wi-Fi整備についてお聞きしたいと思います。災害等が起った際に市民の生命を守る拠点となる庁舎等の公共施設において、通信環境の整備も喫緊の課題の一つというふうに思っております。この問題についても1年前に質問したとき、庁舎においては共生・協働センター、COCICOはしむれ、指宿図書館、山川図書館の4か所だけ、このWi-Fiが整備されているというふうに伺っておりますが、その後、庁舎を含めて公共施設、スポットの増設が行われているかどうか、お答えください。

○総務部長（高野重夫） 本市における庁舎、避難所等防災拠点における防災用Wi-Fiの環境につきましては、現時点では整備されていない状況であります。市の施設等についても、先ほど議員が言われたとおり4か所のみであります、その後、増設はされておりません。

○3番議員（恒吉太吾） 総務省の方でも観光・防災Wi-Fiステーション整備事業として平成26年も補正、27年も予算を組まれている事業があります。補助率2分の1で、防災拠点、庁

舎なんかにも使えるような事業だと思いますが、こうした事業を御存じかどうか教えてください。

○総務部長（高野重夫） 庁舎等の改修計画を立てる中で、そういう情報面についてもいろいろ調査をした経緯がございますけれども、詳しい中身のところまでは存じておりません。

○3番議員（恒吉太吾） この整備事業ですね、これとまた含めて、今後2020年東京オリンピック、鹿児島国体もありますが、その開催までに政府が公衆無線LANを全国3万か所整備するという方針も打ち出しています。昨年になりますが県の事業で350万掛けましてWi-Fiスポット10か所設置しております。市単独での事業として難しいのであれば、こういった事業、実際あるわけですので、国の補助事業であったり、使った整備ができないか、もう一度その点、検討の余地がないか教えてください。

○総務部長（高野重夫） 近年、スマートフォン等の携帯情報端末の普及により、インターネットからの情報収集や情報量が増大していることから、Wi-Fiなど公衆無線LANの設置が注目を浴びており、特に観光コンテンツの提供や防災への活用など、誰でも簡単に利用できる公衆無線LANに対する整備の要望が高まっていることは認識しているところであります。また、市民の方に対する防災情報の伝達手段としては、防災行政無線による放送や市内の携帯電話等に一斉にメールを送信する緊急速報メール、市のホームページへの掲載、消防署や消防団等の広報車による広報、またテレビのデータ放送等による防災情報の周知を図っているところですが、災害発生時においては、安定した災害情報の伝達が求められ、情報の収集や連絡、有効な通信手段の確保、多重化を図ることも重要であることなどから、Wi-Fiについても今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 是非ですね、今答弁いただきましたが、今後いろんな状況を考えるときに想定しながら、庁舎をまず優先的に増設していただきたいと思います。観光面で言えば、海外からのお客さんがこの指宿に初めて来ても、迷わず安心・安全に旅行ができる。また、今防災の面を言いましたが、もし万が一災害が起つたとしても安心・安全、避難がしっかりとできる、こういった体制がこの指宿ができるのであれば、すごい観光にも強い、防災にも強い街として世界に発信できるわけで、是非観光、防災両面からWi-Fiスポットの整備、進めていただきたいと思います。

Wi-Fi整備については以上になります、二つ目の質問になります。次にオープンデータについてお聞きしたいと思います。先にオープンデータ少し説明します。オープンデータとは機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、手軽にデータのダウンロードや利用ができるようにしたものです。加工しやすいファイル形式でデータを公開することで様々な情報、サービスが提供されます。地域に必要な情報、サービスを行政と市民が一緒に作っていく取組はオープンデータを活用し、市民が地域の課題や解決策を考え、そこから政策形成への市民の参加が行われます。最近希薄になりつ

つある地域コミュニティ再生も期待されています。また、効率化や新しいサービス、事業の創出などのイノベーションの宝庫としても、今注目されています。政府においてもオープンデータに取り組む三つの意義として、1、経済の活性化、新事業の創出。2、官民協働による公共サービス、防災、減災を含む、の実現。3、行政の透明性、信頼性の向上を挙げています。以上、述べました点でオープンデータに対する認識はよろしいか、補足があれば付け加えてお願ひします。

○総務部参与（有留茂人） 今、議員の方でオープンデータについて、るる説明をいただきましたけども、そういうことだろうと思います。一言でオープンデータとはということで説明すると、広く開かれた利用が許可されているデータのことだろうということで、一言で言えばだろうかと思います。

○3番議員（恒吉太吾） すいません、私の回りくどい説明を簡潔にしていただきありがとうございます。ではですね、今おっしゃったデータのオープン化について、指宿市での取組について教えてください。

○総務部参与（有留茂人） オープンデータの取組ですけれども、インターネットの普及やスマートフォン、タブレット端末の機能向上等により、行政や企業、国民等が容易に大量なデータを扱える環境が整ってきていると思っております。このことから、先ほど議員からありました国では、国や地方公共団体、独立行政法人や公益事業者等が保有する公共データについて、その組織や業界内等でのみ利用されているデータを、社会で効率的に利用できる環境の整備が必要であるとして、オープンデータ化を推進していると認識しております。現在、本市ではオープンデータ化はしておりませんが、ホームページを通じて各種統計データや防災ハザードマップ、観光情報など、市民生活や観光客等の利便性向上のための情報発信に努めているところでありますけれども、オープンデータとしての位置付けは今のところしていないというところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） データの公開のところ、おっしゃられたんですけど、指宿の場合は結構使いにくい、データとしてまだ使いにくい感じなのかな。PDFであったりそういうところが多いと思いますので、今後、もう少し使いやすいように、データの二次利用がしやすいような、ランクアップというかバージョンアップをしていただきたいというふうに思います。オープンデータ、結構、鹿児島ではまだ少ないですが、全国の自治体においては、先進地というか、例えば新潟県の鰐江市なんか、とてもこのオープンデータの公開、進んでいると思いますが、そういった先進事例について、何かこう勉強をされたり参考にされる点っていうのはなかったでしょうか。

○総務部参与（有留茂人） オープンデータ化については、二次的に使いやすいようにというふうなことで、先進事例が多々ありますので、そこの情報がどういうふうな公開をしているのかというふうなことで、ホームページを検索したりして研究は進めているところです。

○3番議員（恒吉太吾） 今、申しました例えば鯖江市だとA E Dの設置場所、消火栓の場所、市内公園のトイレ情報、避難所等といったものが、市ではなくて民間がもうアプリを作成されてます。やっぱり使いやすい状態だから、その作成がしやすい、そういうことでとても進んでいる街だと思います。また、千葉市ではお祭りデータセンターといったものがありまして、市内で親しまれているお祭り、行事をこのアプリで知らせるということで、ここにはみんなでまちを元気にしようという気持ちが込められています。オープンデータがこうやって地域の活性化につながるような事例もたくさんありますので、是非いろんなところ、先進地を検討していただいて、早い段階でデータのオープン化が進むように、これからホームページのリニューアルもあるというふうに伺ってますので、そういうものに合わせて、いろんなサイトを作つていただきたいというふうに思います。

もう1個、オープンデータのところで、今後オープンデータを公開することが始まれば、市民との協働による活用が出てくると思うんですが、その活用に対して、市民との関係についてはどのように考えているか、教えてください。

○総務部参与（有留茂人） オープンデータ化として、その利用ルールを設けて、オープンデータ化をしていきますと、その公共が持っているデータというのが使いやすくなりますので、それを確保することによって、地域の課題とかそういうふうなのが見えてまいります。ですので、そういう地域の課題をどういうふうに克服していくかというふうなことでのコミュニティでの利活用というような、今後、進んでいけるように、本市としても検討していきたいなと思っているところです。

○3番議員（恒吉太吾） ある程度、一定のルールっていうのは必ず必要にはなってくると思いますね。それを取り入れながら、これ、いただいた創生総合戦略全体図ですかね、指宿の、この中にも市民との協働のまちづくりというのがしっかりとうたわれて、地方創生の一環、このまちが生き残るための施策の一つに入つてますので、こういったところ、是非ルール作りをしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

オープンデータはこれぐらいにして、一番今回聞いたかったいぶすきアプリについてお聞きしたいと思います。最近は民間のアプリもそうなんですが、市が独自にこのアプリケーションを作るという、開発しているところも増えています。本市においても、いぶすきアプリ、チラシを最近よく見るようになりましたが、そういうものが開発されております。県内において、結構早い方であったとは思うんですが、このアプリを作ったのがですね。ほかに本市以外で、鹿児島県の自治体において運用しているところがありますでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 私が承知いたしているところにつきまして、アプリにつきまして、奄美市が最初、開発をしたという具合に認識をいたしております。

○3番議員（恒吉太吾） 奄美市がいつから、大体運用したのかと、あといぶすきアプリがいつから運用したのか、運用開始がですね。予算自体は去年だったと思うんですが、開始した時

期を教えてください。奄美市の場合、分からなければ結構です。

○健康福祉部長（下敷領正） 奄美市のアプリの供用開始については、ちょっと把握をいたしておりませんが、本市のアプリにつきましては、4月29日のアロハ健幸ウォークを皮切りに一般に公開いたしたところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 4月の29日から運用ということですね。8か月ぐらいですかね、今、8か月弱だと思いますが、運用開始後、いぶすきアプリのダウンロード数がどうなっているか、教えていただきたいと思います。パンフレットを見ますと4か国語対応になっておりますので、それぞれの言語別に教えていただければありがたいですが、お願ひします。

○健康福祉部長（下敷領正） いぶすきアプリのダウンロード数についてでございますが、国別として月ごとに把握しております。そういう中で11月末現在のダウンロード数でありますが、日本989件、台湾14件、香港9件、中国12件、シンガポール1件、アメリカ9件、オーストラリア1件、ドイツ2件、イギリス1件、オーストリア1件、フランス1件、イタリア1件、韓国1件となっております。

○3番議員（恒吉太吾） 700万円掛けてますが、ダウンロード数としてはまだちょっとと言ふか、かなり少ないんじゃないかなというふうに思っております。アプリを開発するときに、700万円ですかね、予算を掛けられていると思いますが、その中でこのダウンロードの1年間の目標数値とか、そういった設定もあったんでしょうか。あと予算付けする中で、この周知に対する努力というか、そういったところも含まれて、何か提案があったんでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 議員、お話がございましたとおり、ダウンロード数については、11月末現在で1,042件となっております。このような中でなかなか、ダウンロード数が伸びてない状況にあると認識しておりますので、今後につきましては検索キーワードや提供内容の見直し、それと継続的なホテル・旅館でのポスター、チラシによる周知活動を図ってまいりたいという具合に思っております。それと、目標数というのがございました。この目標数につきましては、特段当初の段階で設けておりませんでしたので、やはり実際、11月現在1,042件ということでございますので、様々な周知活動を今後進めていきたいという具合に考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 1,042件ということで、日本は989件ということですが、このアプリ、なかなか面白いもので、私、周りにこう進めまして、結構ダウンロードしてもらって、その数も含まれているのかなと思いますけれども、ほかの地域からあんまり伸びてないというか、私、もっと台湾とか中国とか、たくさんダウンロードされているのかなと思ったんですが、例えば私なんかが海外に行くときも、いろんなアプリは、日本にいるときにダウンロードしてから行くようにしています。こうした中で、このいぶすきアプリを自国にいるときにダウンロードした人の数っていうのが分かるでしょうか。台湾、香港、中国ぐらいでいいんですけども、教えてください。

○健康福祉部長（下敷領正） ご自分のスマートフォンを登録した国別、つまり利用者ＩＤを登録した国別のダウンロードについては、把握をできておりますが、地理的に見た国別のダウンロードについては、システム的に把握は難しいところでございまして、把握をできていなかいところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） と言いますのもこのアプリ、ちょっと前、私、海外の友達に聞くと、アプリのダウンロードができないというか、検索の上位にいぶすきアプリとか出てこないということで、全然周知が、海外の状態でされていないというのがあります、そういった点の改善っていうのは、検索をかけたときに、言い方悪いですが上位にランクするようなそういった周知、検索の仕方、され方っていうのは、何かしてますでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 議員、今お話がありましたことにつきましては、ＳＥＯ対策に係るものではないかなという具合に考えているところでございますが、ＳＥＯ対策、検索サイトで上位に表示される対策につきましては、アプリケーションダウンロードサービス会社のグーグルプレイやアップルストアのアプリ検索画面で、英語、韓国語、中国語で検索すると上位に表示できるような検索キーワードの登録を見直していきたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） これですね、中身うんぬんもですが、このアプリ、まず認知してもらう、周知してもらう、ダウンロードしてもらうということが大事になってきますので、是非、今おっしゃったように、言い方悪いですがＳＥＯ対策みたいな形ですね、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、このアプリの画面を見ると、いろいろ、こうスタンプラリーとかですね、そういうところでイベントが載っているんですが、こういったイベントのスタンプラリーであったりの参加者とか、どんな内容なのかということについて教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、スタンプラリーの内容としましては、指宿の観光名所を回るスタンプラリーということで、3コースほどコース設定をして実施しております。詳しくは、ロマンスハピネス祈願コースということで、知林ヶ島、竜宮神社、西大山駅、指宿駅というようなコースと、そういうほかにもあと二つ、名水グルメということで唐船峡そうめん流し、たまた箱温泉、砂むしの里交流の広場、指宿駅、もう一つが、薩摩富士砂むし体験ということで、池田湖、かいもん山麓ふれあい公園、山川砂むし温泉砂湯里、そして指宿駅というようなところを巡るスタンプラリーを設定してございます。参加人数は今、これはこの4か所を回ったときに初めて抽選という形で実績を取るようにしております。中には3か所で観光客が帰ったりしたりする場合もありますけれども、とりあえずこのコースを全て回った方は、11月31日現在で10名ということで、若干、ちょっと少ないなというような感じを持っているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今は10人ぐらいということですので、例えば、この見てみるとなかなか

か遠かったり、1日で回れなかったりするようなコースもあるので、もう少しスタンプラリー、ポイントを少なくしたりとか、歩いて回れるようなコースも作っていただきたいですし、そういった検討も是非していただきて、使いやすいもの、みんながですね、参加しやすいものにしていただきたいというふうに思います。

今、新しくいぶすきアプリあるんですが、その中に取り込んでもらいたい、組み入れてもらいたいアプリがありますので、ちょっとお話しさせてください。今日も昨日もなんですが、同僚議員からごみに対する問題、たくさん出ております。ほかの自治体においては、スマホのアプリの中にごみアプリといったものがありまして、収集、分別辞典であったりとか、収集場所、日時、そういうものが組み込まれたアプリがあります。私もなんですが、やっぱりこう分別、これ何だったかなっていうときがありまして、そういうときに市からは紙ベースの、紙媒体の資料と言いますか、いただいているんですが、すぐ行方不明になってしまって、見たいときになかなかその紙が見付からない、分別ができなくて電話して聞いてみたりとか、人に聞いたりって結構手間が掛かる、その手間が面倒、掛かるから、中にはもしかしたら可燃ごみの中に資源ごみって分からずに入れてしまう人もいるのかもしれないっていうふうに考えることもあります。そういうことがあるので、是非このごみアプリの開発についてしていただきたい。アプリの中に組み入れていただきたいというふうに思いますが、この点、どうでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） ごみ出しマナーやごみの減量化、資源化に理解や協力をいただけよう啓発活動をするためにも、また、可燃ごみ袋の中の資源ごみを資源化へ誘導するためにも、来年度にはごみ出し辞典の改訂版の作成を計画しております。また、これに加えまして、スマートフォン等でごみ出しカレンダーやごみ出し辞典などの情報が得られるごみ出しアプリの導入も計画しているところでございます。議員がおっしゃいますように、ごみ出しアプリについては、若い世代を中心にスマートフォン等が急速に、今普及していますので、ごみ出しルールを周知するには非常に有効な手段ではないかというふうに考えております。そして、今後、いぶすきアプリ内に新しいごみ出しアプリを開発する方法とか、あるいは既に他自治体が導入しております汎用品のごみ出しアプリを活用する方法等がありますから、これを比較検討して、市民が手軽にごみの分別や収集日の情報を入手できるようなアプリの導入について、検討していきたいというふうに考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 今、お話を伺いまして、アプリはこれから検討、開発していただけるとのことなんですが、使いやすいように是非、健幸アプリの中に組み入れるような方策を考えていただきたいと思います。それぞれ、別々2個あると、また、それはそれで手間が掛かることになりますので、是非せっかくいい健幸アプリがありますので、その中に取り入れていただきたいというふうに思います。

今、ごみの問題しましたが、今度はアプリを使った場合に、新しい発信の形が可能になる

というふうに思ってます。また、先進事例の話ではないんですが、長野県の塩尻市というところがあります。ここでは、循環バスの現在地を知らせる、ばす日和というアプリであったりとか、市民が道路の陥没や不法投棄などを発見した場合、現場の様子を写真で撮って市に通報できる塩レポというのも開発されています。また、千葉市においても、市内で起きている様々な課題、例えば道路が傷んでいる、公園の遊具が壊れている、草が伸びている、そういういった地域の困った課題に対して、市民がレポートすることで、市民と市役所、市民と市民との間でこれらの課題を共有して合理的、効率的に解決することを目指す仕組みづくりが行われております。現在のいぶすきアプリではそういう投稿みたいなのはできないんですが、今後、こういった通報であったり連絡ができるような形を導入していくことはできないでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 今、議員の方からいろいろな角度でご質問いただきましたけども、健幸アプリにつきましては、市民の健康を推進するというコンセプトの中で、また、観光客の方々に指宿の旅を楽しんでいただくという観点の中で、これまで開発をしてきたところでございます。ただ、議員の方から今ご提案のことにつきましては、今後、我々としてもどういう中で開発できるのか。1回でこれは済む問題じゃないと思っておりますので、多岐にわたる部分、他課との連携も必要になってくると思いますので、それにつきましては、今後検討させていただきたいという具合に考えております。

○3番議員（恒吉太吾） この健幸アプリを作る中でも、拡張がしやすいとか更新がしやすいっていう項目も、その予算の審査項目に入っていたと思いますので、是非これからも検討していただいて、市民がよりよく使いやすいものを開発していただきたいというふうに思います。

今、健幸アプリが出ましたので、もう1個だけ質問させてください。今、いろんなポイント制度、いろんな運動であったりマイレージを溜めて葉書で応募するというふうな形になっていると思います。もう少し裾野を広げるためにも、このアプリを使って、アプリをダウンロードして、この運動ポイントとか検診ポイント、こういうのが溜まっていくような形にして、今まで葉書で応募しているのを、もうこのスマートフォンから応募できるような形にできないものか。あと、1年に1回、他市とチャレンジで対抗戦をしてますが、そういうのをアプリで簡単に登録できるようになれば、参加者っていうのは格段に増えて、なかなかいつもほかの市に負けてることが多いですが、そのいい勝負ができるようになるんじゃないかなっていうふうに思いますが、その点、どうでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 健幸マイレージ制度は市民の自主的な健康づくりと健康イベントへの参加を推進するため、平成25年度から実施をしているところであります。参加方法につきましては、議員からもお話をありましたとおり、葉書にスタンプ印や個人が行った健康づくりの内容を記載して申し込む方法となっており、実施後3年目ということでかなり定着を

してきているものという具合に感じております。いぶすきアプリの健幸マイレージは、市民の日常的な運動に役立つような機能につきましても検討いたしましたが、大幅なシステム改修が必要となることから、健康体操の動画や検診及び運動教室などの情報提供を行っているところでございます。今後とも、市民の皆様に役立つ情報の提供や興味を抱く内容の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。議員の方からただいまご提案のありましたＩＣＴを活用した健康づくりへの誘導といたしましては、平成27年度からスポーツ庁の補助事業を活用して実施しております健幸ポイントプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。この健幸ポイントプロジェクトは、参加者に歩数計を携帯していただき、その歩数計データを自宅のパソコンへ保健センターの窓口等でインターネット回線を通じて登録をするといった新しいポイント制度で、今年度から始めたばかりの事業でございます。このアプリを使ったこの健幸ポイント制度に関しても今年始まったばかりでございますので、参加者の状況、それと参加者の意見というのもお聴きしながら、今後検討させていただきたいという具合に考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 歩数計の話が出ましたが、アプリなんかからも歩数計はダウンロードできるものがあると思いますので、わざわざそのひと手間、ワンクッショング置くのではなく、直接、もう自分の歩いた数がスマートフォンに出てきますので、そういったあんまり手間の掛からない形も、是非検討していただきたいと思います。

もう1個だけ、アプリ、提案じゃないんですけども、是非取り入れていただきたいなっていうのがあるので述べさせてください。今回、ちょっと前ですが、9月のシルバーウィークですね。私の友達が熊本から家族で来ておりまして、砂むしに遊びに来ておりました。2時間待ちぐらいですかね、とてもお客様が多くて、行った時間もちょっと遅かったのですが、待たされたということでおっしゃってました。何をするでもなく、海岸線をうろうろというか、散策したりっていう形で過ごしてたんですが、そこでですね、よく最近では、私も子供がいるもので、子供が熱出したりとか病院行くときに病院の順番を待つ、順番を教えてくれるアプリっていうのがあります。わざわざその待合室でずっと待ってなくても、先に受付を済ましておけばある程度、10分、15分前になつたら来てくださいという通知が来るよう、そういった便利な順番待ちの管理アプリというものがあります。これから年末年始に向けて砂むしはものすごくお客様が増えると思います。寒い中、待合室に入れなくて、外で待っているお客様も出てくるのではないかというふうに思っています。こういったアプリがあれば、ただぼうっと順番を呼ばれるまで待っているのではなくて、例えば2時間、待ち時間があったとしても、その間に商店街で買い物をするとか、自転車を借りて散歩をする、その間にご飯を食べるとか、その待ち時間が市のためにとってとても有意義な時間に生まれ変わるものではないかというふうに思っています。そういった時間の使い方を自らしていただけるのであれば、すごいただ待たされた、対応が悪かったというようなクレームとか不満、

そういうしたものもなくなるように感じております。また、こういったのもずっとネットの話してますが、あまりよろしくない情報っていうのはすぐ拡散しやすいというふうに思っております。それを見た人が、指宿を旅行の計画から外してしまうというようなことも危惧されるのではないかというふうに思っております。そうやって指宿を訪れるきっかけを失ってしまえば、1度目がなければ2度目のリピーターになってもらうことすらできない状態ですので、この顧客、お客様の立場に立って、こういったあまり待ち時間を減らしたりもっと有意義に使えるような、この順番待ちアプリの検討という、忙しい時期だけで構いませんが、そういう検討をされるお考えはないでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 具体的にそういう、そのアプリの内容というものが、ちょっと私の方は情報を持っておりませんので、それに掛かる、例えはどういう状態でその通信ができるのか等も含めた中で維持管理経費等も考えてやらなきゃいけないと思いますけれども、指宿市の観光施設の中では市の方で直接やっているものが、やはりそういう順番待ちというのが夏場の唐船峠そうめん流しは非常に混雑、もうほとんど夏休み期間中は毎日混雑しておりますし、砂湯等につきましてもお盆、正月、そういうのは確かにそういう現状にございますので、どのような形が望ましいのか、そのアプリも含めて、待ち時間の快適な時間の過ごし方というものについては、今後検討を進めていかなければならない課題だということは認識しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。来た人が楽しんで帰ってもらう、その待っている時間も楽しめるようなまちづくり、そういうところ、このアプリ1個あるだけで大分変わってくると思いますので、今、廣森部長から前向きなご発言いただきましたので、是非検討していただきたいというふうに思っております。

最後の質問をさせていただきたいと思います。今回、いろいろこのＩＣＴに関して質問をたくさんさせていただく中で、答弁、お答えいただくのがいろんな部署にまたがり過ぎてると、部署部署で対応されているのかなっていうふうに、ちょっと受け取った点がありました。今後、やっぱりこのＩＣＴに関しては、しっかりとした体制づくりが必要になってくると思いますので、いきなりですね、この要望ではないですが、課をつくれ、部署をつくれっていうのはちょっと乱暴なのかなっていうふうに思います。そんないきなりリスクがあるようなことはできないと思いますので、まず横断的にこういったＩＣＴに長けたプロジェクトチームみたいのをつくれないかというふうに提案したいんですが、その点、どうでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 近年のインターネットを基盤としたＩＣＴの進展は目覚ましく、いつでもどこでも誰でもがネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々のライフスタイルや企業活動の形態など、社会経済に大きな影響を与えております。このような状況の中、各自治体においてもより便利で、利用者負担の少ない行政サービスの提

供や災害などに強い情報基盤の整備、効率的な行政運営などが求められており、このためにはＩＣＴの活用を促進することが必要だと考えております。現在、本市におきましてはホームページの充実やＷｉ－Ｆｉによる観光客等への利便性の向上、指宿を満喫していただくための観光情報や健幸エクササイズ等を掲載したいぶすきアプリなど、様々なサービスを提供しておりますが、これらの施策をより効果的に進めるためには、全庁的に一体となった取組が必要であると考えておりますので、地域情報化を担当する市長公室などを中心に、今後更に関係課との連携を密にして取り組むなど、実施体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○3番議員（恒吉太吾）　はい。是非、自発的でもいいですし、今おっしゃったように市長公室が頭となってしっかりと組織体制づくり、これからですね、今後、行く行くは課として、課になるような形、その前段階として、プロジェクトチームであったりそういうものの体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。庁舎内の方、とてもこのＩＣＴに関してお詳しい方が何人もいらっしゃると思います。ただ、今専門職の話がありましたが、専門職ではないためにそこにあまりまだ携わっていない方が、いろんな部署にいらっしゃいますので、そういう方たちの能力っていうのも生かせるような組織づくり、体制づくりを是非していただきたいと思って、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### △ 延 会

○議長（新宮領進）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、残余の質問は12月14日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会　午後　4時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議員 松下喜久雄

議員 前之園正和

## 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 14 日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成27年12月14日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 薩 幸 吉 | 2番議員  | 臼 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 德 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悅 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長  | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 西 森 廣 幸 |
| 総務部長   | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 |
| 健康福祉部長 | 下 敷 領 正 | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |

|           |       |        |      |
|-----------|-------|--------|------|
| 農政部長      | 新留幸一  | 建設部長   | 山下康彦 |
| 教育部長      | 浜島勝義  | 山川支所長  | 馬場久生 |
| 開聞支所長     | 川畠徳廣  | 総務部参与  | 有留茂人 |
| 建設部参与     | 光行忠司  | 総務課長   | 岩下勝美 |
| 市長公室長     | 川路潔   | 市民協働課長 | 下吉一宏 |
| 長寿介護課長    | 西浩孝   | 商工水産課長 | 山下成之 |
| 農業委員会事務局長 | 西元志農夫 |        |      |

---

#### 1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において木原繁昭議員及び新川床金春議員を指名いたします。

### △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

12月11日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。6番、西森です。先ほど議長の方からもありましたように、本日も指宿の将来を担ってくれるであろう多くの小学生が、社会勉強の一環として、傍聴に来ていただきました。私もこれまで以上に気を引き締めて質問いたしますので、執行部の前向きな答弁を期待いたします。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。今年、多くの農家の方々は、長雨でオクラの生育不良により収穫が思うようにできず、大変苦労していると聞いております。更に温暖化の影響で、秋冬野菜も前倒しで収穫となり、大幅な単価安となっている状況です。このような中でも農家の方々は、安心・安全で環境に優しい農業を目指して、天敵などを活用した総合的な防除、すなわちIPMへチャレンジしています。そこで、農家の方々から提案された害虫を防除する目的も含めて、小牧から新西方までの防犯灯の電球を黄色灯へ変更できないかお伺いいたします。

また、黄色灯をほ場に、ほ場というのはオクラなどを作付けする畑のことですが、ほ場に設置するとしたら、補助事業の対象になるのかお伺いいたします。

それから、10月より消防の緊急メールが携帯に届くようになって、林野火災の発生が多いことに驚いていますが、住宅地等に隣接している耕作放棄地や、雑木等が生い茂っている空き家、空き地の所有者に対して、どのような指導をされているのかお伺いいたします。

次に、私が農業委員として活動しているとき、農業委員会で二反田川沿いの耕作放棄地を事業化に向けての調査をしたが、どのような結果になったのかお伺いいたします。

次は、9月に南大隅町議員と交流する機会があり、バスで佐多岬へ移動中、耕作放棄地に牛を放牧して、畑へ再生できたところを確認したが、指宿市においても耕作放棄地に豚か牛

等を放牧することができないかお伺いいたします。

先ほども言いましたが、温暖化の影響でソラマメの実入りが早く、下段から収穫できるものの、場所によってはアナグマやタヌキに食い荒らされる被害があったことから、農政課の担当職員と現地調査を実施したところ、電気柵が有効であると判明したが、指宿市で対応している国の電気柵事業には申し込み者が多く、すぐ設置することはできないとのことです。そこで、有害鳥獣対策として、緊急に電気柵を購入した農家へ、幾らかの補助金を指宿市で対応できないかお伺いいたします。

次は、新規就農者等を指導する技術員は確保されているのかということですが、今、指宿市においては青年就農給付金を活用して、農業に就農する人や60歳で退職された方々が農業に就農するなど、南の食料基地としてはいい方向に向いているようですが、農家を指導する技術員が少なくなっているのではないか。合併するまでは、指宿・山川・開聞にそれぞれ農家担当者がいたと思います。そのときにはほ場での現地検討会へも出席し、農家との意見交換もされ、所得向上に鋭意努力されて、全国に誇れる農産物が確立されたと思われますが、現状の人員体制で万全だと言えるのかお伺いいたします。

二つ目は、定住促進条例についてであります。指宿市における定住の促進を継続して図るため、助成対象地域を市内全域に拡大し、また、世帯責任者の転入日における年齢を60歳から65歳へと引き上げ、期間も5年間延長するとして、第1回定例会で条例の一部改正を実施したが、成果はあったのかお伺いいたします。

そして、疑問に思うことがあります。それは、なぜ独身者に対応はできないのか、明確な理由をお伺いいたします。

三つ目は、リフォーム助成事業についてであります。この事業については、市民への周知もされてきているようであるが、Iターン者やUターン者並びに借家住まいの人たちが空き家になっている祖父母宅等に移住するときは、居住する前に改修すると思われるが、対応できないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** ただいま三つほどの質問をいただきました。一つ目は、指宿は大変農業が盛んな地域です。その農業振興をどうしていくのか、二つ目が、定住促進条例、できるだけ多くの方々に県外、市外から指宿に住んでいただき、指宿にできるだけたくさん的人が住むように、子供たちが住むようにという定住、つまり指宿に住んでいただきたいという条例についての質問、あと一つはリフォーム助成事業についてでございました。リフォーム、家を改修するときに補助金を出すことによって市内の小売店やお店が大変振興、いわゆる地域が元気になるのではないかという、そういう三つの質問でございます。

私は最初の農業振興についての黄色灯への対応についてと、定住促進条例についての二つについてお答えをいたします。リフォーム助成事業については、関係部長が答弁をいたします。

まず始めに、農業振興についてでございます。黄色灯という病害虫の防除効果があるという電灯、光のことであります。畑作地帯が大変盛んであります池田校区の周辺、小牧の周辺、そして今日おいで開聞地区にもたくさんの農家が、今、秋冬野菜、秋冬の野菜を作っております。主なものとしましてもソラマメ、スナップえんどう、実えんどうなど、大変指宿では秋冬野菜、秋冬の野菜の栽培が盛んであります。東京や名古屋、大阪、福岡等の市場に行きますと、この野菜は大変人気があり、もっともっとたくさん大都市の市場に送ってほしいという、そういう要望もきております。しかし、暖かい冬、いわゆる暖冬、そして雨がたくさん降る、こういう現実に、この病害虫の発生があると聞いております。

ご質問の黄色灯につきましては、害虫が侵入することを防止する効果、そしてこの行動抑制、つまり害虫を増やさない、そういう防除効果があるとお聞きしております。一方、防犯灯は通学路などの防犯、交通安全対策を目的として設置しており、黄色灯は白色の防犯灯に比べると物や人の適切な色の判別がし辛く、暗く感じることや、交差点やカーブ、暗い場所など、道路に向けて設置しており、ほ場、つまり畑に対し効果的な場所に設置できないことから、黄色灯を防犯灯に代替品、代わりとして設置した場合には、いずれも十分な効果ができないものと思われます。また、設置されていないほかのほ場への影響等、農政課を含めた調査研究が必要であることや、黄色灯の役割を考慮して、現在のところ黄色灯に変更する計画はないところであります。しかし、防犯灯はエコイエロー、つまり土壤や水、生活に優しい防虫対策としてやっているところがありますので、今後、検討する必要もあるかと思っているところであります。

次に、定住促進条例についてであります。定住促進条例、指宿にできるだけ多くの方に住んでいただきたいという条例があります。今年の第1回の定例会で対象年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、対象地域をこれまで旧山川町、旧開聞町、池田小学校区、今和泉小学校区から、市内全域に拡大をいたしました。人口、子供の数が少なくなったり、住んでいる人が少なくなったりする山川・開聞、池田小学校、今和泉小学校、それから市内全域に拡大した理由には、できるだけたくさん指宿においでいただき、住んでいただきたいという思いがあったからであります。助成対象、いわゆる補助をする対象要件は、世帯全員が、そこに住んでいる人たちの全員が指宿市の住民基本台帳に一度も記録されておらず、床面積、家の広さが50m<sup>2</sup>以上の住宅の新築又は床面積が50m<sup>2</sup>以上の住宅を購入した場合で、配偶者や義務教育終了前の子供がいる世帯責任者に交付することになっております。50歳以下ですと、新しい家を建てた場合には100万円、中古物件ですと築年数、建てた年数が10年以内の住宅購入に対して80万円を上限に、築10年を超えた場合には50万円を上限に助成金を交付しております。50歳を超え65歳以下ですと、先ほどの金額の半額の助成金となっております。今年の実績ですが、丹波小学校区に転入していただいた61歳の方に、この助成金を交付しました。現在、この1件のみの交付でありますが、今回の制度拡充で交付対象となったところで

あります。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○農業委員会事務局長（西元志農夫） 農業委員会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

二反田川沿いの耕作放棄地についてのご質問でございますが、本地域は平成15年ごろから土地改良区の解散により水田として機能せず、排水も悪く、耕作条件が非常に悪いため、大部分が未耕作地のままでありました。このため、平成25年度に耕作放棄地事業化推進のため、農業委員会と耕地林務課による農地利用並びに基盤整備、公園整備の意向調査を実施したところでございます。その結果、調査対象者245名のうち回答者は111名で、144名が未回答でありました。基盤整備に関しましても、約2割の地権者しか農地整備の希望もなく、以前整備を計画したときと同様、同意を得られない状況であったことから、基盤整備事業等の導入は難しいと判断せざるを得ませんでした。しかし、耕作していない地権者の半数以上が売りたい、貸したいとの意向があり、農業委員の推進により90aほどの利用権設定もなされております。しかし、議員のご指摘のとおり、依然として未耕作地が多く見られる状況であります。農業委員会としても、国・県の施策・事業の導入も考慮しながら、農地の有効利用を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○農政部長（新留幸一） 黄色灯設置に対する補助事業の対象についてのご質問でございますが、黄色灯による害虫の防除効果につきましては、ヨトウムシ類やオオタバコガなどの夜行性の害虫では一定の効果があり、長崎県においてレタスでの利用や近いところでは南九州市のカーネーションなどで活用がなされているところでありますが、現時点におきましては、ソラマメ、オクラなどの試験データがないのが現状でございます。県へ事業化について問い合わせいたしましたところ、一部、作物での黄色灯によるヨトウムシ類などの忌避効果につきましては認められるものの、一晩中点灯していることによる花芽分化の抑制などの生育の懸念や明かりが届かない場所への害虫の集中により、周辺作物への影響などを考えますと、補助事業としての導入は現在のところ難しいとのことであります。

次に、有害鳥獣対策についてでございますが、現在、平成24年度から国の補助事業であります鳥獣被害対策実践事業に取り組んでおります。本事業は、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止策等の整備対策を総合的に支援する事業であり、捕獲機材の導入や電気柵、防鳥ネットといった侵入防止費が導入できます。本事業は導入要件といたしまして、3戸以上の受益農家組織や地域一帯で取り組むという観点から、共同管理することが条件となっており、個々で設置を希望する農家への事業導入はできないとなっております。また、事業導入希望が多い中、国の予算措置が平成27年度は要望額に対しまして約50%の交付額であり、平成28年度以降の導入希望の農家も多いところですが、国の補助事業の実情を鑑みると、補助事業で対応できないことも

予想されることから、今後、予算措置されなかつた分や要件を欠くために事業導入できない農地に対しまして、鳥獣対策は緊急を要することから、農家の経営安定のため、市としましても導入希望農家に対し、支援策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○総務部長（高野重夫） 農業振興策について、住宅地等に隣接している耕作放棄地の所有者に対してどのような指導をなされているのかについてでございます。耕作放棄地などの空き地につきましては、少子高齢化、過疎化等により適正に管理されないまま放置され、周囲に悪影響を及ぼしている物件が本市においても見受けられるところであります。特に、住宅地に近い耕作放棄地や空き地等については、指宿南九州消防組合火災予防条例第24条第1項では、空き地の所有者、管理者又は占有者は、当該空き地の枯れ草等の燃焼の恐れのある物件の除去、その他火災予防上、必要な措置を講じなければならないと規定していることから、これまで市と消防署と共同で個別的な指導や広報誌等による啓発活動を行ってきたところであります。今後も引き続き、このような事案に対しては積極的に指導・啓発を行い、火災予防に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者等を指導する技術員は確保されているのかについてであります。職員の配置につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し、活用することで、組織全体の活力を高め、活性化させていかなければならぬと考えております。また、限られた職員数の中で、特に地方分権時代と社会情勢の複雑化に対応するための能力を有する職員の育成についても、重要な課題となっております。農業分野においても、幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ職員、又は専門的知識を持つ職員や農政分野の経験を有する職員を適切に配置していくかなければならないと考えております。これまで農業支援センターを拠点とし、JAいぶすきや県南薩地域振興局農政普及課指宿市十二町駐在との連携強化を図り、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農支援など、農業全般にわたる支援体制並びに機能の充実が図られてきているところであります。現在、農政部門の職員配置につきましては、農業技師3名と畜産技師1名を配置しております。また、農業技師のほか、農業系の大学等の出身である職員4名と過去における農業行政の実務経験者等のある職員5名の配置も行うなど、農業振興を図るために職員配置に努めているところであります。一方では、農業技師を確保するため、職員採用試験においても農業技師の採用試験を実施し、平成27年度には1名を採用し、平成28年度においても1名を採用する予定であります。今後も農業振興を図るために適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○総務部参与（有留茂人） 定住促進条例について、なぜ独身者には対応できないのか、その理由をということでございます。本条例は旧山川町の定住促進制度を引き継ぎ、合併と同時に新指宿市において制度化したものでございます。旧制度におきましても配偶者又は義務教育終了前の子供がいる世帯責任者に交付するとなっていたところでございます。このことは、人口増加の効果をより高めることから、この条件を課しているというところでございます。

○産業振興部長（廣森敏幸） リフォーム助成事業についてのＩターン者等には居住前に改装すると思われるが対応できないのかというご質問でございます。指宿市住宅リフォーム事業は、市民が自己の居住する住宅の延命化、長寿命化等を図ることを目的に、市内の商工業の活性化なども併せて目的とし、個人の住宅のリフォームに対して助成を行っているものでございます。補助対象者の要件は、指宿市住宅リフォーム事業補助金交付要綱第3条におきまして、市内に居住し、かつ市内に住所を有するもの及び補助対象者及び同一世帯に市税その他の市に対する債務に滞納がない者と定めております。このようなことから、現在の要件ではＩターン希望者であっても、本市に住民登録がない場合は、指宿市住宅リフォーム事業の対象とならないところでございます。

○農業委員会事務局長（西元志農夫） 答弁の中身で1件飛ばしてしまいました。再度答弁させていただきます。家畜による耕作放棄地の解消についてのお尋ねですが、全国でも牛やヤギなどを放牧し、耕作放棄地に繁茂している草木を食べさせることで、耕作放棄地の解消を図っている事例がございます。議員もご承知のとおり、家畜においては、豚流行性下痢や口蹄疫などの特定疾病等の問題もあって、畜産農家は飼育管理に細心の注意を払いながら行っているのが現状でございます。更には、放牧するに当たっては、柵の設置、家畜の日々の管理体制など、多くの問題があるようと考えております。また、本市の産業であります観光との兼ね合いや、宅地の隣接になりますと悪臭の問題など、課題が多くあると考えます。しかしながら、耕作放棄地の解消は、本市にとりましても喫緊の課題と認識しておりますので、家畜の放牧もその対策の一つとして様々な角度から総合的に判断して取り組まなければならぬと考えております。

○6番議員（西森三義） それでは、これから2回目以降の質問に入ります。

私は12月の6日に小牧から新西方までの防犯灯の設置状況について調査いたしました。これは、平成5年度宝くじ助成事業で設置しておられたというふうに認識しておりますが、鉄柱が腐食して、電柱に移設したと思われる場所が12か所、そしてその宝くじ助成で設置した残りが、同じく12か所残っておりました。平成5年度ですから、もう大分経過しております。鉄柱も腐食して、まだ丈夫なのもありますが、腐食して危険と考えるが、今後どう対応されるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 市で設置している防犯灯につきましては、老朽化した防犯灯から順次費用対効果を考慮し、消費電力が少なく、寿命が長いＬＥＤ等への更新を進めているところであります。小牧から新西方までの防犯灯につきましては、議員からもありましたように、西指宿中学校への通学路の防犯・安全対策として小牧地区のＰＴＡが中心となり、宝くじ助成事業を活用して平成5年に設置され、指宿市に防犯灯として移管されております。その当時、地権者や付近の農家のご協力により設置できたと聞いております。この路線内の防犯灯25灯のうち平成17年に4か所を新設しており、本年度老朽化した5か所をＬＥＤ灯に更新する

予定としております。残りについても状況を見ながら、順次更新をしてまいりたいというふうに考えております。

○6番議員（西森三義） 今、部長の答弁がありましたように、現在も工事中のところがありました。最初、私は畠久保に入る入口が、付いていなかったもんですから、これはどうしたんだろうと思っていましたら、今、部長が答弁されたLEDが12日の夕方にはもう付いておりましたので、ああ、今こういう形で替えていかれるんだなということは理解しましたが、今、順次されるということでしたが、大体市の方としては何年をめどに、後の分はされる計画なんですか。

○総務部長（高野重夫） 今のところ何年までにという明確な計画はございません。

○6番議員（西森三義） 新しくLEDを付けたところと、古いところとでは、やっぱり相当な明るさが違います。まして少ない人数ではありますが、通学路になっています。できるだけですね、先ほど部長は安全対策として設置してあると言われましたので、これについては早急な、早く替えるべきだと思うんですが、再度お聞きしますが、何年ということは決まっていないかもしれません、早急に取り掛かる、そういう回答はできませんか。

○市長（豊留悦男） やはり第一義的には、子供たちの通学上の安全確保というのが大切だらうと思います。最近、日の暮れる、暗くなる時間も早くなりました。子供たちが安心して登下校ができるようになるために、実態を調べてどのようにするかということは検討させていただきたいと思います。

○6番議員（西森三義） 今、市長の答弁がありました。ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど、黄色灯の交換については、農政部長の方から答弁があつて、レタスとかカーネーションの方には効果があるようだと、オクラ、ソラマメの方には効果が不明だと、実験をしていないからそういうことなんでしょうけど、先ほども部長が言われたように、この黄色灯はオオタバコガやヨトウムシの防除に適して、全国的に取り組まれているというふうに聞いております。指宿の農家の方々は、環境に優しい安心・安全な農業を目指してオクラ畑に、ソルゴーを植えて、土着天敵を活用し、少しでも薬剤散布の回数を減らす努力をしております。これに黄色灯を設置できれば、指宿も高齢化が進んでおりますが、そういう高齢者の薬剤散布に対する苦労が少しでも減るんじやなかろうかと。黄色灯を付けることで、百人力まではいかないかもしれません、そういう形で効果があると思われるんですけど、この補助事業に取り組む考えはないのか、再度お尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 議員ご指摘の土着天敵を活用した総合防除技術、つまりIPM技術は、平成27年度エコクラブ部会を中心に28名の生産農家が取り組んでおります。その取り組んだ生産農家からは、薬剤散布の回数が減った、また労力の軽減につながったなど、いろいろ聞いております。この取組に、議員ご質問の黄色灯の設置は一緒にできないかということ

につきましてでございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、現時点におきましてはソラマメやオクラなどの試験データがないため、黄色灯の利用に関する試験を県の農業総合開発センターへ、今後引き続き要望してまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） ちょうど今、部長が答弁されたように、やっぱりそういうデータがなければ、農家の方には推進もできないということは十分理解いたしますが、是非前向きにですね、取り組んでいただけるようにお願いいたします。

私は、いつも市役所へ来る時には、農面道路沿いを通って来るんですよね。そうすると、耕作放棄地や竹やぶが本当に気になるんです。今朝は、朝早くからまちづくり公社の職員が出て、道路沿いをきれいにしていただいておりました。ただそれは道路の脇だけであって、そこにはまだ広がる耕作放棄地までは手が付けられない状況なんですよね。以前もその近くでは火事も発生しておりましたけど、これから菜の花マラソンもあるわけですよね。こういうマラソンも開催される道路沿いなんですが、市長はどう感じておられますか、お尋ねをいたします。

○市長（豊留悦男） 観光地指宿として耕作放棄地、そしてその沿道、観光客が通る場所でありますので、やはり耕作放棄地を見直す、どういう見直し方があるのかというのは早急に対応しなければならないと考えております。議員ご指摘のように、耕作放棄地、いわゆる原野火災というものもここ最近、数件発生をしております。安全上からも、景観上からも、この耕作放棄地の対策というのは早急にしなければならないと考えております。

○6番議員（西森三義） 是非、安全上からも早急に対策を打っていただきたいなというふうに考えております。国においては、耕作放棄地や管理のされていない空き家、雑木等が生い茂っている空き地等には、新たな税を課すことを検討している旨の記事が掲載されたと思いますが、詳細について把握していないかお尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 耕作放棄地等の関係の課税の部分についてでございますが、耕作放棄地に対する固定資産税の課税について、国や県からの直接の情報はまだございません。しかしながら、2016年度税制改正大綱に関する新聞報道がございましたが、税制改正大綱では、農地に対する固定資産税の見直しを打ち出したとの記事でございました。その内容でございますが、農地の貸し借りを仲介する農地中間管理機構、いわゆる農地バンクですけども、これに農地を貸し付けることを条件としまして、固定資産税の軽減措置を新たに導入するというもので、貸付期間が15年以上の場合は5年間、10年以上の場合は3年間、課税額を半減することです。一方で、耕作放棄地に係る固定資産税については、1.8倍に引き上げるという内容になっております。また、空き家の関係なんですけれども、空き家等に係る土地の固定資産税等については、固定資産税の例で申し上げますと、200m<sup>2</sup>以下の住宅用地は課税標準額の6分の1の額で課税をして、また200m<sup>2</sup>を超える部分については、家屋の10倍の敷地を限度としまして3分の1の額で課税するという課税標準の特例措置がございます。こ

れが平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されたことに伴いまして、地方税法についても平成27年5月に改正がされ、勧告の対象となった空き家等に係る土地の固定資産税等については、住宅用地の特例措置の対象から除外することとなっております。このようなことから、耕作放棄地に対する固定資産税の見直しについて、地方税法の改正が盛り込まれた際には、市の税条例の改正等を行う必要があると考えているところでございます。以上です。

○6番議員（西森三義） 今、部長の方からそういう改正があった場合は条例を改正するということなんですが、そうした場合に、やっぱり市民の方はあまり分からんんですよね。そういう税が上がる、こうなりますよという周知徹底はどのようにされるんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど最後に申し上げたとおり、その地方税が改正され、市の税条例が改正された場合、そういう旨を広報誌なりで広報はしていきたいというふうに考えております。

○6番議員（西森三義） 広報誌の方でもいいんですけど、できれば各公民館長さん辺りにも十分説明をして、そして広く市民の方にこうなるんだということは周知していただきたいなというふうに思っております。

次に入りますが、二反田川沿いの耕作放棄地は、1区画の小さい面積の土地に相続人が相当数いるということで、私は聞いております。そして、集積が難しかったのではないかなど。そうであるとすれば、相続人の代表者から農業委員会が借りて、農業後継者等へ貸すことはできないかお尋ねをいたします。

○農業委員会事務局長（西元志農夫） 農業委員会が代表となり、所有者に代わり農地の貸し借りはできないかとのことです、この件につきましては、全国的に相続未登記関係、担い手の農地集積を図る上でも大きな障害となっております。農業委員会として農地を借りることは認められていないために、農業後継者へ貸すことは現状では厳しいということをご理解いただきたいと思います。また、国・県も相続未登記の手続き緩和に向けて動きつつありますし、農業委員会もこれまで同様、国・県の施策・事業を活用しながら、農業委員による計画的な農地パトロールを行い、耕作放棄地の解消と農地の有効利用を図るために、農業後継者や新規就業者への農地集積につなげてまいりたいと思っております。

○6番議員（西森三義） 前回も私は、いろんな土地の名義変更については質問いたしましたけど、確かに全国的には、みんな名義は替えないといけないというのは分かっておっても、難しいというのは理解しております。ただ、難しいからそれに手を付けないというのじゃなくて、どこかでか開けていかなければいけない。そういうためには、できることならですね、国の方に常時要請していく、そういう構えが必要だと思うんですが、そこ辺りについては、今後も引き続き農業委員会としては取り組む考えがあるんですか。

○農業委員会事務局長（西元志農夫） 今の質問の関係ですけれども、全国に先駆けて県の農業

会議の方で、県から委託を受けまして相続未登記農地の実態調査を行っております。その調査の結果を基に、国に対しまして解決策を要望するということで話は聞いております。

○6番議員（西森三義） 是非今後とも、引き続き要望はしていっていただきたいと。先ほど局長の方から答弁がありましたが、耕作放棄地は今、重機で再生する事業がありますよね。事業費の半分程度が助成されるということで再生されますが、先ほどは豚を放せば悪臭がするということでしたけど、私は豚に限らずヤギでもいいんです。豚が悪臭がするという観光の面で何かおかしいということであれば、別にヤギであろうが羊であろうが、そういう動物系をして、耕作放棄地がなくなってくれればいいんですよ。そうした場合に、仮にそれを取り組んだとした場合には、先ほど局長も言わされましたよね、周りを囲むのがいると。そしたら、周りを囲む材料の支給は対応できないのかお尋ねをいたします。

○農業委員会事務局長（西元志農夫） 耕作放棄地をなくす方法は考えられないかとの質問ですけれども、一応、議員の言われました事業につきましては、国の交付金事業で耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのがございます。その事業につきましては、土地の改良を含んだ中での事業でございまして、この柵の関係については当たらないということになっております。

○6番議員（西森三義） ちょっと理解はしたくないんですけど、時間がありませんので、次の方にいきます。先ほど、農政部長の答弁の中で、有害鳥獣については支援策を検討したいという答弁を、前向きな検討をいただきましたが、電気柵を仮に指宿市の方で予算化がされたしたら、購入金額の何割を補助する計画なのか、そういう予算化をするつもりなのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 支援化の検討ということなんですけれども、まだ具体的な数字というのがお示しできないところでございます。

○6番議員（西森三義） 先ほどは国の事業は27年度は50%の補助ということでしたので、できれば、国まではいかなくとも、できるだけ市の方でも予算化ができるようにお願いしたいと思います。それと併せて、国の電気柵事業は、平成26年度では農家の手出しあんまりなかったというようなふうに聞いているんですが、この3農家を一くくりにしてですね、配線をすると聞いております。また、高い土手があっても配線していくと、こういうふうに言われたんですね。こうであれば、農家の方も土手を伝ってまで配線というのは、非常に困難なんですよ。土手に草が生えれば電流は止まるんですね。そしたら何の効果もないと思うんですが、先ほどの部長が言われましたように、個々の畠で管理できることはできないということで国はなっていると言うんですが、個々の畠で管理できるように、国へ要望できないかお尋ねをいたします。

○農政部長（新留幸一） 本事業は国の事業であり、補助金の交付等につきましても、一部道路や河川を除き、共同利用や団地化が必須条件となっているところでございます。議員ご指摘

のとおり、鳥獣対策につきましては、補助条件によって団地化が不可能な畠地もあることから、要件の緩和につきまして、8月に県を介しまして九州農政局の方へ要望を出しております。今後も引き続き機会を捉えて、要望等を行ってまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） そのように、農家のためにできることはどんどん取り組んでいただきたい。私は、以前の質問でも聞いたことがあるんですが、農業支援センターは関係機関がワンフロアになったということで開始されたんですよね。この支援センターがうまく機能していないのではないかということで、農家の方から指摘があったんです。県・市・JA等が一体的なシステムとして機能していないというふうに言われているんですが、このことも、農家担当の職員が不足しているからではないかと思うんですが、そのことについては人事担当部署としてはどのようにお考えですか。

○総務部長（高野重夫） 農業分野においては、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農者支援に係る専門的知識を持つ職員の配置が必要なことから、農業技師や農業に精通している職員を配置しているところであります。また、職員採用試験において農業技師の採用試験を実施し、必要な職員を採用しているところであり、平成27年度には1名の農業技師を採用し、28年度においても1名を採用する予定であります。今後も必要な職員においては農業技師の採用試験を実施して必要な職員の育成、また技術者としての職員の育成にも努めてまいりたいと考えております。限られた職員数の中で、特に地方分権時代と社会情勢の複雑化の対応のための能力を有する職員の育成についても重要な課題となっており、農業支援センターを拠点とし、これまでJAいぶすきや県の南薩地域振興局の農政普及課等と連携を図りながら、生産技術の向上、病害虫対策、新規就農者支援など、農業全般にわたる支援体制並びに機能の充実に努めてまいりました。今後も、そのように努めてまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 先日も同僚議員の質問が2名ほどあって、そのように専門職については質問がありましたが、その答弁の中にも農業に精通した職員も配置していると、最初の答弁では合計7名を農業分野としては配置しているとあったんですが、私は7名で、本当にこれから先、政府はですね、11月25日にTPPの関連政策大綱を決定して農林水産業費として増額補正を検討していると、このように国は攻めの経営推進を示すとなれば、それに伴う書類作成も、本当に膨大なものであろうというふうに考えられるんですが、現状の職員体制で大丈夫なんですか、総務部長、お尋ねいたします。

○農政部長（新留幸一） 農業支援センターの現状の維持ということなんですけれども、議員ご指摘のとおり、国・県、TPP関連事業につきまして、また新たな事業化など、事業の拡充を行うものと考えられます。生産農家の不安を払拭し、また影響を最小限にとどめ、市の農業を更に振興するためには、現体制につきましては多少厳しいところもあるかと思いますが、今、現の職員がこれまで以上に事務事業のスピード化を図りながら、よりきめ細やかな

農家対応を心掛けなければならないと考えているところでございます。

○6番議員（西森三義） きめ細やかに、スピード一貫に対応していただきたい。このように、政府はTPPによる国内農業への影響を最小限に抑えるために、農業強化を目指した対策づくりに取り組むと考えられるが、市長は南の食糧基地といわれる指宿の農業を後世、後の時代ですね、残すためにどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） るる質問いただきました、特に農業を振興するにしても人であろうと思っております。そのための職員体制、十分であるとは決して思っておりません。平成3年、1名の職員を採用いたしましてから20数年採用しておりませんでした。そこで、昨年度、今年と、この職員採用、技術職の採用をしてまいりました。今年はまだ来年の4月1日付でございますので、その予定でございます。農業技師等の配置については、競争力を付けるためにもTPP問題に適切に対応するためにも、新規青年就農者を確保するためにも必要であろうと思っております。今後、今日いただいた質問等を基に職員体制の充実を図っていかなければなりませんと考えております。

○6番議員（西森三義） 農政部門だけの体制の充実ではいけないと思うんですが、是非十分に検討していただきたいなど。先ほど部長の方で27年度も1名採用したと、また28年も1名採用予定であるということですので、そこ辺りも踏まえて、この指宿の農業をますます盛んにしてもらうためにも、充実していただきたいなというふうに考えております。

次は定住促進についてでございますが、人口減少防止については、どこの自治体もいろいろ知恵を絞って定住してもらうための施策も積極的に取り組んでいる旨の報道を見ることがあるが、指宿市においては先ほど答弁がありましたけど、丹波校区に1件あったと。せっかく緩和した割には、1件しかなかったのかなと。先日の同僚議員への答弁では、目標を10件おいているということでしたが、そこ辺りについてはPR不足はないんですか。お尋ねをいたします。

○総務部参与（有留茂人） PRということでございますけれども、定住促進制度につきましては、本市への定住促進を図るため、これまで以上に周知・広報に力を注いでおります。具体的には広報いぶすき、市ホームページへの掲載のほか、関西鹿児島ファンデーや郷土会総会時などをを利用して、この制度のチラシを配布しておりますとともに、東京有楽町のふるさと回帰支援センターには、チラシのほか本市で仕事に就けるように、求人情報も提供をしているところです。また、本年9月には東京で開催をされました鹿児島移住交流セミナーにも本市から参加をいたしまして、本市の個別の相談ブースを設置をし、本市PRのプレゼンを行うとともに、個別相談にも応じております。今後においても積極的にPRしていくますとともに、効果的なPRについても、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 是非、将来指宿に住んでよかったですと思われるよう、来てもらうために、参与が答弁されましたように、積極的に取り組んでいただくように要望しておきます。

先ほど、独身者についての答弁の中で、ちょっと分からなかつたんですが、一人であれば人口増は図られないんですか。参与、答弁をお願いします。

○総務部参与（有留茂人） 一人増加ということで、人口増加にはつながるんですけども、より事業の費用対効果、事業の効果を高めるために、その配偶者又は義務教育終了前の子供がいる世帯に交付をするというふうなことで設定をしているところでございます。

○6番議員（西森三義） それは一人より二人、二人より三人と、それは多いにこしたことはないんですよ。ただ、定年を迎えた人は田舎暮らしをしたいという人が実際来ているんです。その人には何の対応もできませんでした。私はできるんですよと言った手前、いざなってみたら、独身だからだめだということだったんですね。おかしいと思うんですが、今後、この独身者にも対応できるような、そういう施策は考えられないですか。

○総務部参与（有留茂人） 地方創生ということで議論をしてまいっております。本年度、民間メンバーを加えた地方創生プロジェクトチーム会議の中で、その定住促進制度についても議論を活発にしたところです。その中で、指宿の地で生活するための雇用の場がなければ、この制度があるからといって指宿市には来ないといった意見や、定住促進に向けた情報発信のためには必要な制度であると思うと、独身世帯にも目を向けるべきではないかといった意見など、様々な議論が交わされたところです。先ほど言いましたNPO法人ふるさと回帰センター、これは東京都の有楽町の東京交通会館内にこのセンターがあるんですけども、そこに本年5月から常駐しております鹿児島県の移住交流相談員がまとめた資料によりますと、家族構成別の相談件数の中で、単身が全体の37%というふうな高い値を示しておりますので、今後、ここの交流の相談員とも連携を図りながら、このような調査結果を分析して、より効果の高い制度となるように、今後検討してまいりたいと思います。

○6番議員（西森三義） 今の参与の答弁がありましたが、今後検討するということでございましたが、市長はこういう定住促進についてどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 議員ご指摘のように、様々な形での定住促進を図るために、一人、つまり単身家庭についても考えるべきであろうと。一人で定住、いわゆる独身者、これの対応についてどうするかということについては、考えさせていただきたいと思います。様々な意見をいただいておりますので、やはり人口減に歯止めをかけるためにも必要になるのではないかと思っております。

○6番議員（西森三義） 最後に、答弁は簡単でよろしいです。リフォーム助成事業でお聞きいたしましたが、生活感がないと支給されないとということから、住所を移動する前にリフォームする場合は、申請ができないということで業者に言われたんですよ。商品券の交付は工事完了後であるのに、住所変更も工事完了後ではいけないのかお尋ねをいたします。簡単に。

○産業振興部長（廣森敏幸） 現段階での要綱につきましては、住所を要するというふうになつ

ておりますので、そのような取り扱いになっていると考えております。

○6番議員（西森三義） 今、12月の中旬なのかと思うぐらい暖かい日が続いて、最近のテレビ報道で多分出水だったと思うんですが、ビワの実が色づき、食べていました。13日の新聞にはツクシとオタマジャクシの写真が掲載されていて、春を感じさせるような心和む景色とありました。こんなに寒暖の差が大きいと体調を壊しやすいといわれます。皆さんも家に帰ったら手洗いとうがいをして、風邪をひかないように注意し、来る年を元気で迎えられることをお祈りして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

|    |          |
|----|----------|
| 休憩 | 午前11時02分 |
| 再開 | 午前11時10分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外薦幸吉議員。

○1番議員（外薦幸吉） ラストバッターでございますが、議席番号1番、外薦幸吉でございます。私は市職員の保有する公的資格について質問を行いますが、通告の中で（1）と（2）のところの指宿市職員の保持する、保持という表現を使っていますが、申し訳ありませんが、保有という形に訂正させてください。見出しのところと同じようにみんな保有という形に訂正させていただきたいと思います。そういうことで、市職員の保有する公的資格について、公的資格というのは国家試験等、いろいろ含むわけですが、指宿市職員の保有する公的資格の種類と人数についてということでございます。2番目に、資格保有者の処遇について、3番目に公的資格の新規取得についてということでお聞きいたします。

資格といいますと、一定のことを行うために必要とされる条件や能力ということになっておりますが、公的に認められた資格で、国家資格等ですが、市の職員として自分の職務を行う際に必要な資格免許と、それと直接ではないけれども、あった方が良いという資格等があると思います。この中で、自動車の免許証等はもう一般的でございますので、今回は省略したいと思います。そして、処遇という問題は、処遇とは人を評価する、それぞれに応じた扱いをすることとなっておりますが、優遇という言葉も当たるかもしれません。そして待遇、雇い主が雇っている者を取り扱う方法、例えば給与とか労働条件とか、そういうことでございます。そして、新規取得とは職員として在職中でも取れる資格、そういうことでご質問をいたします。

○市長（豊留悦男） 市職員の保有する公的資格等の種類と人数について、本人の申告等に基づくものでございますが、まず、国家資格を取得している職員の種類と人数については、看護師が9名、保健師13名、管理栄養士1名、介護支援専門員4名、介護福祉士2名、社会福祉士3名、精神保健福祉士2名、ホームヘルパー3名、保育士3名、管工事施工管理技士2名、建築士3名、建築施工管理技士2名、測量士3名、土木施工管理技士12名、造園施工管理技士1名、学

芸員等7名、図書館司書3名、危険物取扱者が14名、防火管理者5名、食品衛生管理者1名、宅地建物取引士4名、調理師4名、陸上特殊無線技士1名、ファイナンシャルプランニング技能士1名となっております。

次に、国家資格ではございませんが、民間団体や公益法人が実施し、文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定するいわゆる公的資格については、下水道技術検定1名、毒物劇物取扱責任者1名、司書検定4名、簿記能力検定17名、国連公用語英語検定1名、実用英語技能検定、いわゆる英検でございます11名、珠算能力検定5名、日本漢字能力検定4名となつてているところであります。

次に、国家資格等の必要な部署への職員配置につきましては、採用試験等において専門職の職員採用試験を実施し、必要な職員を採用しているところであります。また、専門的知識を必要とする部署の職員配置につきましては、必要に応じて有資格者を配置し、市民サービス向上と行政運営の効率化を図っているところであります。

なお、職員の給与及び昇任等の人事管理につきましては、職員の勤務成績及び能力等を総合的に判断しながら行っているところであり、有資格者に対し給与等に関する厚遇措置は特に行っているところでありますが、国家資格等を保有する職員につきましては、その専門的知識や技術等の能力を業務遂行において十分発揮することで、勤務成績等の評価に反映されていくものと考えております。

○総務部長（高野重夫） 公的資格の新規取得についてであります。国家資格、例えば建築士や保健師、社会福祉士、学芸員等の必要な部署への職員配置につきましては、職員採用試験において専門職の採用試験を実施し、必要な職員を採用しているところであります。また、専門的知識、例えば簿記とか、社会教育主事等を必要とする部署への職員配置につきましては、必要に応じて有資格者を配置し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図っているところであります。

一方で、全ての部署において職員の専門的知識の習得及び能力の向上を図るため、職務の的確な遂行に必要な知識や技術等を具体的に学習し、同時に職務を通じて経験や知識の豊富な先輩職員が部下を育成するための職場内研修を推進しているところであります。併せて、実務に則した職務向上を図るために、鹿児島県市町村研修センター等で実施される特別研修等を積極的に活用しており、市町村中央研修所、市町村アカデミーなどでございますけれども、市町村アカデミー等で開催される税務及び観光行政等に関する専門的知識及び技術等を修得するため、長期間の研修も活用しているところであります。また、国・県との人事交流及び職員の研修派遣を実施し、専門的知識等を有する職員の配置と若手職員の育成に努めているところであります。今後も職場内研修や鹿児島県市町村研修センター等で実施される特別研修等を積極的に活用し、職員の専門的知識の習得や能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○1番議員（外薦幸吉） 先ほど、市長が資格を列挙していただいた中ですね、宅地建物取引士という表現をされたと思うんですが、私が40年前に資格を取ったころは宅地建物取引主任者だったと思って、今も主任者だと思うんですがどうでしょう。

○総務部長（高野重夫） 確かに外薦議員が言われるように、以前は取引主任者ということでありましたけれども、法律が改正されまして、確か27年の4月1日、26年の4月1日でしたか、ここ1、2年の間に取引士というふうに改正をされております。

○1番議員（外薦幸吉） ありがとうございます。皆さんもテレビでご覧になったと思うんですが、テレビのコマーシャルで二人の女子生徒が出てきまして公務員と言いますと、ちょっと頭の白いおじさんがそいじやが、ここできばつみいかというコマーシャルがありますね。彼は公務員学校の副校長だそうですが、50何年前に高校の同じクラスであった男ですが、ああいうコマーシャルを見てもですね、公務員って人気があるんですね。昔は公僕という言葉がございました。もう死語かと思ったんですが、まあ辞書には載っていますので、公衆に奉仕する者、あるべき姿として公務員を指すとなっています。我々議員を含めてございますけれども、私の苦手な横文字でいきますと、パブリックサーバントと言うんですか、発音は悪いんですけど、そういう意味の言葉は生きていますね。以前見たんですが、ある市役所の入口にここは皆様の役に立つ人のいるところという看板がありました。市役所で働く人々はいろんなことで大変だとは思いますけれども、市民の皆さんのために、かつ指宿市のために頑張ってもらわなければいけないし、そして日常働く中で、張り合いがある、やる気が出るような待遇・待遇もされて、かつ、そういう仕事が与えられれば、その職員にとっても幸せなことだし、そして市民の皆さん、指宿市にとってもすばらしい事だと思います。

先週の一般質問等でも専門職員の配置状況とか、人事の異動について質問がありましたが、先ほどは一般質問で技術員の確保という問題がされました。いろんな意味で専門性、専門的な知識がないと対応できないようなことがあるわけです。特に先週の一般質問の中で、ICTとかオープンデータとか、アプリの問題で、職員の皆さんも答弁に苦労するような時点等もあって、やっぱり専門的な資格というか、勉強をせないかんのだなと思ったところでございます。私は指宿市の予算を見て、特徴的なことを思います。合併から10年、職員をこのように減らしましたということがよく出てきます。指宿市の予算を見て、委託費が多いなということです。設計委託からいろいろですね。先の市長のお話の中で、建築士の話も出ましたけれども、委託というのは自分の代わりを人や機関に頼み委ねることです。基本的には自分でできればいいんでしょうね。この状況で設計委託をもう大部分というか、やっていますが、能力的にできないわけではないでしょうね、人が足りないんですか。事件が多いんですか。

○総務部長（高野重夫） 確かにここ最近、建築関係の事業が多く、特に小・中学校の大規模改修、それから耐震化、そのほか公共施設の補修等で非常に事業が多うございまして、今、職

員の方も大変頑張っていただいておりますし、市としましても建築士を採用したいということで、ここ1、2年増やすために建築士の採用を含めて、いろいろ頑張っているところでございます。

○1番議員（外薦幸吉） ちょっと話は違いますがね、なのはな館でこういう、いろいろ大騒ぎになっているんですが、あれなんかも設計委託、設計の段階で維持管理費とか、雨漏りはせんだろうかという、そういうチェックが働いていれば、こんなことはならんかったと思うんですよ。これは市の責任じゃございませんけれども、そういうふうにチェック機能が働くかということだと思うんです。そのような中で、指宿市の入札との結果を見ましてね、10月の29日の入札の結果という報告があるんですが、これを見まして、委託が7件、工事等が20件ぐらいなんですね。委託が多いと。たまたまでしょうけれども、この日に。思うんですが、この委託の中で消防車庫の改修の設計業務委託とか、柳田小の大規模改造、今部長も言われましたがね。それから、体育館の太陽光・風力、庁舎の太陽光・風力、C O C C O はしむれの太陽光とかですね、これが80万、さつき85万、129万とか、太陽光の関係の設計委託もありますが、私はこれはと思うのは、10月29日の団地外壁等改修工事、工事の管理委託、これが五つの業者で120万、それから、同日の団地浄化槽設置の工事管理委託、五つの業者で70万というのがあります。これでチェック機能はよく効きますね。というのは、工事をしたら最終的には完工検査でチェックしますと言われるでしょうけれども、工事の途中で、工事の管理委託までしたら、途中できますかね。つまり、終わってから見えなくなるところがあるんじゃないですか。言いました団地の外壁の改修を途中でチェックできますかね、工事の途中で。団地の浄化槽の設置工事を、もう浄化槽も埋めてしまった後で、完工検査だといってできますかね。こういう管理委託についても、先ほどの市長のご説明の中で、建築士はもちろん、建築施工管理技士という方が2名いらっしゃるわけですね。建築士については1級とか2級とかあると思うんですが。資格のある人はいらっしゃるようですがけれども、これが機能していますかね。

○総務部長（高野重夫） 管理委託等も確かにやっておりますけれども、それについても全て業者委託ということではなく、やはり中間検査等も実施しますし、必要に応じてそのポイントポイントで重要な工事の完成といいますか、要するに中間中間で、途中途中で必要な部分については、職員が行ってチェックをするようにしておりますし、決して業者に全て任せて完成検査だけということではなく、そういうことがないように、工事が適正に行われているかについても、十分に対応をしていただいております。

○1番議員（外薦幸吉） 先ほど申し上げました団地の外壁について5業者、浄化槽設置についても5業者で、それぞれ優秀な業者の人たちだと思うんですよ。だけどそれは行政の責任だと思います。こういうのはですね。よく捉えれば、民業の圧迫にならないように、民間の活力を利用する、そういう理屈もあるうと思います。ただ、先週から出ていますように、専

門家がいないのかいるのか、いても人事配置等をされているのか。私は人事については市長の専権事項だから、個別にとやかく言う気はありませんけれども、これが行政の責任としてどうかいなと思うわけなんです。

それから教育の関係でいきますと、学芸員等は7名ということですが、これ、C O C C O はしむれ等について博物館を名乗ると学芸員を置かなきやならないというんですかね、何かありますね、そういうの。だと思うんですが、図書館の司書については3名ということなんですが、これは資格として司書と司書補があるんですかね。これは司書補は入っていないんですかね。

○総務部長（高野重夫） 図書館の司書の資格を持つ者は3名おります。しかしながら、現在、図書館の管理については指定管理ということで、指定管理に出しておりますので、この職員については図書館以外のところで働いていただいている、その資格は保有していると。ということで、図書館の方については指定管理で行っているということでございます。補という部分ではなくて、図書館司書という形の資格でございます。

○1番議員（外薦幸吉） 図書館についてはですね、説明のことは了承しております。私がお聞きしたいのは図書館ではなく、図書館と別に小・中・高校の図書室というのがありますね。あれは司書とか司書補とか、置くべきなんですか、置いた方がいいんですか。それとその小・中・高校の図書室、一般的に司書とか司書補を置いてあるような数は幾つですか。

○市長（豊留悦男） 公的な図書館においては、司書を置かなければならぬ。学校においては司書教諭の下で、司書教諭という学校の先生の中で司書教諭という資格、又はその職を任命しており、その下で子供たちに読書指導をする、又は貸出しの事務をする、そういうときには司書補という、司書に準ずるような仕事をしてもいいという、そういう形で学校での図書経営、図書館経営というのはなされているものだと思っております。

○1番議員（外薦幸吉） 学校の小・中・高校、指商も含めてですが、その図書室の担当をしている人は、今おっしゃったことからいくと図書教諭。パートの人とかいらっしゃらないんですか。

○総務部長（高野重夫） 指宿商業高校には司書を配置しておりますし、小・中学校には臨時職員で対応をしております。

○1番議員（外薦幸吉） 今おっしゃった臨時職員の方の中には、司書補とか司書とか、資格を持っていらっしゃる人はいますか。

○総務部長（高野重夫） 小・中学校の臨時職員については、司書を持っている方がほとんどでございます。全員かどうかについては、ちょっと私の記憶にははっきりしませんので、ご了承いただきたいと思います。

○1番議員（外薦幸吉） 先ほど言いました合併10年、職員をこんなに減らしましたと、その時に言いましたが、委託が多いということと、パートが多いということですね、市役所の業務

に従事している人たちが。私は決してパートが悪いとは申しませんが、できるだけその図書室等にしても、専門的に知識を持った人たちを入れていただきたいと。先ほど市長に説明していただいた中では、職員ということでしたので、ちょっと脱線するかも知れませんが、そういう点も専門性を持った人たちを雇用していただきたいと思うわけです。

それから、市役所の職務を行う中で、こんな資格を持った人を入れたいという資格がありますか。

○総務部長（高野重夫） 専門的な技術、建設関係、いろいろありますけれども、今後、公会計等を企業会計、公会計という形で進んでまいりますので、できればそういうような会計、簿記に強い方が必要だなというふうに考えております。

○1番議員（外薦幸吉） 今、公会計の話が出ましたが、それぞれ市役所を取り巻く状況、変わっていくわけですので、そういう着眼を持たれて、非常に結構なことだと思います。ある市なんかでは、弁護士の資格を持った人を入れているのを聞いたことがありますか。

○総務部長（高野重夫） 弁護士になりたてで、経験を積む意味を含めて、数年間、自治体に入って、そういう法務の世界でいろいろ頑張っているということで、行政としてもそういう資格者が来て、市民相談で法律相談なりしていただくと、非常に行政の上でもありがたいというふうに思います。

○1番議員（外薦幸吉） 今、弁護士の問題についてもですね、一時、1年間に3千人司法試験に通すとか何とかいう話も出まして、いろいろあるんですが、今、弁護士の皆さんでも、過剰と言ったら失礼なのかな、仕事がなかつたりとか、いろいろな話も聞きます。ですから、市役所としての人事の体系から見ると難しい面があるかもしれませんけれども、さっき言いました会計の問題等、法律の問題等もですね、そういう発想で今後やっていただきたいと、そのように期待しております。

それから、市役所の職員になってから、職員として仕事をしながら取れる資格があると思いますが、現実に、さっき言いました新規取得の関係も含めて、取っている人はいますか。

○総務部長（高野重夫） 例えば宅地建物取引士、昔で言う取引主任者ですけれども、これについては、財政の管財でありますとか、土地開発公社等を経験した職員が勉強をしながら取得了したものでございます。

○1番議員（外薦幸吉） この宅地建物取引士というんですか、これに関して、開発公社の理事をさせていただいてますので、お聞きしたことがあるんですが、高野部長一人だったかな、あのとき。昔ですね、もう今ないと思うんですが、公務員、5時になつたらパチンコ屋という川柳がありました。今はそういうことはないと思いますし、そのころもなかつたんでしょう、あくまでも川柳ですから。だけど、そういう人とですね、仕事を終わって、残業したりもあるけれども、勉強をしてそういう資格を取る人はすばらしいと思うんですよ。その今の職種に直接関係ないにしても、さっき言われました公会計の問題なんかにしても、この中に

簿記というのもありますけれども、簿記能力検定とかですね、こういうのがありますけれども、こういう勉強をする人に対してですね、いろんな便宜を図る、そして資格を取った人に、先ほど言いましたが、待遇といいますか、奨励するといいますか、そういう考えはありませんか、市長。

○**総務部長（高野重夫）** やはり職務を遂行する上で必要な知識、ノウハウ等を習得するのは必要なことありますし、特に若い職員等については、先輩職員とか、経験を積む中でいろいろ勉強をしていただいております。やはりそのような中で、指宿市においては育成型人事評価制度というものをやりたいというふうに考えておりまして、これについては平成22年度ごろから管理職を対象に、24年度から一般職も対象にやっております。次年度からはこの評価制度について、本格的施行を行いたいというふうに考えております。職員の人才培养を最たる目的に、日常の勤務や実績を通じて、その能力や仕事振り、適性などを客観的に評価し、能力開発や適材適所の配置を推進することにより、組織の活性化を図ることを基本としております。この人事評価制度においては市が取り組む各種の施策について、各部署における職員それぞれの業務目標などを設定し、職員個々の業務の達成状況を評価する業績評価と職務に取り組む姿勢や行動を評価する職能評価を柱としております。この業務を遂行する中において、職員の持つ専門的な知識や技術等を十分發揮することによって、この評価制度の中で資格を取得した職員等についても十分、その業績の中で実力が発揮されると思いますので、この人事評価制度の中で適正な評価がなされていくということになりますので、職員のチャレンジ精神、資格を取ろうという、そういう意欲についてもつながっていくものというふうに考えております。

○**1番議員（外薦幸吉）** 指宿市にも特勤、特殊勤務手当という条例がありますね。例えば税務に従事したとか、用地交渉とか。それによって手当が出るわけですね。今おっしゃった人事評価制度は、特勤手当みたいな条例じゃなくて、要綱か何かあるんですか。

○**総務部長（高野重夫）** これについては、指宿市育成型人事評価制度の運用マニュアルという形で要綱として準備をしております。

○**1番議員（外薦幸吉）** 先週の一般質問の中でもちょっと出たと思うんですが、結局マニュアル、要綱という形で答弁いただいたんですが、やっぱりですね、その時によってくるくる変わらうじや何ですし、誰が見ても分かるように要綱とか条例とか、さっき特勤手当でいきますと条例があるわけですが、そういう要綱とかマニュアルがあればですね、変えていくことはやぶさかじゃないけれども、くるくる変わらないというか、誰が見ても分かるような形であっていいと思います。それで、人事評価制度については、私たちも見せていただくようのが出してくれれば、そしてまた、一般の皆さんにも、それこそ先ほど見えていた小学生はまだともかくとして、ある一定のですね、就職等を希望する人たちの中では励みになると思うんです。それこそ、市のホームページに載せたりとか、就職状況等を見ますと、高校生あた

りの就職率は近年ではなく高いです。でも、県内に就職しようとする人は少ないようですね、県外からすると。そういう状況もある中で、さっき言いました公務員というのは人気があるわけですから、倍率が高くて、かつ優秀で、かつ意欲のある人たちが集まる、受験する、そして合格してなってほしいと思うわけですが、先の要綱、マニュアル等については、市のホームページとか、そういうので周知する考えはありますか。

○総務部長（高野重夫） この指宿市の育成型人事評価制度の運用マニュアルにつきましては、平成21年度に一応試行版という形で始まりまして、平成22年度から管理職、部課長級を対象に試行してまいりました。平成24年度の4月から部課長等、管理職に加えて一般職を対象とする試行を開始しております。平成28年度からできれば本格的に導入をしたいというふうに考えておりまして、その導入をした後に、これまでいろいろ改良を加えてきましたけれども、そういう中で公表についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番議員（外薦幸吉） 先週の答弁の中で、人事についてある程度長期うんぬんという質問に対して、20代は2、3年でしたかね、いろんな職を経験させるというような意味で、そして4、50代は5、6年と言われたかどうかちょっと記憶はありませんが、考え方としてはいいと思うんですが、私はこの2年間で身近に見る中で、50代ぐらいの管理職でも1年というのを4、5件見ているのですが、これはあくまでも例外ですか。

○総務部長（高野重夫） 人事異動につきましては、それぞれの職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化させていく必要があることから、適材適所を念頭に、人事異動等に係る自己申告による本人の意欲、希望等も勘案しながら全庁的に適切な職員配置に努めているところであります。また、重要施策の積極的な推進等に対処するため、職員の職務遂行能力の向上や意識改革、多様な業務経験を進めるために、特に若手職員については幅広い経験を積ますために3年から4年を目安にジョブローテーションによる職員配置も行っているところであります。中堅の職員については、やはり4年、5年という長い期間においてじっくり仕事を進めていただきたいというふうに考えております。また、併せて専門的知識や経験を必要とする部署については、有資格者を配置するとともに、係長級以上の職員についてはその部署における専門的知識を有する職員やその部署での経験を有する職員の配置に努め、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図っているところでございます。

○1番議員（外薦幸吉） 人事に関して、職員に希望を聞くというのはあるんですか。

○総務部長（高野重夫） 毎年11月に自主申告書という形で希望を聞いております。

○1番議員（外薦幸吉） どのくらい希望、意思表示する人がありますか。

○総務部長（高野重夫） ほとんどの職員においては、自主申告書という形で出しております。

○1番議員（外薦幸吉） ほとんどの職員の方が希望を出すと。私はこれはすばらしいことだと思うんですよね。ただし、全部かなわない。これはもうしょうがないけれども、やっぱり、

世の中でやらなければならない仕事も、せんなならんことはありますけれども、できれば張り合いを持って、興味を持ってやれる仕事が、かつ人のためになればすばらしいことだと思います。あくまでも先ほど言いましたように人事については市長の専権ですから、個別のこととは申し上げませんけれども、あくまでも武田信玄でしたか、人は石垣、人は城というのがありましたよね。人です、人だと思います。そういうことで、私の一般質問は終わります。

○議長（新宮領進） これにて一般質問を終結いたします。

### △ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会  
議 長 新宮領 進

議 員 木 原 繁 昭

議 員 新川床 金 春

## 第 4 回 定 例 会

平成 27 年 12 月 18 日

(第 5 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

平成27年12月18日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第90号 新市建設計画の一部変更について
- 日程第3 議案第92号 指宿市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第93号 指宿市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第91号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第94号 指宿市税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第95号 指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第96号 指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第9 議案第97号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第10 議案第101号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第98号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第99号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第100号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 審査を終了した陳情（陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号）
- 日程第15 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

### 1. 出席議員

1番議員	外 蘭 幸 吉	2番議員	臼 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 德
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 德 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	松 下 喜久雄
15番議員	前之園 正 和	16番議員	木 原 繁 昭
17番議員	中 村 洋 幸	18番議員	新川床 金 春
19番議員	下川床 泉	21番議員	新宮領 進

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悅 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	佐 藤 寛	教 育 長	西 森 廣 幸
総務部長	高 野 重 夫	市民生活部長	牟 田 浩 一
健康福祉部長	下敷領 正	産業振興部長	廣 森 敏 幸
農政部長	新 留 幸 一	建設部長	山 下 康 彦
教育部長	浜 島 勝 義	山川支所長	馬 場 久 生
開聞支所長	川 畑 徳 廣	総務部参与	有 留 茂 人
建設部参与	光 行 忠 司	総務課長	岩 下 勝 美
市長公室長	川 路 潔	市民協働課長	下 吉 一 宏
地域福祉課長	山 口 保		

---

### 1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議事係主任	嶺 元 和 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において下川床泉議員及び外薗幸吉議員を指名いたします。

## △ 議案第90号、議案第92号及び議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第90号、新市建設計画の一部変更について、から、日程第4、議案第93号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第90号、新市建設計画の一部変更について、議案第92号、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、及び、議案第93号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第90号及び議案第92号の2議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第93号については反対討論として、マイナンバーに関する条例であり、セキュリティーとかいろいろな問題を考えればメリットはほとんどなく、デメリットが多過ぎるという理由で反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第90号について、合併特例債の起債可能期間が5年間延長されて、不用な施設の解体を合併特例債ができるということですが、この不用な公共施設をどの程度把握されて

いますかとの質疑に対し、今、行政改革推進室がその建物について、28年度で計画を立てるよう計画をしております。個数につきましては、こちらの方では現在把握はしておりませんが、取り壊す時にこの合併特例債が活用できるということで、今回、この文言を追記させていただいたところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第92号について、資料としていただいた定住自立圏構想の概要と、これまでの経緯の件について、構想案の内容がこの条例との兼ね合いになってくるという理解でよいか確認しますとの質疑に対し、今回の議案は議会の議決に付すべき事件を定めるということで、今まで総合振興計画は基本構想について、地方自治法では議会で定めなさいということがあつて、議会の議決を経ておりましたが、地方自治法の改正によって市町村の裁量ということになり、今回、議会の議決に付すべき事件ということで、総合振興計画の策定と定住自立圏構想の策定について、議会で議決して定めますという手続きの問題で、定住自立圏構想の計画、中身については今後の議会で説明し、議決を求める予定ですとの答弁でした。

定住自立圏構想について、地域審議会で説明を2回ほどしたということでしたが、山川なら山川、これは単独で行った経緯があるのですかとの質疑に対し、平成26年度と27年度は合同の地域審議会となっており、それぞれの地域の方々がいる中で説明させていただきましたとの答弁でした。

南九州市が今回、この策定を見送っているわけですが、南九州市と指宿市はどういう点が違うのですかとの質疑に対し、南九州市が中心市宣言を見送ったことについて事情は分かりませんが、推察できるのは多分3町、それぞれ同じくらいの町が合併したことによって、病院とか都市機能の集積状況がある程度中心市だと宣言するだけの差がないということです。指宿といえば旧指宿市への通勤、通学の割合、昼間の人口、大型商業施設、病院等などの集積の一定割合が定められており、それをクリアしないと要件を満たさないということもあって、その分がどうだったのかなというのは推測できますとの答弁でした。

意見として、定住自立圏構想については、産業において特に山川地域、開聞地域は農業が主になるわけですので、その辺の構想も含めて、今後つくっていただきたいというものと、定住自立圏構想の概要の中に、医療、交通のネットワークとか、いろんなことを書いてありますが、やはり合併して山川地域、開聞地域が疲弊しないように、循環バスの運行など、地域の声を吸い上げるようなことをしていただきたいというものがありました。

次に、議案第93号について、個人番号カードの交付申請をされなかつた場合、あるいは番号を表示したくないという場合はどうなるのですかとの質疑に対し、市民が行政サービスを受けたい、あるいは手続きを行いたいが個人番号を表示したくないという方がいらっしゃつたとしても、その行政サービスを受けたい、手続きを行いたいという意思を確認して、行政としてはマイナンバーを使った手続きを進めていくということになりますとの答弁でした。

ほかにも、市民の健康増進や行政サービスの中でできるのではないかと思いますが、説明のあったこれにしか使わないのでですかとの質疑に対し、例えば福祉とか健康増進の関係で、この利用者にはこういった情報を提供したい、提供する方がより個人的な行政サービスを厚くしていけるという事務も今後想定されますので、そういうものについて独自利用事務の中で今後検討してまいりたいとの答弁でした。

弁護士や行政書士など、士業をされている方々との情報共有はどのようにになっているのですかとの質疑に対し、代理人が住民票を申請した場合で、その中に個人番号が記載された住民票の請求をした場合に交付するかということかと思いますが、所管課の市民協働課に確認しましたところ、現時点まで個人番号が付いた住民票の請求はなされておらず、仮に請求があつた場合に備えて交付するのかしないのか、現在検討を進めているということでした。参考までに、個人番号と似たもので、住民基本番号というものがあり、過去にこれが記載された住民票の交付について、代理人からの請求がありますが、これは代理人には交付せず、本人に送付して、それが代理人に渡るといったような手法を現時点では取っているようとの答弁でした。

今、検討しているということでしたが、まだ、法的な整備はなされていないということでおろしいですかとの質疑に対し、そのように理解しておりますとの答弁でした。

意見として、セキュリティーの問題について、十分な対策を取って、市民の皆さんのが被害を受けないようにしていただきたいと思いますというものがありました。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則）　議案第93号について、委員長報告に反対する立場から討論いたします。マイナンバーは赤ちゃんからお年寄り、外国人も含め日本で住民登録されている人に番号を付け、当面は1月から税申告や社会保障の手続きなどに利用させようという仕組みです。市内では通知カードが簡易書留で全世帯に郵送され、2千世帯以上が返送されています。住民票を変えずに特別養護老人ホームで生活する高齢者、認知症などでマイナンバーをしっかり管理できない人への対応の仕方も不明確で、医療、介護、福祉の現場は苦悩を深めています。一人ひとりの生活状況を考慮せず、大切な管理が必要な番号通知を、一律に送りつける政府の乱暴なやり方が問われます。身分証明書以外にはほとんど使い道はなく、むし

ろ紛失すると個人情報が漏れるリスクは極めて高いカードです。申請は任意で、強制ではありません。そんなカードの危険性にはほとんど触れず、普及ばかりに力を入れる政府の姿勢は、国民のプライバシーを危うくするものです。政府はマイナンバーの民間分野への利用拡大も狙います。一つの個人番号を官民共通で広く使っている国は、アメリカなど少数です。アメリカでは、個人情報漏洩などが大問題になっているのが実態です。実際に番号を手にしてからも、市民の不安は広がるばかりです。1月の実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止に向けて見直す必要があるのではないでしょうか。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（新宮領進） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第90号及び議案第92号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第92号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例の制定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

### △ 議案第91号、議案第94号～議案第96号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第5、議案第91号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、から、日程第8、議案第96号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（高田チヨ子） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第91号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、と、議案第94号、指宿市税条例等の一部改正について、及び、議案第95号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について、と、議案第96号、指宿市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第91号と議案第94号及び議案第96号については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第95号については反対討論として、国民健康保険税条例並びに介護保険条例の一部改正が2点あるわけですが、いずれも申請手続きに係る納期限の変更とマイナンバーカードの記載についての内容になっております。このうち、マイナンバーカードについて、個人の利便性がいわれておりますけれども、それよりも本質的には国や行政機関が管理しやすくするためというようなことも質疑の中で明らかになったのではないかと思います。このマイナンバーカードに関わる内容を含んでおりますので反対をいたしますという者があり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第91号について、昨年、前理事長が亡くなられましたけれども、この場合、その後をどうするか、規程とか規約とか、そういうのがあるのですかとの質疑に対し、理事長につきましては、理事の互選となっておりますので、理事会で決定をしておりますとの答弁でした。

委託料は過去3年と今後の5年間、1年当たりにすると変更があるのですかとの質疑に対し、1期目の積算については、これまで市民スポーツ課が行っていた管理料の予算を参考にしてまいりました。来年からの5年間につきましては、過去2年間の実績を基に積算をしました。その結果、若干増えている結果になっておりますとの答弁でした。

指定管理者の制度として、今まで市が直接運営をしてきたときと比べて、対応がよくなつたよとか、少し対応が悪いのではないかとか、そういう市民の声とかはありますかとの質疑に対し、月曜日の休館日がなくなり、予約競争が激しかった火曜日から金曜日に月曜日が追加されたことや、大会やイベントで利用者から要望があれば必要に応じて早く開館するなど対応をしていただき、利用者の利便性が図られています。また、最も利用者が多い指宿総合

体育館では有線放送を設置して、必要に応じて音楽を流し、利用しやすい雰囲気づくりに努めていただいている工夫も見られます。老朽化した施設が多い中で、修繕等を安価で、しかも迅速に対応していただき、安全管理にも努めていただいておりますとの答弁でした。

体育施設については、特別の事情があるということで、公募によらず直接相手方を決めて1期目もきたわけですが、人的な配置というような意味において、1期目と2期目というのは大体同じような運営というふうに理解してよろしいんですかとの質疑に対し、住民サービスの低下がないように現状維持で申請が上がっておりましたとの答弁でした。

各施設運営とか、スポーツ振興という面も考えているわけですが、施設管理者とか、スポーツ振興のための専門分野の方々を採用しているとか、そういう陣容の面ではどうですかとの質疑に対し、職員については事務局長をはじめ6名おります。臨時職員として作業員が5名、受付が4名、清掃員が2名、それと夜間受付等が延べで5名、計22名です。この22名で市内23施設の管理をしています。これとは別に自主事業で見ているスポーツ振興専門の職員がクラブマネージャーとして、会計は別にして1人いるところです。合わせて23名になりますとの答弁でした。

日曜日の管理はどのようになっていますかとの質疑に対し、平日の5時以降と休日に関しては交代制で受付が管理をしております。受付がおりますのは、指宿総合体育館、B & G 海洋センタービル体育館、勤労者体育センタービル体育館、開聞総合体育館の4か所ですとの答弁でした。

日曜日にサンシティホールでの指宿校区館長主催のグラウンドゴルフで、高血圧を持っていらっしゃる方が急に血圧低下を起こし、一時意識を失いました。AED等設置していない状況だと思いますけれども、総合体育館と連絡が取れない状況でした。救急車が来るまでの間、サンシティとの連絡方法、事故があった時に大変じゃないかなという気がしました。委託関係の内容というのを、もうちょっと詰めるべきかなと感じますが、その辺りはどのようにお考えでしょうかとの質疑に対し、人員配置については、合併前に市が直営でやってきたときと同じ陣容でやっており、減らしても増やしてもおりません。今、おっしゃられたような問題につきましては、今後検討する必要があると思います。常時1人体制で受付と貸出が主と考えておりましたので、連絡がきたら救急車を呼んだり、そういう対応はしておりますけれども、救急対応までは今、考えてないところですとの答弁でした。

今後は、やはりAEDがどこにあるとか、使い方とか、そういうのも指示ができるような体制を取っておくべきと感じたので、今後、そのような事を念頭において配置の見直しとか、考えられないのですかとの質疑に対し、本当に一番大切な部分でありますので、今後確認をして、見直すべきところは見直して、しっかりととした対応をしていきたいと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第94号について、納税者にとっては徴収猶予の仕組みができているということと、換価についても一定の定めのもとに猶予の手続きができるという理解でよろしいですかとの質疑に対し、今回の猶予制度については、これまで地方税法等で徴収猶予と職権による換価の猶予については規定がありました。その中で、今回、換価の猶予については、本人の申請によるものも創設され、猶予の制度について市の条例でその基準などを定める仕組みになったということで、今回、条例にその規定を追加するもので、猶予制度が緩和されたとかというものではないところです。これまで、50万円を超えるものについては担保が必要でしたが、今回の改正では100万円という形で、そこは改正になっているところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第95号について、内容は申請手続の期限に関わる問題と個人番号の記入ということになりますが、納期限については緩和される方向で幅が広がったということになろうかと思うんですが、個人番号の記入については、これを記入しなかったらどうなるんですかとの質疑に対し、減免申請書に個人番号を書かないことで受理をしないという規定はありませんので、本人を確認するために他の身分証明とかで確認をする作業が出てくるということになると思いますとの答弁でした。

通知カードをもらった段階で番号は把握できますから、何かの理由でカードを申請していないくて、でも番号は分かっているという場合には番号は書けるわけです。個人番号カードを提示するか免許証を提示するかだけの違いということになるんじゃないですか、どっちでも本人確認できるわけですから。健康保険証の場合には顔が載っていないので、それだけでは事足りないということで二つということがあると思うんですが、免許証の場合はそれだけでいいと思うんです。だから、個人番号カードがないと手続きが面倒になりますよということでもないんじゃないですかとの質疑に対し、カードがあるなしに問わらず番号を書く書かないというのは、確認に変わりはありませんけれども、番号カードがありますとそれだけで確認ができるということになっております。それがない場合は運転免許証を確認させていただくのと、あと健康保険証、二種類確認をすることになっておりますので、その違いが出てくるものと思われますとの答弁でした。

免許証だけじゃないんですか、健康保険証の場合には写真が入っていないのでというふうに理解していたんですけど、二種類要るんですかとの質疑に対し、マイナンバーのカードであれば1枚でよろしいと、それがない場合には二つ以上のもので確認するというふうに認識をしておりましたが、正しく確認いたしますとの答弁でした。

個人番号カードがあれば、それだけでいいことは分かっていますけど、番号を書かなくとも免許証を出せば本人確認ができるということになれば、番号を書かない不便ですよとか、個人番号カードがないと不便ですよということにはならないんじゃないですかとの質疑

に対し、その番号を付けていただく必要性というのは、その後に市民の方々がどのような状態であるのかということを番号で管理することになろうかと考えております。正しくその方についてのサービスを提供するためにも、今後、マイナンバーによる私どもの把握というのも必要になってくると思われますので、そのところは、まず書類等に書いていただいて、その基礎を作り上げていくという作業になってくると思っておりますとの答弁でした。

申請をすれば減免なりができるのに、番号が分からぬから申請行為をしないという場合もあり得ます。それは、本人に対する不便性ということではなくて、本人に対する制度の周知がなされなかつたということに等しいわけです。それを不便性で片付けるんですかとの質疑に対し、市民協働課では全市民に行き届くように、今、準備を進めていきますので、そういったケースはないと思っているところです。通知カードが行くか行かないかというのは、こちらも努力しますけれども、番号は必ず振られるということで、減免申請をされる方にとっても番号は付いているわけですので、番号を書かないということになれば、こちらの方が運転免許証とか、あとそれに付随する書類を求めて本人確認ができる、番号をこちらで記入するという形になると思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、本委員会においてマイナンバーカードの呈示がない場合の本人確認の手段については、運転免許証があつても二つ以上のものを確認するというふうに認識をしておりますが、あともって確認しますとの答弁があつたことについては、後日、運転免許証等の顔写真入りのものについては、その1点のみの呈示で可とすることが文書で報告されております。

また、議案第96号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進）　別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和）　議案第95号について、反対の討論を行います。

本議案は、国民健康保険税並びに介護保険料における減免手続において、手続期日を納期限前7日から納期限に緩和することと、もう1点は、添付書類の中に新たに個人番号の記載を求める内容であります。マイナンバーは個人の利便性がいわれていますが、本質的には個人の利便性より、国や行政機関が管理しやすくするためのものであります。既に明らかになっているとおり、個人番号の記載がなくても行政機関や税務署などに提出する公的書類は例外

なく受理され、何ら不利益は生じない仕組みであるにも関わらず、本議案による改正ではその点の定めもなく、個人番号がなければ解釈として減免手続が完了しないとの余地を残すことになります。

以上のように、根本においてマイナンバー制度が前提となっていることと、個人番号記載がなくても受理されるという点が不明確であることから、本議案に反対をいたします。

○議長（新宮領進） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第91号、議案第94号及び議案第96号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、議案第94号及び議案第96号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立多數であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

### △ 議案第97号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次に、日程第9、議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に分割付託になりました議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について、選挙システムの改修委託となっていますが、具体的にはどういった改修の内容ですかとの質疑に対し、今回の公職選挙法の改正については、これまで20歳以上の方に選挙権がありましたが、これを18歳以上の方は選挙ができるという形で、選挙人名簿の方の対象者を18歳まで引き下げることが主な改正の内容ですとの答弁でした。

公職選挙法の一部改正について、20歳以上が18歳以上に下がったということですが、指宿市においては大体何人ぐらいが該当になるのですかとの質疑に対し、700名ほどですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について、5,000万円の補助金が付いたのは、鹿児島県では1か所ということで喜ばしいことだと思います。地元雇用につながるということで、指宿食品株式会社はどれくらいの雇用を考えていますかとの質疑に対し、今年度はハローワークを通じて面接を行っておりまして、雇用は当初20名で、3年後には30名を予定しているとのことですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、総務課、危機管理課、議会事務局及び監査委員事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしま

した結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、指宿商業高校の電気メーターの配線間違いの件は、返納は何年分に係るということになるのですかとの質疑に対し、消滅時効については民法167条の第1項により10年となっています。B社が設置した平成19年に溯って返納する予定ですとの答弁でした。

時効に係るものはないという理解でよろしいわけですかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

A社が自動販売機撤去の際、このミスに気が付いたということですが、A社の撤去に伴つて今回、配線替えを一定したのではないかと。B社が引き続き設置しているのであれば、配線替えが当然必要になります。どのような配線替えになったのか。その経費等はどこが見るのでですかとの質疑に対し、A社につきましては自動販売機を撤去した時点でA社が設置した自動メーター器が稼働していたというところでミスが判明したところです。現在はA社の自動販売機だけを撤去し、メーターはそのままですが、メーターの撤去につきましてはA社、B社と協議をしてまいりたいと思っておりますとの答弁でした。

現在、B社の自動販売機だけということですが、代わりに別の会社の自動販売機の設置の予定とかはないんですかとの質疑に対し、業者から設置の要望はきておりますが、これにつきましては学校の協議会で認定をすることになっております。現在は設置しておりませんとの答弁でした。

本体メーターに基づいて九電との間で関係があるとすれば、自動販売機分について差し引いたのが商業高校で使っていた分ということになるわけですので、こういう間違いがあれば見掛け上、指宿商業高校で本体が使った消費電力を多く見積っていたわけですので、少なく認識されていたということになるわけですよね。そのことによる不都合というのは、特に生じないんですか。自動販売機の方でたくさん使っていたというふうに思っていたわけですから、そのことによる不都合というのは生じないのかどうかとの質疑に対し、この配線ミスに伴う不都合というのは生じないと考えておりますとの答弁でした。

50万6千円の金額は市の負担にはなっていないと考えていいですかとの質疑に対し、50万6千円につきましてはA社、B社ともに納めていただいている分ですので、特に市からの負担というのはないと考えておりますとの答弁でした。

その他還付金及び加算金という表現になっていますが、50万6千円は加算金的なものが含まれているんですかとの質疑に対し、還付加算金については、双方とも事実が判明するまでに知らず、悪意がないということで、民法704条には該当しないことから、還付加算金は算定していないところですとの答弁でした。

B社がミスをしたというのははっきりしていますが、それに対してペナルティ的な、例え

ば金利があればB社が払うべきだという発想で話をするんだけど、その辺りはどうなのですかとの質疑に対し、配線を間違えたのはB社ですが、同義的な責任はあると思いますけれども、特にB社が利益を得たわけではありませんので、金銭的な責任はないと思われていますとの答弁でした。

過誤納還付金について、金利を付ける必要はないという見解は税務課の過誤納還付金も同じにしないと、同じ市役所の中である意味おかしいことになってくると思いますがとの質疑に対し、今回の件については民法が適用され、第704条に悪意の受益者はその受けた利益に利息を付して返還しなければとありますけれども、悪意がなかったということから、今回はその利息は支払うことにしてはおりませんとの答弁でした。

意見として、B社が設置する際に配線ミスを起こしたということのようです。大元は商業高校のものですから、工事完了後に検査なり、確認なりというのがあってしかるべきだったのではないかと思います。それがあればこれは防げたんじゃないかというように思いますので、そのところはやはり注意をしていただきたいと思いますというものと、学校管理費の中の修繕料、これについて先日、文教厚生委員会で丹波小、徳光小、池田小、開聞小に行きました。開聞小に行ってあきれました。教育委員会は何をしているんだ、教育委員は学校訪問とかしているのかと。必要なのは学校側の掃除じゃなくて、教育委員会の工事だと。この予算は限られた中ですけれども、教育委員会も教育委員の皆さんも、ちょっと学校訪問とか、そういうのを見たら、しっかりしてもらいたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について、利永保育所の入所児童数の増加による職員の賃金等の増ということでしたけれども、利永保育所は新年度に比べるとどのくらい増えたのか、また保育士は年度当初何人いて、この予算が通ると保育士は全部で何人になるのですかとの質疑に対し、27年度の4月で24名の入所があり、12月1日現在で34名の入所となっています。職員については当初3名でしたが、今回5名必要ということで補正したものですとの答弁でした。

ひとり親家庭の医療費の助成費が支給件数の増ということのようですが、これは26年度の登録者数と27年の登録者数の変化はどのようになっていますかとの質疑に対し、26年度のひとり親世帯については550世帯です。現在、27年度の12月1日現在では545世帯で、若干世帯的には減っておりますが、受給件数等については前年と比較して増えているところです。27年度の9月までの上半期の支給額が6,517件、1,545万円となっており、前年度と比較した場合に前年度の同半期までで6,187件、1,468万円、比較して330件、77万円の増となっていますとの答弁でした。

福祉施策については、26年度2月末現在の登録者数が1,570名、ところが27年度2月現在で1,527名と登録者数が減っていますが、件数の見込み違いといいますか、計上が少なかったのかなという思いがしたものですから、その辺りはどうでしょうかとの質疑に対し、人数的なものはそうですが、実際、医療機関を受診した件数等が増えている関係で、今回不足を見

込んで計上したところですとの答弁でした。

保育士等の処遇改善臨時特例事業は、今どのような形になっているのか。事業内容を教えていただきたいとの質疑に対し、保育士等処遇改善臨時特例事業については、教育、保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育、保育を安定的に供給していくために、長く働くことのできる職場を構築するために、職員の平均勤続年数、経験年数や賃金改善等の取り組みに応じた人件費の加算を行うものであります。その賃金改善要件分に係る加算率に基づいて支給される処遇改善等の加算の額を確実に職員の賃金に充てるという制度ですとの答弁でした。

賃金等の改善内容については、各保育所の実情に応じてそれぞれの保育所において決定するということになっていると思いますが、その点は間違いないでしょうかとの質疑に対し、この臨時特例事業で加算された分が保育士に反映されるものと思っておりますとの答弁でした。

実績報告により総体の増額部分は分かるが、それが各職員の方々にくまなく給与改善がなされたかどうかというところまでは分からぬということですかとの質疑に対し、保育所職員の処遇改善の実績報告をいただくときに、保育士等の個々の明細についても報告をいただいている。それにより加算されているのは確認できるということです。26年度については、賃金が上がったり賃金部分に上乗せをしたり、ボーナス部分に上乗せをしたりしている部分は確認できておりますが、27年度についてはこれからですので、確認できていないところですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民協働課、税務課、環境政策課、長寿介護課及び健康増進課の所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会に分割付託になりました議案第97号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました。

た結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について、林業費の説明をいただきましたが、トータルで6,903万9千円ということで、その中で松くい虫が5,380万程度になりますが、これは景勝林の予防ですか。その辺の説明を詳しくお願ひいたしますとの質疑に対し、松くい虫の伐倒駆除は本年度当初に空中散布等を行った松の枯れている部分の伐倒駆除をする事業です。ボリュームで話した方が分かりやすいと思いますが、景勝林の関係が1,140m<sup>3</sup>で、景勝林ではない伐倒駆除の部分が県関係で3,200m<sup>3</sup>、市の奨励分930m<sup>3</sup>を含めて合計5,270m<sup>3</sup>の伐倒駆除を行うという内訳になっておりますとの答弁でした。

伐倒駆除は合計5,270m<sup>3</sup>と相当なm<sup>3</sup>数ですが、これはおおよそ何本に値するのですか。また、それに対して植林に203万円程度の予算が付いていますが、何本程度増殖するのですかとの質疑に対し、伐倒駆除は5,270m<sup>3</sup>ということで、大体1本当たり1m<sup>3</sup>から、大きくなれば3m<sup>3</sup>4m<sup>3</sup>ということになりますので、2m<sup>3</sup>ぐらいと換算したら3千本くらいになると思います。それと植林に関しては今回の203万円は2千本ほどで、当初予算と合わせて3千本ぐらいを植林したいと考えておりますとの答弁でした。

植林というのは違う木を植えるのですか。松が枯れたからまた松を植えるということでいいのですかとの質疑に対し、海岸沿いの松は防風や防潮に役立っていますが、基本的にはやはり松が一番そこに植生しやすく、効果を発揮しやすいということです。今回植林する予定の松は、松くい虫に強い抵抗性松を中心に植えていきたいと考えておりますとの答弁でした。

植林ということでしたが、道の駅から指宿商業までの植林は検討されていないですかとの質疑に対し、景勝地の松についても、今は樹幹注入を行っていますのである程度残っていますが、また植林が必要であれば検討が必要だらうと認識しておりますとの答弁でした。

意見として、補植についての予算はありがたいと思っております。ただ、重要松林の木を守るためにには、どうしても大きな風穴を開けてはならないと思っております。樹幹注入などそれぞれの個体を守るという方針に切り替えて、どうやって一本一本を守るのか、大きな風穴を開けないために新しい技術があるのであれば、そこらも研究して導入するよう取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について、土地購入費の450万という金額は、まだ契約もしていないし、説明でもあったようにまだいろんな状況もあるという中で、全部ひっくるめた中で計算したということでしたが、相手との交渉の中でこれ以上増えていく可能性はないですかとの質疑に対し、面積等については2路線の案があって、大きい方の面積で450万とっています。単価については相手方にはお示しをしているので、面積が変わらない以上は変わることないと、現在のところは思っていますとの答弁でした。

交渉がうまくいって道路ができた場合に、市道の認定は新設の部分だけなのか、それとも現在、一般の道路が走っている部分から引き続き認定になっていくのか、その辺はどう考えておりますかとの質疑に対し、今回の市道認定については新設する部分だけになると思います。園内道路については、民有地を通過させていただくことになりますが、今後の道路管理等を考えると、市道認定していくことが重要ですので、今回の事業が順調に進んでいけば、その辺についてもまた継続的に協議を重ねていきたいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、新設の道路部分についてはすぐに市道認定をしたい一方、園内道路については今後の課題だというような答弁でしたが、園内道路についても、出来上ってからということではなく、今から交渉の中で、やっぱり市道認定ということも常に条件に置きながら交渉を進めていっていただきたいというものがありました。

商工水産課所管分及び都市整備課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

なお、農業委員会、農政課、観光課、建築課及び建設監理課につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第101号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次に、日程第10、議案第101号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の

報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました議案第101号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、全委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第98号～議案第100号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第11、議案第98号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、から、日程第13、議案第100号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（西森三義） 産業建設委員会へ付託されました議案第98号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第99号、平成27年度指宿市唐船

峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第100号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見についてですが、まず、議案第100号について、浄水苑の再構築長寿命化の4,753万6千円が執行残ということで、金額がかなり大きいと思われますが、何か内容的に変わったことがあって、これだけの執行残になったのか、その辺のところをお願いしますとの質疑に対し、減額となった主な理由ですが、日本下水道事業団が平成27年1月と3月に工事入札を行っており、その残金が約4,200万円、それと汚泥棟に搬入する脱水機に係る設計の見直し等による減額が600万円で、計4,800万円程度の減額となっておりますとの答弁でした。

事業団の入札に関して、市として関わりを持っている部分があるのですか。丸投げのような形で結果報告だけを受け取るということですかとの質疑に対し、事業団とは実施設計時点から隨時打ち合わせを行いまして、入札に関しましても設計書が出来上った時点で我々とともに精査を行っております。丸投げという形ではなくて、隨時我々と協議をしながら進めているという状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第98号及び議案第99号につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号から議案第100号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第100号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した陳情（陳情第9号、第10号、第11号）

○議長（新宮領進） 次は、日程第14、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第9号から陳情第11号までは、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会へ付託されました陳情第9号、リアルタイムモニターを少なくとも市内に1台設置を求める陳情、陳情第10号、経産省の補助金制度を使って市内の地熱資源調査を行い、その結果を公表することを求める陳情、陳情第11号、地熱開発について特区申請を求める陳情の3件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に審査いたしました結果、陳情第9号については、現在、10km圏内に33か所、30km圏内に25か所設置されております。現体制で十分監視はできると思っております。また、実際に事故が起きたとしても、車により短時間で測定できる体制もあると聞いております。ですから、現時点ではこの陳情に関しては県に上げるべきもので、指宿市に対する陳情は不採択と考えておりますという意見と、福島原発事故が起きたときに10kmだから大丈夫、70kmだから大丈夫ということは通用するものではないと思います。市民の安全を考えていくなれば必要と考えるので、採択すべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

次に、陳情第10号については、民間ベースの地熱業者でつくる協議会と日本地熱学会が中心となって、今、東北地方の地熱関係の公表を行っております。ですから、あえて指宿市が公表しなければならないものではないと思っております。よって、不採択とすべきという意見と、9月に経済産業省の外郭団体が振動検査をするところに私は立ち会いました。山川地区、開聞地区の公民館長さんも立ち会って、こういうふうにするという説明をしていました。だから、あえて指宿市が補助金を使って再度調査する必要があるのか、そちらのデータの公表があれば、それでいいのではないかと思います。無駄な予算を使う必要はないという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第11号については、陳情者の言わんとする自然エネルギーのことについては理解しますが、指宿市の基幹産業である観光産業に多大なダメージがあった場合にどうするのかと考えたときには、特区というのはいかがなものかと思いますので、反対しますという意見と、全国的にも地熱発電ができたため温泉が枯れている事例などもあります。指宿市においては観光と同時に農業でも地熱利用がなされていて、かなりの温泉が掘られている部分も

あるし、そういう面からすれば、やはり計画的な開発が必要だという立場で不採択とすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（新宮領進） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 陳情第9号について、委員長報告に反対する立場から討論を行います。

リアルタイムモニターを少なくとも1台設置を求める陳情ですが、原発と人類は共存できません。現に福島での原発事故は、もうすぐ3年10か月になりますが、止めることができていません。つまり、人類の技術では止めることができずに、放射能が漏えいし続け、福島では多くの人が避難生活をしているのが現実です。川内原発で事故が発生したら、指宿市も避難民を受け入れるようになっていますが、福島原発事故のときには遠いアメリカでも放射能が検出されております。また、川内原発1号機が再稼働した4日後には、桜島において火山性震動が急増し、大噴火の恐れがあると気象庁が発表。また、老朽化した川内原発のタービン建屋付近から黒っぽい煙が出ていると、住民やマスコミ関係者から通報される始末。その5日後には九電から復水機内に海水が漏れているために、出力上昇を1週間延期するという情報も出されております。このように根本的な対策を取らずに再稼働しているのが安倍政権の言う世界でも最も厳しい安全基準、合致したものでなければ、再稼働しないという方針の実態ではないでしょうか。外国ではフランスで溶け落ちた核燃料を受け止めて冷やすコアキヤッチャーの設置が義務付けられております。また、アメリカでは住民の避難計画を含め、緊急時の保護装置が保護されなければ運転できません。しかし、日本では老朽化した原発の延命化をするなど、いつ事故が発生してもおかしくない状態です。川内原発で事故が発生したときに市民の避難など、命と暮らしを守る立場からも採択すべきであります。

付け加えますが、数百年に一度しか起きない事故を取り上げて不安をあおるとか、血税をリアルタイムモニターの予算に関しては1円も無駄遣いをしないという意見もありましたが、そうでしょうか。一旦事故が起きると取り返しのつかないことになります。原発こそ廃炉にすべきであります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（新宮領進） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終了いたします。

これより、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告にご異議ありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（新宮領進） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択と決定をいたしました。

次に、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は、委員長報告のとおり不採択と決定をいたしました。

次に、陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は、委員長報告のとおり不採択と決定をいたしました。

### △ 議員派遣の件

○議長（新宮領進） 次は、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

### △ 市長発言申出

○市長（豊留悦男） お時間をいただきましてありがとうございます。定住自立圏構想推進要綱

第4の規定に基づき、定住自立圏構想に取り組むに当たりその要件となっております中心市宣言を、ただいまから朗読をさせていただきます。

指宿市定住自立圏中心市宣言。

平成18年1月1日の広域市町村合併により、旧指宿市、旧山川町及び旧開聞町の1市2町が合併し誕生した新指宿市は、鹿児島県の薩摩半島最南端に位置し、東部は鹿児島湾に、南部は東シナ海に面しており、西部は南九州市に、北部には県都である鹿児島市に接しています。

合併前の旧1市2町は、昭和46年に広域市町村圏の設定（旧頬娃町を含める）がなされて以降、旧市町一体となって振興計画を策定し、圏域の総合的な振興を図ってきたところであり、日常生活圏や経済圏を同じくする地域として、ごみ処理や消防などの広域的な行政運営に取り組んできました。

現在、我が国においては、今後の急速な総人口の減少が見込まれる中で、地方圏のみならず三大都市圏においても人口が減少するという過密なき過疎の時代が到来したと言われています。特に地方圏は少子高齢化の進行による地域活力の低下や若者の人口流出等に歯止めがかからず、その将来は極めて厳しいものと予想されています。

本市においても、そのような動きが進行してきており、本市の基幹産業である農林水産業や観光産業の担い手の確保や関連する地場産業の活性化、地域医療や地域交通の維持確保等が重要な課題となっています。本圏域は合併前から経済や文化をはじめ、通勤、通学や住民の日常生活において、強い結び付きを持っていましたが、今後、社会経済情勢が一層厳しくなることが見込まれる中、各地域がそれぞれの個性や特性を生かし、役割分担しながら一層連携を強化し、圏域全体の活性化に取り組む必要があります。

このため、ここに合併前の旧指宿市を中心地域とし、旧2町を連携地域とした指宿市定住自立圏の構築を掲げ、集約とネットワークの考え方の下に人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の結び付きや魅力を高めて、市民が住むことに喜びを感じるとともに誇りを持てるまちづくりに取り組むことを宣言します。

平成27年12月18日

指宿市長 豊留悦男

### △ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成27年第4回指宿市議会定例会を閉会いたしま

す。

閉会 午前 1時 24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 新宮領 進

議員 下川床 泉

議員 外蘭 幸吉